

ご利用にあたって  
目次

用語解説

注意喚起情報

契約申込の際に、特にご注意ください  
いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの  
重要な事項を記載しています。

約款別表(抜粋)

約 款

契約のとりきめを記載したものです。



約款の内容は、同封のCD-ROMにより  
確認することができます。

ご自宅などにパソコンをお持ちでない場合などで  
約款(冊子版)をご希望される場合は、当社の担当  
者またはコールセンターまでご連絡ください。

# ご契約のしおり

注意喚起情報・ご契約のしおり・約款

2020年12月版

本冊子の構成・内容は右記のとおりです。▶

# ご利用にあたって

▼ お申込の主契約に  チェックして、内容を確認ください。

	主契約名称	販売名称	主なしくみ				主な保障内容の見直し			参照ページ
			保障内容	更新	契約者 配当金	解約 払戻金	契約 転換	契約 承継	契約 変換	
<input type="checkbox"/>	● 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)	Rタイプ	死亡・高度障がい保障	○			○		○	54 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	Lタイプα	死亡・高度障がい保障			△			○	56 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当歳満期定期保険 (低解約払戻金型)	低SV-Lタイプ	死亡・高度障がい保障			○	○			58 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)	生活障がい保障型 Lタイプ	死亡・高度障がい保障			○				60 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当通減定期保険	Dタイプ	死亡・高度障がい保障	○			○	○		62 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当通減定期保険 (保険料通減・無解約払戻金型)	Dタイプ (保険料通減型)	死亡・高度障がい保障							64 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当通増定期保険 (初期低解約払戻金型)	新通増 50	死亡・高度障がい保障				○			67 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当終身保険	終身保険	死亡・高度障がい保障				○	○	○	70 頁
<input type="checkbox"/>	(保険料の払込が一時払の場合)	ライフギフト					○			72 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当一時払通増終身保険	ライフギフトα	死亡保障				○			73 頁
<input type="checkbox"/>	● 養老保険	養老保険	生存保障 死亡・高度障がい保障			○	○	○		74 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当個人年金保険	個人年金保険	生存保障 (死亡保障) ※1				○	○		76 頁

- この冊子において、主契約名称に代えて販売名称を使用して説明をすることがあります。  
また、保険料の払込が一時払の場合の無配当終身保険を「無配当一時払終身保険」と表記することがあります。
- 「解約払戻金」については、解約払戻金がある商品でも、契約内容によっては解約払戻金がゼロまたはごく少額となる場合があります。  
また、「解約払戻金」に△の表示のあるものは次の事項を確認ください。
  - 保険料払込中無解約払戻金型の保険種類は、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
  - 解約払戻金抑制割合指定型の保険種類は、解約払戻金抑制割合に応じて解約払戻金が抑制され、またはゼロとなります。
- 「契約転換」、「契約承継」、「契約変換」については、それぞれの制度で「新しい契約」となることが可能な保険種類に○を付けています。
- ※1 の死亡保障について、支払われる金額は契約後の経過月数に応じた金額となります。  
無配当個人年金保険普通保険約款に添付されている【【参考】死亡給付金額の計算】を参照ください。

※ 各保険種類の最新の販売状況については当社までお問い合わせください。

	主契約名称	販売名称	主なしくみ				主な保障内容の見直し			参照 ページ
			保障内容	更新	契約者 配当金	解約 払戻金	契約 転換	契約 承継	契約 変換	
<input type="checkbox"/>	● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)	Jタイプ (無解約払戻金 ・無死亡給付金型)	重大疾病保障	○					○	79 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	Jタイプα	重大疾病保障 (死亡保障) ※2			△			○	83 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 無解約払戻金型)	Tタイプ (無解約払戻金・ 無死亡給付金型)	就業障がい保障	○					○	87 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 解約払戻金抑制割合指定型)	Tタイプα	就業障がい保障 (死亡保障) ※2			△			○	89 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	Mタイプ	入院・手術・ 放射線治療保障	○		△				92 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当介護収入保障保険 (無解約払戻金型)	収入リリーフ	死亡保障 高度障がい保障 介護保障 生存保障							97 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	介護リリーフα	介護保障 (死亡保障) ※2			△				100 頁

- この冊子では、「障がい」を「障害」と同じ意味で使用しており、法律・政令・規則などの法令や、約款で「障害」が使用されている場合についても同様です。なお、この冊子のほか、設計書 [契約概要] などでも「障がい」の表記を使用して説明をすることがあります。
- ※2の死亡保障について、支払われる金額は死亡した日の解約払戻金額となります。
- 「更新」については、無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合、保険期間を年満期で定めた契約が対象です。

▼ お申込の特約・特則に  チェックして、内容を確認ください。

	正式名称	保障内容	参照ページ
<input type="checkbox"/>	● 無配当災害割増特約	災害死亡保障 災害高度障がい保障	111 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当傷害特約	身体障がい保障	112 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当災害入院保障特約	災害入院保障	113 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）	重大疾病保障	114 頁
<input type="checkbox"/>	● 災害死亡保障特則 ● 災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）	災害死亡保障	91 頁 88 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	入院保障	116 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	特定疾病入院保障	117 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	特定手術保障	118 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	先進医療保障	119 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約 （特定難病用・保険料不要型）	特定難病治療保障	120 頁
<input type="checkbox"/>	● 無配当終身介護給付特約 （軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）	介護保障 （死亡保障）※3	121 頁
<input type="checkbox"/>	● リビング・ニーズ特約 ● リビング・ニーズ特約（無配当保険用）	余命6ヵ月以内と判断される 場合の生前給付	123 頁

- 上記の特約・特則のほか、契約転換または契約変換の際に、無配当総合医療特約（124 ページ）、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）（124 ページ）、または無配当入院初期割増給付特約（116 ページ）を付加することができます。
- その他の特約は、「その他の特約」（128 ページ）を参照ください。
- 付加された特約および適用された特則は、後日送付される保険証券などで確認ください。
- ※3 の死亡保障について、支払われる金額は死亡した日の解約払戻金額となります。なお、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

# 目次

目的別目次	8
-------	---

用語解説	10
------	----

注意喚起情報	15
--------	----

注意喚起情報	16
--------	----

1. クーリング・オフ（「申込の撤回」または「契約の解除」）	16
2. 告知義務	16
3. 手続内容などの確認	16
4. 保障が開始される日（給付責任開始の日）	17
5. 第1回保険料の払込猶予期間	18
6. 保険契約を解約・減額して新しい契約に加入する場合（乗換）の不利益事項	19
7. 契約転換の場合の不利益事項	19
8. 変換基準日	20
9. 契約変換の場合の不利益事項	21
10. 公的介護保険制度における要介護認定の留意事項	22
11. 保険金・給付金などが支払われない場合	23
12. 死亡保障がない商品	24
13. 保険料払込期間中の死亡保障がない商品	24
14. 疾病による死亡保障がない商品	25
15. 高度障がい保障がない商品	25
16. 保険料の払込の免除がない商品	25
17. がんに対する保障がない場合	26
18. 保険料の払込と契約の失効	26
19. 更新	27
20. 解約	28
21. 契約者を変更する場合の制限（Mタイプなど）	29
22. 団体・集団扱の注意事項	29
23. 保険金・給付金などの請求手続などの留意事項	30
24. 支払事由の変更	31
25. 保険金額などの削減	31
26. お客様の個人情報の取扱	31

ご契約のしおり	33
---------	----

契約に際して	34
--------	----

1. 申込手続の際の留意点	34
2. クーリング・オフ制度	35
3. 告知義務	36
4. 保障が開始される日（給付責任開始の日）	38
5. 手続内容などの確認	41
6. 契約転換	42
7. 契約承継	44
8. 契約変換	45
9. 乗換・追加契約	49
10. 健康体割引特約	50
11. 高額割引制度	52

しくみと保障内容	54
1. 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	54
2. 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	56
3. 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	58
4. 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	60
5. 無配当遡減定期保険	62
6. 無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）	64
7. 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）	67
8. 無配当終身保険	70
9. 無配当終身保険 [保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合]	72
10. 無配当一時払遡増終身保険	73
11. 養老保険	74
12. 無配当個人年金保険	76
13. 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	79
14. 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	83
15. 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）	87
16. 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	89
17. 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	92
18. 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	97
19. 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）	100
20. 付加できる特約	103
21. 無配当災害割増特約	111
22. 無配当傷害特約	112
23. 無配当災害入院保障特約	113
24. 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）	114
25. 無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	116
26. 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	117
27. 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	118
28. 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	119
29. 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）	120
30. 無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）	121
31. リビング・ニース特約、リビング・ニース特約（無配当保険用）	123
32. 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	124
33. その他の特約	128
保険金・給付金などの支払	130
1. 保険金・給付金などの請求	130
2. 年金の請求（無配当個人年金保険）	132
3. 指定代理請求人の指定	133
4. 保険金・給付金の受取方法	134
5. 支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）	135
6. 支払額などが削減される場合	140
7. 保険金・給付金などが支払されない場合	142
8. 支払に関する具体的事例	144

契約後について	160
契約後における取扱内容（一覧）	160
1. 保険料の払込方法	164
2. 保険料の払込猶予期間と契約の失効	166
3. 契約の更新	168
4. 契約者配当金（養老保険）	171
5. 保険期間・保険料払込期間の短縮	172
6. 年金の種類の変更（無配当個人年金保険）	173
7. 保険金額などの減額	174
8. 払済保険への変更	176
9. 契約者に対する現金貸付（契約者貸付）	179
10. 契約の解約	181
11. 支払事由の変更	185
12. 保障内容の見直し	186
13. 保障内容移行	186
14. 他の保険種類への変更（無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)）	188
15. 契約者・受取人の変更	189
16. 住所などに変更があった場合	190
17. 生命保険料控除・保険金などの税務取扱	191
取扱基準	196
1. 減額後の最低金額・取扱単位	196
2. 年金支払特約の取扱	198
3. 健康体割引特約の取扱	200
4. 保険金・給付金をすえ置いて受け取る場合の取扱	201
5. 高額割引制度の取扱	202
6. 払済保険の最低保険金額など	203
7. 契約者貸付の取扱	203
個人情報の取扱・契約者保護	204
1. 個人情報の取扱	204
2. 契約内容登録制度・契約内容照会制度	205
3. 支払査定時照会制度	206
4. 保険金額・給付金額・年金年額などの削減	206
5. 生命保険契約者保護機構	207
解約払戻金額列表	210
責任準備金額列表	218

約款別表（抜粋）	225
約款別表（抜粋）	226
1. 対象となる不慮の事故	226
2. 対象となる高度障がい状態	227
3. 対象となる身体障がい状態	227
4. 介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱	228
5. 対象となる要介護状態	228
6. 対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態	230
7. 対象となる軽度以上の要介護状態	232
8. 対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）	234
9. 対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）	236
10. 薬物依存	238
11. 対象となる特定疾病（平成6年10月12日総務庁告示第75号準拠版）	238
12. 対象となる特定疾病（平成21年3月23日総務省告示第176号準拠版）	239
13. 対象となる感染症	239
14. 障がい給付倍率表	240
15. 身体部位の説明図（対象となる高度障がい状態・対象となる身体障がい状態）	242

# 目的別目次

▼ 次のような場合には、ご案内のページをご覧ください。

## 契約に際して

いつから保障  
されるか

知りたい



「保障が開始される日  
(給付責任開始の日)」

をご覧ください

38

ページ

申込を撤回

したい



「クーリング・オフ制度」

をご覧ください

35

ページ

告知義務

について知りたい



「告知義務」

をご覧ください

36

ページ

保険用語

の意味がわからない



「用語解説」

をご覧ください

10

ページ

## 保険料の払込について

保険料の  
払込方法を変えたい

「保険料の払込方法」

をご覧ください



164

ページ

保険料の  
払込が遅れそう

「保険料の払込猶予期間と  
契約の失効」

をご覧ください



166

ページ

保険料の  
負担を軽減したい

「保険期間・保険料払込期間の短縮」

「保険金額などの減額」

「払済保険への変更」

をご覧ください



172~176

ページ

保険金・給付金などの支払について

保障内容

を確認したい



「しくみと保障内容」  
をご覧ください

54～128  
ページ

保険金・給付金などを  
受け取れない場合

を知りたい



「支払事由に該当しても支払われない場合  
など（免責事由）」  
「支払額などが削減される場合」  
「保険金・給付金などが  
支払われない場合」

135～142  
ページ

をご覧ください

保険金・給付金などの

請求手続

を知りたい



「保険金・給付金などの請求」  
「年金の請求（無配当個人年金  
保険）」  
「指定代理請求人の指定」  
をご覧ください

130～133  
ページ

契約後の取扱について

契約を  
解約したい



「契約の解約」  
をご覧ください

181  
ページ

契約者や受取人を  
変更したい



「契約者・受取人の変更」  
をご覧ください

189  
ページ

急に  
お金が必要  
になった



「契約者に対する現金貸付  
（契約者貸付）」  
をご覧ください

179  
ページ

住所や名前が  
変わった



「住所などに変更があった場合」  
をご覧ください

190  
ページ

※ 保険種類によって契約後の取扱は異なります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160 ページ）で確認ください。

# 用語解説

▼ この冊子で使用されている用語について解説します。

う	受取人 うけとりんにん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金・給付金・年金を受け取るのことをいいます。</li> </ul>
か	介護保険金・介護年金 かいごほけんきん・かいごねんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が公的介護保険制度の要介護3以上に該当していると認定された場合または所定の要介護状態が180日以上継続したと診断確定されたときに、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
	解除 かいじょ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 告知義務違反があった場合などに、当社が契約を将来に向かって消滅させることをいいます。</li> </ul>
	解約 かいやく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約者が契約を将来に向かって消滅させることをいいます。</li> <li>● 解約した場合、以後の保障はなくなります。</li> </ul>
	解約払戻金 かいやくはらいもどしきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約を解約した場合などに、契約者に払い戻されるお金のことをいいます。</li> </ul>
	解約払戻金抑制割合 かいやくはらいもどしきんよくせいわりあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解約払戻金を抑制する割合のことをいい、0～100%まで（保険期間が91歳～100歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。</li> <li>● 解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、解約払戻金はゼロになります。</li> </ul>
	がん以外の給付責任開始の日 がんにがいのきゅうふせきにんかいしのひ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）」、「無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）」の保障のうち、所定のがんへの罹患による重大疾病保険金の支払以外の保障が開始される日のことをいいます。</li> </ul>
	がんの給付責任開始の日 がんのきゅうふせきにんかいしのひ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）」、「無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）」の保障のうち、所定のがんへの罹患による重大疾病保険金の支払の保障が開始される日のことをいいます。 「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日です。</li> </ul>
き	基準年金年額 きじゅんねんきんねんがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）」の死亡年金などの支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。</li> </ul>
	基本年金年額 きほんねんきんねんがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当個人年金保険」の年金などの支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。</li> </ul>
	基本保険金額 きほんほけんきんがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当遡減定期保険」、「無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）」、「無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）」、「無配当一時払遡増終身保険」の死亡保険金などの支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。</li> </ul>
	給付金 きゅうふきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不慮の事故や疾病により入院や手術をしたときなどに当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
	給付責任開始の日 きゅうふせきにんかいしのひ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の保障が開始される日のことをいいます。</li> </ul>
け	契約応当日 けいやくおうとうび	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約日に応当する年単位の日のことをいいます。 たとえば、契約日が2020年4月1日の契約の場合、契約応当日は、毎年の4月1日です。 また、毎月のまたは半年ごとの契約日の応当日という場合は、それぞれ月単位または半年単位の契約日に応当する日のことをいいます。</li> </ul>
	契約者 けいやくしゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「保険契約者」を参照ください。</li> </ul>

契約者貸付 けいやくしゃかしつけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解約払戻金の一定範囲内で、契約者が貸付を受けることができる制度のことをいいます。</li> </ul>
契約者配当金 けいやくしゃはいとうきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社の毎年の決算により生じた利益金から、契約者に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
契約承継 けいやくしょうけい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の当社の契約の責任準備金などを承継価格として、ご家族や企業内の別の役員の新しい契約の一部に充当する制度のことをいいます。</li> </ul>
契約転換 けいやくてんかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の当社の契約の責任準備金などを転換価格として、新しい契約の一部に充当する制度のことをいいます。</li> </ul>
契約日 けいやくび	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間の起算日であり、保険料や年齢の計算の基準となる日のことをいいます。(更新した場合は更新日が更新後の保険期間の起算日となり、更新後の保険料や年齢の計算の基準となります。)</li> <li>● 契約日は契約締結の際の給付責任開始の日と同日としますが、保険料の払込方法によっては、「給付責任開始の日の属する月の翌月 1 日」などの別の日を契約日とすることがあります。(「無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)」、「無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)」では「給付責任開始の日」を「がん以外の給付責任開始の日」と読み替えます。)</li> </ul>
契約変換 けいやくへんかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の当社の契約を新しい契約に変更する際に、保険金などの支払について、現在の契約の保険期間と新しい契約の保険期間とを 1 つの保険期間とみなして取り扱う制度のことをいいます。</li> </ul>
減額 げんがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保障額を減らすことをいいます。減額部分は解約したものととして取り扱います。</li> </ul>
健康祝金 けんこういわいきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当介護収入保障保険(無解約払戻金型)」で、被保険者が保険期間満了まで死亡年金などの支払事由に該当しなかったときに、当社から契約者に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
こ 更新 こうしん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間が年満期で定められている契約で、保険期間が満了した場合に所定の範囲内で契約が継続されることをいいます。</li> <li>● 更新した場合、更新後の契約には、更新日における約款が適用され、また、更新後の保険料は更新日における被保険者の年齢と保険料率をもとに計算されます。</li> </ul>
高度障がい保険金・ 高度障がい年金 こうどしょうがいほけんきん・ こうどしょうがいねんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、両眼の失明などの、約款に定められた高度障がい状態に該当したときに、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
告知義務 こくちぎむ 告知義務違反 こくちぎむいはん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、自身の健康状態など当社が質問する事項について、事実をありのままに正しくもれなく告知する義務のことを、「告知義務」といいます。</li> <li>● 当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったり、事実と異なる内容の告知をした場合には、「告知義務違反」として契約が解除されることがあります。</li> </ul>
し 失効 しっこう	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料の払込がないまま払込猶予期間を過ぎた場合に、契約の効力が失われ、保障がなくなることをいいます。</li> <li>● 契約者貸付の元利合計額が解約払戻金をこえ、かつ所定の金額の払込がなかった場合にも契約は失効します。</li> </ul>
指定代理請求人 していだいりせいきゅうにん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が受取人である保険金などを、受取人が請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として請求することができる人のことをいい、あらかじめ契約者が指定します。</li> </ul>

<b>支払事由</b> しはらいじゆう	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金・給付金などが支払われる場合のことをいいます。</li> </ul>	
<b>死亡保険金・死亡給付金・死亡年金</b> しぼうほけんきん・しぼうきゅうふきん・しぼうねんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が死亡したときに当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>	
<b>就業障がい保険金</b> しゅうぎょうしょうがいほけんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）」、「無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）」で、被保険者が身体障がい者福祉法に定める1～3級の障がいに該当し、身体障がい者手帳が交付された場合に、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>	
<b>重大疾病保険金</b> じゅうだいいっぺいほけんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）」、「無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）」で、被保険者が所定の悪性新生物に罹患した場合、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態となった場合に、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>	
<b>主契約</b> しゅけいやく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。</li> </ul>	
<b>承継価格</b> しょうけいかかく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「契約承継」を利用する場合に、新しい契約に充当される現在の当社の契約の責任準備金などのことをいいます。</li> </ul>	
<b>診断</b> しんだん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社が契約を引き受けるか判断するために、当社が指定する医師が問診、検診などをすることをいいます。（なお、申込の内容によっては医師による診断以外の方法によって判断することもあります。）</li> </ul>	
<b>せ</b>	<b>生活障がい保険金</b> せいかつしょうがいほけんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）」で、被保険者が、両眼の失明などの、約款に定められた高度障がい状態に該当したときや、所定の要介護状態が継続し回復が見込まれないと医師により診断されたときに、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
<b>生命保険募集人</b> せいめいほけんぼしゅうにん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お客さまと当社との保険契約の締結の媒介を行なう者のことをいいます。営業職員や募集代理店の担当者のことを指します。</li> </ul>	
<b>責任準備金</b> せきにんじゅんびきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の保険金・給付金などを支払うために、保険料のなかから積み立てられる積立金のことをいいます。</li> </ul>	
<b>た</b>	<b>第1回保険料</b> だいいっかいほけんりょう <b>第1回保険料相当額</b> だいいっかいほけんりょうそうとうがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の申込の際に、契約者が当社へ払い込むお金のことを第1回保険料相当額といます。</li> <li>● 契約が成立した場合、第1回保険料相当額は第1回保険料に充当されます。</li> </ul>
<b>単位入院給付金額</b> たんにいゅういんきゅうふきんがく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）」などの保険料や受取人に支払われる給付金の額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。</li> </ul>	
<b>て</b>	<b>転換価格</b> てんかにかかく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「契約転換」を利用する場合に、新しい契約に充当される現在の当社の契約の責任準備金などのことをいいます。</li> </ul>
<b>と</b>	<b>特則</b> とくそく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主契約の保障内容の追加・制限や、主契約の契約内容における特定の取扱の補足などを目的として主契約に適用するものをいいます。</li> </ul>
<b>特約</b> とくやく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主契約の保障内容をさらに充実させるなど、主契約と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加する契約内容のことをいいます。</li> </ul>	

	取消 とりけし	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者などの詐欺行為が判明した場合に、当社が、契約をなかったものとするをいいます。</li> <li>当社は、契約者からすでに払い込まれた保険料を返金しません。</li> </ul>
ね	年金 ねんきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>「無配当個人年金保険」で、年金開始日以後、毎年、被保険者が生存している場合に、一定期間または生涯にわたって、当社から受取人に支払われるお金のことをいいます。</li> </ul>
	年金開始日 ねんきんかいしび	<ul style="list-style-type: none"> <li>「無配当個人年金保険」で、第1回目の年金が支払われる日のことをいいます。被保険者の年齢が年金支払開始年齢となった直後に到来する契約応当日となります。</li> </ul>
	年金支払期日 ねんきんしはらいきじつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金を支払う基準となる日のことをいいます。</li> <li>「無配当個人年金保険」の場合、第1回目の年金支払期日は年金開始日、第2回目以後の年金支払期日は年金開始日の毎年の応当日です。</li> <li>「無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）」の場合、第1回目の年金支払期日は支払事由に該当した日、第2回目以後の年金支払期日は支払事由に該当した日の毎年の応当日です。</li> </ul>
の	乗換 のりかえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在加入している当社または他社の契約や特約を解約・減額し、新しい契約に加入することをいいます。</li> </ul>
は	払込期月 はらいこみきげつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が当社へ保険料を払い込む月のことをいい、払込期月の基準日の属する月の初日から末日までです。</li> </ul>
	払込期月の基準日 はらいこみきげつのきじゅんぴ	<ul style="list-style-type: none"> <li>払込期月や払込猶予期間の基準となる日のことをいいます。</li> <li>保険料の払込方法〈回数〉が月払のときは「契約日の毎月の応当日」、半年払のときは「契約日の半年ごとの応当日」、年払のときは「契約日の毎年の応当日」をいいます。</li> </ul>
	払込猶予期間 はらいこみゆうよきかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の応当日（または翌々月の末日）までの期間をいいます。</li> <li>払込期月中に保険料が払い込まれない場合でも、払込猶予期間中は、保障が継続します。</li> </ul>
	払済保険への変更 はらいずみほけんへのへんこう	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が以後の保険料の払込を停止し、保険料払込済の保険に変更することをいいます。</li> <li>変更後の保険金額などは、変更前の契約の解約払戻金額などによって決まります。（保険金額などは、通常変更前より低くなります。）</li> </ul>
ひ	被保険者 ひほけんしゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険の保障（保険）の対象となる人のことをいいます。</li> </ul>
ふ	普通保険約款 ふつうほけんやっかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款のうち、基本的なとりきめを記載したものをいいます。</li> </ul>
	復活 ふっかつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>失効した契約をもとの有効な状態に戻すことをいいます。</li> <li>あらためて告知が必要です。また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。（被保険者の健康状態によっては復活できない場合があります。）</li> </ul>
	不慮の事故 ふりよのじこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款に定められた「急激かつ偶発的な外来」の事故のことをいいます。</li> </ul>

へ	変換基準日 へんかんきじゅんび	<ul style="list-style-type: none"> <li>「契約変換」を利用する場合に、新しい契約の保障が開始される日のことをいいます。</li> </ul>
ほ	保険期間 ほけんきかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が契約の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。</li> <li>保険期間の定め方は、契約日または更新日からの年数を基準として定める方法(年満期)、契約応当日における被保険者の年齢を基準として定める方法(歳満期)、または終身とする方法があります。</li> </ul>
	保険契約者 ほけんけいやくしゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社と保険契約を締結し、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。</li> <li>本冊子のうち、「注意喚起情報」・「ご契約のしおり」では「契約者」と略称しています。</li> </ul>
	保険証券 ほけんしょうけん	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約の保険金額や保険料などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。</li> </ul>
	保険料 ほけんりょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が当社へ払い込むお金のことをいいます。</li> </ul>
	保険料の前納 ほけんりょうのぜんのう	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が将来の年払保険料を前もってまとめて払い込む方法のことをいいます。</li> <li>前納された保険料はいったん当社が預かり、その預り金の中から毎年の払込期月の基準日ごとに保険料として充当していきます。</li> </ul>
	保険料払込期間 ほけんりょうはらいこみきかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が保険料を当社に払い込む期間のことをいいます。</li> <li>保険料払込期間は契約日または更新日から始まります。</li> </ul>
	保険料率 ほけんりょうりつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。</li> <li>保険料は、基準となる保険金額などに保険料率を乗じて計算されます。</li> </ul>
	ま	満期保険金 まんきほけんきん
む	無効 むこう	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が保険金などを不法に取得する目的で契約を締結したことが判明した場合などに、契約がなかったものとするをいいます。</li> <li>無効となる原因によっては、当社は、すでに払い込まれた保険料を返金しないこともあります。</li> </ul>
め	免責事由 めんせきじゆう	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払事由が発生しても、保険金・給付金などが支払われない場合のことをいいます。</li> </ul>
や	約款 やっかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社があらかじめ定めた保険契約の内容(とりきめ)のことをいいます。約款には「普通保険約款」と「特約」があります。</li> </ul>
よ	予定事業費率 よていじぎょうひりつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を計算するにあたり、契約の締結・維持管理などの事業運営に必要な諸経費を見込みます。その際に用いる事業費率のことをいいます。</li> </ul>
	予定死亡率 よていしぼうりつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を計算するにあたり、過去の統計をもとに性別・年齢別に1年間の死亡者数を予測します。その際に用いる死亡率のことをいいます。</li> </ul>
	予定利率 よていりりつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を計算するにあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込み、その分保険料を割り引きます。その際に用いる利率のことをいいます。</li> </ul>

# 注意喚起情報

の部分には特に重要な事項ですので、契約の申込の際に担当者による口頭説明を行います。（一部の申込手続では、説明動画の視聴に代える場合があります。）



- この「注意喚起情報」（26項目）は、契約の申込に際して特に注意すべき事項を記載しています。契約前に必ずお読みください。
- 保険金・給付金などの支払事由の詳細や契約内容に関する事項は「ご契約のしおり」「約款」に記載しています。ご確認ください。

## ● 相談・照会・苦情などのお問合せ先

大同生命保険株式会社

「コールセンター」 0120-789-501（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人、またはご家族登録制度のご登録者よりお願いします。

この冊子に記載されている商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

〔生命保険相談所〕

電話・文書・来訪で相談・照会・苦情を受け付けます（電子メール・FAXは不可）。  
なお、全国各地の「連絡所」は、電話での受付となります。

（連絡先は <https://www.seiho.or.jp/> より確認ください。）

※〔生命保険相談所〕が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者さまなどと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者さまなどの正当な利益の保護を図っています。

▼ 必ずお読みください。

1

## クーリング・オフ （「申込の撤回」または「契約の解除」）

「ご契約のしおり」 35 ページ



- 「申込日」と「この冊子の交付日」のどちらか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- 当社指定の医師による診断が終了した場合などには、クーリング・オフはできません。

- 次の場合も、クーリング・オフはできません。
  - 債務の実行を保証（担保）するための契約（質権を設定した契約）の場合
  - 契約後の契約内容の変更などの申込（請求）の場合
- クーリング・オフをされた場合、払い込まれた金額を全額お返しします。
- 必ず「ご契約のしおり」35 ページ（クーリング・オフについて保険業法に定める交付書面）を確認ください。

▼ 無配当一時払通増終身保険の場合を除き、必ずお読みください。

2

## 告知義務

「ご契約のしおり」 36 ページ



- 被保険者さまには、ご自身の健康状態・職業など、大同生命が質問する事項について正しく告知する「告知義務」があります。
- 正しく告知しなかった場合、告知義務違反として契約が解除され、**保険金・給付金などが支払われないことがあります。**

- 生命保険募集人には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭で話しただけでは大同生命に告知したことはありません。
- 告知義務違反として契約が解除された場合または詐欺として契約が取り消された場合には、すでに払い込まれた保険料はお返ししません。

### 傷病歴などがある方の引受

- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては契約を引き受けることもあります。また、特別の条件をつけて引き受けることもあれば、引受をお断りすることもあります。

▼ 必ずお読みください。

3

## 手続内容などの確認

「ご契約のしおり」 41 ページ

- 契約の申込手続に際して、大同生命が委託した確認会社などの担当者が、契約者さまや被保険者さまに、電話や訪問により契約の手続内容などの確認をすることがあります。

▼ 契約変換を利用する場合を除き、必ずお読みください。

## 4

## 保障が開始される日 (給付責任開始の日)

「ご契約のしおり」38 ページ



■ 契約の申込を大同生命が承諾した場合に保障が開始される日は、ご契約内容により異なります。  
くわしくは下図をご確認ください。

- 申込の契約には原則「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加します。
- 当特約を付加した場合、「大同生命が申込を受けた日」と「告知日」のどちらか遅い日が保障が開始される日（給付責任開始の日）となります。

【例】「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合・付加しない場合



- 次の点に留意ください。
  - 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）では「給付責任開始の日」を「がん以外の給付責任開始の日」と読み替えます。（以下同様とします。）
  - 無配当一時払終身保険、無配当一時払逡増終身保険では、第1回保険料は「一時払保険料」となります。なお、第1回保険料は第1回保険料相当額を、一時払保険料は一時払保険料相当額を含みます。（以下同様とします。）
- 次の場合、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できないことがあります。
  - これまで第1回保険料の不払込により契約が不成立・無効となったことがある場合
  - 契約転換・契約承継を利用する場合
  - 保険料を前納する場合
  - 無配当一時払終身保険、無配当一時払逡増終身保険の場合
- 無配当一時払逡増終身保険は告知が不要なため、「一時払保険料が払い込まれた日」から保障が開始されます。
- 生命保険募集人には契約締結の代理権がありません。そのため、同時に複数の契約を申し込む場合でも、契約は1契約ごとに大同生命が承諾したときに成立します。

▼ 「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合はお読みください。

# 5

## 第1回保険料の払込猶予期間

「ご契約のしおり 39 ページ



- 第1回保険料は、遅くとも払込猶予期間内に払い込んでください。
- 払込猶予期間満了日まで払込がない場合、契約は不成立または無効となり、保障もなくなります。

- 「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する契約で「第1回保険料の払込期間」および「第1回保険料の払込猶予期間」は次のとおりとなります。

第1回保険料の払込期間	「給付責任開始の日」から「給付責任開始の日の属する月の翌月末日」まで
第1回保険料の払込猶予期間	「払込期間満了日の翌日」から「払込期間満了日の翌日が属する月の翌々月の初日（1日）」まで

【例】「給付責任開始の日」が4/10の場合の第1回保険料の払込期間と払込猶予期間



▼ 契約変換を利用する場合を除き、必ずお読みください。

## 6

## 保険契約を解約・減額して新しい契約に加入する場合（乗換）の不利益事項

「ご契約のしおり」49 ページ



- 保険契約を解約・減額して新しい契約に加入する場合、解約・減額前の契約が大同生命の契約であっても、**保障は新しい契約に引き継がれません。**
- 健康状態などによっては**新しい契約に加入できない**ことがあります。
- **告知が必要**となり、また、**新しい契約の給付責任開始の日が定まります。**そのため、新しい契約において**保険金・給付金などが支払われないなど、不利益となる**ことがあります。

- 新しい契約において、次のような場合、保険金・給付金などが支払われないことがあります。

### 【例】

- 新しい契約の給付責任開始の日より前の発病・事故を原因とする場合
- 新しい契約の給付責任開始の日から2年以内の自殺の場合
- 告知義務違反があった場合
- 新しい契約では、新たな予定利率が適用されることなどにより、保険料が高くなる場合があります。
- 保険契約を解約・減額した際、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 保険契約を解約・減額した際の解約払戻金は、一般的に払込保険料の合計額に比べて少額となります。

▼ 契約転換を利用する場合はお読みください。

## 7

## 契約転換の場合の不利益事項

「ご契約のしおり」42 ページ



- 現在の契約の責任準備金などを新しい契約の一部に充当することを「契約転換」といいます。  
契約転換を利用する場合に**不利益となる**ことがあります。

- 項目6「保険契約を解約・減額して新しい契約に加入する場合（乗換）の不利益事項」に記載されている不利益事項があります。
- 現在の契約が無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を100%に指定している場合、契約転換の際に転換価格に充当される解約払戻金などはありません。
- 無解約払戻金型の保険種類に契約転換した場合、現在の契約において解約払戻金があったとしても、新しい契約においては転換部分も含めて解約払戻金がありません。

▼ 契約変換を利用する場合はお読みください。

## 8

### 変換基準日

「ご契約のしおり」45 ページ



■ 契約変換が成立した場合、「変換基準日」から新しい契約の保障が開始されます。

- 変換基準日は、現在の契約の「契約日の毎月の応当日」から「保険期間満了の日の翌日」までのいずれかの日となります。
- 現在の契約において変換基準日までの保険料が払い込まれない場合、契約変換はできません。
- 契約変換が成立した場合、現在の契約は、付加している特約を含め、変換基準日の前日末に解約されたものとします。
- なお、払込猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないと、新しい契約は失効し、保障はなくなります。現在の契約へ戻すことはできません。

▼ 契約変換を利用する場合はお読みください。

## 9

## 契約変換の場合の不利益事項

「ご契約のしおり」45 ページ



- 現在の契約を「契約変換」して新しい契約に加入する場合、新しい契約において**保険金・給付金の一部が支払われないなど、不利益となる**ことがあります。

- 新しい契約において保険金・給付金が支払われることとなっても、次のような場合には、所定の金額が控除されることがあります。

定期保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変換基準日から2年以内の自殺の場合</li> <li>● 変換基準日より前の傷害・疾病を原因として高度障がい状態となった場合</li> </ul>
重大疾病保障保険、 重大疾病治療給付特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変換基準日から90日以内に所定のがんに罹患した場合</li> <li>● 変換基準日より前の疾病を原因として急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合</li> </ul>
就業障がい保障保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変換基準日より前の傷害・疾病を原因として就業障がい状態となった場合</li> </ul>

- 新しい契約において、契約変換時の告知に際して告知義務違反があった場合、所定の金額部分が解除されます。
- 新しい契約の保険料の払込の免除は、変換基準日以後に発生した原因により保険料の払込の免除事由に該当した場合に限ります。
- 新しい契約では、新たな予定利率が適用されることなどにより、保険料が高くなる場合があります。
- 現在の契約の一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 契約変換に際して解約払戻金が支払われる場合、その金額は一般的に払込保険料の合計額に比べて少額となります。また、現在の契約が無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を100%に指定している場合、契約変換の際の解約払戻金はありません。

## 現在の契約に給付特約（保障内容を充実させる特約）を付加している場合

- 新しい契約に引き続き給付特約を付加する場合、給付特約の支払限度は、契約変換の前と後を通算します。
- 新しい契約に引き続き給付特約を付加する際、特約の変更が必要となる場合があります。このとき、次の例のように保障内容の変更が生じることがあります。
  - 1入院の支払限度日数の変更
  - 手術給付金の対象となる手術や支払倍率の変更
  - 放射線治療に対する給付金の支払倍率の変更
- 現在の契約に付加している給付特約を新しい契約に付加できない場合があります。

## 現在の契約に健康体割引特約を付加している場合

- 新しい契約に引き続き健康体割引特約を付加する場合、あらためて医師の診断が必要です。

- ▼ 次の契約の場合はお読みください。
- ・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）
  - ・無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）
  - ・無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）

10

## 公的介護保険制度における 要介護認定の留意事項

「ご契約のしおり」

97・100・121 ページ



- **40 歳から 64 歳までは介護保険法施行令が定める「特定疾病」を原因に要介護状態となった場合のみ、公的介護保険制度の要介護認定の対象となります。**

- 介護保険金および介護年金は公的介護保険制度の要介護 3 以上、介護給付金は公的介護保険制度の要介護 1 以上に該当していると認定されたときに支払われます。
- 公的介護保険制度や介護保険法施行令の改正により、特定疾病の対象や公的介護保険制度の要介護認定の該当基準が変動する場合があります。
- なお、**無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）** および **無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）** は、上記のほか約款に定められた所定の要介護状態が 180 日以上継続したと診断確定された場合にも介護保険金などが支払われます。

▼ 必ずお読みください。

11

## 保険金・給付金などが支払われない場合

「ご契約のしおり」135・142ページ



- **保険金や給付金などが支払われない**ことがあります。  
くわしくは下表をご確認ください。

- 次のような場合、保険金・給付金などが支払われないことがあります。

支払事由に非該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主契約および特約の支払事由に非該当の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 高度障がい保険金・就業障がい保険金・入院給付金・特約の給付金などにおいて、給付責任開始の日より前に発病した疾病・特定難病や発生した事故を原因とする場合</li> <li>- 重大疾病保険金において、がん以外の給付責任開始の日より前の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病した場合</li> </ul> </li> </ul>
免責事由に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付責任開始の日から2年以内の被保険者の自殺による場合</li> <li>● 契約者や受取人の故意による場合</li> </ul>
契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 告知義務違反の場合</li> <li>● 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こした場合</li> <li>● 契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合</li> </ul>
契約の取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 詐欺によって契約の締結・復活を行なった場合</li> </ul>
契約の無効	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金・給付金などの不法取得を目的として、契約の締結・復活を行なった場合</li> </ul>
契約の失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料の払込がない場合</li> </ul>

無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合

- 上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌、陳旧性心筋梗塞、狭心症は、重大疾病保険金の支払対象となる所定の悪性新生物や急性心筋梗塞に該当しないため、重大疾病保険金は支払われません。「ご契約のしおり」79・83ページを確認ください。

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）の場合

- 先進医療とは厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行なわれるものに限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術や実施している医療機関などは随時見直されるため、保険期間中に給付対象となる先進医療が変更となる場合があります。
- 上記以外の病院・診療所で受けた先進医療と同等の手術や、「患者申出療養」としての受療は先進医療とはならないため、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金は支払われません。「ご契約のしおり」94、119、126ページを確認ください。

- ▼ 次の契約の場合はお読みください。
- ・無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
  - ・無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）
  - ・無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

## 12

### 死亡保障がない商品

「ご契約のしおり」  
79・83・92 ページ



- 被保険者さまの**死亡に対する保障はありません**。
- 保険期間中または保険料払込期間中に被保険者さまが**死亡した場合でも、払戻金はありません**。

- 次の契約の場合、以下の点に注意ください。

無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間中の解約払戻金がないので、保険期間中の被保険者の<b>死亡に対する保障や死亡した場合の払戻金はありません</b>。</li> </ul>
無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型) で 解約払戻金抑制割合を 100%に 指定した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間中の解約払戻金がないので、保険期間中の被保険者の<b>死亡に対する保障や死亡した場合の払戻金はありません</b>。</li> </ul>
無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料払込期間中の解約払戻金がないので、保険料払込期間中の被保険者の<b>死亡に対する保障や死亡した場合の払戻金はありません</b>。</li> </ul>

- ▼ 次の契約の場合はお読みください。
- ・無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）

## 13

### 保険料払込期間中の死亡保障がない商品

「ご契約のしおり」100 ページ



- 保険料払込期間中の被保険者さまの**死亡に対する保障はありません**。
- 保険料払込期間中に被保険者さまが**死亡した場合でも、払戻金はありません**。

## ▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）
- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）

## 14

## 疾病による死亡保障がない商品

「ご契約のしおり」87・89 ページ



- 被保険者さまの**不慮の事故以外を原因とする死亡に対する保障はありません。**
- 無解約払戻金型および解約払戻金抑制割合指定型で解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、保険期間中の解約払戻金がないので、保険期間中に被保険者さまが**不慮の事故以外を原因として死亡した場合でも、払戻金はありません。**

- 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）には災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が、無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）には解約払戻金抑制割合に応じて災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されます。
- 災害死亡保障特則および災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）は不慮の事故による死亡を保障します。

## ▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当一時払増終身保険

## 15

## 高度障がい保障がない商品

「ご契約のしおり」73 ページ



- 被保険者さまの**高度障がいに対する保障はありません。**

## ▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）
- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）

## 16

## 保険料の払込の免除がない商品

「ご契約のしおり」87・89 ページ



- この商品には**保険料の払込の免除がありません。**

- ▼ 次の契約の場合はお読みください。
  - ・無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
  - ・無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）
  - ・無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）

## 17

### がんに対する保障がない場合

「ご契約のしおり」

79・83・114 ページ



- がんに対する保障は「がん以外の給付責任開始の日」から 90 日を経過した日の翌日から始まります。この日を「がんの給付責任開始の日」といいます。
- ただし、「がんの給付責任開始の日」より前に被保険者さまが所定のがんにかかったことがある場合、「がんの給付責任開始の日」以後も**がんに対する保障はありません**。なお、がんに対する保障がなくても、**保険料は変わりません**。

- 「がんの給付責任開始の日」より前に所定のがんにかかったことがある場合は、次のとおりとなります。（※）
  - 悪性新生物にかかったことがある場合、主契約・特約ともに悪性新生物に対する保障はありません。
  - 上皮内癌・皮膚癌にかかったことがある場合、特約の上皮内癌・皮膚癌に対する保障はありません。

なお、急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障は継続します。
- （※）この場合、診断確定された日から 180 日以内に申出があれば、がんの保障がない状態で契約を継続するのではなく、契約をなかつたものとすることができます。（すでに払い込まれた保険料はお返しします。）

- ▼ 無配当一時払終身保険と無配当一時払逡増終身保険の場合を除き、必ずお読みください。

## 18

### 保険料の払込と契約の失効

「ご契約のしおり」166 ページ



- 保険料は払込期月内に払い込んでください。
- 払込期月内に払込がない場合のために払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに払込がない場合、契約は失効し、**保障がなくなります**。

- 失効日から所定の年数以内であれば、契約の復活を申し込むことができます。
  - 健康状態などによっては、復活できない場合があります。
  - 復活の手続、給付責任開始の日などを「ご契約のしおり」で確認ください。
- 無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類のうち解約払戻金抑制割合を 100%に指定している場合で、保険期間が長期の契約では、次の点に注意ください。
  - 契約を有効に継続するには、長期にわたる継続的な保険料の払込が必要です。無理のない保険料になっていることを十分に確認のうえ申込ください。
  - 契約が失効した場合、払戻金はありません。

▼ 更新のある契約の場合はお読みください。

## 19

## 更新

「ご契約のしおり」168 ページ



■ 更新後の保険料は、更新時の被保険者さまの年齢や保険料率で計算されますので、同じ保障内容の場合でも、**更新前の保険料より通常高くなります。**

- 保険期間満了日の2週間前までに契約を継続しない申出がない限り、契約は更新されます。
- 更新の有無は保険種類によって異なります。また、特別の条件のついた契約など、契約によっては更新を取り扱わない場合があります。
- 次の契約の場合、以下の点に注意ください。

無配当逡減定期保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更新後の保険料は、更新前より基本保険金額が小さくても、<u>更新前の保険料より高くなる</u>ことがあります。</li> <li>● 更新後の基本保険金額が更新前より小さくなる結果、<u>付加された特約の保険金額・給付金額も減額される</u>場合があります。</li> </ul>
健康体割引特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、<u>更新は取り扱い</u>ません。 なお、新たに付加する場合、告知や診断の内容が付加要件を満たすことが必要です。</li> </ul>

▼ 必ずお読みください。

20

解約

「ご契約のしおり」181 ページ



- **解約払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額を下回ります。特に、契約後短期間で解約した場合、解約払戻金はゼロまたはごく少額になります。**
- また、**解約払戻金がない**保険種類などもあります。くわしくは下表をご確認ください。

● 次の契約の場合、以下の点に注意ください。

無解約払戻金型の保険種類・特約、 解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で 解約払戻金抑制割合を 100%に指定した 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>解約払戻金はありません。</u>(※)</li> <li>● なお、解約払戻金抑制割合は保険期間中に 変更することはできません。</li> </ul>
解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で 解約払戻金抑制割合を 0.1%~99.9%の 間で指定した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>解約払戻金は解約払戻金抑制割合に応じて 抑制されます。</u>(※)</li> <li>● なお、解約払戻金抑制割合は保険期間中に 変更することはできません。</li> </ul>
保険料払込中無解約払戻金型の保険種類・ 特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>保険料払込期間中の解約払戻金はありません。</u>(※)</li> </ul>
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）、 無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低解約払戻金期間中の解約払戻金は所定 の割合に応じて<u>低く定められています。</u></li> </ul>
無配当通減定期保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解約払戻金はゼロまたはごく少額になりま す。</li> </ul>

(※) 保険期間中（保険料払込中無解約払戻金型の保険種類は保険料払込期間中）の減額、  
保険期間の短縮、契約の解除、失効などの場合でも同様です。

- 解約払戻金の有無・しくみは保険種類ごとに異なります。
- 解約払戻金額は、保険種類、契約時の年齢、性別、経過年数などによって異なります。
- **無解約払戻金型・保険料払込中無解約払戻金型の保険種類および解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を 100%に指定した契約は、解約等をした場合（保険料払込中無解約払戻金型の保険種類は保険料払込期間中に解約等をした場合）でも責任準備金の払戻はありません。責任準備金の払戻がない分、保険料を安くしています。**
- **無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）および無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）は、低解約払戻金期間中の解約払戻金を低く定めることで、保険料を安くしています。解約払戻金額の推移の例示は、「ご契約のしおり」216、217 ページを確認ください。**
- **解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金を抑制した場合、保険料は抑制しない場合に比べて、割安となります。解約払戻金を抑制した場合および抑制しない場合の解約払戻金額の推移の例示は、「ご契約のしおり」210 ページを確認ください。**
- **無解約払戻金型および保険料払込中無解約払戻金型の保険種類については、責任準備金額の推移を例示しています。「ご契約のしおり」218 ページを確認ください。**

## ▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当総合医療特約
- ・無配当総合医療特約（無解約払戻金型）

21

契約者を変更する場合の制限  
(Mタイプなど)

「ご契約のしおり」189 ページ



- 契約者を法人・個人事業主から個人に変更する場合、同一被保険者について医療保険などの単位入院給付金額を通算して20,000円以下にする必要があります。

## ▼ 団体・集団扱の制度を利用する場合はお読みください。

22

## 団体・集団扱の注意事項

「ご契約のしおり」164 ページ



- 契約後に団体・集団を脱退した場合、ただちに大同生命に連絡ください。保険料の払込方法の変更が必要となることがあります。
- 保険料の払込方法が変更され、個人扱になる場合、契約は継続できますが、**以後の保険料が上がる**ことや、更新のある契約では**更新の限度が短縮される**ことがあります。

▼ 必ずお読みください。

23

## 保険金・給付金などの請求手続 などの留意事項

「ご契約のしおり」130 ページ

### 請求手続などの留意事項

- 保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、不明な点が生じた場合などにも、大同生命にすぐに連絡ください。
- 加入している契約の内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合などには連絡ください。
- 保険金・給付金などの支払事由や請求手続、保険金・給付金などが支払われる場合・支払われない場合の事例について、次に記載していますので、確認ください。
  - 「ご契約のしおり」144 ページ
  - 大同生命ホームページ
  - 「ご請求のしおり」(別冊)

### 住所などの変更のご連絡

- 契約者が住所などを変更した場合、大同生命に必ず連絡ください。  
連絡がなければ、手続に関するお知らせなどの重要な案内ができないおそれがあります。

### 指定代理請求制度

- 契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめ「指定代理請求人」を指定できます。(無配当一時払逡増終身保険を除きます。)
- 被保険者が受取人となっている保険金・給付金などを受取人が請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人が受取人に代わって保険金・給付金などを請求することができます。「ご契約のしおり」133 ページ・「約款」を確認ください。
- 制度の概要や代理請求できる場合などについて、契約者より指定代理請求人に説明ください。

## ▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）
- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）
- ・無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）
- ・無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）
- ・無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）
- ・無配当総合医療特約
- ・無配当総合医療特約（無解約払戻金型）

## 24

## 支払事由の変更

「ご契約のしおり」185 ページ

- 法令の改正などが、支払事由に関する規定などに影響をおよぼす場合、支払事由などが変更されることがあります。（支払事由に関する規定などを変更する場合、変更日の2ヵ月前までに契約者あてに連絡します。）

## ▼ 必ずお読みください。

## 25

## 保険金額などの削減

「ご契約のしおり」206・207 ページ

- 生命保険会社の業務や財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 大同生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額・給付金額などが削減されることがあります。

## ▼ 必ずお読みください。

## 26

## お客さまの個人情報の取扱

「ご契約のしおり」204 ページ

- 大同生命は、個人情報の取扱いに関する方針を定め、適切な管理・利用と保護に努めています。
- 必ず、個人情報の利用目的や共同利用、第三者に情報提供する場合などを「ご契約のしおり」「約款」等で確認ください。

# MEMO

# ご契約のしおり

「ご契約のしおり」には、申込に際しての各種の取扱、商品のしくみ（※）・内容、諸手続など重要な事項をわかりやすく記載しています。

※ 記載のしくみ図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。

## 「ご契約のしおり」の見方

・「ご契約のしおり」の中では、次のマークを使用して説明しています。

	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特に注意いただきたい内容を記載しています。</li></ul>
*1、*2…	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本文の補足的な説明や、本文中に出てくる項目の関連ページの案内などをしています。</li></ul>

# 契約に際して

## 1. 申込手続の際の留意点

### 申込書・告知書の記入

- 申込書・告知書は、**契約者・被保険者ご自身が記入してください**。また、記入内容を十分確認し、**署名・押印\*1**してください。

- 申込書の保険契約者印欄に押印した印鑑は、今後の手続の際に使用することがありますので、大切に保管してください。

### 当社所定の「情報端末」やインターネットを利用して申込・告知をする場合

- 契約者・被保険者ご自身が入力し、画面に表示される内容などを十分確認のうえ、所定欄への署名や承諾・同意などの画面操作をしてください。**\*2**

**\*1** 契約者が法人の場合は「記名・押印」とします。

**\*2** 契約者が法人の場合は、今後の手続のために、必要に応じて当社所定の書面に押印していただく場合があります。

### 契約の成立

- 生命保険募集人は、お客さまと当社の契約締結の「媒介」を行ないませんが、契約締結の代理権はありません。したがって、**お客さまからの契約の申込に対して当社が承諾したときに契約が成立します**。

なお、当社は、**第1回保険料\*3**の払込を確認した後、「保険証券の交付」により承諾の通知をします。

- 同時に複数の契約を申し込む場合でも、1契約ごとの承諾・成立となります。

**\*3** 第1回保険料相当額を含みます。また、無配当一時払終身保険と無配当一時払通増終身保険では、一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）となります。以下同様とします。

### 第1回保険料の払込方法

- 当社の生命保険募集人は、原則として保険料を預かることはできません。したがって、第1回保険料は、**契約者ご自身で当社指定口座への振込、金融機関からの口座振替などの方法により、払込ください**。**\*4**

**\*4** 無配当一時払終身保険と無配当一時払通増終身保険の一時払保険料は、当社指定口座への振込により払込ください。

## 2. クーリング・オフ制度

契約の申込の撤回または契約の解除ができます

### クーリング・オフの概要

- 申込者または契約者は、契約の申込日または本冊子\*1の交付日のどちらか遅い日から、その日を含めて8日以内\*2であれば、書面により「契約の申込の撤回または契約の解除」(クーリング・オフ)をすることができます。

#### ⚠ 次の場合にはクーリング・オフはできません。

- 当社の指定した医師の診断が終了した場合
- 債務の実行を保証(担保)するための契約(質権を設定した契約)の場合
- 契約後の契約内容の変更などの申込(請求)の場合

\*1 本冊子のこのページは保険業法第309条第1項第1号に定める書面です。

\*2 土・日・祝日、年末年始の休日を含みます。また、消印有効とします。

### クーリング・オフの効果

- クーリング・オフの効力は書面発信時\*3に生じます。  
ただし、書面発信時に保険金・給付金などの支払事由が生じている場合、クーリング・オフの効力は生じません。\*4
- クーリング・オフがあった場合、当社は払い込まれた金額を全額返金します。また、クーリング・オフに関して損害賠償、違約金その他の金銭の支払を請求しません。

\*3 郵送の場合は、郵便の消印日付となります。

\*4 書面発信時に申込者または契約者が保険金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

### クーリング・オフの申出方法

- クーリング・オフをする場合、次の内容を記載した書面により、当社の取扱支社または本社へ通知してください。

宛先(本社へ通知する場合)

〒550-0002  
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-1  
大同生命保険株式会社 契約部  
クーリング・オフ担当 行

記入内容(例)

私は、XXXX年X月X日に申し込みました  
生命保険契約の申込を撤回します。  
契約者： 大同太郎、 被保険者： 大同太郎  
取扱支社 XX支社  
XXXX年X月X日  
住所 大阪市西区江戸堀X丁目XX  
氏名 大同太郎(自署)

### 3. 告知義務

#### 事実をありのままに正しくもれなく告知ください

- 生命保険は大勢の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約すると、保険料負担の公平性が保たれません。
- そのため、被保険者には、ご自身の過去の傷病歴、健康診断結果の指摘事項、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在の職業など、当社が質問する事項について事実をありのままに**正しくもれなく告知する義務(告知義務)**があります。<sup>\*1</sup>

**\*1** 無配当一時払通増終身保険、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）の場合、告知は不要です。

#### 告知の方法

- 告知書および申込書（職業告知欄）に事実をありのままに正しくもれなく**被保険者ご自身で記入してください**。<sup>\*2</sup>

**\*2** 当社所定の「情報端末」やインターネットを利用して申込・告知をする場合、各入力画面の操作により告知してください。

#### 医師扱における告知

- 当社の担当の医師が被保険者の過去の傷病歴などについて口頭で質問する事項には、**その医師に口頭で事実をありのままに正しくもれなく告知してください**。告知した内容はその医師により記録されますので、確認のうえ署名してください。



- **生命保険募集人には告知を受ける権限がありません。**  
このため、生命保険募集人に口頭で話しただけでは**当社に告知をしたことにはなりません。**

#### 特別の条件をつける場合

- 当社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じて契約を引き受けるかどうかを判断しています。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては契約を引き受けることもあります。なお、**特別の条件**をつけて引き受けることや、引受をお断りすることもあります。

#### 特別の条件

- 「特別の条件」には次の種類があります。（保険種類によっては選択できない「特別の条件」の種類もあります。）
  - 保険料の変更<sup>\*3</sup>
  - 特定部位の不担保
  - 特定障がいの不担保
  - 死亡保険金額の削減
- 被保険者の健康状態などに応じて、付加する条件の種類・内容を決定します。

**\*3** 被保険者の健康状態などに応じて、申込の保険料を上回る保険料で契約を締結します。

## 告知が事実と相違する場合

### 告知義務に違反した場合

- 被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知すると、**給付責任開始の日**<sup>\*4・5・6</sup>から2年以内は、**告知義務違反として契約が解除されることがあります。**
- なお、給付責任開始の日から2年をこえて契約が継続していても、保険金・給付金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、**契約が解除されることがあります。**
- 契約が解除された場合、解約払戻金があれば支払われます。<sup>\*7</sup>

<sup>\*4</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

<sup>\*5</sup> 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）では、「がん以外の給付責任開始の日」と読み替えます。（以下同様とします。）

<sup>\*6</sup> 契約変換を利用した場合は、「変換基準日」と読み替えます。（以下同様とします。）

<sup>\*7</sup> 無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合は、契約が解除された場合でも、解約払戻金はありません。



- 告知義務違反により契約が解除された場合、保険金・給付金などの支払事由が発生していても、**保険金・給付金などは支払われません。**また、保険料の払込の免除事由が発生していても、**払込は免除されません。**
- ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込の免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などが支払われることや、保険料の払込が免除されることがあります。

### 告知義務違反の内容が重大な場合

- **告知義務違反の内容が重大な場合**<sup>\*8</sup>、**被保険者の詐欺により契約が締結されたものとして、契約が取り消される**ことがあります。
- 詐欺による契約の取消は、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも対象となることがあります。



- 詐欺により契約が取り消された場合、保険金・給付金などの支払事由が発生していても、**保険金・給付金などは支払われません。**また、すでに払い込まれた**保険料は返金されません。**

<sup>\*8</sup> たとえば「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知しなかった場合」などがあげられます。

### 健康体割引特約を付加した契約の場合

- **健康体割引特約**<sup>\*9</sup>を付加した契約で告知義務違反があった場合、付加した日から2年以内は、告知義務違反としてこの特約が解除されることがあります。このとき、保険金額を引き下げます。（契約内容をあらためます。）

<sup>\*9</sup> 「健康体割引特約」（50 ページ）を参照ください。

## 4. 保障が開始される日（給付責任開始の日）

契約の保障は「給付責任開始の日」から開始されます

### 給付責任開始の日

- **給付責任開始の日は、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合と付加しない場合とで異なります。**  
「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合の「給付責任開始の日」については 39 ページ、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加しない場合の「給付責任開始の日」については 40 ページを参照ください。
- 特約の給付責任開始の日は、主契約の給付責任開始の日と同日です。
- **契約変換<sup>\*1</sup>** の場合は保障開始の取扱が異なります。（「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できません。）取扱の詳細は、45 ページの「契約変換の概要」を参照ください。

**\*1** 「契約変換」（45 ページ）を参照ください。

### 給付責任開始の日に関する特別取扱特約

- 申込の契約には原則「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」が付加されます。
- ただし、これまで「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加して申込された後、第 1 回保険料の払込がなく、契約が不成立・無効となったことがある場合、以後、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できないことがあります。
- 次の場合は「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できません。
  - 契約転換<sup>\*2</sup>・契約承継<sup>\*3</sup>を利用する場合
  - 保険料を前納<sup>\*4</sup>する場合
- なお、**無配当一時払終身保険、無配当一時払通増終身保険**には、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加できません。

**\*2** 「契約転換」（42 ページ）を参照ください。

**\*3** 「契約承継」（44 ページ）を参照ください。

**\*4** 「保険料の払込方法〈回数〉」（165 ページ）を参照ください。

### 重大疾病保障保険における給付責任開始の日

- **無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）、および無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）**には「**がん以外の給付責任開始の日**」<sup>\*5</sup>と「**がんの給付責任開始の日**」<sup>\*6</sup>とがあります。
- これらの主契約・特約では、「給付責任開始の日」を「がん以外の給付責任開始の日」と読み替えます。
- 「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から 90 日を経過した日の翌日です。
- 「**がんの給付責任開始の日**」より前に所定のがんに罹患し、**診断確定された場合には、その診断確定された日から 180 日以内に契約者より申出いただくことで契約を無効にすることができます。**  
無効とされた場合、契約がなかったものとして、当社は払い込まれた保険料を返金します。

**\*5** 契約の保障のうち、所定の心筋梗塞や所定の脳卒中の発病による重大疾病保険金・重大疾病治療給付金の支払の保障が開始される日のことをいいます。なお、特約条項では「この特約の給付責任開始日」と定められています。

**\*6** 契約の保障のうち、所定のがんへの罹患による重大疾病保険金・重大疾病治療給付金の支払の保障が開始される日のことをいいます。なお、特約条項では「この特約のがんの給付責任開始日」と定められています。

### 契約日

- 「**給付責任開始の日**」<sup>\*7</sup>が**契約日**となります。  
ただし、次の場合は契約日が「給付責任開始の日」と別の日になります。

「保険料の払込方法〈経路・回数〉」	契約日
「保険料の払込方法〈経路〉」が <b>口座振替払込<sup>*8</sup></b> かつ 「保険料の払込方法〈回数〉」が <b>月払<sup>*9</sup></b> の場合	「給付責任開始の日」の属する月の翌月 1 日となります。
「保険料の払込方法〈経路〉」が <b>団体・集団扱払込<sup>*8</sup></b> の場合	団体・集団との取り決めにより、「給付責任開始の日」の属する月の翌月 1 日となる場合があります。

- 契約日は保険期間の起算日であり、保険料や年齢の計算の基準となります。

**\*7** 契約変換を利用した場合は、「変換基準日」と読み替えます。

**\*8** 「保険料の払込方法〈経路〉」（164 ページ）を参照ください。

**\*9** 「保険料の払込方法〈回数〉」（165 ページ）を参照ください。

「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合の「給付責任開始の日」

- 契約の申込を当社が承諾した場合、「当社が申込を受けた日」と「告知日」とのどちらか遅い日から保障が開始されます。

(例) 申込後に告知した場合



第1回保険料の払込期間と払込猶予期間

- 「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加する場合、「第1回保険料の払込期間」および「第1回保険料の払込猶予期間」は次のとおりとなります。

第1回保険料の払込期間	「給付責任開始の日」から「給付責任開始の日の属する月の翌月末日」まで
第1回保険料の払込猶予期間	「払込期間満了日の翌日」から「払込期間満了日の翌日が属する月の翌々月の初日(1日)」まで

(例) 「給付責任開始の日」が4/10の場合の第1回保険料の払込期間と払込猶予期間



- 第1回保険料は、遅くとも払込猶予期間内に払い込むことを要します。
- 払込猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がない場合、契約は不成立・無効となります。また、以後、契約を申込される場合に「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」の付加を制限することがあります。



- 第1回保険料の払込猶予期間満了日前に保険金・給付金などの支払事由が発生した場合、第1回保険料が未払込であったときには、その第1回保険料を含む未払込保険料を、支払われることとなる保険金・給付金などから差し引きます。
- 第1回保険料の払込猶予期間中に第2回以降の保険料の払込期月が到来します。払込期間中に第1回保険料の払込がなかったときには、第1回保険料と払込期月が到来した第2回以降の保険料とをあわせて払い込んでください。

第1回保険料の初回口座振替日

- 第1回保険料を口座振替の方法により払い込む場合、次の点に留意ください。
  - 申込手続の完了時期などによって、第1回保険料の初回口座振替日は異なります。
  - 第1回保険料の払込期間中となる場合(次ページの図①)と、第1回保険料の払込期間満了日より後となる場合(次ページの図②)があり、次ページの図②となる場合、第1回保険料と払込期月が到来した第2回以降の保険料とを一括して口座振替します。
- 実際の第1回保険料の初回口座振替日については、申込手続の完了後に案内します。

【第1回保険料の振替時期】

(例) 保険料払込方法〈回数〉が月払、振替日が毎月22日、給付責任開始の日が4/10の場合

①給付責任開始の日の属する月の翌月に第1回保険料（1ヵ月分）を振替



②給付責任開始の日の属する月の翌々月に第1回保険料+第2回保険料（2ヵ月分）を振替



「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」を付加しない場合の「給付責任開始の日」

- 契約の申込を当社が承諾した場合、「第1回保険料が払い込まれた日」と「告知日」とのどちらか遅い日から保障が開始されます。<sup>\*10</sup>

(例1) 告知後に保険料を払い込んだ場合



(例2) 保険料の払込後に告知した場合



<sup>\*10</sup> 無配当一時払逋増終身保険は告知が不要なため、「一時払保険料が払い込まれた日」から保障が開始されます。

## 5. 手続内容などの確認

手続内容などの確認をする場合があります

- 契約の申込手続に際して、契約者や被保険者に、当社が委託した確認会社などの担当者が、電話や訪問により契約の手続内容などの確認をすることがあります。
- 契約者本人の申込でない場合や被保険者の同意が確認できない場合、申込を承諾しないことや契約を取り消すことがあります。

## 6. 契約転換

現在の契約の責任準備金などを新しい契約の一部に充当することができます

### 契約転換で新しい契約となる保険種類

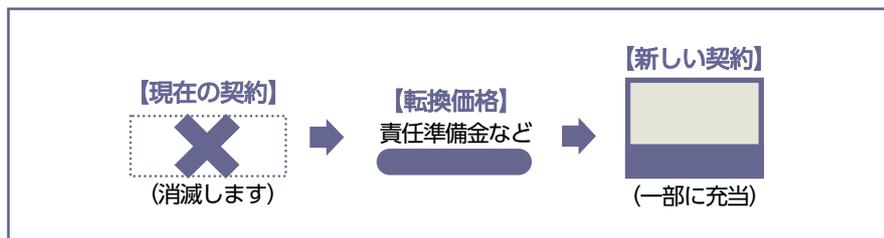
- 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）
- 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）
- 無配当逓減定期保険
- 無配当終身保険\*1
- 養老保険
- 無配当個人年金保険

\*1 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合（「無配当一時払終身保険」）を除きます。

### 契約転換の概要

- 当社の現在の契約（付加している特約などを含みます。）の**責任準備金など\*2**（転換価格）を新しい契約の一部に充当する方法です。保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- 新しい契約の保険料は、充当される転換価格、契約転換時の年齢、保険料率により計算します。
- 現在の契約よりも低い予定利率が適用されることなどにより**保険料が高くなる場合があります**。
- 現在の契約の一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります**。
- 契約転換の利用には、所定の条件を満たす必要があります。失効中の契約など、現在の契約の種類や内容などによっては利用できない場合があります。

[図解]



#### 無解約払戻金型の保険種類に契約転換した場合

- 現在の契約において解約払戻金があったとしても、新しい契約においては**転換部分も含めて解約払戻金がありません**ので、ご注意ください。

#### 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）に契約転換した場合

- 現在の契約において解約払戻金があったとしても、新しい契約においては**転換部分も含めて解約払戻金が低解約払戻金割合（70%）で抑えられた低い金額となります**ので、ご注意ください。



- **告知<sup>\*3</sup>**が必要となります。  
また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。
- 被保険者の健康状態などによっては、**新しい契約に加入できないことがあります。**
- 保険料計算に用いる基礎率（予定利率、予定死亡率など）は現在の契約と新しい契約とでは異なることがあります。
- 「新しい契約において、被保険者が2年以内に自殺した場合」や「新しい契約の給付責任開始の日より前に発生した事故または発病した疾病により支払事由が発生した場合」などには、現在の契約のままであれば保険金・給付金などが支払われるときでも、**新しい契約では保険金・給付金が支払われない場合があります。**
- 契約転換を利用する場合、新しい契約では保険金・給付金が支払われないときでも、現在の契約としては保険金・給付金などが支払われるときには、契約転換が取り消され、元の契約に戻る場合があります。

- \*2 現在の契約が無解約払戻金型および低解約払戻金型の保険種類の場合、「解約払戻金など」と読み替えます。  
また、無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合、「当社の定めた方法により計算した金額」と読み替えます。
- \*3 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

## 7. 契約承継

現在の契約の責任準備金などを別の被保険者のための新しい契約の一部に充当することができます

### 契約承継で新しい契約となる保険種類

- 無配当終身保険\*1

\*1 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合（「無配当一時払終身保険」）を除きます。

### 契約承継の概要

- 当社の現在の契約（被承継契約といいます。付加している特約などを含みます。）の責任準備金など（承継価格）を、ご家族や企業の役員の新しい契約（承継後契約といいます。）の一時払保険料に充当する制度です。
- 新しい契約は、承継価格を一時払保険料とする「承継部分」と、新しい契約の契約者が保険料を負担する「保険料払込部分」から構成されます。
- 新しい契約の保険料は、充当される承継価格、契約承継利用時の新しい契約の被保険者の年齢、保険料率などにより計算します。

[図解]



### 利用の条件

- 現在の契約と新しい契約の契約者・被保険者が**当社所定の範囲\*2**内であるとき、契約承継を利用できます。
- 契約承継の利用には、上記の他に所定の条件を満たすことが必要です。現在の契約の種類や内容などによっては利用できない場合があります。

**!**

- 被保険者の健康状態などによっては、**新しい契約の引受をお断りすることがあります。**
- 新しい契約が成立した場合、現在の契約は消滅し、保障がなくなります。この場合、現在の契約をもとに戻す取扱はしません。
- 承継制度を利用した場合、承継時に現在の契約の契約者に対して所得税・法人税が課税されることがあります。
- 保険料計算に用いる基礎率（予定利率、予定死亡率など）は現在の契約と新しい契約とは異なることがあります。
- 現在の契約の一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**

\*2 「契約承継に関する特約」の「第2条 被承継契約の契約者の家族」、「第3条 被保険者等の要件」を参照ください。

## 8. 契約変換

現在の契約を新しい契約に変更することができます

### 契約変換の概要

- 当社の現在の契約（変換前契約）を新しい契約（変換後契約）に変更することができます。
- 契約変換が成立した場合、**変換基準日\*1**に変換後契約の保障が開始されます。**\*2**
- 変換後契約の保険金・給付金の支払については、契約変換の前後の期間を1つの保険期間とみなして取り扱います。
- 変換後契約の保険料の払込の免除は、変換基準日以後に発生した原因により保険料の払込の免除事由に該当した場合に限ります。**\*3**

**\*1** 変換基準日は、現在の契約の「契約日の毎月の応当日」から「保険期間満了日の翌日」までのうちから、申込日に応じて選択いただけます。

**\*2** 変換前契約は変換基準日の前日未だに解約されたものとし、(ただし、変換前契約の配当金は、変換基準日が変換前契約の保険期間満了の日の翌日となる場合、保険期間の満了によって変換前契約が消滅したものとして取り扱います。)

**\*3** 変換基準日より前に発生した原因により保険料の払込免除事由に該当した場合、契約者の申出により契約変換がなかったものとして取り扱うことができます。この場合、変換前契約において保険料の払込が免除されます。

### 変換前契約と変換後契約の対象保険種類

- 変換前契約の対象保険種類と変換後契約の対象保険種類は、それぞれ下表のとおりです。

なお、下表の保険種類は2020年9月現在のものを記載しており、今後変更となる場合があります。最新の対象保険種類については当社までお問い合わせください。

#### <定期保険>

変換前		変換後	
年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 定期保険</li> <li>- 5年ごと利差配当付定期保険</li> <li>- 無配当定期保険</li> <li>- 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)</li> </ul>	歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>
歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 定期保険</li> <li>- 5年ごと利差配当付定期保険</li> <li>- 無配当歳満期定期保険</li> <li>- 無配当定期保険 (無解約払戻金型)</li> <li>- 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>	年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)</li> </ul>
		歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>

#### <重大疾病保障保険>

変換前		変換後	
年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当重大疾病保障保険</li> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)</li> </ul>	歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>
歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当重大疾病保障保険</li> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)</li> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>	年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)</li> </ul>
		歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>

#### <就業障がい保障保険>

変換前		変換後	
年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)</li> </ul>	歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>
歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動型)</li> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)</li> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>	年満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)</li> </ul>
		歳満期	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>

しくみ

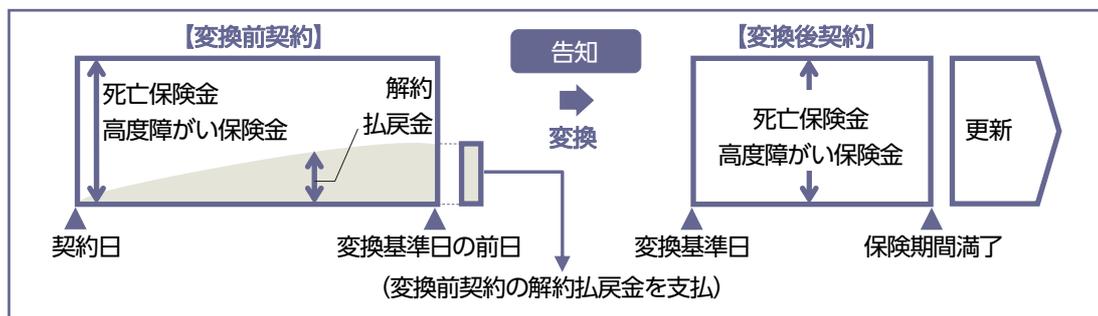
- 契約変換する場合、所定の告知\*4（入院歴、入院予定など）が必要です。ただし、たとえば、以下の場合は告知を省略することがあります。

【例】

- 変換前契約に解約払戻金がない場合
- 変換前契約に解約払戻金がある場合でも、変換後契約の保険金・特約給付金の合計額が所定の金額以下となる場合
- 変換前契約が年満期の保険種類の場合

- 変換前契約に解約払戻金があれば、契約変換の際に支払われます。

[ 図解（歳満期の定期保険契約から年満期の定期保険契約への契約変換の場合） ]



\*4 「告知義務」(36 ページ) を参照ください。

利用の条件

- 契約変換の利用には、所定の条件を満たすことが必要です。
- たとえば、次のような場合は契約変換ができません。

【例】

- 変換前契約について、変換基準日から保険期間満了までの期間が、歳満期型の定期保険で3ヵ月未満、重大疾病保障保険・就業障がい保障保険で5年未満（年満期型は、変換基準日から最終更新後の保険期間満了までの期間が5年未満）の場合
- 変換前契約に**重大疾病治療給付特約\*5**を中途付加した日から90日を経過していない場合
- 変換前契約に比べ、変換後契約の保険期間が短く、かつ保険料が上がる場合
- 変換前契約が失効中の場合
- 変換前契約に特定の契約条件が付加されている場合
- 変換前契約について、保険料の払込が免除されている場合

\*5 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）を指します。



- 変換後契約の保険料は、契約変換時の被保険者の年齢により計算され、また、変換前契約より低い予定利率が適用されることもあるため、**保険料が高くなる場合があります。**
- 変換前契約の一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 被保険者の健康状態などによっては、**変換後契約の保険金額が変換前契約の保険金額を下回る場合があります。**
- 変換前契約に解約払戻金があったとしても、無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を100%に指定して契約変換した場合、変換後契約には解約払戻金はありません。

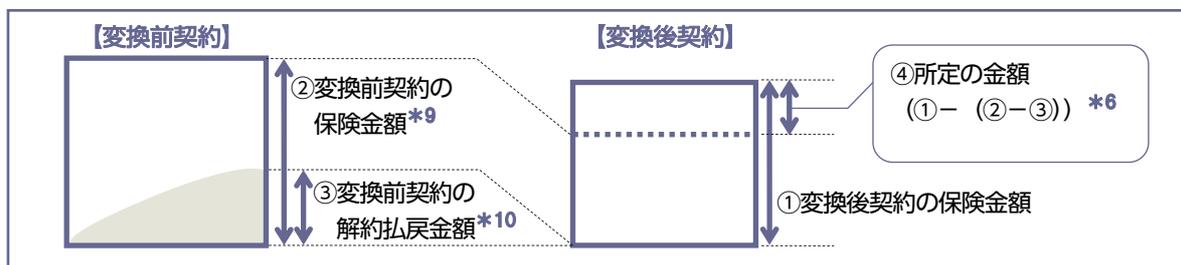
変換後契約の保険金・給付金の一部が支払われない場合など

- 新しい契約において保険金・給付金が支払われることとなっても、次のような場合に、**所定の金額（下図④）\*6**が控除されることがあります。

保険種類	所定の金額（下図④）が控除される場合	控除する部分（下図④）の取扱
定期保険	● 変換基準日から2年以内の自殺の場合	責任準備金額が支払われます
	● 変換基準日より前の傷害・疾病を原因として高度障がい状態となった場合	保障が継続します*7
重大疾病保障保険、 重大疾病治療給付特約	● 変換基準日から90日以内に所定のがんに罹患した場合	保障が継続します*7・8
	● 変換基準日より前の疾病を原因として急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合	保障が継続します*7
就業障がい保障保険	● 変換基準日より前の傷害・疾病を原因として就業障がい状態となった場合	保障が継続します*7

- 新しい契約において、契約変換時の告知に際して告知義務違反があった場合、**所定の金額（下図④）\*6**部分が解除されます。なお、解除されない部分（下図①-④）については、支払事由に該当した場合は保険金・給付金が支払われます。\*7

〔「所定の金額」のイメージ図〕



- \*6 変換後契約の保険金額（上図①）が「変換前契約の保険金額（上図②）－変換前契約の解約払戻金額（上図③）」を超える場合に、その超える金額を所定の金額（上図④）とします。（契約変換時に保険金額を減額する等により、「①－(②－③）」が負値となる場合は、所定の金額はゼロとします。）また、重大疾病治療給付特約を付加した契約は、保険金額と給付金額についてそれぞれ所定の金額を計算します。なお、上図の①から③の金額（重大疾病治療給付特約を付加した契約は、重大疾病保険金・重大疾病治療給付金それぞれについての金額）は、保険証券に記載があります。
- \*7 ただし、この部分が保険金・給付金の最低金額を満たさない場合は解約となります。
- \*8 悪性新生物に罹患した場合、主契約および特約の悪性新生物に対する保障はありません。また、上皮内癌・皮膚癌に罹患した場合、特約の上皮内癌・皮膚癌に対する保障はありません。なお、この場合、所定のがんに罹患したと診断確定された日から180日以内に契約者より申出いただくことで、控除する部分（上図④）を無効とすることもできます。無効となった場合、当社は、払い込まれた保険料のうち所定の金額部分に相当する金額を返金します。
- \*9 変換前契約に付加している特約に死亡保障がある場合、その保険金額（死亡年金については所定の換算額）を含みます。また、配当で買い増した契約の保険金額は除きます。
- \*10 変換前契約に付加している特約がある場合、その解約払戻金額を含みます。また、配当で買い増した契約がある場合、その解約払戻金額は除きます。なお、契約者貸付がある場合、その元利合計金額は差し引きません。

## 変換前契約に付加している特約・特則の取扱

- 変換前契約に付加している特約は契約変換の際に解約となります。
- 変換後契約での特約の取扱は下表を確認ください。

### 給付特約(保障内容を充実させる特約)

- 変換前契約に付加している給付特約を、変換後契約に再付加することができます。(再付加できない場合や保障内容の一部変更が生じる場合があります。)

### 変換後契約に付加する場合の保障内容

- 主契約同様、保険金などの支払について、契約変換の前後の期間を1つの保険期間とみなします。
- 給付特約の支払限度は契約変換の前と後とを通算します。
- 次のような保障内容の変更が生じることがあります。

#### 【例】

- 1入院の支払限度日数の変更
- 手術給付金の対象となる手術や支払倍率の変更
- 放射線治療に対する給付金の支払倍率の変更

### 健康体割引特約

- あらためて医師の診断を受けていただくことで、変換後契約に**健康体割引特約\*11**を付加できる場合があります。
- 就業障がい保障保険では、変換前契約に**災害死亡保障特則**または**災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)**が適用されている場合に限り、変換後契約にも同特則が適用されます。

\*11 「健康体割引特約」(50ページ)を参照ください。

※ 契約変換の取扱は今後変更となる場合があります。

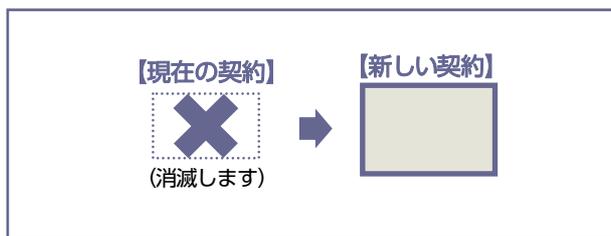
## 9. 乗換・追加契約

現在の契約を解約・減額して新しい契約に加入することや、追加の加入をすることができます

### 乗換

- 現在の契約や特約を解約または減額し、新しい契約に加入する方法です。
- 保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- 現在の契約の一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**

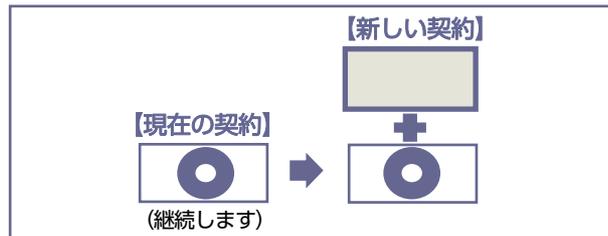
[図解]



### 追加契約

- 現在の契約に追加して、別の新しい契約に加入する方法です。
- 現在の契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。

[図解]



- 新しい契約の保険料は、新しい契約の加入時の年齢、保険料率により計算します。
- 「乗換」の場合、現在の契約や特約よりも低い予定利率が適用されることなどにより**保険料が高くなる場合があります。**
- 乗換、追加契約のいずれの方法を利用する場合でも**告知\*1**が必要です。(新しい契約が**無配当一時払増額終身保険**の場合を除きます)  
また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。
- 被保険者の健康状態などによっては、**新しい契約に加入できないことがあります。**特に、「乗換」の場合、新しい契約に加入する前に現在の契約を解約していたときには保障がなくなりますのでご注意ください。
- 「新しい契約において、被保険者が2年以内に自殺した場合」や「新しい契約の給付責任開始の日より前に発生した事故または発病した疾病により支払事由が発生した場合」などには、現在の契約のままであれば保険金・給付金などが支払われるときでも、**新しい契約では保険金・給付金などが支払われない場合があります。**

\*1 「告知義務」(36ページ)を参照ください。

### 条件付解約等取消制度

- **重大疾病保障保険など\*2**のがんに対する保障は、「がんの給付責任開始の日」(「がん以外の給付責任開始の日」から90日を経過した日の翌日)から始まります。このため、重大疾病保障保険などで乗換を利用した場合に、新しい契約でがんの給付責任が開始されるまでの間がんの保障がなくならないよう、「条件付解約等取消制度」を設けています。
- 「条件付解約等取消制度」では、重大疾病保障保険などで乗換を利用して新しい契約が成立した場合で、新しい契約のがんに対する保障が開始する前に所定のがんに罹患したと診断確定された場合に、現在の契約の解約等を取消して、現在の契約から重大疾病保険金等を支払います。なお、この制度の利用には、所定のがんへの罹患を診断確定された日からその日を含めて180日以内に契約者からの申し出があり、かつ所定の条件を満たすことが必要です。



- 現在の契約と新しい契約でがんに対する保障範囲が異なる場合、罹患した悪性新生物によっては条件付解約等取消制度による重大疾病保険金の支払が行われない場合があります。保険金・給付金が支払われない場合など、条件付解約等取消制度の詳細は乗換確認書や利用規約でご確認ください。
- **契約変換\*3**が利用できる場合は、条件付解約等取消制度の利用ができません。

\*2 無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）、および無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）を指します。

\*3 「契約変換」(45ページ)を参照ください。

## 10. 健康体割引特約

被保険者の健康状態に応じて保険料を割引します

[2020年9月現在]

### 付加できる保険種類

- 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）
- 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）
- 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）
- 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）
- 無配当通減定期保険
- 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）

### 特約の内容

- 主契約の**保険料\*1**を割引します。
- 契約の締結または更新の際、契約者から申出があった場合に、被保険者の健康状態その他の要件を満たすときに付加することができます。
- この特約を付加した契約の主契約には、非喫煙者健康体保険料率を適用します。



- この特約の付加は契約の締結時または更新時に限られますので、保険期間の途中で付加することはできません。

\*1 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）の場合は「基本保険料および保険料」となります。この項目において以下同様とします。

### 特約の付加要件

- 次の要件をすべて満たす必要があります。

- 主契約の**死亡保険金額\*2**が**当社の定める金額\*3**以上であること
- 被保険者の特約付加時の年齢が**当社の定める範囲\*3**内であること
- 被保険者の健康状態が次ページの「健康体」基準をすべて満たしていること
- 被保険者が過去1年間において**喫煙\*4**や**タバコ商品\*5**の使用をしていないこと



- 「健康体」とはこの特約における被保険者を示す当社での呼称であり、次ページの「健康体」基準に該当しない方が健康でないということではありません。
- この特約の基準に該当しない場合でも、告知の内容や診断の結果によっては、この特約を付加しない契約に加入できることがあります。
- 喫煙状況の判断は告知に加え当社所定の検査によって行ないます。検査の結果によっては、**健康体割引特約**を付加できない場合があります。

\*2 無配当通減定期保険および無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）の場合は「基本保険金額」となります。

\*3 「健康体割引特約の取扱」（200ページ）を参照ください。

\*4 喫煙とは、葉巻・パイプなどを含みます。

\*5 タバコ商品とは、電子タバコ・加熱式タバコ・噛みタバコ・嗅ぎタバコ・ニコチンガム・ニコチンパッチなどを含みます。

「健康体」基準

- ① 血圧が当社の定める次の範囲内であること（最低血圧／最高血圧）

20～39 歳	40～49 歳	50 歳以上
85mmHg 未満／135mmHg 未満	90mmHg 未満／140mmHg 未満	90mmHg 未満／150mmHg 未満

- ② ボディ・マス・インデックス（BMI）\*6 の値が当社の定める次の範囲内であること

18.0 < BMI < 27.5

- ③ 尿検査の結果が当社の定める次の範囲内であること

糖	蛋白
“－（陰性）”	“－（陰性）” もしくは “±”

- ④ 当社の定める契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること

**!** ● 上記の「健康体」基準は、すべてに該当している必要があります。①～③の基準に該当している場合でも、健康状態および身体状態が良好であると認められない場合には、この特約を付加できません。

\*6 身長と体重のバランスを判断する指標の一つとして広く用いられており、次の式で計算されます。  
 $BMI = \text{体重 (キログラム)} \div \{\text{身長 (メートル)}\}^2$   
 なお、身長はm単位で小数点以下第3位、体重はkg単位で小数点以下第1位、BMIは小数点以下第2位をそれぞれ四捨五入して計算します。

特約の保険期間

- 主契約と同一とします。

特約の更新

- 「契約の更新」（168 ページ）を参照ください。

特約の消滅

- 次の場合に消滅します。

- 主契約が消滅した場合
- 主契約の死亡保険金額\*7 が、減額により当社の定める金額に満たなくなった場合

- また、次の保険種類では、以下の場合においてもこの特約は消滅します。

保険種類	消滅する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）</li> </ul>	主契約が払済保険*8 に変更された場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）</li> </ul>	保障内容移行*9 の取扱を選択した場合で、かつ定期死亡保障を選択しなかった場合

**!** ● 主契約の死亡保険金額が、減額により当社の定める金額に満たなくなった場合、以後の保険料を健康体割引を行わない保険料率により計算した保険料にあらためます。

\*7 無配当通減定期保険の場合は「平均死亡保険金額」、無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）の場合は「基本保険金額」となります。この項目において、以下同様とします。

\*8 「払済保険への変更」（176 ページ）を参照ください。

\*9 「保障内容移行」（186 ページ）を参照ください。

特約の復活

- 「保険料の払込猶予期間と契約の失効」（166 ページ）を参照ください。

## 11. 高額割引制度

保険金額・給付金額が高いと保険料が割引になる場合があります

- 次の主契約・特約では、対象となる保険金額・給付金額に応じた保険料率\*1により保険料が計算されます。保険料は、保険金額・給付金額が高いと割引になります。

対象となる主契約・特約	計算の対象となる保険金額・給付金額
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	死亡保険金額
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	
● 無配当終身保険*2	
● 無配当逡減定期保険	平均死亡保険金額
● 無配当逡減定期保険（保険料逡減・無解約払戻金型）	基本保険金額
● 無配当逡増定期保険（初期低解約払戻金型）	保険期間中の保険金額を当社所定の方法で換算した金額 （保険期間中の平均保険金額）
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	重大疾病保険金額
● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）	就業障がい保険金額
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動型・解約払戻金抑制割合指定型）	
● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	単位入院給付金額
● 無配当総合医療特約	
● 無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	

-  ● 主契約・特約の減額など、契約内容の変更により、上記の計算の対象となる保険金額・給付金額が低くなった場合、適用される**保険料率が高くなる場合があります。**

\*1 「高額割引制度の取扱」（202ページ）を参照ください。

\*2 保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）、高額割引制度は取り扱いません。

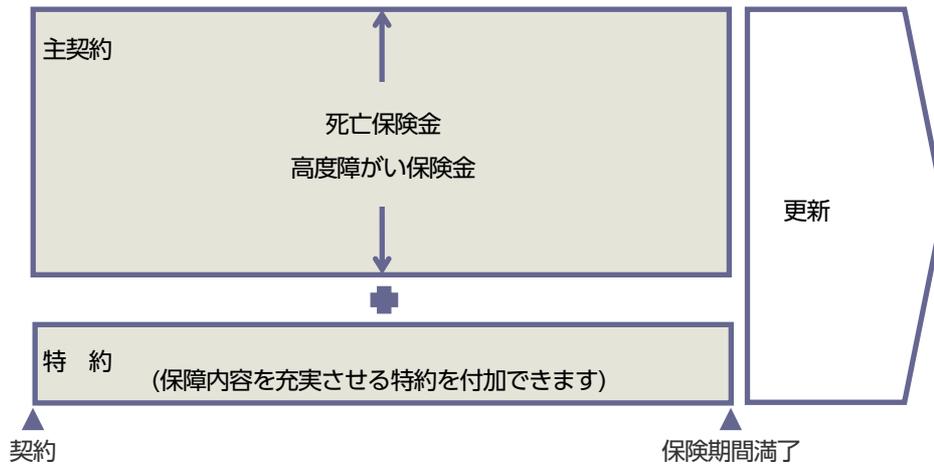
# MEMO

# しくみと保障内容

## 1. 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）

Rタイプ

### しくみ図



- 契約の保険期間が満了した時には、所定の範囲で契約が**更新<sup>\*1</sup>**されます。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算します。したがって、**更新後の保険料は更新前に比べ通常高くなります。**

**!** ● この商品には**解約払戻金・満期保険金・配当金がありません。**

<sup>\*1</sup> 「契約の更新」（168 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条、第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日 <sup>*2</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に <b>所定の高度障がい状態<sup>*3</sup></b> に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知<sup>\*4</sup>**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うことがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合

**!** ● 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。  
● たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。  
● **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

<sup>\*2</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

<sup>\*3</sup> 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

<sup>\*4</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第3条]

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> <sup>*5</sup> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> <sup>*6</sup> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 保険料の払込が免除された後、更新が行なわれる場合には、更新後の保険料の払込も免除します。
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*5 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

\*6 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

## 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

## 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

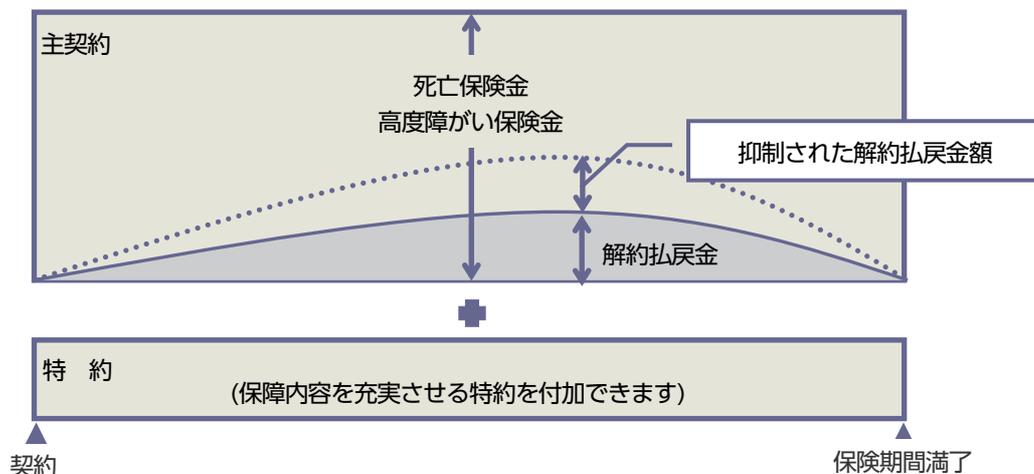
## 契約変換を利用した場合

- 契約変換を利用した契約については「契約変換」（45ページ）をあわせて参照ください。

## 2. 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）

Lタイプα

### しくみ図



- この商品には**満期保険金・配当金がありません**。
- 解約払戻金は**解約払戻金抑制割合<sup>\*1</sup>**に応じて抑制され、100%に指定した場合、**解約払戻金はゼロとなります**。また、解約払戻金抑制割合は保険期間中に変更することはできません。

<sup>\*1</sup> 解約払戻金を抑制する割合のことをいい、0～100%まで（保険期間が91歳～100歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。

[普通保険約款：第1条、第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、 <b>給付責任開始の日<sup>*2</sup></b> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に <b>所定の高度障がい状態<sup>*3</sup></b> に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知<sup>\*4</sup>**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合

- 「**所定の高度障がい状態**」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「**所定の高度障がい状態**」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

<sup>\*2</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

<sup>\*3</sup> 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。

<sup>\*4</sup> 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第3条]

保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> *5によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> *6に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*5 「対象となる不慮の事故」(226ページ)を参照ください。  
 \*6 「対象となる身体障がい状態」(227ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」(135ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

契約変換を利用した場合

- 契約変換を利用した契約については「契約変換」(45ページ)をあわせて参照ください。

[普通保険約款：第22条、第23条]

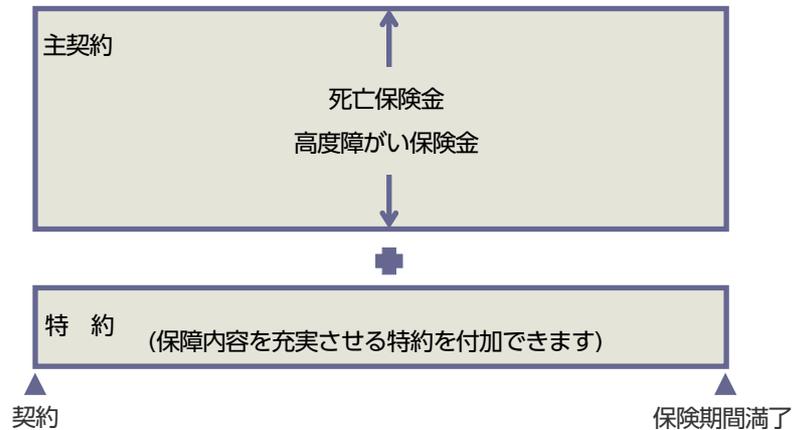
解約払戻金のしくみ

- 解約払戻金は指定した解約払戻金抑制割合に応じて抑制され、解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなります。
- 減額、保険期間の短縮、払済定期保険への変更や契約変換などをした場合でも、解約払戻金は同様に抑制されるか、ゼロとなります。

### 3. 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）

低SV-Lタイプ

#### しくみ図



- 契約後一定期間中の解約払戻金が所定の割合に応じて低く設定されています。
- この商品には満期保険金・配当金がありません。

[普通保険約款：第1条、第2条]

#### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日 <sup>*1</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障がい状態 <sup>*2</sup> に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知<sup>\*3</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- 高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

\*3 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第3条]

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> <sup>*4</sup> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> <sup>*5</sup> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うことがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がい、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永続性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永続性が認められた場合



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*4 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

\*5 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

## 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

## 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第22条、第23条]

## 解約払戻金のしくみ

- **低解約払戻金期間**<sup>\*6</sup>中の主契約部分の解約払戻金額は、**低解約払戻金割合**<sup>\*7</sup>を100%とした場合の解約払戻金額にこの保険の低解約払戻金割合（70%）を乗じた金額となります。
- 低解約払戻金期間中に契約を解約、減額、払済定期保険への変更や他の契約への契約転換などをした場合には、解約払戻金額は低い水準となります。
- 低解約払戻金期間経過後でも、**低解約払戻金期間満了後、最初に到来する払込期月の保険料**<sup>\*8</sup>の払込がない場合の主契約部分の解約払戻金額は、低解約払戻金割合を100%とした場合の解約払戻金額に低解約払戻金割合（70%）を乗じた金額となります。

\*6 解約払戻金が低く設定されている期間をいいます。

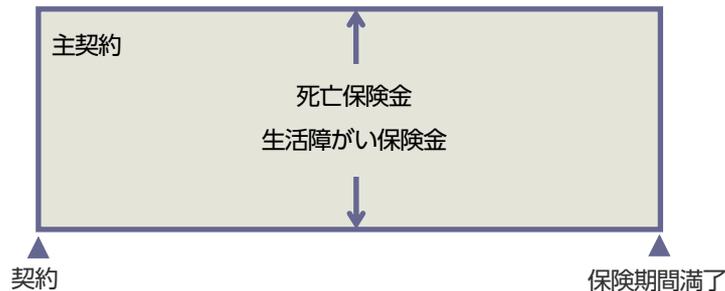
\*7 低解約払戻金期間中の主契約部分の解約払戻金の計算に用いる支払割合をいいます。

\*8 低解約払戻金期間と保険料払込期間が同一の場合、保険料払込期間中のすべての保険料とします。

## 4. 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）

生活障がい保障型  
Lタイプ

## しくみ図



- ⚠️ ● この商品には**満期保険金・配当金がありません**。

[普通保険約款：第1条、第2条]

## 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
生活障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日* <sup>1</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に <b>所定の高度障がい状態</b> * <sup>2</sup> に該当した場合 被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、 <b>所定の要介護状態</b> * <sup>3</sup> が180日以上継続し、終身回復が見込まれないと医師によって保険期間中に診断確定された場合	死亡保険金額と同額

- 生活障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知**\*<sup>4</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 高度障がい状態に関する生活障がい保険金の支払について、次の場合は支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合
- 要介護状態に関する生活障がい保険金の支払について、次の場合は支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 保険期間満了の日までに所定の要介護状態が180日以上継続したことや終身回復が見込まれないことを医師によって診断確定されなかったが、保険期間満了後1年以内にこれらの状態について診断確定された場合
  - 所定の要介護状態について終身回復が見込まれないとは認められないが、その状態が1年以上経過したと医師によって診断確定された場合

\*<sup>1</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。\*<sup>2</sup> 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。\*<sup>3</sup> 「対象となる要介護状態」（228ページ）を参照ください。\*<sup>4</sup> 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

- ⚠️ ● **生活障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳・脊髄・胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。
- 要介護状態に関する生活障がい保険金の支払には、支払事由に該当するという医師の診断確定に加え、当社が認めた他の医師による診断確定も必要となることがあります。  
その当社が認めた他の医師により診断確定されなかった場合、生活障がい保険金は支払われません。

[普通保険約款：第3条]

**保険料の払込の免除**

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故*5によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態*6に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*5 「対象となる不慮の事故」(226ページ)を参照ください。

\*6 「対象となる身体障がい状態」(227ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

**支払事由に該当しても支払されない場合など**

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）」(135ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

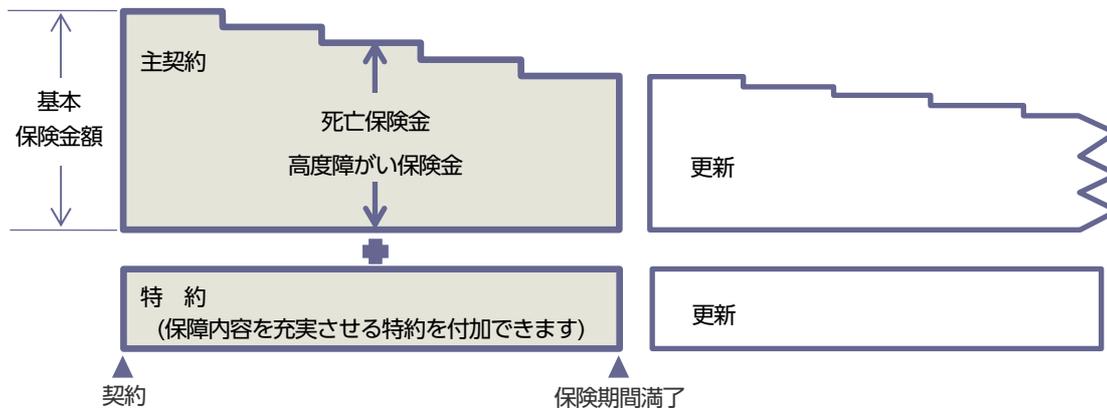
**支払額などが削減される場合**

- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

## 5. 無配当逓減定期保険

Dタイプ

### しくみ図



- 主契約の死亡・高度障がい保険金額は、契約締結後2年目から毎年、**基本保険金額<sup>\*1</sup>**の6%ずつ逓減します。(逓減率<sup>\*2</sup>が0.06。)
- 契約の保険期間が満了した時には、所定の範囲で契約が**更新<sup>\*3</sup>**されます。
- 更新時に逓減率をゼロに変更された場合は、以後の死亡・高度障がい保険金額は、更新後の基本保険金額と同額となります。(逓減しません。)
- 付加する**給付特約<sup>\*4</sup>**の保険金額・給付金額および保険料は保険期間中一定です。



● この商品には**満期保険金・配当金がありません**。解約払戻金は**多くの場合、ゼロまたはごく少額となります**。

- \*1 主契約の死亡保険金や高度障がい保険金の支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。
- \*2 基本保険金額に対する毎年の死亡保険金額・高度障がい保険金額の減少割合のことをいいます。
- \*3 「契約の更新」(168ページ)を参照ください。
- \*4 付加できる給付特約(保障内容を充実させる特約)については「付加できる特約」(103ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条、第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由(支払事由)	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	基本保険金額 × {1 - 逓減率 × (経過年数 <sup>*7</sup> - 1)} (百円未満四捨五入)
高度障がい保険金	被保険者が、 <b>給付責任開始の日<sup>*5</sup></b> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に <b>所定の高度障がい状態<sup>*6</sup></b> に該当した場合	

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知<sup>\*8</sup>**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合

- \*5 「保障が開始される日(給付責任開始の日)」(38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。
- \*6 「対象となる高度障がい状態」(227ページ)を参照ください。
- \*7 契約日(または更新日)からその日を含めて保険金の支払事由発生日までの年数(年未満切り上げ)とします。
- \*8 「告知義務」(36ページ)を参照ください。

- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

[普通保険約款：第3条]

**保険料の払込の免除**

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> *9によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> *10に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 保険料の払込が免除された後、更新が行なわれる場合には、更新後の保険料の払込も免除します。
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*9 「対象となる不慮の事故」(226 ページ) を参照ください。

\*10 「対象となる身体障がい状態」(227 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

**支払事由に該当しても支払されない場合など**

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）」(135 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

**支払額などが削減される場合**

- 「支払額などが削減される場合」(140 ページ) を参照ください。

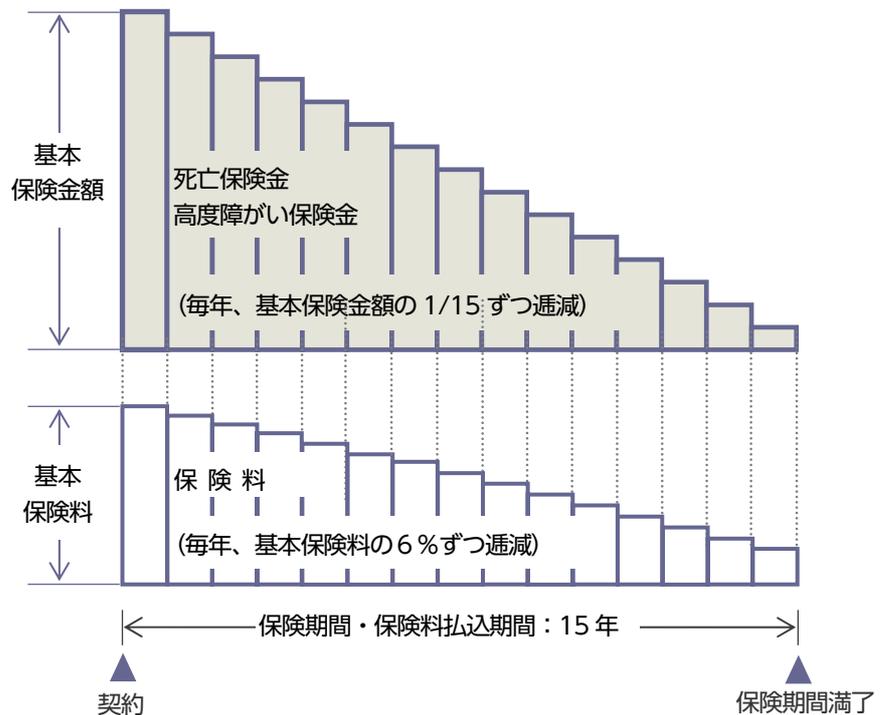
## 6. 無配当逓減定期保険（保険料逓減・無解約払戻金型）

Dタイプ  
(保険料逓減型)

### しくみ図

[例]

保険期間	15年
保険料逓減間隔*1	1年
保険料逓減割合*2	0.06



- 主契約の死亡・高度障がい保険金額は、契約締結後2年目から保険期間満了まで、毎年、**基本保険金額\*3**を保険期間で除した額ずつ逓減します。
- 保険料は、毎年、**基本保険料\*4**に対して一定割合（保険料逓減割合）ずつ逓減します。
- 付加する**給付特約\*5**の保険金額・給付金額および保険料は保険期間中一定です。



- この商品には**解約払戻金・満期保険金・配当金がありません**。

- \*1 主契約の保険料が減少する時期が到来する間隔のことをいいます。なお、保険料逓減間隔は1年です。
- \*2 主契約の保険料が減少する割合のことで、保険料逓減間隔（1年）が経過するごとに、基本保険料に対してこの割合ずつ保険料が減少します。具体的な計算方法は66ページを参照ください。
- \*3 主契約の死亡保険金や高度障がい保険金の支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。
- \*4 主契約の保険料を計算するための基準となる金額のことです。
- \*5 付加できる給付特約（保障内容を充実させる特約）については「付加できる特約」（103ページ）を参照ください。

## 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	次ページの「保険金額の計算方法」を参照ください。
高度障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日 <sup>*6</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障がい状態 <sup>*7</sup> に該当した場合	

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知<sup>\*8</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

<sup>\*6</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

<sup>\*7</sup> 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

<sup>\*8</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故 <sup>*9</sup> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態 <sup>*10</sup> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいなかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

<sup>\*9</sup> 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

<sup>\*10</sup> 「対象となる身体障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条]

保険金額の計算方法

- 死亡・高度障がい保険金額の計算方法は、次のとおりです。<sup>\*11</sup>

$$\text{基本保険金額} \times \left( 1 - \frac{\text{経過年数}^{*12} - 1}{\text{保険期間 (年数)}} \right)$$

<sup>\*11</sup> 100円未満の端数が生じた場合は、端数を四捨五入します。

<sup>\*12</sup> 契約日からその日を含めて保険金の支払事由発生日までの年数（年未満切り上げ）とします。

[普通保険約款：第8条]

保険料の計算方法

- 保険料の計算方法は次のとおりです。<sup>\*13・14</sup>

$$\text{基本保険料} \times \left( 1 - \text{保険料逓減割合} \times \frac{\text{経過年数}^{*15} - 1}{\text{保険料逓減間隔 (1年)}} \right)$$

- 保険料逓減割合は  $\frac{\text{保険料逓減間隔 (1年)}}{\text{保険期間 (年数)}}$  の算式で計算し、小数点第3位以下の端数を切り捨てます。
- $\frac{\text{経過年数} - 1}{\text{保険料逓減間隔 (1年)}}$  は、小数点第1位以下の端数を切り捨てます。

<sup>\*13</sup> 1円未満の端数が生じた場合は、端数を四捨五入します。

<sup>\*14</sup> 基本保険金額を減額した場合などは、基本保険料をあらため、保険料を計算します。

<sup>\*15</sup> 第1回保険料では1年とします。第2回目以後の保険料では、契約日からその日を含めて、その払込期月の基準日<sup>\*16</sup>の翌日以後直後に到来する契約応当日の前日までの年数とします。

<sup>\*16</sup> 「保険料の払込方法（回数）」（165 ページ）を参照ください。

[保険料の計算例] 基本保険料 10,000 円、保険期間 15 年の場合

- 「保険料逓減割合」は、次の算式より 0.06 となります。

$$\frac{\text{保険料逓減間隔 (1年)}}{\text{保険期間 (15年)}} = 0.06 \quad (\text{小数点第3位以下の端数を切り捨て})$$

- したがって、1年目の保険料や5年目の保険料は、次のとおり計算されます。

① 1年目の保険料

- 次の算式部分の計算結果は0になります。

$$\frac{\text{経過年数 (1年)} - 1}{\text{保険料逓減間隔 (1年)}} = 0$$

→ 1年目の保険料は、  
 $10,000 \text{円} \times (1 - 0.06 \times 0) = 10,000 \text{円}$  となります。

② 5年目の保険料

- 次の算式部分の計算結果は4になります。

$$\frac{\text{経過年数 (5年)} - 1}{\text{保険料逓減間隔 (1年)}} = 4$$

→ 5年目の保険料は、  
 $10,000 \text{円} \times (1 - 0.06 \times 4) = 7,600 \text{円}$  となります。

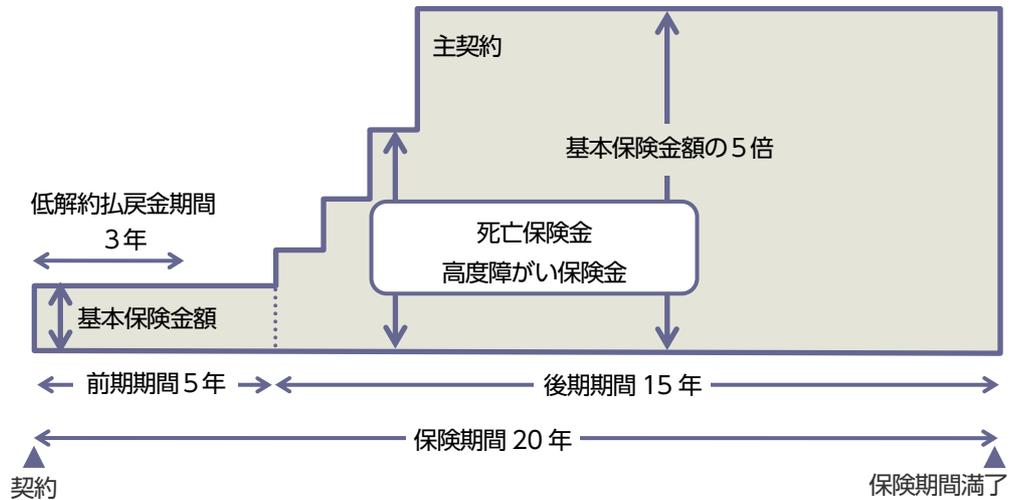
## 7. 無配当逡増定期保険（初期低解約払戻金型）

新逡増 50

### しくみ図

[ 例 ]

保険期間	20年
前期期間*1	5年
後期期間*1	15年
低解約払戻金期間*2	3年
逡増率*3	前期期間 0% 後期期間 50%



- 死亡・高度障がい保険金額は、後期期間中一定期間にわたり、毎年前年度の保険金額の50%ずつ、**基本保険金額\*4**の5倍に達するまで増加していきます。

**!** ● この商品には**満期保険金・配当金がありません**。

- \*1 この保険では保険期間を2つに分け、そのうちの前の期間のことを前期期間、後の期間のことを後期期間といいます。前期期間は、契約者が申込の際に当社所定の範囲内で選択できます。前期期間と後期期間のそれぞれの期間ごとに逡増率を定めます。
- \*2 解約払戻金の水準を低く設定している期間のことをいいます。
- \*3 死亡・高度障がい保険金額を計算する際に用いる、前保険年度の保険金額に対する毎年の増加割合のことをいいます。
- \*4 死亡・高度障がい保険金の支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。

## 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	次ページの「保険金額の計算方法」を参照ください。
高度障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日 <sup>*5</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障がい状態 <sup>*6</sup> に該当した場合	

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知<sup>\*7</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳・脊髄・胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

<sup>\*5</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

<sup>\*6</sup> 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

<sup>\*7</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故 <sup>*8</sup> によって、その事故の日から 180 日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態 <sup>*9</sup> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がい加わったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から 180 日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1 上肢または 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

<sup>\*8</sup> 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

<sup>\*9</sup> 「対象となる身体障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条]

保険金額の計算方法

- 死亡・高度障がい保険金額の計算方法は、次のとおりです。<sup>\*10</sup>  
ただし、次の算式で計算した金額が基本保険金額の5倍をこえる場合、死亡・高度障がい保険金額は「基本保険金額×5」となります。

$$\begin{aligned} \text{①前期期間：} & \text{基本保険金額} \times (1 + \text{前期期間の逓増率})^{(\text{経過年数} * - 1)} \\ \text{②後期期間：} & \text{基本保険金額} \times \{ (1 + \text{前期期間の逓増率})^{(\text{前期期間の年数} - 1)} \times (1 + \text{後期期間の逓増率})^{(\text{経過年数} * - \text{前期期間の年数})} \} \end{aligned}$$

※契約日から保険金の支払事由発生日までの年数（年未満切り上げ）とします。

<sup>\*10</sup> 百円未満の端数が生じた場合は、端数を四捨五入します。

[普通保険約款：第22条、第23条]

解約払戻金のしくみ

- 契約後一定期間中の解約払戻金が低く設定されています。
- 低解約払戻金期間中の解約払戻金額は、**低解約払戻金割合<sup>\*11</sup>**を100%とした場合の解約払戻金額に下表の低解約払戻金割合を乗じた金額となります。

	第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度
低解約払戻金割合	70%	80%	90%

（初年度低解約払戻金割合：70%、低解約払戻金期間：3年）

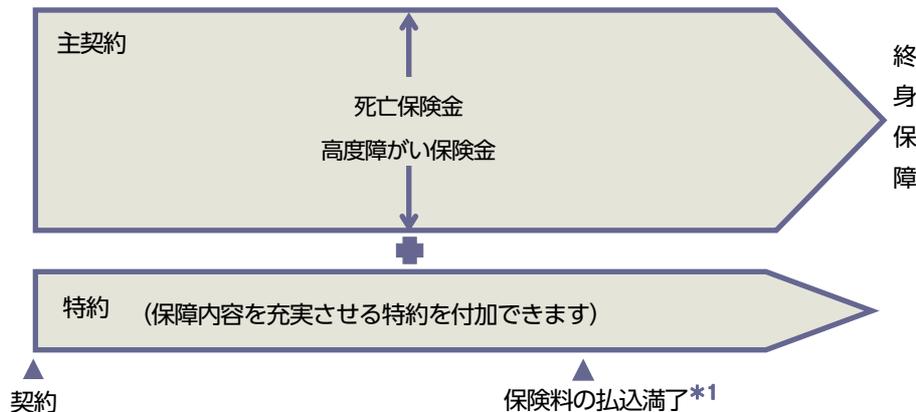
- 低解約払戻金期間中に契約を解約、減額または払済定期保険への変更などをした場合には、解約払戻金額は低い水準となります。
- 保険年度が変わったときでも、前保険年度の保険料のうち払込がない金額がある場合、および当保険年度の保険料の払込がない場合には、前保険年度の低解約払戻金割合を適用します。
- 低解約払戻金期間中のすべての保険料の払込があった場合でも、低解約払戻金期間の最終保険年度の翌保険年度の保険料の払込がないときには、低解約払戻金期間は満了していないものとして取り扱い、低解約払戻金期間の最終保険年度の低解約払戻金割合を適用します。

<sup>\*11</sup> 低解約払戻金期間中の解約払戻金を計算する際に用いる支払割合のことをいいます。

## 8. 無配当終身保険

終身保険

### しくみ図



- この商品には**満期保険金・配当金がありません**。
- 付加する給付特約は種類によっては終身保障とならないものがあります。**\*2**

**\*1** 保険料の終身払込の取扱もあります。

**\*2** この商品に付加できる給付特約(保障内容を充実させる特約)については「付加できる特約」(103 ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条、第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由 (支払事由)	支払額
死亡保険金	被保険者が死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、 <b>給付責任開始の日*3</b> 以後の傷害または疾病によって、 <b>所定の高度障がい状態*4</b> に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知\*5**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うことがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳・脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

**\*3** 「保障が開始される日 (給付責任開始の日)」(38 ページ)、「契約の復活」(166 ページ)を参照ください。

**\*4** 「対象となる高度障がい状態」(227 ページ)を参照ください。

**\*5** 「告知義務」(36 ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第3条]

**保険料の払込の免除**

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> *6によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> *7に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*6 「対象となる不慮の事故」(226 ページ) を参照ください。  
 \*7 「対象となる身体障がい状態」(227 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

**支払事由に該当しても支払われない場合など**

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など(免責事由)」(135 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条]

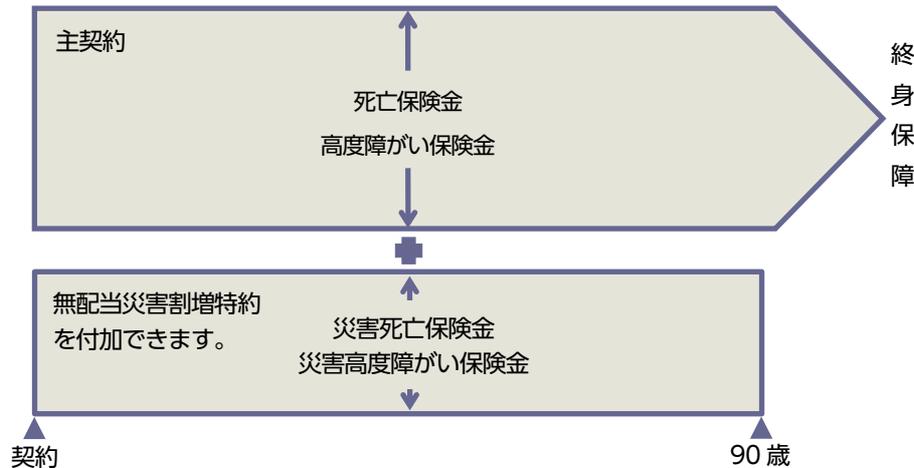
**支払額などが削減される場合**

- 「支払額などが削減される場合」(140 ページ) を参照ください。

## 9. 無配当終身保険 [保険料の払込方法&lt;回数&gt;を一時払とする場合]

ライフギフト

## しくみ図



- この商品には**満期保険金・配当金がありません**。解約払戻金は一時払保険料を下回る場合があります。
- 無配当災害割増特約は終身保障ではありません。

[普通保険約款：第1条、第2条]

## 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日*1以後の傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態*2に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*3していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

\*3 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条、第2条]

## 支払事由に該当しても支払されない場合

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。 [普通保険約款：第1条、第2条]

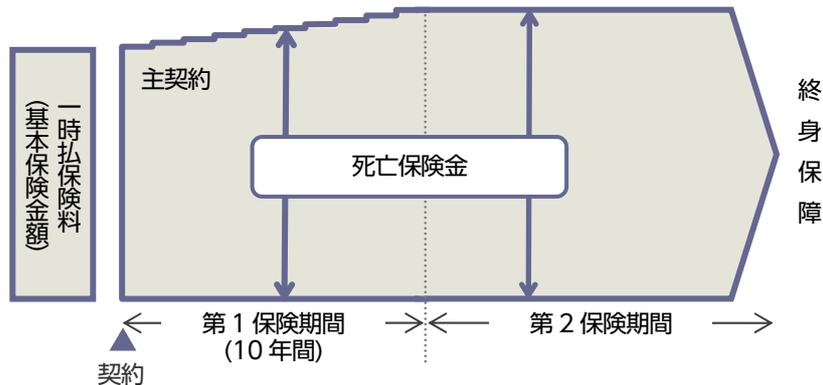
## 支払額が削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

## 10. 無配当一時払逡増終身保険

ライフギフトα

### しくみ図



- 死亡保険金の額は、第1保険期間\*1中、1年目は基本保険金額\*2と同額となり、2年目以降は基本保険金額に対して一定割合（逡増率\*3）ずつ増加します。第2保険期間\*4中は一定です。

**!**

- この商品には満期保険金、配当金および被保険者が高度障がい状態になったときの保障がありません。
- 解約払戻金は一時払保険料を下回る場合があります。
- 契約者貸付の取扱はありません。
- 加入にあたって告知は不要ですが、病院や診療所に入院中または入院を予定されている場合は加入できません。
- 50～70歳の方には、この商品よりも死亡保険金や解約払戻金が高額となる商品（「無配当一時払終身保険」\*5）も用意しています。\*6

- \*1 契約日から10年です。
- \*2 主契約の死亡保険金の支払金額を計算する際の基準となる金額のことをいいます。
- \*3 死亡保険金の額を計算する際に用いる、基本保険金額に対する毎年の増加割合のことをいい、被保険者の年齢・性別に応じて決定されます。くわしくは、保険証券などを確認ください。
- \*4 第1保険期間満了後、終身にわたる期間です。
- \*5 「無配当終身保険【保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合】（72ページ）を参照ください。
- \*6 加入にあたっては、健康状態の告知や医師による診断などが必要です。

[普通保険約款：第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡保険金	被保険者が死亡した場合	下の「保険金額の計算方法」を参照ください。

[普通保険約款：第2条]

### 支払事由に該当しても支払われない場合

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第2条]

### 支払額が削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第2条]

### 保険金額の計算方法

- 死亡保険金の額の計算方法は次のとおりです。\*7

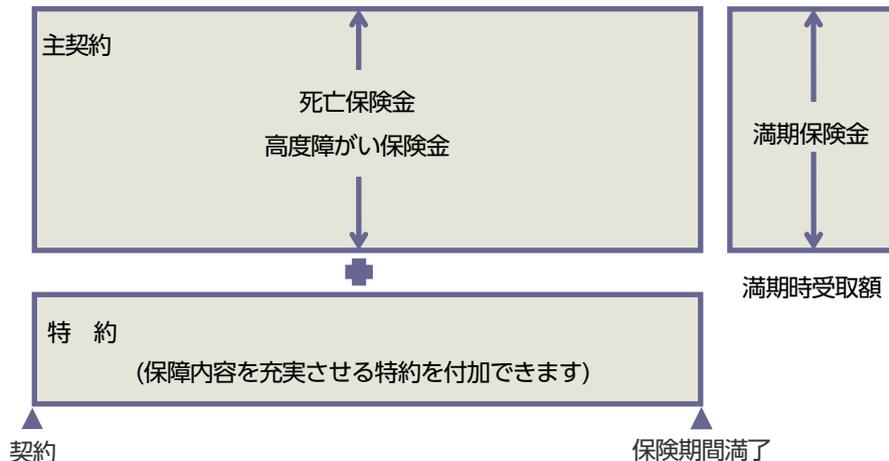
- ①第1保険期間： 基本保険金額×{1+逡増率×(経過年数\*8-1)}
- ②第2保険期間： 基本保険金額×(1+逡増率×第1保険期間の年数)

- \*7 百円未満の端数が生じた場合は、端数を四捨五入します。
- \*8 契約日からその日を含めて死亡保険金の支払事由発生日までの年数（年未満切り上げ）とします。

## 11. 養老保険

養老保険

### しくみ図



- ⚠ 特約には**満期保険金がありません**。

[普通保険約款：第1条～第3条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存した場合	満期保険金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障がい保険金	被保険者が、 <b>給付責任開始の日*1</b> 以後の傷害または疾病によって、 <b>保険期間中に所定の高度障がい状態*2</b> に該当した場合	死亡保険金額と同額

- 高度障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知\*3**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい保険金の支払事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合

- ⚠
  - 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
  - たとえば、「脳・脊髄・胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
  - **高度障がい保険金が支払われた場合、契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。**

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

\*3 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故*4によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態*5に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*4 「対象となる不慮の事故」(226ページ)を参照ください。  
 \*5 「対象となる身体障がい状態」(227ページ)を参照ください。

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」(135ページ)を参照ください。

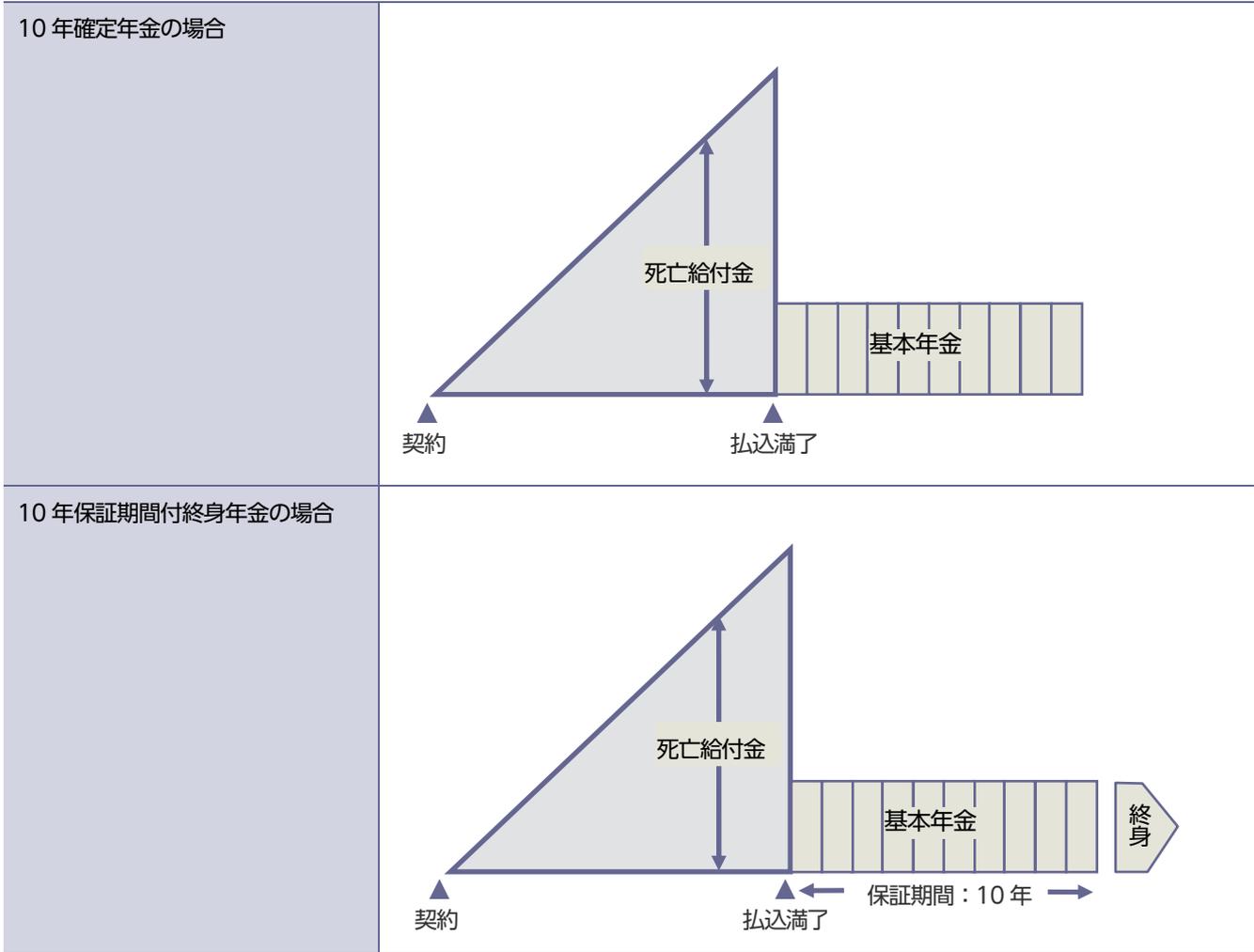
支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

## 12. 無配当個人年金保険

個人年金保険

### しくみ図



**!** この商品には配当金がありません。

[普通保険約款：第1条]

年金の種類	
年金の種類	
確定年金	10年確定年金となります。
保証期間付終身年金	10年保証期間付終身年金となります。

年金などの支払（年金開始日以後の保障）

- 次の場合に年金などが支払われます。

給付名称	年金の種類	年金などが支払われる事由（支払事由）	支払額
年金	確定年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が年金の支払期間中の年金支払期日に生存している場合</li> <li>● 被保険者が年金の支払期間中に死亡し、年金受取人が年金の継続支払を選択し、年金の支払期間の残存期間中の年金支払期日が到来した場合</li> </ul>	基本年金年額と同額
	保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が年金支払期日に生存している場合</li> <li>● 被保険者が保証期間中に死亡し、年金受取人が年金の継続支払を選択し、保証期間の残存期間中の年金支払期日が到来した場合</li> </ul>	
未支払の年金の現価*1	確定年金および保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、年金開始日以後、確定年金の支払期間中または保証期間付終身年金の保証期間中に死亡した場合（年金受取人が年金の継続支払を申し出た場合を除きます。）</li> <li>● 年金受取人が年金開始日以後、年金の一時支払*2を請求した場合</li> </ul>	確定年金の支払期間中または保証期間付終身年金の保証期間中の年金のうち、未支払の年金の現価



- 確定年金の場合、年金開始日以後に年金の一時支払が行なわれたときには、支払われる未支払の年金の現価とそれまでに支払われた年金の合計額が、払込保険料の合計額よりも少なくなることがあります。
- 年金開始日以後、年金受取人が死亡した場合、後継年金受取人\*3があらたな年金受取人になります。

\*1 無配当個人年金保険普通保険約款に添付されている「【参考】未支払の年金の現価表」を参照ください。

\*2 確定年金の場合、年金の一時支払が行なわれたときには契約は消滅し、以後の年金の支払はありません。保証期間付終身年金の場合、年金の一時支払が行われた後、保証期間経過後の年金支払期日に被保険者が生存している場合、年金が継続して支払われます。

\*3 年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合、その年金受取人の一切の権利義務を承継する人をいいます。

給付金の支払（年金開始日より前の保障）

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額
死亡給付金	被保険者が、年金開始日前に死亡した場合	契約後の経過年月数に応じた金額*4

\*4 無配当個人年金保険普通保険約款に添付されている「【参考】死亡給付金額の計算」を参照ください。

保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日*5 以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に所定の高度障がい状態*6 に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故*7 によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態*8 に該当した場合	

- 保険料の払込の免除事由のうちの高度障がい状態について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*9 していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がい加わったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の高度障がい状態」または「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- また、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*5 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。  
 \*6 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。  
 \*7 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。  
 \*8 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。  
 \*9 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

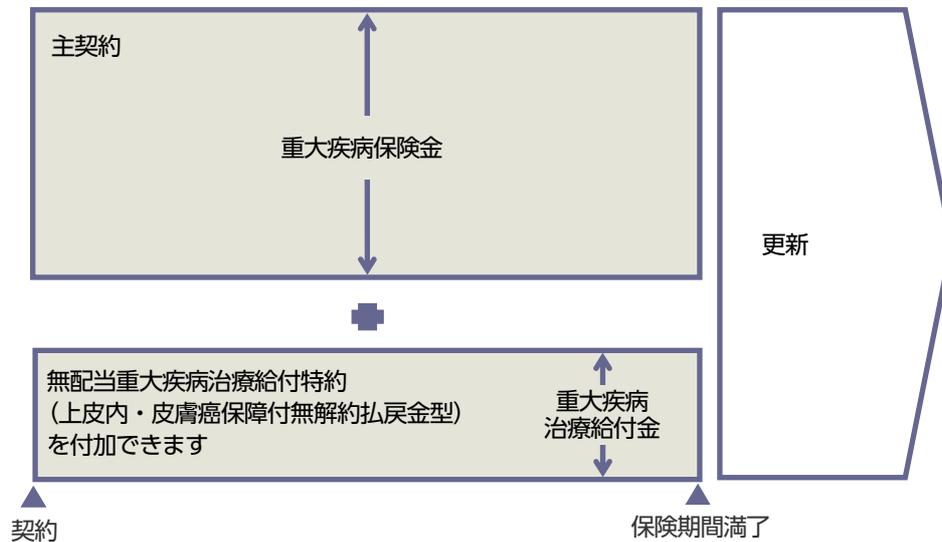
支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

Jタイプ  
(無解約払戻金・無死亡給付金型)

## 13. 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

## しくみ図



- 保険期間が満了した時には、所定の範囲で契約が**更新**<sup>\*1</sup>されます。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算します。そのため、**更新後の保険料は更新前に比べ通常高くなります。**

- ⚠
- この商品には、**解約払戻金、満期保険金、配当金および被保険者が死亡したときの保障がありません。**
  - 無解約払戻金型でない同種の保険（「**無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）**」<sup>\*2</sup>）も用意しています。
  - 所定のがんへの罹患による重大疾病保険金・重大疾病治療給付金の支払の保障は、**がん以外の給付責任開始の日**<sup>\*3</sup>から90日を経過した日の翌日に開始されます。

\*1 「契約の更新」（168ページ）を参照ください。

\*2 「無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）」（83ページ）を参照ください。

\*3 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

## 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）		支払額
重大疾病保険金	悪性 新生物	被保険者が、 <b>がんの給付責任開始の日*4</b> 以後の保険期間中に、 <b>がんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて所定の悪性新生物*5</b> に罹患し、医師によって診断確定された場合	重大疾病保険金額
	急性 心筋梗塞	被保険者が、 <b>がん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって、保険期間中に所定の急性心筋梗塞*5</b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと、医師によって診断された場合	
	脳卒中	被保険者が、 <b>がん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって、保険期間中に所定の脳卒中*5</b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から 60 日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合	

- 重大疾病保険金の支払事由について、**がん以外の給付責任開始の日より前の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病した場合であっても、次の場合はがん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病したものとして取り扱います。**
  - その疾病について、十分に正しく**告知\*6** していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は重大疾病保険金の支払事由に該当したものととして取り扱います。
  - 保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、保険期間満了の日から 60 日以内に支払事由に定める状態に該当した場合
  - 急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から 60 日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合（労働の制限を必要とする状態が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）
  - 脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から 60 日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合（他覚的な神経学的後遺症が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）

\*4 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*5 「対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）」（234 ページ）を参照ください。

\*6 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。



- **上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、所定の悪性新生物に該当しません**ので、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- 上皮内癌や皮膚癌とは次のような病気です。

上皮内癌	<p>腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期の癌（子宮頸癌0期、非浸潤性乳管癌など）をいいます。</p> <p>上皮外に浸潤していないため、他の組織に転移することがありません。（上皮内癌が進行し、上皮外に浸潤することで悪性新生物となります。）</p> <p>なお、非浸潤性とは、主に乳房（乳管）や尿管などで用いられる呼び名で、組織の深部に浸潤していないごく早期の癌をいいます。</p>
皮膚癌	<p>皮膚組織に発生する悪性新生物をいいます。</p> <p>皮膚にできるため、他の悪性新生物と比較して、自身で早期に病変を発見できる可能性が高い悪性新生物です。</p>



- **陳旧性心筋梗塞・狭心症は、所定の急性心筋梗塞に該当しません**ので、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- なお、心筋梗塞と診断された場合でも、急性であるとの診断が得られずに急性期を過ぎたため陳旧性心筋梗塞と診断された場合は、急性心筋梗塞に該当せず、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- 陳旧性心筋梗塞・狭心症とは次のような病気です。

陳旧性心筋梗塞	過去に心筋梗塞を発症し、壊死により繊維組織化した心筋が慢性的に存在する状態をいいます。
狭心症	冠状動脈の狭窄による血液供給の減少により、典型的な胸部痛を発症したものの、すぐに復旧し、心筋の壊死に至らなかったものをいいます。



- 被保険者が死亡した場合、重大疾病保険金の支払可否を確認するため、当社所定の死亡証明書または死体検案書などの提出が必要となることがあります。

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される場合（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に <b>所定の高度障がい状態*7</b> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故*8</b> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態*9</b> に該当した場合	

- 保険料の払込が免除された後、更新が行なわれる場合には、更新後の保険料の払込も免除します。
- 保険料の払込の免除事由のうちの高度障がい状態について、がん以外の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合はがん以外の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - がん以外の給付責任開始の日より前の障がいにより、がん以外の給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、がん以外の給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がい加わらなかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - がん以外の給付責任開始の日より前の障がいにより、がん以外の給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合



- 「所定の高度障がい状態」または「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- また、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*7 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。

\*8 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

\*9 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。

## 免除事由に該当しても免除されない場合

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

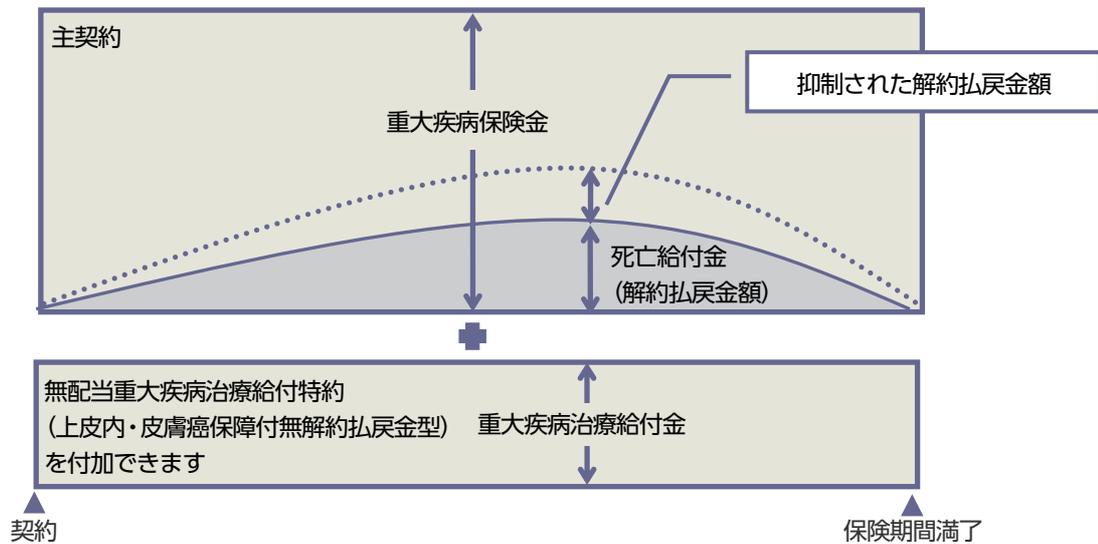
## 免除額が削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

## 14. 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)

Jタイプα

## しくみ図



- この商品には、**満期保険金・配当金がありません。**
- 解約払戻金は**解約払戻金抑制割合\*1**に応じて抑制され、100%に指定した場合、**解約払戻金はゼロとなります。**この場合、**被保険者が死亡したときの保障もありません。**なお、解約払戻金抑制割合は保険期間中に変更することはできません。
- 所定のがんへの罹患による重大疾病保険金・重大疾病治療給付金の支払の保障は、**がん以外の給付責任開始の日\*2**から90日を経過した日の翌日に開始されます。

\*1 解約払戻金の計算に用いる抑制割合をいい、0~100%まで(保険期間が91歳~100歳の場合、0~30%まで)、自由に設定できます。

\*2 「保障が開始される日(がん以外の給付責任開始の日)」(38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。

## 保険金・給付金の支払

- 次の場合に保険金・給付金が支払われます。

給付名称	保険金・給付金が支払われる事由（支払事由）		支払額
重大疾病保険金	悪性 新生物	被保険者が、 <b>がんの給付責任開始の日<sup>*3</sup></b> 以後の保険期間中に、 <b>がんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて所定の悪性新生物<sup>*4</sup></b> に罹患し、医師によって診断確定された場合	重大疾病保険金額
	急性 心筋梗塞	被保険者が、 <b>がん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって、保険期間中に所定の急性心筋梗塞<sup>*4</sup></b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと、医師によって診断された場合	
	脳卒中	被保険者が、 <b>がん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって、保険期間中に所定の脳卒中<sup>*4</sup></b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合	
死亡給付金 <sup>*5</sup>	被保険者が保険期間中に死亡した場合		死亡した日の 解約払戻金額

- 重大疾病保険金の支払事由について、**がん以外の給付責任開始の日より前の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病した場合であっても、次の場合はがん以外の給付責任開始の日以後の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病したものと**して取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知<sup>\*6</sup>**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は重大疾病保険金の支払事由に該当したものと**して**取り扱います。
  - 保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、保険期間満了の日から60日以内に支払事由に定める状態に該当した場合
  - 急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合（労働の制限を必要とする状態が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）
  - 脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合（他覚的な神経学的後遺症が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）

**\*3** 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

**\*4** 「対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）」（234 ページ）を参照ください。

**\*5** 解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、死亡給付金はありません。

**\*6** 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

**!**

- **上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、所定の悪性新生物に該当しません**ので、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- 上皮内癌や皮膚癌とは次のような病気です。

上皮内癌	<p>腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期の癌（子宮頸癌0期、非浸潤性乳管癌など）をいいます。</p> <p>上皮外に浸潤していないため、他の組織に転移することがありません。（上皮内癌が進行し、上皮外に浸潤することで悪性新生物となります。）</p> <p>なお、非浸潤性とは、主に乳房（乳管）や尿管などで用いられる呼び名で、組織の深部に浸潤していないごく早期の癌をいいます。</p>
皮膚癌	<p>皮膚組織に発生する悪性新生物をいいます。</p> <p>皮膚にできるため、他の悪性新生物と比較して、自身で早期に病変を発見できる可能性が高い悪性新生物です。</p>

**!**

- **陳旧性心筋梗塞・狭心症は、所定の急性心筋梗塞に該当しません**ので、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- なお、心筋梗塞と診断された場合でも、急性であるとの診断が得られずに急性期を過ぎたため陳旧性心筋梗塞と診断された場合は、急性心筋梗塞に該当せず、重大疾病保険金の支払事由には該当しません。
- 陳旧性心筋梗塞・狭心症とは次のような病気です。

陳旧性心筋梗塞	過去に心筋梗塞を発症し、壊死により繊維組織化した心筋が慢性的に存在する状態をいいます。
狭心症	冠状動脈の狭塞による血液供給の減少により、典型的な胸部痛を発症したものの、すぐに復旧し、心筋の壊死に至らなかったものをいいます。

**!**

- 死亡給付金の額は、死亡した日の解約払戻金額となります。  
死亡給付金および解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加するものの、保険期間の満了が近づくとつれて減少し、満了時にはゼロとなります。  
また、その額は、払いこまれた金額に比べると少ない金額となります。
- 被保険者が死亡した場合、重大疾病保険金の支払可否を確認するため、当社所定の死亡証明書または死体検案書などの提出が必要となることがあります。
- **重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この契約は消滅し、主契約の他の保険金・給付金は重複して支払われません。\*7**

\*7 重大疾病保険金の支払事由に該当し、かつ死亡給付金の支払後に重大疾病保険金の支払請求があった場合、重大疾病保険金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額が支払われます。

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される場合（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に <b>所定の高度障がい状態*8</b> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、がん以外の給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故*9</b> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態*10</b> に該当した場合	

- 保険料の払込の免除事由のうちの高度障がい状態について、がん以外の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合はがん以外の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。
  - がん以外の給付責任開始の日より前の障がいに、がん以外の給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、がん以外の給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。
  - がん以外の給付責任開始の日より前の障がいに、がん以外の給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

- !**
- 「所定の高度障がい状態」または「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
  - たとえば、「脳・脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
  - また、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*8 「対象となる高度障がい状態」(227ページ)を参照ください。

\*9 「対象となる不慮の事故」(226ページ)を参照ください。

\*10 「対象となる身体障がい状態」(227ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第2条、第3条]

## 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」(135ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第3条]

## 免除額が削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第21条、第22条]

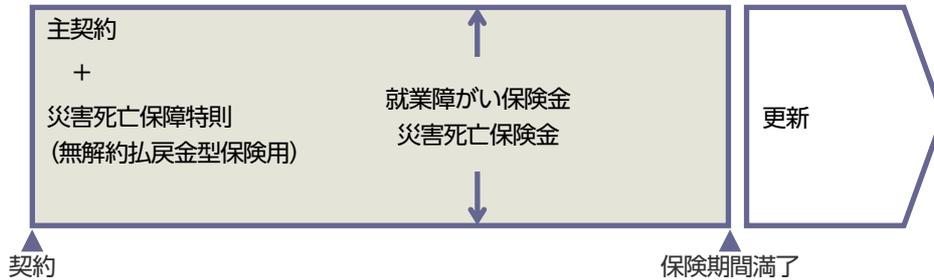
## 解約払戻金のしくみ

- 解約払戻金は指定した解約払戻金抑制割合に応じて抑制され、解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなります。
- 減額、保険期間の短縮、払済定期保険への変更や契約変換などをした場合でも、解約払戻金は同様に抑制されるか、ゼロとなります。

## 15. 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

Tタイプ  
(無解約払戻金・無死亡給付金型)

### しくみ図



- 契約の保険期間が満了した時には、所定の範囲で契約が**更新\*1**されます。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算します。したがって、**更新後の保険料は更新前に比べ通常高くなります。**

- !**
- この商品には災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されます。災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）により、主契約の就業障がい保障に**不慮の事故\*2**による死亡に対する保障が付加されます。
  - この商品には、**高度障がい保険金、解約払戻金、満期保険金、配当金および被保険者が不慮の事故以外により死亡したときの保障がありません。**また、**保険料の払込の免除がありません。**
  - 無解約払戻金型でない同種の保険（「**無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）**」\*3）も用意しています。

\*1 「契約の更新」（168 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

\*3 「無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型・解約払戻金抑制割合指定型）」（89 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条]

### 主契約にかかる保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
就業障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日*4 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に身体障がい者福祉法に定める1～3級の身体障がい状態*5 に該当し、身体障がい者手帳*6 の交付を受けた場合	就業障がい保険金額

- 就業障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*7 していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は所定の就業障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後、その障がいと因果関係のない新たな障がい加わった結果、身体障がい者福祉法に定める1～3級の身体障がい状態に該当した場合
  - 身体障がい者福祉法に定める2つ以上の障がいに該当し、1～3級の身体障がい状態に該当した場合
- 身体障がい者福祉法に定める2つ以上の障がいに該当し、そのうちの一部は免責事由などにより就業障がい保険金が支払われないこととなったが、それ以外の障がい加わった場合、所定の就業障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。

- 保険期間満了の日までに所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されていなかったが、保険期間中にその障がいに該当していたと保険期間満了後に医師によって証明された場合、所定の就業障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
- 次の場合は就業障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱います。
  - 保険期間中に所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されたが、身体障がい者手帳が交付される前に保険期間が満了し、その後、保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障がい者手帳が交付された場合
  - 保険期間中に所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されたが、身体障がい者手帳が交付される前に被保険者が死亡し、その後、保険期間中または保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障がい者手帳が交付された場合



- 就業障がい保険金が支払われるには、所定の就業障がい状態に該当するだけでなく、身体障がい者手帳の交付を受ける必要があります。所定の就業障がい状態に該当した場合、市区町村に申請を行ない、身体障がい者手帳の交付を受けてください。
- 就業障がい保険金が支払われた場合、この契約は消滅し、災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)の災害死亡保険金は重複して支払われません。

- \*4 「保障が開始される日(給付責任開始の日)」(38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。
- \*5 以下、「所定の就業障がい状態」といいます。くわしくは、身体障がい者福祉法施行規則の「身体障がい者障がい程度等級表」に規定されています。
- \*6 身体障がい者福祉法に基づき、都道府県などから交付されます。身体障がい者手帳の等級は、障がいの程度に応じて1級から6級までの区分があります。
- \*7 「告知義務」(36ページ)を参照ください。

[災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用):第2条]

**災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)にかかる保険金の支払**

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由(支払事由)	支払額
災害死亡保険金	被保険者が、特則の給付責任開始の日*8以後の不慮の事故によって、その事故の日から180日以内の主契約の保険期間中に死亡した場合	災害死亡保険金額*9



- この特則のみの解約は取り扱いません。
- この特則の災害死亡保険金が支払われた場合、この特則が適用された契約は消滅し、主契約の保険金は重複して支払われません。

- \*8 「保障が開始される日(給付責任開始の日)」(38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。
- \*9 主契約の就業障がい保険金額と同額です。

[普通保険約款:第1条]

[災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用):第2条]

**支払事由に該当しても支払されない場合**

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など(免責事由)」(135ページ)を参照ください。

[普通保険約款:第1条]

[災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用):第2条]

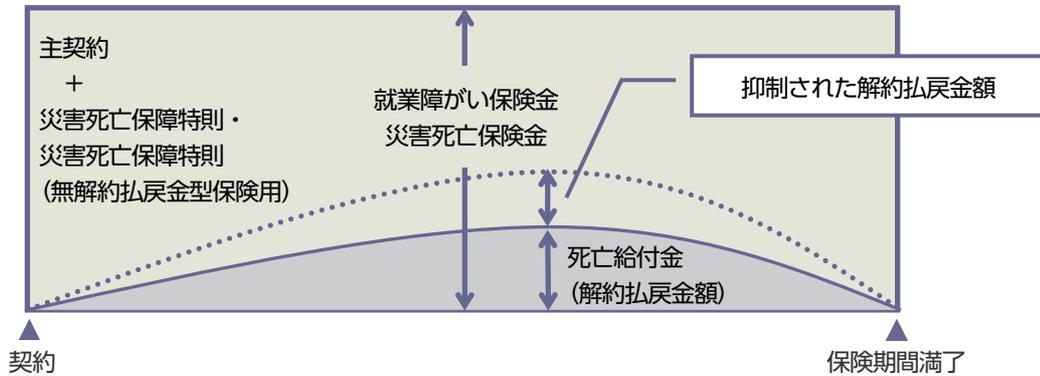
**支払額が削減される場合**

「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

## 16. 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)

Tタイプα

### しくみ図



- この商品は、解約払戻金抑制割合に応じて、災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）が適用されます。災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）により、主契約の就業障がい保障に**不慮の事故<sup>\*1</sup>**による死亡に対する保障が付加されます。
- この商品には**高度障がい保険金・満期保険金・配当金がありません**。また、**保険料の払込の免除がありません**。
- 解約払戻金は**解約払戻金抑制割合<sup>\*2</sup>**に応じて抑制され、100%に指定した場合、**解約払戻金はゼロとなります**。この場合、**被保険者が不慮の事故以外により死亡したときの保障もありません**。なお、解約払戻金抑制割合は保険期間中に変更することはできません。

<sup>\*1</sup> 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。  
<sup>\*2</sup> 解約払戻金の計算に用いる抑制割合をいい、0～100%まで（保険期間が91歳～100歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。

[普通保険約款：第1条、第2条]

### 主契約にかかる保険金・給付金の支払

- 次の場合に保険金・給付金が支払われます。

給付名称	保険金・給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額
就業障がい保険金	被保険者が、給付責任開始の日 <sup>*3</sup> 以後の傷害または疾病によって、保険期間中に身体障がい者福祉法に定める1～3級の身体障がい状態 <sup>*4</sup> に該当し、身体障がい者手帳 <sup>*5</sup> の交付を受けた場合	就業障がい保険金額
死亡給付金 <sup>*6</sup>	被保険者が保険期間中に死亡した場合	死亡した日の解約払戻金額

- 就業障がい保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知<sup>\*7</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は所定の就業障がい状態に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後、その障がいと因果関係のない新たな障がい加わった結果、身体障がい者福祉法に定める1～3級の身体障がい状態に該当した場合
  - 身体障がい者福祉法に定める2つ以上の障がいに該当し、1～3級の身体障がい状態に該当した場合

- 身体障がい者福祉法に定める2つ以上の障がいに該当し、そのうちの一部は免責事由などにより就業障がい保険金が支払われないこととなったが、それ以外の障がいが1～3級に該当した場合、所定の就業障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
- 保険期間満了の日までに所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されていなかったが、保険期間中にその障がいに該当していたと保険期間満了後に医師によって証明された場合、所定の就業障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
- 次の場合は就業障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱います。
  - 保険期間中に所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されたが、身体障がい者手帳が交付される前に保険期間が満了し、その後、保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障がい者手帳が交付された場合
  - 保険期間中に所定の就業障がい状態に該当したと医師によって診断されたが、身体障がい者手帳が交付される前に被保険者が死亡し、その後、保険期間中または保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障がい者手帳が交付された場合



- 就業障がい保険金が支払われるには、所定の就業障がい状態に該当するだけでなく、身体障がい者手帳の交付を受けることが必要です。  
所定の就業障がい状態に該当した場合、市区町村に申請を行ない、身体障がい者手帳の交付を受けてください。
- 死亡給付金の額は、死亡した日の解約払戻金額となります。  
死亡給付金および解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加するものの、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時にはゼロとなります。  
また、その額は、払いこまれた金額に比べると少ない金額となります。
- **就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この契約は消滅し、主契約の他の保険金・給付金および災害死亡保障特則の災害死亡保険金は重複して支払われません。\*8**

\*3 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*4 以下、「所定の就業障がい状態」といいます。くわしくは、身体障がい者福祉法施行規則の「身体障がい者障がい程度等級表」に規定されています。

\*5 身体障がい者福祉法に基づき、都道府県などから交付されます。身体障がい者手帳の等級は、障がいの程度に応じて1級から6級までの区分があります。

\*6 解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、死亡給付金はありません。

\*7 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

\*8 就業障がい保険金の支払事由に該当し、かつ死亡給付金の支払後に就業障がい保険金の支払請求があった場合、就業障がい保険金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額が支払われます。

[普通保険約款：第20条、第21条]

### 解約払戻金のしくみ

- 解約払戻金は指定した解約払戻金抑制割合に応じて抑制され、解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなります。
- 減額、保険期間の短縮、払済定期保険への変更や契約変換などをした場合でも、解約払戻金は同様に抑制されるか、ゼロとなります。

[災害死亡保障特則、災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)：第2条]

**災害死亡保障特則または災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)にかかる保険金の支払**

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由(支払事由)	支払額
災害死亡保険金	被保険者が、特則の給付責任開始の日*9以後の不慮の事故によって、その事故の日から180日以内の主契約の保険期間中に死亡した場合	災害死亡保険金額*10



- この特則のみの解約は取り扱いません。
- この特則の災害死亡保険金が支払われた場合、この特則が適用された契約は消滅し、主契約の保険金・給付金は重複して支払われません。\*11

\*9 「保障が開始される日(給付責任開始の日)」(38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。

\*10 主契約の就業障がい保険金額と同額です。

\*11 災害死亡保険金の支払事由に該当し、かつ主契約の死亡給付金の支払後に災害死亡保険金の支払請求があった場合、災害死亡保険金額からすでに支払済の主契約の死亡給付金額を差し引いた金額が支払われます。

[普通保険約款：第1条、第2条] [災害死亡保障特則、災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)：第2条]

**支払事由に該当しても支払されない場合**

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など(免責事由)」(135ページ)を参照ください。

[普通保険約款：第1条] [災害死亡保障特則、災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)：第2条]

**支払額が削減される場合**

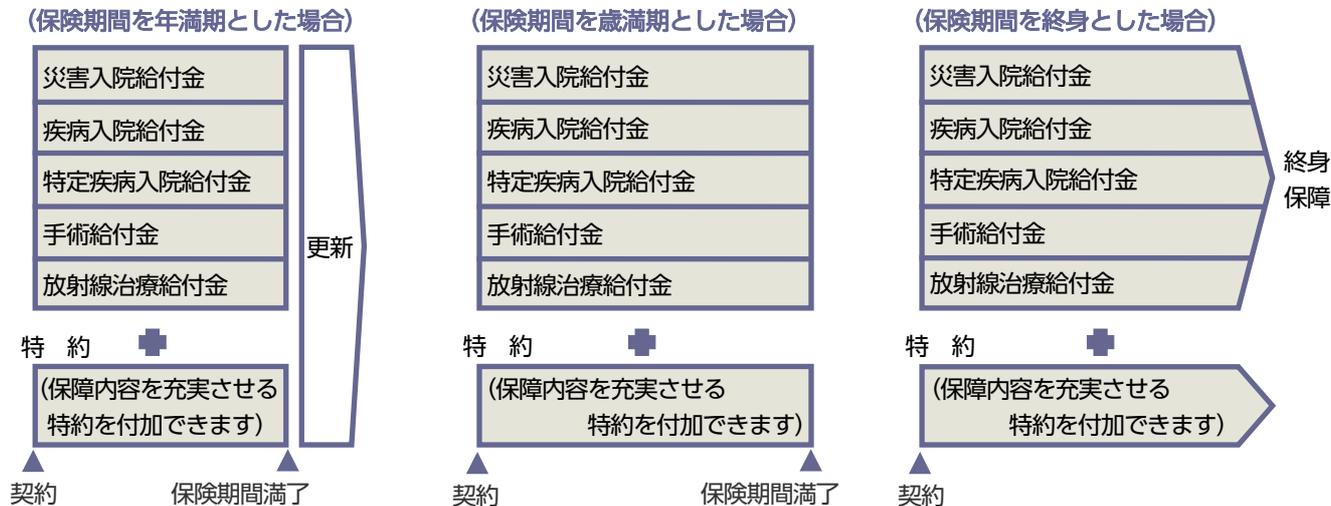
- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

## 17. 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

Mタイプ

### しくみ図

- 契約の型に応じ、次の給付金が支払われます。



- この商品では、標準型・180日入院保障型・特定疾病長期入院保障型の3つから契約の型を選択できます。
- 「特定疾病入院給付金」は、契約の型が「特定疾病長期入院保障型」の場合のみの保障です。（下記「契約の型と給付金」を参照ください。）
- 保険料払込期間経過後に被保険者が死亡した場合は解約払戻金が支払われます。
- 保険期間を年満期とした場合、契約の保険期間が満了した時には、所定の範囲で契約が**更新\*1**されます。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算します。したがって、**更新後の保険料は更新前に比べ通常高くなります。**

**!** ● この商品には、**保険料払込期間中の解約払戻金、満期保険金、配当金および被保険者が死亡したときの保障がありません。**

\*1 「契約の更新」（168ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第1条]

### 契約の型と給付金

- この無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）では、契約の型に応じて次の給付金が支払われます。

	標準型・180日入院保障型	特定疾病長期入院保障型
給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金</li> <li>● 疾病入院給付金</li> <li>● 手術給付金</li> <li>● 放射線治療給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金</li> <li>● 疾病入院給付金</li> <li>● 手術給付金</li> <li>● 放射線治療給付金</li> <li>● 特定疾病入院給付金</li> </ul>

**!** ● 契約の締結後は、契約の型を変更することはできません。

## 入院に関する給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由 (支払事由)	支払額	支払限度		
			契約の型	1入院	通算
災害入院 給付金	被保険者が、給付責任開始の日* <sup>2</sup> 以後の不慮の事故* <sup>3</sup> による傷害の 治療を目的として、その事故の日か ら 180 日以内の保険期間中に入院 を開始した場合	単位入院 給付金額 ×入院日数	標準型	60日	1095日
			180日入院保障型	180日	
			特定疾病長期入院保障型	60日	
疾病入院 給付金	被保険者が、給付責任開始の日以後 の疾病の治療を目的として保険期間 中に入院した場合	単位入院 給付金額 ×入院日数	標準型	60日	1095日
			180日入院保障型	180日	
			特定疾病長期入院保障型	60日	
特定疾病 入院給付金 (特定疾病長期入 院保障型を選択し た場合のみ)	被保険者が、給付責任開始の日以後 の <b>特定疾病</b> * <sup>4</sup> の治療を目的として 保険期間中に入院した場合	単位入院 給付金額 ×入院日数	特定疾病長期入院保障型	1095日	疾病入院給付金と 特定疾病入院給付金 とを通算して 1095日

- 支払限度は、更新前、更新後の支払日数を通算します。
- 疾病入院給付金・特定疾病入院給付金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病・特定疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病・特定疾病として取り扱います。
  - その疾病・特定疾病について、十分に正しく告知\*<sup>5</sup>していた場合
  - その疾病・特定疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 給付責任開始の日から2年経過後に開始した入院の場合(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 各給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 入院中に保険期間が満了したことにより契約が消滅した場合でも、契約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、保険期間中における入院日数として取り扱います。
  - 同一の不慮の事故を原因として2回以上入院した場合、その事故の日から180日以内に開始された入院は、継続した1回の入院として取り扱います。
  - 同一の疾病を原因として2回以上入院した場合、その最後の入院の退院日翌日から180日以内に開始された入院は、継続した1回の入院として取り扱います。
  - 不慮の事故の日から180日を経過した後に開始された入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。
  - 異常分娩のための入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。



- 災害入院給付金、疾病入院給付金、特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院日数が重複した場合は、災害入院給付金、特定疾病入院給付金、疾病入院給付金の順で支払われ、重複しては支払われません。
- 日帰り入院(入院日と退院日が同じ日となる入院)は入院基本料の支払の有無などを参考にして支払の判断をします。
- 被保険者が、**所定の病院または診療所**\*<sup>6</sup>で入院した場合が保障の対象となります。  
介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームなどはこの要件に該当しませんので、これらの施設に入所しても保障の対象となりません。

\*<sup>2</sup> [保障が開始される日(給付責任開始の日)](38ページ)、「契約の復活」(166ページ)を参照ください。

\*<sup>3</sup> [対象となる不慮の事故](226ページ)を参照ください。

\*<sup>4</sup> がん・心疾患・脳血管疾患を指します。くわしくは「対象となる特定疾病(平成6年10月12日総務庁告示第75号準拠版)」(238ページ)を参照ください。ここに記載のない疾病は、「特定疾病入院給付金」の対象にはなりません。

\*<sup>5</sup> [告知義務](36ページ)を参照ください。

\*<sup>6</sup> 日本国内にある病院もしくは入院施設を有する診療所、またはこれらと同等の国外の医療施設のいずれかをいいます。

手術・放射線治療に関する給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
手術給付金	<p>被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故その他の外因または疾病の治療を目的として、保険期間中に次のいずれかの手術を受けた場合</p> <p>①手術を受けた時点の<b>公的医療保険制度*7</b>における<b>医科診療報酬点数表*8</b>に手術料の算定対象として列挙されている診療行為。 ただし、次に該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 創傷処理</li> <li>- 皮膚切開術</li> <li>- デブリードマン</li> <li>- 皮膚・皮下腫瘍摘出術</li> <li>- 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的授動術</li> <li>- 抜歯手術</li> <li>- 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）</li> </ul> <p>②手術を受けた時点の先進医療に該当する診療行為。 ただし、「診断および検査を直接の目的とした診療行為」ならびに「注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」を除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金、 疾病入院給付金または 特定疾病入院給付金が 支払われる入院中に受けた場合 ：単位入院給付金額 × 20 倍</li> <li>● 上記以外で受けた場合 ：単位入院給付金額 × 5 倍</li> </ul>	制限なし
放射線治療給付金	<p>被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故その他の外因または疾病の治療を目的として、保険期間中に次のいずれかの放射線治療を受けた場合</p> <p>①放射線治療を受けた時点の<b>公的医療保険制度</b>における<b>医科診療報酬点数表</b>に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療。放射線の照射を行なうものについては、その総量が 50 グレイ以上となる場合に限ります。 ただし、次に該当するものについては、その放射線の照射の総量が 50 グレイ未満でも 50 グレイ以上の照射があったものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 定位放射線治療</li> <li>- 密封小線源治療</li> </ul> <p>②放射線治療を受けた時点の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単位入院給付金額 × 10 倍</li> </ul>	制限なし

\*7 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

\*8 手術または放射線治療を受けた時点で、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

- 手術給付金・放射線治療給付金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 給付責任開始の日から2年経過後に受けた手術・放射線治療の場合  
(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 手術給付金・放射線治療給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 1入院限度、通算支払限度により災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた手術であっても、手術給付金・放射線治療給付金の支払事由に該当するものとします。
  - 同日に2回以上の手術・放射線治療を受けた場合は、手術・放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。  
(手術については、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が1回のみ行なわれたものとします。)
  - 14日以内に同一原因で2回以上同種類の手術を受けた場合は、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。
  - 60日以内に同一原因で2回以上同種類の放射線治療を受けた場合は、放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。



- 被保険者が、**所定の病院または診療所\*9**で手術または放射線治療を受けた場合が保障の対象となります。介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームなどはこの要件に該当しません。
- 医科診療報酬点数表上、実施日数に応じて手術料が算定される手術(大動脈バルーンパンピング法(IABP法)など)を受けた場合は、実施日数が経過する都度手術料が算定されたとしても、手術給付金は1回しか支払いません。
- 医科診療報酬点数表で手術料・放射線治療料以外(検査料や処置料など)の算定対象となる診療行為を受けた場合は、手術給付金または放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 美容整形の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、内視鏡検査など)のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではない(輸血用血液に対して放射線照射を行なう)ため、放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行なわれるものに限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術や実施している医療機関などは随時見直されるため、保険期間中に給付対象となる先進医療が変更となる場合があります。  
また、上記以外の病院・診療所で受けた先進医療と同等の手術や、「患者申出療養」としての受療は先進医療とはならないため、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金は支払われません。

\*9 日本国内にある病院もしくは入院施設を有する診療所(手術給付金または放射線治療給付金の支払については、入院施設を有しない診療所での施術や治療も含まれます)、またはこれらと同等の国外の医療施設のいずれかをいいます。

## 保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される場合（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に <b>所定の高度障がい状態*10</b> に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態*11</b> に該当した場合	

- 保険料の払込の免除事由のうちの高度障がい状態について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がい、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいなかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がい、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

- !**
- 「所定の高度障がい状態」または「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
  - たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
  - また、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*10 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。

\*11 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第2条、第3条、第5条、第6条、第7条]

## 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第2条、第3条、第5条、第6条、第7条]

## 支払額などが削減される場合

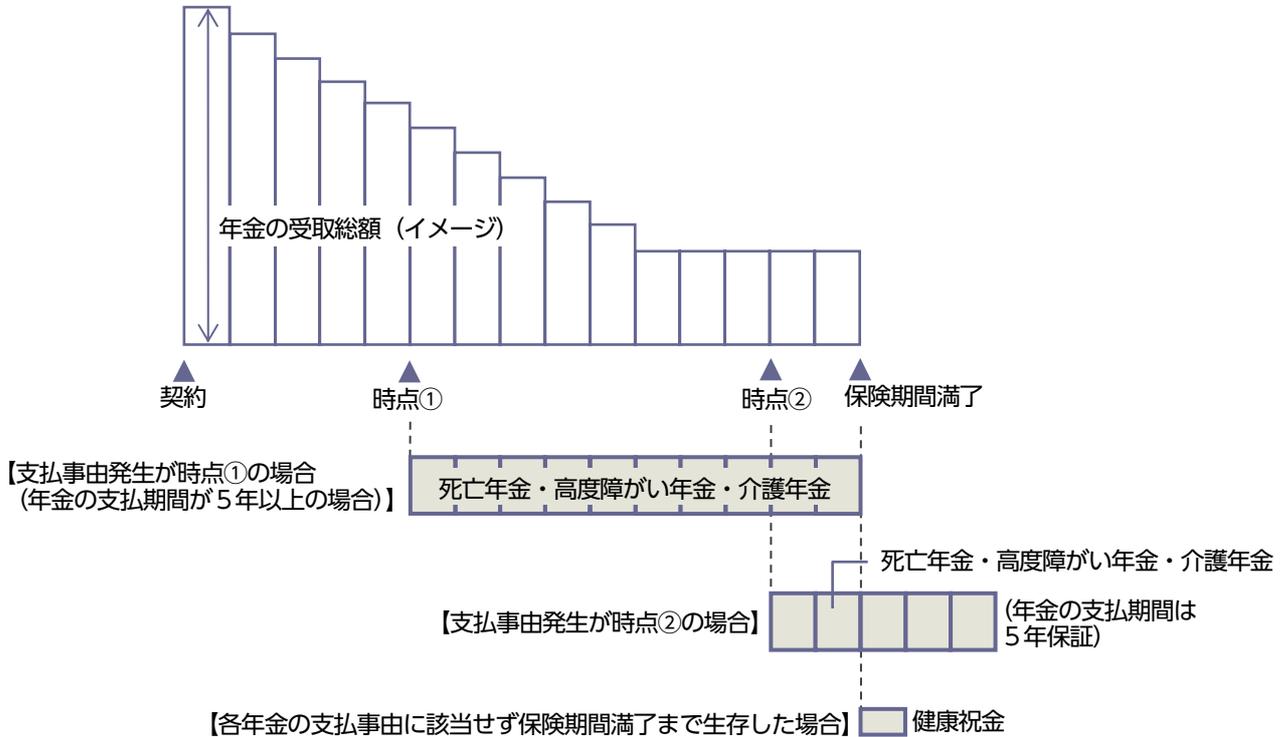
- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

## 18. 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）

収入リリース

### しくみ図

【例】保険期間 15 年の場合（年金の支払事由の発生は時点①または時点②のどちらか）



● この商品には**解約払戻金・配当金がありません**。

【普通保険約款：第1条～第3条、第5条、第7条、第8条】

### 年金・祝金の支払

● 次の場合に年金・祝金が支払われます。

給付名称	年金・祝金が支払われる事由（支払事由）	支払額	年金支払期間
死亡年金	● 被保険者が保険期間中に死亡した場合	基準年金年額と同額を毎年支払	● 第1回の年金支払期日*5から、その日を含めて、保険期間満了後直後に到来する、第1回の年金支払期日の年の応当日の前日まで ● 5年の支払期間を最低保証
高度障がい年金	● 被保険者が、給付責任開始の日*1以後の傷害または疾病によって、保険期間中に <b>所定の高度障がい状態*2</b> に該当した場合		
介護年金	● 被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、 <b>公的介護保険制度*3の要介護3以上*3</b> に該当していると認定された場合 ● 被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、 <b>所定の要介護状態*4</b> が180日以上継続したと診断確定された場合		
健康祝金	● 被保険者が各年金の支払事由に該当することなく、保険期間満了時まで生存した場合	基準年金年額×10%	—

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

\*3 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228 ページ）を参照ください。

\*4 「対象となる要介護状態」（228 ページ）を参照ください。

\*5 各年金の支払事由に該当した日をいいます。

- 年金の支払事由発生後、年金の受取人から申出があった場合、**未支払の年金の現価<sup>\*6</sup>**が一時に支払われます。
- 年金の支払事由発生後、年金の受取人が死亡した場合、未支払の年金の現価が死亡時未支払年金受取人に支払われます。(申出により、年金の継続支払も取り扱います。)
- 高度障がい年金・介護年金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく**告知<sup>\*7</sup>**していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は高度障がい年金の支払事由に該当したものととして取り扱います。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 保険期間中には所定の高度障がい状態の永久性が認められなかったが、保険期間満了後にその永久性が認められた場合
- 介護年金の支払事由に記載の公的介護保険制度について、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)である場合、要介護状態の原因が介護保険法施行令で定める下表の16種類の特定疾病である場合のみ、要介護認定の対象となります。(第1号被保険者(65歳以上)である場合は、特定疾病などの原因を問わず、要介護認定の対象となります。)
- 介護年金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 所定の要介護状態が180日を経過する前に保険期間が満了した場合であっても、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続すれば、保険期間満了の日に所定の要介護状態が180日以上継続したものととして取り扱います。
  - 所定の要介護状態が180日以上継続したと診断確定される前に保険期間が終了したが、保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内にその旨を診断確定された場合は、保険期間満了の日にその旨を診断確定されたものととして取り扱います。

①**がん<sup>\*8</sup>**

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靭帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

**\*6** 無配当介護収入保障保険(無解約払戻金型)普通保険約款に添付されている【参考】未支払の年金の現価表を参照ください。

**\*7** 「告知義務」(36ページ)を参照ください。

**\*8** 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限られます。



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。
- 所定の要介護状態に関する介護年金の支払には、支払事由に該当するという医師の診断確定に加え、当社が認めた他の医師による診断確定も必要となることがあります。  
その当社が認めた他の医師により診断確定されなかった場合、介護年金は支払われません。



- **死亡年金、高度障がい年金または介護年金のいずれかが支払われた場合、その後新たに主契約の他の年金の支払の請求をされても、重複して支払われません。**
- 高度障がい年金・介護年金の支払事由に該当し、かつ健康祝金の支払後に高度障がい年金・介護年金の支払請求があった場合、第1回の高度障がい年金・介護年金は、すでに支払済の健康祝金額を差し引いた金額が支払われます。

[普通保険約款：第9条]

保険料の払込の免除

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の不慮の事故*9によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態*10に該当した場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。

- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいがあったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*9 「対象となる不慮の事故」(226 ページ) を参照ください。  
 \*10 「対象となる身体障がい状態」(227 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条、第9条]

支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」(135 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第1条～第3条、第9条]

支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」(140 ページ) を参照ください。

[普通保険約款：第6条]

年金の分割受取

- 支払われる年金を分割して受け取ることができます。\*11

分割回数	2、4、12回から選択
分割後の1回の支払額の最低金額	10万円

\*11 分割受取の請求は第1回の年金の受取前に限ります。なお、第1回の年金は分割することができません（分割受取は第2回目の年金からとなります）。また、分割受取開始後は分割回数の変更はできません。

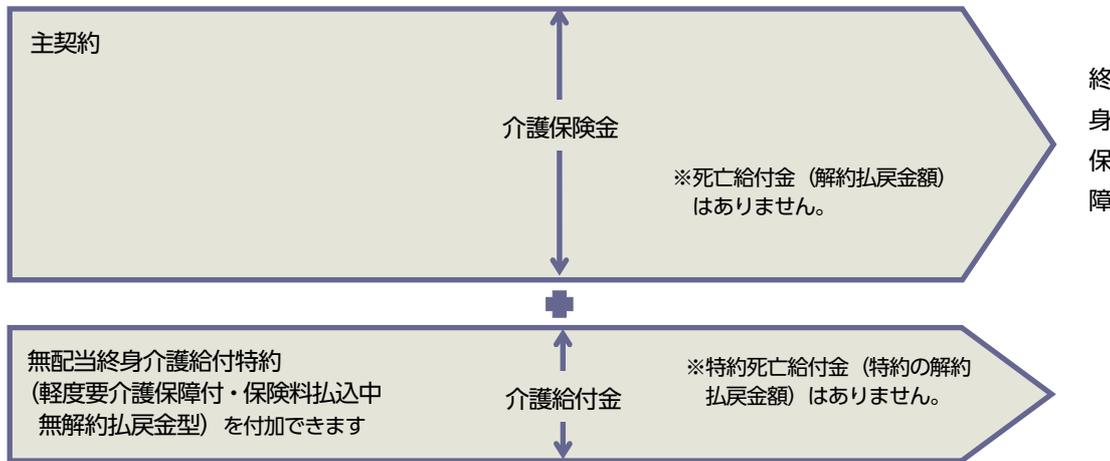
**!**

- 年金の分割受取の取扱は、今後変更となる場合があります。

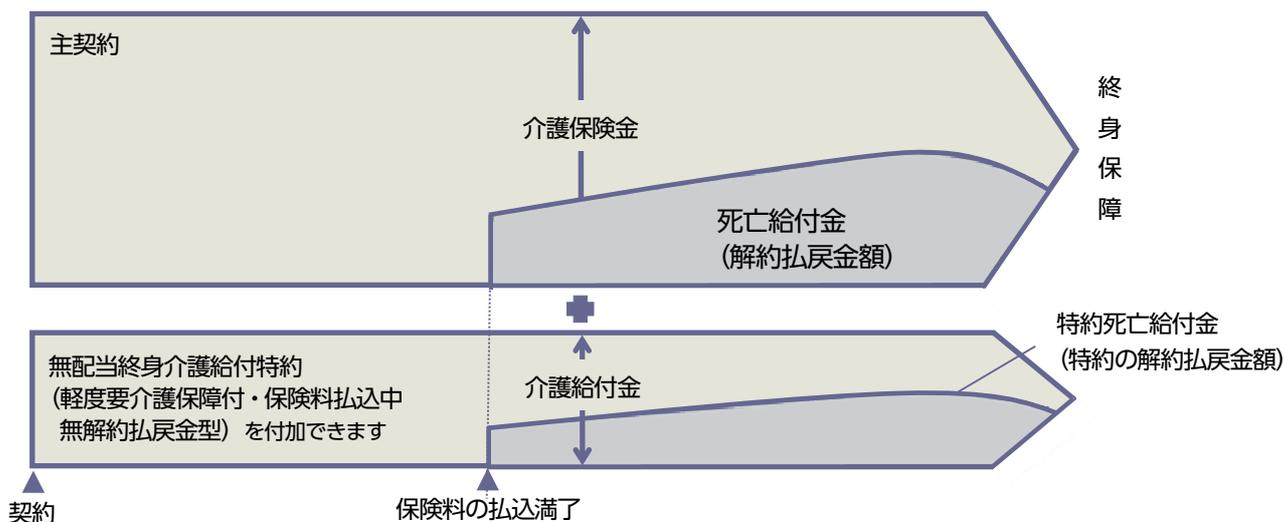
19. 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）

しくみ図

（保険料払込期間を終身払とした場合）



（保険料払込期間を短期払とした場合）



⚠️ この商品には**保険料払込期間中の死亡給付金・解約払戻金、満期保険金および配当金がありません。**

[普通保険約款：第1条、第2条]

保険金・給付金の支払

● 次の場合に保険金・給付金が支払われます。

給付名称	保険金・給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額
介護保険金	被保険者が、給付責任開始の日*1以後の傷害または疾病によって、 <b>公的介護保険制度*2</b> の要介護3以上*2に該当していると認定された場合	介護保険金額
	被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、 <b>所定の要介護状態*3</b> が180日以上継続したと診断確定された場合	
死亡給付金*4	被保険者が、保険料払込期間経過後に死亡した場合	死亡した日の解約払戻金額

- 介護保険金の支払事由について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知<sup>\*5</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 介護保険金の支払事由に記載の公的介護保険制度について、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）である場合、要介護状態の原因が介護保険法施行令で定める下表の16種類の特定疾病である場合のみ、要介護認定の対象となります。（第1号被保険者（65歳以上）である場合は、特定疾病などの原因を問わず、要介護認定の対象となります。）

①がん <sup>*6</sup>	⑨脊柱管狭窄症
②関節リウマチ	⑩早老症
③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】	⑮慢性閉塞性肺疾患
⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- \*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。
- \*2 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228ページ）を参照ください。
- \*3 「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」（230ページ）を参照ください。
- \*4 保険料払込期間が終身払の場合、死亡給付金はありません。
- \*5 「告知義務」（36ページ）を参照ください。
- \*6 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限られます。

**!**

- 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。
- 所定の要介護状態に関する介護保険金の支払には、支払事由に該当するという医師の診断確定に加え、当社が認めた他の医師による診断確定も必要となることがあります。  
その当社が認めた他の医師により診断確定されなかった場合、介護保険金は支払われません。
- **介護保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この契約は消滅し、主契約の他の保険金・給付金は重複して支払われません。<sup>\*7</sup>**

\*7 介護保険金の支払事由に該当し、かつ死亡給付金の支払後に介護保険金の支払請求があった場合、介護保険金額からすでに支払済の死亡給付金額を差し引いた金額が支払われます。

[普通保険約款：第3条]

**保険料の払込の免除**

- 次の場合に保険料の払込が免除されます。<sup>\*8</sup>

保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に、公的介護保険制度の <b>要介護1</b> または <b>要介護2</b> <sup>*9</sup> に該当していると認定された場合	以後の主契約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に、 <b>所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）</b> <sup>*10</sup> が180日以上継続したと診断確定された場合	
被保険者が、給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険料払込期間中に <b>所定の高度障がい状態</b> <sup>*11</sup> に該当した場合	
被保険者が、給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故</b> <sup>*12</sup> によって、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態</b> <sup>*13</sup> に該当した場合	

- 保険料の払込の免除事由（身体障がい状態への該当を除く）について、給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいなかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものととして取り扱うときがあります。
  - 給付責任開始の日より前の障がいに、給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から 180 日以内には所定の身体障がい状態の永続性が認められなかったが、保険料払込期間中にその永続性が認められた場合

\*8 介護保険金の支払事由と保険料の払込免除事由とに重複して該当した場合は、介護保険金を支払うこととします。

\*9 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228 ページ）を参照ください。

\*10 「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」（230 ページ）を参照ください。

\*11 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

\*12 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

\*13 「対象となる身体障がい状態」（227 ページ）を参照ください。



- 「所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。
- 「所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）」に関する保険料の払込の免除には、免除事由に該当するという医師の診断確定に加え、当社が認めた他の医師による診断確定も必要となることがあります。  
その当社が認めた他の医師により診断確定されなかった場合、保険料の払込は免除されません。



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳・脊髄・胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1 上肢または 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

[普通保険約款：第 1 条～第 3 条]

### 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[普通保険約款：第 1 条～第 3 条]

### 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

## 20. 付加できる特約

### 主契約の死亡保障に不慮の事故などに対する保障を付加する特約

- 次の保険種類では、不慮の事故などに対する保障の内容を充実させるため、以下の特約を付加できます。<sup>\*1・2</sup>  
主契約に以下の特約を付加した場合、各特約の規定のほか、「給付特約付加に関する特則」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」のいずれかが適用されます。

主契約名称	付加できる特約		
	無配当 災害割増特約	無配当 傷害特約	無配当 災害入院保障特約
	111 ページ	112 ページ	113 ページ
無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	○	○	○
無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	○	○	○ <sup>*3</sup>
無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	○	○	
無配当遡減定期保険	○	○	
無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）	○	○	
無配当終身保険	○	○	
無配当一時払終身保険	○		
養老保険	○	○	

- <sup>\*1</sup> これらの特約を付加する場合、追加の保険料負担が必要です。
- <sup>\*2</sup> 契約転換または契約変換の場合、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）、無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）、または無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）を付加することができます。108 ページを参照ください。
- <sup>\*3</sup> 解約払戻金抑制割合を 100%に指定した場合のみ付加することができます。



- 以下の保険種類では、不慮の事故などに対する保障の内容を充実させる特約を付加することはできません。
  - 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）
  - 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）
  - 無配当一時払遡増終身保険
  - 無配当個人年金保険

特約の中途付加・増額・減額の取扱

- 各特約の中途付加\*4・増額\*5・減額\*5の取扱は以下のとおりです。

特約名称	中途付加	増額	減額
● 無配当災害割増特約	○*6	○*6	○
● 無配当傷害特約	○	○	○
● 無配当災害入院保障特約			○



- 特約の中途付加・増額の場合には、あらかじめ告知が必要です。また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。
- 中途付加・増額は、将来、取扱基準が変わり、取扱を廃止する場合があります。
- 減額は当社の定める取扱基準\*7の範囲内で取り扱います。

- \*4 特約の中途付加とは、契約締結後に特約を付加することをいいます。
- \*5 特約の増額・減額とは、特約の保険金額・給付金額をそれぞれ増額または減額することをいいます。
- \*6 無配当一時払終身保険を除きます。(無配当一時払終身保険は特約の中途付加と増額の取扱がありません。)
- \*7 「減額後の最低金額・取扱単位」(196 ページ)を参照ください。

特約の保険期間・保険料払込期間

- 各特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

特約名称	保険期間	保険料払込期間
● 無配当災害割増特約	主契約と同一*8	主契約と同一*9
● 無配当傷害特約		
● 無配当災害入院保障特約	主契約と同一	主契約と同一

- \*8 無配当終身保険(無配当一時払終身保険を含みます。)の場合、「主契約と同一」ではなく、「被保険者の年齢が90歳となる主契約の契約応当日の前日まで」となりますのでご注意ください。
- \*9 無配当終身保険の場合、主契約が終身払のときは「特約の保険期間と同一」となります。



- 主契約が無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)、無配当通減定期保険(保険料通減・無解約払戻金型)、または無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)で解約払戻金を抑制した契約の場合、上記の特約は、特約の解約・減額、失効、特約の保険期間および保険料払込期間の変更、特約の解除などをした場合でも、**払戻金はありません。**

主契約の重大疾病に対する保障の内容をさらに充実させる特約

- 次の保険種類では、重大疾病に対する保障の内容を充実させるため、以下の特約を付加できます。<sup>\*10</sup>  
主契約に以下の特約を付加した場合、特約の規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」が適用されます。

主契約名称	付加できる特約
	無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)
	114 ページ
● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)	○
● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	○

<sup>\*10</sup> この特約を付加する場合、追加の保険料負担が必要です。

特約の中途付加・増額・減額の取扱

- 特約の中途付加・増額・減額の取扱は以下のとおりです。

特約名称	中途付加	増額	減額
● 無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)	○		○

- !**
- 特約の中途付加の場合には、あらためて告知が必要です。また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。
  - 中途付加は、将来、取扱基準が変わり、取扱を廃止する場合があります。
  - 減額は当社の定める取扱基準<sup>\*11</sup>の範囲内で取り扱います。

<sup>\*11</sup> 「減額後の最低金額・取扱単位」(196 ページ) を参照ください。

特約の保険期間・保険料払込期間

- 特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

特約名称	保険期間	保険料払込期間
● 無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)	主契約と同一	主契約と同一

- !**
- 無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型) は、特約の解約・減額、失効、特約の保険期間および保険料払込期間の変更、特約の解除などをした場合でも、**払戻金はありません。**

主契約の就業障がいに対する保障の内容をさらに充実させる特約

- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)、無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型) では、主契約の保障 (就業障がい保障) の内容をさらに充実させる特約を付加することはできません。

主契約の医療保障の内容をさらに充実させる特約

- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）では、医療保障の内容を充実させるため、以下の特約を付加できます。<sup>\*12</sup>  
主契約に以下の特約を付加した場合、各特約の規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」が適用されます。<sup>\*13</sup>

主契約名称	付加できる特約				
	無配当入院初期割増給付特約 （保険料払込中無解約払戻金型）	無配当特定疾病入院一時給付特約 （保険料払込中無解約払戻金型）	無配当特定手術割増給付特約 （保険料払込中無解約払戻金型）	無配当先進医療技術料給付特約 （保険料払込中無解約払戻金型）	無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）
	116 ページ	117 ページ	118 ページ	119 ページ	120 ページ
● 無配当総合医療保険 （保険料払込中無解約払戻金型）	○	○	○	○	○

<sup>\*12</sup> これらの特約を付加する場合、追加の保険料負担が必要です。（無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）は、追加の保険料負担が不要です。）

<sup>\*13</sup> この特則は、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）には適用されません。

特約の中途付加・増額・減額の取扱

- 各特約の中途付加・増額・減額<sup>\*14</sup>の取扱は以下のとおりです。

特約名称	中途付加	増額	減額
● 無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）			○
● 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）			○
● 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）			○
● 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	○		
● 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）			

- 特約の中途付加の場合にはあらかじめ告知が必要です。
- 中途付加は、将来、取扱基準が変わり、取扱を廃止する場合があります。
- 減額は当社の定める取扱基準<sup>\*15</sup>の範囲内で取り扱います。
- 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）は、同一被保険者につき、無配当高度先進医療特約もしくは無配当先進医療特約（保険料払込中無解約払戻金型）をすでに付加されている場合、付加できません。また、同一被保険者について、2件以上付加することもできません。

<sup>\*14</sup> 特約のみを減額することはできません。

<sup>\*15</sup> 「減額後の最低金額・取扱単位」（196 ページ）を参照ください。

特約の保険期間・保険料払込期間

- 各特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

特約名称	保険期間	保険料払込期間
● 無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	主契約と同一	主契約と同一
● 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）		
● 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）		
● 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）		
● 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）		なし（保険料不要）

- 上記の特約は、保険料払込期間中に特約の解約・減額、失効、特約の保険期間および保険料払込期間の変更、特約の解除などをした場合でも、**払戻金はありません。**

主契約の介護保障の内容をさらに充実させる特約

- 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）では、介護保障の内容を充実させるため、以下の特約を付加できます。  
\*16

主契約に以下の特約を付加した場合、特約の規定のほか、「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」が適用されます。

主契約名称	付加できる特約
	無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)
	121 ページ
● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	○

\*16 この特約を付加する場合、追加の保険料負担が必要です。

特約の中途付加・増額・減額の取扱

- 特約の中途付加・増額・減額の取扱は以下のとおりです。

特約名称	中途付加	増額	減額
● 無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)	○		○

- ⚠ ● 特約の中途付加の場合には、あらためて告知が必要です。また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。
- 中途付加は、将来、取扱基準が変わり、取扱を廃止する場合があります。
- 減額は当社の定める取扱基準\*17の範囲内で取り扱います。

\*17 「減額後の最低金額・取扱単位」（196 ページ）を参照ください。

特約の保険期間・保険料払込期間

- 特約の保険期間・保険料払込期間は以下のとおりです。

特約名称	保険期間	保険料払込期間
● 無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)	主契約と同一	主契約と同一

- ⚠ ● 以下の保険種類では、介護保障の内容を充実させる特約を付加することはできません。  
- 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）

契約転換・契約変換の場合に付加できる特約（不慮の事故や疾病などに対する保障を付加する特約）

- 入院保障関係の特約が付加されている当社の現在の契約を**契約転換\*18**または**契約変換\*19**する場合、以下の特約を付加することができます。**\*20** 主契約に以下の特約を付加した場合、各特約の規定のほか、「給付特約付加に関する特則」または「給付特約付加に関する特則（無配当保険用）」のいずれかが適用されます。**\*21・22**

契約転換または契約変換後の主契約	付加できる特約				
	無配当総合医療特約	無配当総合医療特約（無解約払戻金型）	無配当入院初期割増給付特約	無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）	無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）
	124 ページ	124 ページ	116 ページ	116 ページ	120 ページ
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）		○		○	○
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）		○		○	○
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	○		○		○
● 無配当通減定期保険	○		○		○
● 無配当終身保険	○		○		○
● 養老保険	○		○		○

\*18 「契約転換」（42 ページ）を参照ください。

\*19 「契約変換」（45 ページ）を参照ください。

\*20 これらの特約を付加する場合、追加の保険料負担が必要です。（無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）の場合は、追加の保険料負担が不要です。）

\*21 この特則は、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）には適用されません。

\*22 無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）は、主契約に無配当総合医療特約または無配当総合医療特約（無解約払戻金型）が付加されている場合に付加することができます。

特約の中途付加・増額・減額の取扱

- 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）を除く各特約について減額を取り扱いますが、中途付加・増額の取扱はありません。



- 減額は当社の定める**取扱基準\*23**の範囲内で取り扱います。

\*23 「減額後の最低金額・取扱単位」（196 ページ）を参照ください。

特約の保険期間・保険料払込期間

- 各特約の保険期間・保険料払込期間は主契約と同一です。



- 無解約払戻金型の特約は、特約の解約・減額、特約の保険期間の短縮、特約の解除、失効などをした場合でも、**解約払戻金はありません。**
- 保険料払込中無解約払戻金型の特約は、保険料払込期間中の特約の解約・減額、特約の保険期間の短縮、特約の解除、失効などをした場合でも、**解約払戻金はありません。**

保障内容を充実させる以外の取扱を定めた特約

● 各保険種類では、保障内容の充実以外の目的で、以下の特約を付加できます。\*24・25・26

主契約名称	付加できる特約								
	契約転換に関する特約	契約承継に関する特約	契約変換に関する特約	健康体割引特約	リビング・ニーズ特約 リビング・ニーズ特約 (無配当保険用)	指定代理請求特約	年金支払特約	団体扱特約 集団扱特約 専用集団扱特約	口座振替 払込特約 (団体・集団扱)
	42 ページ	44 ページ	45 ページ	50 ページ	123 ページ	133 ページ	134 ページ	164 ページ	164 ページ
● 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)	○		○	○	○	○	○	○	○
● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)			○	○	○	○	○	○	○
● 無配当歳満期定期保険 (低解約払戻金型)	○			○	○	○	○	○	○
● 無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)				○		○	○	○	○
● 無配当通減定期保険	○			○		○	○	○	○
● 無配当通減定期保険 (保険料通減・無解約払戻金型)				○		○	○	○	○
● 無配当通増定期保険 (初期低解約払戻金型)						○	○	○	○
● 無配当終身保険	○	○			○	○	○	○	○
● 無配当一時払終身保険					○	○	○		
● 無配当一時払通増終身保険							○		
● 養老保険	○				○	○	○	○	○
● 無配当個人年金保険	○					○	○	○	○
● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)			○			○	○	○	○
● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)			○			○	○	○	○

主契約名称	付加できる特約								
	契約転換に関する特約	契約承継に関する特約	契約変換に関する特約	健康体割引特約	リビング・ニーズ特約 リビング・ニーズ特約 (無配当保険用)	指定代理請求特約	年金支払特約	団体扱特約 集団扱特約 専用集団扱特約	口座振替 払込特約 (団体・集団扱)
	42 ページ	44 ページ	45 ページ	50 ページ	123 ページ	133 ページ	134 ページ	164 ページ	164 ページ
● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 無解約払戻金型)			○			○	○	○	○
● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 解約払戻金抑制割合指定型)			○			○	○	○	○
● 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)						○		○	○
● 無配当介護収入保障保険 (無解約払戻金型)						○		○	○
● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)						○	○	○	○

\*24 これらの特約を付加する場合、追加の保険料負担はありません。

\*25 これらの特約のほか、「給付責任開始の日に関する特別取扱特約」については「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）を参照ください。

\*26 これらの特約のほか、無配当個人年金保険では「個人年金保険料税制適格特約」（192 ページ）が付加できます。



- リビング・ニーズ特約については次の取扱となります。
  - 契約者が法人の場合などには付加することはできません。
  - 養老保険の場合は「リビング・ニーズ特約」を付加し、その他の無配当の保険種類の場合は「リビング・ニーズ特約（無配当保険用）」を付加します。
  - 専用団体扱特約は、無配当終身保険、養老保険、無配当個人年金保険には付加できません。

## 21. 無配当災害割増特約

[無配当災害割増特約：第1条、第2条]

### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、特約の給付責任開始の日*1 以後の不慮の事故*2 によって、その事故の日から 180 日以内の特約の保険期間中に死亡した場合</li> <li>● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の所定の感染症*3 によって、特約の保険期間中に死亡した場合</li> </ul>	災害死亡保険金額
災害高度障がい保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故によって、その事故の日から 180 日以内の特約の保険期間中に所定の高度障がい状態*4 に該当した場合</li> <li>● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の所定の感染症によって、特約の保険期間中に所定の高度障がい状態に該当した場合</li> </ul>	災害死亡保険金額と同額

- 不慮の事故によって所定の高度障がい状態に該当した場合でも、特約の給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいになかったとしても所定の高度障がい状態に該当すると認められるときに限り、災害高度障がい保険金の支払事由に該当するものとします。
- 次の場合は災害高度障がい保険金の支払事由に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 特約の給付責任開始の日より前の障がいに、特約の給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
  - 不慮の事故による高度障がい状態について、不慮の事故から 180 日以内には所定の高度障がい状態のうちの永久性が認められなかったが、特約の保険期間中または特約の保険期間満了後に、その永久性が認められた場合
  - 感染症による高度障がい状態について、特約の保険期間中には所定の高度障がい状態のうちの永久性が認められなかったが、特約の保険期間満了後に、その永久性が認められた場合

- !**
- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
  - たとえば、「脳、脊髄、胸・腹部臓器の障がいや精神障がいなどで常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
  - 災害高度障がい保険金が支払われた場合、特約は消滅し、災害死亡保険金は重複して支払われません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。  
 \*2 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。  
 \*3 「対象となる感染症」（239 ページ）を参照ください。  
 \*4 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

[無配当災害割増特約：第3条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当災害割増特約：第1条～第3条]

### 支払事由に該当しても支払されない場合など

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[無配当災害割増特約：第1条～第3条]

### 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

## 22. 無配当傷害特約

[無配当傷害特約：第1条]

## 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
障がい給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日*1以後の不慮の事故*2によって、その事故の日から180日以内の特約の保険期間中に所定の身体障がい状態*3に該当した場合	障がいの種目に応じて、単位障がい給付金額の7倍、5倍、3倍、1.5倍または1倍の金額	単位障がい給付金額の10倍

- この特約が更新する場合、支払限度は更新前、更新後の支払額を通算します。
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、特約の給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいになかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、障がい給付金の支払事由に該当するものとします。
- 次の場合は障がい給付金の支払事由に該当したものと取り扱うことがあります。
  - 不慮の事故から180日以内には所定の身体障がい状態のうちの永久性が認められなかったが、特約の保険期間中または特約の保険期間満了後に、その永久性が認められた場合
- 障がい給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 2種目以上の身体障がい状態が身体の同一部位に生じた場合、それぞれの種目のうち最も上位の種目の給付倍率で支払額を計算します。
  - すでに生じていた障がいと同一部位に新たな障がい加わった場合、すでに生じていた障がいを含めた新たな身体障がい状態の種目の給付倍率から、すでに生じていた障がいの状態の種目の給付倍率を差し引き、支払額を計算します。



- 「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」に該当する可能性があります。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

\*3 「障がい給付倍率表」（240ページ）を参照ください。

[無配当傷害特約：第2条]

## 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当傷害特約：第1条、第2条]

## 支払事由に該当しても支払されない場合など

- 「支払事由に該当しても支払されない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[無配当傷害特約：第1条、第2条]

## 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

## 23. 無配当災害入院保障特約

[無配当災害入院保障特約：第1条]

### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
災害入院給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日*1以後の不慮の事故*2による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内の特約の保険期間中に入院を開始した場合	単位入院給付金額 × 入院日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1入院： 60日</li> <li>● 通算： 1095日</li> </ul>

- この特約が更新する場合、支払限度は、更新前、更新後の支払日数を通算します。
- 災害入院給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱いをします。
  - 入院中にこの特約の保険期間が満了した場合や、主契約の高度障がい保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合でも、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の保険期間中における入院日数として取り扱います。
- 同一の不慮の事故を原因として2回以上入院した場合、その事故の日から180日以内に開始された入院は、継続した1回の入院として取り扱います。



- 日帰り入院（入院日と退院日が同じ日となる入院）は入院基本料の支払の有無などを参考にして支払の判断をします。
- 被保険者が、所定の病院または診療所\*3で入院した場合が保障の対象となります。介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームなどはこの要件に該当しませんので、これらの施設に入所しても保障の対象となりません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

\*3 日本国内にある病院もしくは入院施設を有する診療所、またはこれらと同等の国外の医療施設のいずれかをいいます。

[無配当災害入院保障特約：第2条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当災害入院保障特約：第1条、第2条]

### 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[無配当災害入院保障特約：第1条、第2条]

### 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

## 24. 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）

[無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）：第1条]

### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）		支払額
重大疾病治療給付金	悪性新生物	● 被保険者が、特約のがんの給付責任開始の日* <sup>1</sup> 以後の特約の保険期間中に、特約のがんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて <b>所定の悪性新生物*<sup>2</sup></b> に罹患し、医師によって診断確定された場合	重大疾病治療給付金額
	上皮内癌・皮膚癌	● 被保険者が、特約のがんの給付責任開始の日以後の特約の保険期間中に、特約のがんの給付責任開始の日より前の期間を含めてはじめて <b>所定の上皮内癌・皮膚癌*<sup>2</sup></b> に罹患し、医師によって診断確定された場合	
	急性心筋梗塞	● 被保険者が、特約の給付責任開始の日* <sup>1</sup> 以後の疾病によって、特約の保険期間中に <b>所定の急性心筋梗塞*<sup>2</sup></b> を発病し、その急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始した場合 ● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の疾病によって、特約の保険期間中に <b>所定の急性心筋梗塞</b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと、医師によって診断された場合	
	脳卒中	● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の疾病によって、特約の保険期間中に <b>所定の脳卒中*<sup>2</sup></b> を発病し、その脳卒中の治療を目的として入院を開始した場合 ● 被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の疾病によって、特約の保険期間中に <b>所定の脳卒中</b> を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断された場合	

- 重大疾病治療給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病した場合であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病によって所定の急性心筋梗塞または所定の脳卒中を発病したものとして取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*<sup>3</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は重大疾病治療給付金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
  - 特約の保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、特約の保険期間満了の日から60日以内に支払事由に定める状態に該当した場合
  - 急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日から60日を経過するまでに、被保険者がその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合（労働の制限を必要とする状態が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）
  - 脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日から60日を経過するまでに、被保険者がその脳卒中を直接の原因として死亡した場合（他覚的な神経学的後遺症が死亡時まで継続したと医師が証明したときに限ります。）

\*<sup>1</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*<sup>2</sup> 「対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）」（236 ページ）を参照ください。

\*<sup>3</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。



- 上皮内癌や皮膚癌とは次のような病気です。

上皮内癌	<p>腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期の癌（子宮頸癌0期、非浸潤性乳管癌など）をいいます。</p> <p>上皮外に浸潤していないため、他の組織に転移することがありません。（上皮内癌が進行し、上皮外に浸潤することで悪性新生物となります。）</p> <p>なお、非浸潤性とは、主に乳房（乳管）や尿管などで用いられる呼び名で、組織の深部に浸潤していないごく早期の癌をいいます。</p>
皮膚癌	<p>皮膚組織に発生する悪性新生物をいいます。</p> <p>皮膚にできるため、他の悪性新生物と比較して、自身で早期に病変を発見できる可能性が高い悪性新生物です。</p>



- **陳旧性心筋梗塞・狭心症は、所定の急性心筋梗塞に該当しませんので、重大疾病治療給付金の支払事由には該当しません。**
- なお、心筋梗塞と診断された場合でも、急性であるとの診断が得られずに急性期を過ぎたため陳旧性心筋梗塞と診断された場合は、急性心筋梗塞に該当せず、重大疾病治療給付金の支払事由には該当しません。
- 陳旧性心筋梗塞・狭心症とは次のような病気です。

陳旧性心筋梗塞	過去に心筋梗塞を発症し、壊死により繊維組織化した心筋が慢性的に存在する状態をいいます。
狭心症	冠状動脈の狭塞による血液供給の減少により、典型的な胸部痛を発症したものの、すぐに復旧し、心筋の壊死に至らなかったものをいいます。



- 被保険者が死亡した場合、重大疾病治療給付金の支払可否を確認するため、当社所定の死亡証明書または死体検案書などの提出が必要となる場合があります。
- 重大疾病治療給付金が支払われた場合、この特約は消滅します。

[無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）：第2条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）：第2条]

### 免除額が削減される場合

- 主契約の保険料の払込の免除額が削減される場合と同様です。

## 25. 無配当入院初期割増給付特約、 無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

[無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条]

### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
初期入院給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日*1 以後の不慮の事故*2 その他の外因または疾病の治療を目的として、特約の保険期間中に主契約*3 の災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合	単位入院給付金額 ×入院日数	1入院：14日 (ただし、災害入院給付金、 疾病入院給付金または特 定疾病入院給付金の支払 日数を限度とします。)

- この特約が更新する場合、支払限度は、更新前、更新後の支払日数を通算します。
- 初期入院給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*4 していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日から2年経過後に開始した入院の場合  
(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 初期入院給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 入院中にこの特約の保険期間が満了した場合や主契約の高度障がい保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合でも、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の保険期間中における入院日数として取り扱います。
  - 2回以上の入院の場合、主契約においてそれらの入院が継続した1回の入院として取り扱われるとき、この特約でも継続した1回の入院として取り扱います。



- 主契約で、災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われることとなる入院日数が重複し、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない場合、その重複した入院日数については、初期入院給付金は重複して支払われません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

\*3 「無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）」（92 ページ）を参照ください。なお、主契約が無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）以外の場合には「無配当総合医療特約」または「無配当総合医療特約（無解約払戻金型）」（124 ページ）とします。

\*4 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第3条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条、第3条]

### 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条、第3条]

### 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。

## 26. 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

[無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条]

### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
特定疾病入院一時給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日* <sup>1</sup> 以後の特定疾病* <sup>2</sup> の治療を目的として、主契約* <sup>3</sup> の疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合	特定疾病入院一時給付金額* <sup>4</sup>	支払回数は制限なし (ただし、2年に1回の給付が限度)

- 特定疾病入院一時給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の心疾患・脳血管疾患であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の心疾患・脳血管疾患として取り扱います。
  - その心疾患・脳血管疾患について、十分に正しく告知\*<sup>5</sup>していた場合
  - その心疾患・脳血管疾患について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日から2年経過後に開始した心疾患・脳血管疾患による入院の場合



- 特約の給付責任開始の日から90日以内に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院を開始した場合、特定疾病入院一時給付金は支払われません。
- この場合、その診断確定された日から180日以内に契約者より申し出いただくことで特約を無効にすることができます。無効とされた場合、特約が付加されていなかったものとして、払い込みいただいた保険料を返金します。

\*<sup>1</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

\*<sup>2</sup> がん・心疾患・脳血管疾患を指します。くわしくは、「対象となる特定疾病（平成21年3月23日総務省告示第176号準拠版）」（239ページ）に記載されています。ここに記載のない疾病は、「特定疾病入院一時給付金」の対象にはなりません。

\*<sup>3</sup> 「無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）」（92ページ）を参照ください。

\*<sup>4</sup> 主契約の単位入院給付金額×30倍と同額です。

\*<sup>5</sup> 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

[無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第3条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第3条]

### 免除額が削減される場合

- 主契約の保険料の払込の免除額が削減される場合と同様です。

## 27. 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）

[無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条]

## 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
特定手術給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日* <sup>1</sup> 以後の不慮の事故* <sup>2</sup> その他の外因による傷害または疾病の治療を目的として、特約の保険期間中に主契約* <sup>3</sup> の手術給付金が支払われる手術のうち特定手術に該当する手術を受けた場合	単位手術給付金額* <sup>4</sup> × 20 倍	支払回数は制限なし

- 特定手術給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*<sup>5</sup>していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日から2年経過後に受けた特定手術の場合  
(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 特定手術とは、次の手術をいいます。

開頭術	頭蓋を開いて、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含み、穿頭脳室ドレナージ等の体内の血液・髄液・膿等の排出のみを目的とした手術を除きます。	開胸術	胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、直視下または胸腔鏡下において、直達的に、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道等胸腔内の病変に対して、胸腔内臓器に操作を加える手術をいいます。
開腹術	腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、直視下または腹腔鏡下において、直達的に、腹膜、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆嚢および胆道、膵臓、脾臓、腎臓および尿管、副腎、卵巣および子宮等腹腔・骨盤腔内の病変に対して、腹腔臓器・骨盤内臓器に操作を加える手術をいいます。	脊髄手術	脊髄硬膜を切開し、脊髄（脊髄髄膜を含みます。）に対して、直達的に操作を加える手術をいい、脊椎内視鏡下に行なわれる手術を含みます。

- \*<sup>1</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。
- \*<sup>2</sup> 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。
- \*<sup>3</sup> 「無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）」（92 ページ）を参照ください。
- \*<sup>4</sup> 主契約の単位入院給付金額と同額です。
- \*<sup>5</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第3条]

## 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条、第3条]

## 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

[無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）：第2条、第3条]

## 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」（140 ページ）を参照ください。



## 29. 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約 (特定難病用・保険料不要型)

HALプラス特約

[無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約 (特定難病用・保険料不要型)：第2条]

### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由 (支払事由)	支払額
ロボットスーツ歩行運動処置給付金	被保険者が特約の給付責任開始の日*1以後に特定難病を発病し、特約の保険期間中にその特定難病の治療を目的として医師の指示にもとづく歩行運動処置*2を受けた場合	ロボットスーツ歩行運動処置給付金額 (一律 100 万円)

- ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前に発病していた特定難病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後に発病した特定難病として取り扱います。
  - その特定難病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 特約の給付責任開始の日以後に発病した特定難病について、その直接の原因となった疾病があった場合には、その直接の原因となった疾病もこの特約の給付責任開始の日以後に発病していることを要します。
- 特約の給付責任開始の日よりも前に発病していた疾病を直接の原因として特定難病を発病した場合であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後に発病した疾病を直接の原因として特定難病を発病したものと取り扱います。
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に特定難病を発病した場合
- ロボットスーツ歩行運動処置給付金の受取人は被保険者となります。(被保険者以外への変更はできません)
- 特定難病とは、平成26年10月21日厚生労働省告示第393号および平成27年5月13日厚生労働省告示第266号に定められた指定難病のうち、次の8難病をいいます。

・球脊髄性筋萎縮症	・筋萎縮性側索硬化症	・脊髄性筋萎縮症	・シャルコー・マリー・トゥース病
・封入体筋炎	・遠位型ミオパチー	・先天性ミオパチー	・筋ジストロフィー



- ロボットスーツ歩行運動処置給付金が支払われた場合、この特約は消滅します。
- 複数の契約にこの特約が付加されていた場合でも、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払は被保険者1名につき1回限りです。いずれかの契約でロボットスーツ歩行運動処置給付金が支払われた場合、その他の契約に付加されたこの特約は消滅します。

\*1 「保障が開始される日 (給付責任開始の日)」(38 ページ)、「契約の復活」(166 ページ) を参照ください。

\*2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に処置科の算定対象として列挙されている診療行為のうち、「歩行運動処置 (ロボットスーツによるもの) (1日につき)」に該当するものをいいます。

### 30. 無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）

〔無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）：第1条、第2条〕

#### 給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額
介護給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日*1 以後の傷害または疾病によって、公的介護保険制度*2 の要介護 1 以上*2 に該当していると認定された場合	介護給付金額
	被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）*3 が 180 日以上継続したと診断確定された場合	
特約死亡給付金*4	被保険者が、特約の保険料払込期間経過後に死亡した場合	死亡した日の特約の解約払戻金額

- 介護給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知\*5 していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 介護給付金の支払事由に記載の公的介護保険制度について、第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）である場合、要介護状態の原因が介護保険法施行令で定める次の 16 種類の特定疾病である場合のみ、要介護認定の対象となります。（第 1 号被保険者（65 歳以上）である場合は、特定疾病などの原因を問わず、要介護認定の対象となります。）

- |                                            |                             |
|--------------------------------------------|-----------------------------|
| ①がん*6                                      | ⑨脊柱管狭窄症                     |
| ②関節リウマチ                                    | ⑩早老症                        |
| ③筋萎縮性側索硬化症                                 | ⑪多系統萎縮症                     |
| ④後縦靭帯骨化症                                   | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症   |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症                                 | ⑬脳血管疾患                      |
| ⑥初老期における認知症                                | ⑭閉塞性動脈硬化症                   |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 | ⑮慢性閉塞性肺疾患                   |
| ⑧脊髄小脳変性症                                   | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。  
 \*2 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228 ページ）を参照ください。  
 \*3 「対象となる軽度以上の要介護状態」（232 ページ）を参照ください。  
 \*4 特約の保険料払込期間が終身払の場合、死亡給付金はありません。  
 \*5 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。  
 \*6 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限られます。

⚠

- 「所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。
- 「所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）」に関する介護給付金の支払には、支払事由に該当するという医師の診断確定に加え、当社が認めた他の医師による診断確定も必要となることがあります。その当社が認めた他の医師により診断確定されなかった場合、介護給付金は支払われません。
- 介護給付金または特約死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この特約は消滅し、この特約の他の給付金は重複して支払われません。\*7

\*7 介護給付金の支払事由に該当し、かつ特約死亡給付金の支払後に介護給付金の支払請求があった場合、介護給付金額からすでに支払済の特約死亡給付金額を差し引いた金額が支払われます。

[無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）：第3条]

**特約の保険料の払込の免除**

- 次の場合に特約の保険料の払込が免除されます。

特約の保険料の払込が免除される事由（免除事由）	免除事由に該当した場合
被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の傷害または疾病によって、特約の保険料払込期間中に <b>所定の高度障がい状態*8</b> に該当した場合	以後の特約の保険料の払込が免除されます。
被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の <b>不慮の事故*9</b> によって、その事故の日から180日以内の特約の保険料払込期間中に <b>所定の身体障がい状態*10</b> に該当した場合	

- 特約の保険料の払込の免除事由のうちの高度障がい状態について、特約の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
- 次の場合は免除事由のうちの高度障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 特約の給付責任開始の日より前の障がいに、特約の給付責任開始の日以後の原因による新たな障がい加わって、所定の高度障がい状態となった場合
- 不慮の事故によって所定の身体障がい状態に該当した場合でも、特約の給付責任開始の日以後に生じた「不慮の事故以外による障がい」がすでにあった場合は、そのすでにあった障がいなかったとしても所定の身体障がい状態に該当すると認められるときに限り、特約の保険料の払込の免除事由に該当するものとします。
- 次の場合は免除事由のうちの身体障がい状態に該当したものと取り扱うときがあります。
  - 特約の給付責任開始の日より前の障がいに、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故による新たな障がい加わって、所定の身体障がい状態となった場合
  - 不慮の事故の日から180日以内には所定の身体障がい状態の永久性が認められなかったが、特約の保険料払込期間中にその永久性が認められた場合

**!**

- 「所定の高度障がい状態」または「所定の身体障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- たとえば、「脳・脊髄・胸・腹部臓器の障がいや精神障がい等で常に介護を受けている状態」も「所定の高度障がい状態」に該当する可能性があります。
- また、「手・足の関節で人工骨頭や人工関節に置き換える手術を受けた」場合には、「所定の身体障がい状態」の一つである「1上肢または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの」に該当する可能性があります。

\*8 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。  
 \*9 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。  
 \*10 「対象となる身体障がい状態」（227ページ）を参照ください。

[無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）：第1～3条]

**支払事由に該当しても支払われない場合など**

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135ページ）を参照ください。

[無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）：第1～3条]

**支払額などが削減される場合**

- 「支払額などが削減される場合」（140ページ）を参照ください。

### 31. リビング・ニーズ特約、リビング・ニーズ特約（無配当保険用）

[リビング・ニーズ特約：第1条、リビング・ニーズ特約（無配当保険用）：第1条]

#### 保険金の支払

- 次の場合に保険金が支払われます。

給付名称	保険金が支払われる事由（支払事由）	支払額
特約保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内*1と判断されたとき	特約保険金額*2 から、支払請求日以後6ヵ月間の特約保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額

- 特約保険金が支払われる場合、指定された特約保険金額に応じて次のとおり取り扱います。

死亡保険金額の「全部」が特約保険金として支払われる場合	死亡保険金額の「一部」が特約保険金として支払われる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約は<b>支払請求日*3</b>にさかのぼって消滅します。契約に付加されている各種特約も同時に消滅します。</li> <li>● この場合、消滅する特約に払戻金があっても払い戻しません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払請求日に保険金額が減額されたものとして取り扱います。この場合、減額部分の払戻金はありません。なお、契約に付加されている災害・疾病関係の特約などはそのまま継続します。</li> <li>● 継続する部分は、引き続き保険料の払込が必要です。</li> </ul>
<p>死亡保険金額</p> <p>契約</p> <p>特約保険金の支払</p> <p>契約は消滅します</p>	<p>死亡保険金額</p> <p>契約</p> <p>特約保険金の支払</p> <p>保険金額は減額されます 継続する部分の保険料の払込が必要です</p>



- これらの特約は、契約者が法人の場合などには付加することはできません。
- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合でも、**特約保険金の請求に必要な書類\*4**が当社に到着しない限り、特約保険金は支払われません。  
支払請求日から保険期間満了の日（その日の翌日を更新日として主契約が更新できる場合を除きます。）までの期間が1年以内のときや、支払請求日に契約が有効に継続していない場合（**失効\*5**している場合など）も特約保険金は支払われません。
- 特約保険金が支払われた場合、この特約は消滅します。
- 特約保険金の支払請求日以後6ヵ月以内に被保険者の死亡などにより契約が消滅した場合でも、**特約保険金から差し引いた利息および保険料は返金しません。**
- 支払請求日から6ヵ月以内に更新日がある場合、特約保険金額から差し引く保険料のうち、更新後の保険期間部分については、請求時の保険料率と更新日の被保険者の年齢に基づいて計算します。

\*1 日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命が6ヵ月以内であることを意味します。なお、余命が6ヵ月以内の判断は、診断書や請求書類にもとづいて当社が行ないます。  
 \*2 特約保険金の受取人が特約保険金の請求の際に、死亡保険金額の範囲内で、3,000万円を限度として指定できます。（当社の複数の契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一の被保険者の特約保険金を通算して3,000万円を限度とします。）  
 \*3 特約保険金の請求に必要な書類が当社に到着した日をいいます。  
 \*4 「保険金・給付金などの請求」（130ページ）を参照ください。  
 \*5 「保険料の払込猶予期間と契約の失効」（166ページ）、および「契約者に対する現金貸付（契約者貸付）」（179ページ）を参照ください。

[リビング・ニーズ特約：第1条、リビング・ニーズ特約（無配当保険用）：第1条]

#### 支払事由に該当しても支払されない場合（免責事由）

- 次の免責事由に該当した場合、支払事由に該当しても特約保険金は支払われません。

給付名称	免責事由
特約保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約者、被保険者、受取人または特約保険金の指定代理請求人の故意による場合</li> <li>● 戦争その他の変乱による場合</li> </ul>

## 32. 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）



- 現在の契約に入院関係特約を付加している契約で契約転換\*1・契約変換\*2利用時に付加することができます。

\*1 「契約転換」(42 ページ) を参照ください。

\*2 「契約変換」(45 ページ) を参照ください。

[無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）：第1条]

### 特約の型と給付金

- 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）では、特約の型に応じて次の給付金が支払われます。

	標準型	特定疾病長期入院保障型
給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金</li> <li>● 疾病入院給付金</li> <li>● 手術給付金</li> <li>● 放射線治療給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金</li> <li>● 疾病入院給付金</li> <li>● 手術給付金</li> <li>● 放射線治療給付金</li> <li>● 特定疾病入院給付金</li> </ul>



- 特約を付加した後は、特約の型を変更することはできません。

## 入院に関する給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由 (支払事由)	支払額	支払限度	
			1入院	通算
災害入院給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日 <sup>*3</sup> 以後の不慮の事故 <sup>*4</sup> による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内の特約の保険期間中に入院を開始した場合	単位入院給付金額 ×入院日数	60日	1095日
疾病入院給付金	被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の疾病の治療を目的として特約の保険期間中に入院した場合	単位入院給付金額 ×入院日数	60日	疾病入院給付金と 特定疾病入院給付金 とを通算して 1095日
特定疾病入院給付金 (特定疾病長期入院保障型 を選択した場合のみ)	被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の <b>特定疾病<sup>*5</sup></b> の治療を目的として特約の保険期間中に入院した場合	単位入院給付金額 ×入院日数	1095日	

- この特約を更新する場合、支払限度は更新前、更新後の支払日数を通算します。
- 疾病入院給付金・特定疾病入院給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病・特定疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病・特定疾病として取り扱います。
  - その疾病・特定疾病について、十分に正しく告知<sup>\*6</sup>していた場合
  - その疾病・特定疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日から2年経過後に開始した入院の場合(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 各給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 入院中にこの特約の保険期間が満了した場合や、主契約の高度障がい保険金が支払われたことによりこの特約が消滅した場合でも、この特約が消滅した日から継続している入院の入院日数は、この特約の保険期間中における入院日数として取り扱います。
  - 同一の不慮の事故を原因として2回以上入院した場合、その事故の日から180日以内に開始された入院は、継続した1回の入院として取り扱います。
  - 同一の疾病を原因として2回以上入院した場合、その最後の入院の退院日翌日から180日以内に開始された入院は、継続した1回の入院として取り扱います。
  - 不慮の事故の日から180日を経過した後に開始された入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。
  - 異常分娩のための入院は、疾病を直接の原因とした入院として取り扱います。



- 災害入院給付金、疾病入院給付金、特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院日数が重複した場合は、災害入院給付金、特定疾病入院給付金、疾病入院給付金の順で支払われ、重複しては支払われません。
- 日帰り入院（入院日と退院日が同じ日となる入院）は入院基本料の支払の有無などを参考にして支払の判断をします。
- 被保険者が、**所定の病院または診療所<sup>\*7</sup>**で入院した場合が保障の対象となります。介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームなどはこの要件に該当しませんので、これらの施設に入所しても保障の対象となりません。

<sup>\*3</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

<sup>\*4</sup> 「対象となる不慮の事故」（226ページ）を参照ください。

<sup>\*5</sup> がん・心疾患・脳血管疾患を指します。くわしくは「対象となる特定疾病（平成6年10月12日総務庁告示第75号準拠版）」（238ページ）を参照ください。ここに記載のない疾病は、「特定疾病入院給付金」の対象にはなりません。

<sup>\*6</sup> 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

<sup>\*7</sup> 日本国内にある病院もしくは入院施設を有する診療所、またはこれらと同等の国外の医療施設のいずれかをいいます。

手術・放射線治療に関する給付金の支払

- 次の場合に給付金が支払われます。

給付名称	給付金が支払われる事由（支払事由）	支払額	支払限度
手術給付金	<p>被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故その他の外因または疾病の治療を目的として、特約の保険期間中に次のいずれかの手術を受けた場合</p> <p>①手術を受けた時点の<b>公的医療保険制度*8</b>における<b>医科診療報酬点数表*9</b>に手術料の算定対象として列挙されている診療行為。 ただし、次に該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 創傷処理</li> <li>- 皮膚切開術</li> <li>- デブリードマン</li> <li>- 皮膚・皮下腫瘍摘出術</li> <li>- 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的授動術</li> <li>- 抜歯手術</li> <li>- 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）</li> </ul> <p>②手術を受けた時点の先進医療に該当する診療行為。 ただし、「診断および検査を直接の目的とした診療行為」ならびに「注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」を除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われる入院中に受けた場合 ：単位入院給付金額 × 20 倍</li> <li>● 上記以外で受けた場合 ：単位入院給付金額 × 5 倍</li> </ul>	制限なし
放射線治療給付金	<p>被保険者が、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故その他の外因または疾病の治療を目的として、特約の保険期間中に次のいずれかの放射線治療を受けた場合</p> <p>①放射線治療を受けた時点の<b>公的医療保険制度</b>における<b>医科診療報酬点数表</b>に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療。放射線の照射を行なうものについては、その総量が 50 グレイ以上となる場合に限ります。 ただし、次に該当するものについては、その放射線の照射の総量が 50 グレイ未満でも 50 グレイ以上の照射があったものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 定位放射線治療</li> <li>- 密封小線源治療</li> </ul> <p>②放射線治療を受けた時点の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単位入院給付金額 × 10 倍</li> </ul>	制限なし

\*8 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

\*9 手術または放射線治療を受けた時点で、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

- 手術給付金・放射線治療給付金の支払事由について、特約の給付責任開始の日より前の疾病であっても、次の場合は特約の給付責任開始の日以後の疾病として取り扱います。
  - その疾病について、十分に正しく告知していた場合
  - その疾病について、被保険者が医師の診療や健康診断などで異常の指摘を受けたことがなく、契約者や被保険者にその自覚・認識がなかった場合
  - 特約の給付責任開始の日から2年経過後に受けた手術・放射線治療の場合(この場合、不慮の事故またはその他の外因によるものを含みます。)
- 手術給付金・放射線治療給付金の支払について、次の場合には特殊な取扱をします。
  - 1入院限度、通算支払限度により災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた手術であっても、手術給付金・放射線治療給付金の支払事由に該当するものとします。
  - 同日に2回以上の手術・放射線治療を受けた場合は、手術・放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。(手術については、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が1回のみ行なわれたものとします。)
  - 14日以内に同一原因で2回以上同種類の手術を受けた場合は、手術給付金の支払金額が最も高くなる手術が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。
  - 60日以内に同一原因で2回以上同種類の放射線治療を受けた場合は、放射線治療が1回のみ行なわれたものとして取り扱います。



- 被保険者が、**所定の病院または診療所\*10** で手術または放射線治療を受けた場合が保障の対象となります。介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームなどはこの要件に該当しません。
- 医科診療報酬点数表上、実施日数に応じて手術料が算定される手術(大動脈バルーンポンピング法(IABP法)など)を受けた場合は、実施日数が経過する都度手術料が算定されたとしても、手術給付金は1回しか支払いません。
- 医科診療報酬点数表で手術料・放射線治療料以外(検査料や処置料など)の算定対象となる診療行為を受けた場合は、手術給付金または放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 美容整形の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、内視鏡検査など)のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではない(輸血用血液に対して放射線照射を行なう)ため、放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行なわれるものに限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術や実施している医療機関などは随時見直されるため、保険期間中に給付対象となる先進医療が変更となる場合があります。  
また、上記以外の病院・診療所で受けた先進医療と同等の手術や、「患者申出療養」としての受療は先進医療とはならないため、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金は支払われません。

\*10 日本国内にある病院もしくは入院施設を有する診療所(手術給付金または放射線治療給付金の支払については、入院施設を有しない診療所での施術や治療も含みます)、またはこれらと同等の国外の医療施設のいずれかをいいます。

[無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(無解約払戻金型)：第7条]

### 特約の保険料の払込の免除

- 主契約の保険料の払込の免除と同様です。

[無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(無解約払戻金型)：第2条、第3条、第5条～第7条]

### 支払事由に該当しても支払われない場合など

- 「支払事由に該当しても支払われない場合など(免責事由)」(135ページ)を参照ください。

[無配当総合医療特約、無配当総合医療特約(無解約払戻金型)：第2条、第3条、第5条～第7条]

### 支払額などが削減される場合

- 「支払額などが削減される場合」(140ページ)を参照ください。

## 33. その他の特約

特約名	特約の概要	参照ページ
● 給付責任開始の日に関する特別取扱特約	給付責任開始の日を「当社が申込を受けた日」と「告知日」とのどちらか遅い日とします。	38 頁
● 契約転換に関する特約	現在の契約の保障を見直すために、現在の契約の責任準備金などを、新しい契約の一部に充当する「契約転換」を利用する場合に付加します。	42 頁
● 契約承継に関する特約	現在の契約の保障を見直すために、現在の契約の責任準備金などを、家族や企業の役員の新しい契約の一部に充当する「契約承継」を利用する場合に付加します。	44 頁
● 契約変換に関する特約	現在の当社の契約を新しい契約に変更する際、保険金などの支払について、現在の契約と新しい契約の保険期間を1つの保険期間とみなす「契約変換」を利用する場合に付加します。	45 頁
● 健康体割引特約	被保険者の健康状態などにより、主契約の保険料を割引します。	50 頁
● 指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金・給付金などを受取人が請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人が受取人の代理人として保険金・給付金などを請求することができます。	133 頁
● 年金支払特約	保険金・給付金の全部または一部を一時金にかえて年金で支払います。	134 頁
● 団体扱特約 ● 集団扱特約 ● 専用集団扱特約	当社提携団体や勤務先などの団体・集団を経由して保険料を払い込む「団体・集団扱払込」を選択した場合に付加します。	164 頁
● 口座振替払込特約 (団体・集団扱用)	団体扱特約/集団扱特約/専用集団扱特約を付加した契約で、保険料を口座振替により団体・集団に払い込む場合に付加します。	164 頁
● 個人年金保険料 税制適格特約	個人年金保険料控除を受ける場合に付加します。	192 頁

# MEMO

# 保険金・給付金などの支払

## 1. 保険金・給付金などの請求

保険金・給付金などの請求は受取人から当社へ連絡ください

[2020年9月現在]

### 事前の準備

- 当社は、保険金・給付金などの請求の連絡をいただいた際に次の事項などをうかがいます。事前に確認ください。

亡くなられた場合	入院などをされた場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険証券番号（契約が複数ある場合は全件）</li><li>・ 被保険者のお名前</li><li>・ 亡くなられた原因（病気・事故）、亡くなられた日</li><li>・ 受取人のお名前・連絡先</li><li>・ 亡くなられる前の入院・手術の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険証券番号（契約が複数ある場合は全件）</li><li>・ 被保険者のお名前</li><li>・ 入院などをされた原因（病気・事故）</li><li>・ 入院などをされた期間（入院日・退院日）</li><li>・ 手術・放射線治療の有無</li></ul>

### 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）の場合

- 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）の場合、下記の事項についてもうかがうことがあります。

- ・ 傷病の原因（病気・事故）、傷病名
- ・ 被保険者の状態

### 重大疾病を保障対象とする保険種類の場合

- 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）の場合、下記の事項についてもうかがうことがあります。

- ・ 疾病名（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）
- ・ 被保険者の状態



- 所定の重大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）で亡くなられた場合に、重大疾病保険金・重大疾病治療給付金が支払われることがありますので、亡くなられたときの所定の重大疾病の罹患有無を確認ください。

### 就業障がいを保障対象とする保険種類の場合

- 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）、無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合、下記の事項についてもうかがうことがあります。

- ・ 1～3級の身体障がい者手帳が交付された原因（病気・事故）



- 亡くなられた場合でも、1～3級の身体障がい者手帳が交付されたときは就業障がい保険金が支払われることがあります。

### 要介護状態を保障対象とする保険種類の場合

- 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）の場合、下記の事項についてもうかがうことがあります。

- ・ 傷病の原因（病気・事故）、傷病名
- ・ 被保険者の状態
- ・ 要介護認定の申請の有無、申請済の場合は認定を受けた要介護状態区分

## 当社への連絡

- 受取人から当社へ連絡ください。



大同生命コールセンター  
**0120-789-503** (通話料無料)  
 受付時間：9時～18時  
 (土・日・祝日・年末年始を除く)



大同生命ホームページ  
<https://www.daido-life.co.jp/>  
 インターネットサービスより受け付けています。

- 保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、不明な点が生じた場合などにも、すぐに当社へ連絡ください。
- 加入されている契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合などには連絡ください。
- 当社は、受取人からの連絡を受け、次の書類を受取人にお届けします。

- 「お手続きのご案内」
- 「ご請求に必要な書類」

## 書類の手配・必要事項の記入・提出

- 受取人は診断書などを医療機関に手配し、お届けした書類の必要事項に記入・押印ください。診断書のほか、住民票、戸籍謄（抄）本、印鑑証明書などを提出いただく場合があります。<sup>\*1</sup>  
**すべての書類<sup>\*2</sup>**がそろいましたら、当社へ提出ください。なお、内容などによっては保険金・給付金などが支払われない場合があります。
- 保険金・給付金などの支払期限は、原則、**完備された書類が当社（営業職員・代理店を含む）に到着した日の翌日から5営業日**です。ただし、保険金・給付金などを支払うために確認が必要な場合は45日、確認のために特別な照会や調査が不可欠な場合は180日となります。この場合、請求者にその旨を通知します。
- **受取人が指定された受取方法<sup>\*3</sup>**にて、保険金・給付金などをお受け取りいただきます。「お支払明細書」を送付しますので、内容を確認ください。

<sup>\*1</sup> これらの書類の取得費用はお客さま負担となります。

<sup>\*2</sup> 請求内容などによって必要な書類は異なります。

<sup>\*3</sup> 「保険金・給付金の受取方法」（134ページ）を参照ください。（無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の年金の分割受取については99ページを参照ください。）

## 就業障がい保障対象とする保険種類の場合

- **無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）、無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）**の場合、就業障がい保険金は、**身体障がい者手帳の交付があることを支払事由の要件とします。**受取人は身体障がい者手帳の写しを手配ください。

## 2. 年金の請求（無配当個人年金保険）

無配当個人年金保険における年金の請求手続は次のとおりです

### 第1回の年金の請求手続

- 年金開始日が近づきましたら、ご案内書類を当社から契約者にお届けします。（年金受取人が契約者以外の場合には、契約者から年金受取人にお渡しください。）
- 年金受取人は住民票などを手配し、お届けした書類の必要事項に記入・押印ください。
- 第1回の年金の請求に必要な書類は次のとおりです。

- |                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>- 年金支払請求書</li><li>- 被保険者の住民票</li><li>- 年金受取人の印鑑証明書・登録印、戸籍謄（抄）本</li><li>- 保険証券</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- すべての書類がそろいましたら、当社へ提出ください。  
当社にて内容を確認します。
- 当社は年金受取人が指定した口座に送金する方法で、第1回の年金を支払います。

### 第2回以降の年金の請求手続

- 支払期日が近づきましたら、ご案内書類を当社から年金受取人へお届けしますので、必要な書類を当社へ提出ください。
- 第2回以降の年金は、特に申出のない限り、前年の年金と同じ口座に送金する方法により支払われます。  
口座の変更を希望する場合や年金受取人が変更になった場合には、お届けする書類に記載する連絡先に、連絡ください。

### 3. 指定代理請求人の指定

受取人の代理人（指定代理請求人）をあらかじめ指定できます

- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となっている保険金・給付金などを受取人が請求できない次のいずれかの事情がある場合に、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求できます。

- 保険金・給付金などの請求を行なう意思表示が困難であること（被保険者が病気や不慮の事故で寝たきり状態となり、意思表示ができない場合など）
- 悪性新生物の告知を受けていないこと
- リビング・ニース特約およびリビング・ニース特約（無配当保険用）の特約保険金については、被保険者が余命6ヵ月以内であることの告知を受けていないこと
- その他これらに準じる状態であること

- 契約者が、被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ「指定代理請求人」を指定します。指定代理請求人を指定した場合には、代理請求できるケースやその他留意いただきたい事項などを、契約者から指定代理請求人に説明ください。



- **無配当一時払逡増終身保険**は、代理請求できる保険金・給付金がないため、指定代理請求特約を付加できません。
- 法人が保険金・給付金などの受取人となっている契約の場合、指定代理請求人を指定できません。

#### 指定代理請求人の範囲

- 指定代理請求人は、保険金・給付金などの**請求時点**で次のいずれかに該当する方であることが必要です。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等以内の親族
- ② 被保険者と同居または生計を一にしている①以外の方
- ③ 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行なっている方
- ④ **死亡保険金など\*1**の受取人
- ⑤ ②から④に該当する方と同等の特別な事情がある方



- 請求時点で上記のいずれにも該当しない場合、指定代理請求人が受取人の代わりに保険金・給付金などを請求することはできません。
- 上記②～⑤に該当する場合、請求時点で該当することを証明する書類等を提出でき、指定代理請求人が受取人に代わり保険金・給付金などを請求すべき理由があると当社が認めた場合に限りです。

\*1 被保険者の死亡により支払われる保険金・給付金などをいいます。

#### 代理請求が可能な保険金・給付金など

- 指定代理請求人による請求が可能な保険金・給付金などは次のとおりです。

- 被保険者が受取人となっている保険金・給付金など
- 被保険者が契約者と同一である場合の保険料の払込の免除

#### 支払についての留意点

- 指定代理請求人からの請求にもとづいて当社が保険金・給付金などを支払った場合、受取人にはその旨を連絡しないため、受取人がご存じないまま保険金・給付金などが支払われることとなります。
- 当社が保険金・給付金などを指定代理請求人に支払った場合、その後に重複して保険金・給付金などの支払の請求をされても、当社は保険金・給付金などを支払いません。
- 故意に受取人を保険金・給付金などを請求できない状態に該当させた場合、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

## 4. 保険金・給付金の受取方法

一時金での受取と異なる受取方法も選択できます

### 一時金受取

- 保険金・給付金の全額を一時に受け取る方法です。特に申出がない場合にはこの方法での受取となります。
- なお、次の保険種類では受取方法に制限があります。

無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	- 主契約およびこれに付加する特約では、給付金は一時金受取のみの取扱となります。
無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)	- 重大疾病治療給付金のみを受け取る場合、一時金受取のみの取扱となります。 - ただし、主契約の重大疾病保険金とあわせて受け取る場合は分割受取の取扱もできます。
無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)	- 介護給付金のみを受け取る場合、一時金受取のみの取扱となります。 - ただし、主契約の介護保険金とあわせて受け取る場合は分割受取の取扱もできます。

### 分割受取

- 年金支払特約を付加することにより、**所定の基準\*1**で保険金・給付金の全部または一部を一定期間分割して年金で受け取る方法です。
- 年金基金設定日は保険金・給付金の支払事由が発生した日となります。**\*2**
- 年金支払特約を付加していても、保険金・給付金の請求時に一時金受取やすえ置受取を選択できます。

**!** ● 分割受取の年金年額は、年金基金設定日時点の基礎率（予定利率など）により計算されるため、あらかじめ定まるものではありません。

**\*1** 「年金支払特約の取扱」（198 ページ）を参照ください。

**\*2** 保険金・給付金の支払事由が発生した後に特約を付加した場合、年金基金設定日は特約を付加した日となります。

### すえ置受取

- 保険金・給付金の全部または一部をすえ置いて、請求があった場合またはすえ置期間が満了した場合に、**所定の利率\*3**による利息とともに受け取る方法です。
- 保険金額・給付金額が**当社の定める金額\*4**に満たない場合や、すえ置期間が**当社の定める範囲\*4**外の場合には、利用いただけません。

**\*3** 「所定の利率」は、金利水準の変化などにより変更することがあります。最新の利率は当社ホームページを参照ください。  
(ホームページアドレス <https://www.daido-life.co.jp/>)

**\*4** 「保険金・給付金をすえ置いて受け取る場合の取扱」（201 ページ）を参照ください。

## 5. 支払事由に該当しても支払われない場合など (免責事由)

支払事由に該当しても保険金・給付金などが支払われない場合があります

### 死亡保険金・高度障がい保険金などの支払にかかる免責事由

- 次の免責事由について、各主契約・特約の保険金・給付金・年金ごとに、表中○が付されている項目に該当した場合、支払事由に該当しても保険金・給付金・年金は支払われません。\*1

免責事由	①給付責任開始の日*2から2年以内の被保険者の自殺*3による場合	④契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失による場合
	②契約者または受取人の故意による場合	⑤被保険者の犯罪行為による場合
	③契約者、被保険者または受取人の故意による場合	⑥被保険者の薬物依存*4による場合

主契約名称	給付名称	免責事由					
		①	②	③	④	⑤	⑥
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)</li> <li>● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> <li>● 無配当歳満期定期保険 (低解約払戻金型)</li> <li>● 無配当遡減定期保険</li> <li>● 無配当遡減定期保険 (保険料遡減・無解約払戻金型)</li> <li>● 無配当遡増定期保険 (初期低解約払戻金型)</li> <li>● 無配当終身保険*5</li> <li>● 養老保険</li> </ul>	死亡保険金	○	○				
	高度障がい保険金			○			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)</li> </ul>	死亡保険金	○	○				
	生活障がい保険金			○			
					○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当一時払遡増終身保険</li> </ul>	死亡保険金	○	○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当個人年金保険</li> </ul>	死亡給付金	○	○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)*6・7</li> </ul>	死亡給付金		○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)</li> </ul>	就業障がい保険金				○	○	○
	就業障がい保険金				○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)*6</li> </ul>	死亡給付金		○				
	死亡年金	○	○				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当介護収入保障保険 (無解約払戻金型)</li> </ul>	高度障がい年金			○			
	介護年金				○	○	○
	介護保険金				○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)</li> </ul>	介護保険金				○	○	○
	死亡給付金		○				

特約名称	給付名称	免責事由					
		①	②	③	④	⑤	⑥
● 無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)	介護給付金				○	○	○
	特約死亡給付金		○				

- \*1 免責事由に該当し、死亡保険金・死亡給付金・死亡年金が支払われないときには、契約者の故意による場合を除き、契約者に責任準備金（無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)、無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)、無配当終身介護保障保険(保険料払込中無解約払戻金型)、および無配当終身介護給付特約(軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)の場合は解約払戻金)が支払われます。
- \*2 「保障が開始される日(給付責任開始の日)」(38 ページ)、「契約の復活」(166 ページ)を参照ください。
- \*3 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障がいがあり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金・死亡給付金・死亡年金が支払われることもあります。
- \*4 「薬物依存」(238 ページ)を参照ください。
- \*5 保険料の払込方法<回数>が一時払の場合(「無配当一時払終身保険」)を含みます。
- \*6 解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、死亡給付金はありません。
- \*7 重大疾病保険金、重大疾病治療給付金の支払にかかる免責事由はありません。
- \*8 「対象となる高度障がい状態」(227 ページ)を参照ください。
- \*9 「対象となる要介護状態」(228 ページ)を参照ください。

入院給付金・手術給付金などの免責事由

- 次の免責事由について、各主契約・特約・特則の保険金・給付金ごとに、表中○が付されている項目に該当した場合、支払事由に該当しても保険金・給付金は支払われません。

免責事由	① 契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失による場合	⑤ 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合
	② 被保険者の犯罪行為による場合	⑥ 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
	③ 被保険者の精神障がいの原因とする事故による場合	⑦ 被保険者の薬物依存による場合
	④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による場合	

主契約・特約・特則名称	給付名称	免責事由						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
● 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型) *10 ● 無配当総合医療特約 *10 ● 無配当総合医療特約 (無解約払戻金型) *10	災害入院給付金	○	○	○	○	○	○	
	疾病入院給付金	○	○	○	○	○	○	○
	手術給付金	○	○	○	○	○	○	○
	放射線治療給付金	○	○	○	○	○	○	○
● 無配当災害割増特約	災害死亡保険金 *12	○	○	○	○	○	○	
	災害高度障がい保険金	○	○	○	○	○	○	
● 無配当傷害特約	障がい給付金	○	○	○	○	○	○	
● 無配当災害入院保障特約	災害入院給付金	○	○	○	○	○	○	
● 災害死亡保障特則 *11 ● 災害死亡保障特則 (無解約払戻金型保険用)	災害死亡保険金	○	○	○	○	○	○	
● 無配当入院初期割増給付特約 ● 無配当入院初期割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	初期入院給付金	○	○	○	○	○	○	○
● 無配当特定手術割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	特定手術給付金	○	○	○	○	○	○	○
● 無配当先進医療技術料給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	先進医療給付金	○	○	○	○	○	○	○

\*10 特定疾病入院給付金の支払の免責事由はありません。  
 \*11 災害死亡保障特則について、免責事由に該当し、災害死亡保険金が支払われないときには、主契約（無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型））の普通保険約款の規定にもとづき、死亡給付金受取人に死亡給付金が支払われます。ただし、解約払戻金抑制割合を100%に指定している場合は、死亡給付金はありません。  
 \*12 免責事由に該当し、災害死亡保険金が支払われないときには、契約者の故意による場合を除き、契約者に責任準備金が支払われます。

保険金・給付金の支払にかかる免責事由のない保険種類

- 以下の主契約・特約においては、保険金・給付金の支払にかかる免責事由はありません。
  - 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
  - 無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）
  - 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）
  - 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）

保険料の払込免除にかかる免責事由

- 次の免責事由について、各保険種類（主契約）の免除事由ごとに、表中○が付されている項目に該当した場合、保険料の払込は免除されません。<sup>\*13</sup>

免責事由	① 契約者または被保険者の故意による場合	⑥ 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合
	② 契約者または被保険者の故意または重大な過失による場合	⑦ 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
	③ 被保険者の犯罪行為による場合	⑧ 被保険者の薬物依存による場合
	④ 被保険者の精神障がいの原因とする事故による場合	
	⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による場合	

主契約名称	免除事由	免責事由							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）</li> <li>● 無配当通減定期保険</li> <li>● 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当終身保険<sup>*14</sup></li> <li>● 養老保険</li> <li>● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）</li> </ul>	不慮の事故 <sup>*15</sup> により所定の身体障がい状態 <sup>*16</sup> に該当した場合		○	○	○	○	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当個人年金保険</li> <li>● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	所定の高度障がい状態に該当した場合	○							
	不慮の事故により所定の身体障がい状態に該当した場合		○	○	○	○	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	公的介護保険制度 <sup>*17</sup> の要介護1または要介護2 <sup>*17</sup> に該当していると認定された場合 または所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態） <sup>*18</sup> に該当したと診断確定された場合		○	○					○
	所定の高度障がい状態に該当した場合	○							
	不慮の事故により所定の身体障がい状態に該当した場合		○	○	○	○	○	○	

<sup>\*13</sup> 各特約の保険料の払込が免除されない場合は、主契約の保険料の払込が免除されない場合と同様です。  
<sup>\*14</sup> 保険料の払込方法＜回数＞が一時払の場合（「無配当一時払終身保険」）、保険料の払込の免除はありません。  
<sup>\*15</sup> 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。  
<sup>\*16</sup> 「対象となる身体障がい状態」（227 ページ）を参照ください。  
<sup>\*17</sup> 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228 ページ）を参照ください。  
<sup>\*18</sup> 「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」（230 ページ）を参照ください。

### 保険料の払込の免除にかかる免責事由のない保険種類

- 以下の主契約においては、保険料の払込の免除はありません。
  - 無配当一時払通増終身保険
  - 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）
  - 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）

## 6. 支払額などが削減される場合

支払額や免除額が削減される場合があります

### 支払額などが削減される場合

- 次の事由について、表中○が付されている項目に該当した場合、支払われる保険金額・給付金額・年金年額や免除される保険料額が削減されることがあります。<sup>\*1・2</sup>

①戦争その他の変乱による場合                      ②地震、噴火または津波による場合

主契約名称	給付名称	支払額などが削減される場合		
		①	②	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当遡減定期保険</li> <li>● 無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当終身保険<sup>*3</sup></li> <li>● 養老保険</li> </ul>	死亡保険金 <sup>*7</sup> ・高度障がい保険金 <sup>*7</sup>	○		
	保険料の払込の免除	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）</li> </ul>	死亡保険金 <sup>*7</sup> ・生活障がい保険金 <sup>*7</sup>	○		
	保険料の払込の免除	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当一時払遡増終身保険</li> </ul>	死亡保険金 <sup>*7</sup>	○		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当個人年金保険</li> </ul>	死亡給付金 <sup>*7</sup>	○		
	保険料の払込の免除	所定の高度障がい状態 <sup>*8</sup> に該当した場合 不慮の事故 <sup>*9</sup> により所定の身体障がい状態 <sup>*10</sup> に該当した場合	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）<sup>*4</sup></li> <li>● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）<sup>*4・5</sup></li> </ul>	保険料の払込の免除	所定の高度障がい状態に該当した場合	○	
		不慮の事故により所定の身体障がい状態に該当した場合	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）<sup>*5</sup></li> </ul>	就業障がい保険金 <sup>*7</sup>		○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）<sup>*6</sup></li> </ul>	災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金		○
保険料の払込の免除		所定の高度障がい状態に該当した場合	○	
	不慮の事故により所定の身体障がい状態に該当した場合	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）</li> </ul>	死亡年金 <sup>*11</sup> ・高度障がい年金 <sup>*11</sup> ・介護年金 <sup>*11</sup>		○	
	保険料の払込の免除		○	○

主契約・特約・特則名称	給付名称	支払額などが削減される場合		
		①	②	
● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型) *5	介護保険金*7	○		
	保険料の 払込の免除	公的介護保険制度*12の要介護1または2*12に該当していると認定された場合 または所定の「軽度の状態を含む要介護状態」(軽度以上の要介護状態)*13に該当したと診断確定された場合 または所定の高度障がい状態に該当した場合	○	
		不慮の事故により 所定の身体障がい状態に該当した場合	○	○
● 無配当災害割増特約	災害死亡保険金*7・災害高度障がい保険金*7	○	○	
● 無配当傷害特約	障がい給付金	○	○	
● 無配当災害入院保障特約	災害入院給付金	○	○	
● 災害死亡保障特則 ● 災害死亡保障特則 (無解約払戻金型保険用)	災害死亡保険金*14・15	○	○	
● 無配当入院初期割増給付特約 ● 無配当入院初期割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	初期入院給付金	○	○	
● 無配当特定手術割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	特定手術給付金	○	○	
● 無配当先進医療技術料給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	先進医療給付金	○	○	
● 無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中 無解約払戻金型) *5	介護給付金*7	○		
● 無配当総合医療特約*6 ● 無配当総合医療特約 (無解約払戻金型) *6	災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	○	○	

- \*1 各特約の保険料の払込の免除額が削減される場合は、主契約の保険料の払込の免除額が削減される場合と同様です。
- \*2 無配当特定疾病入院一時給付特約(保険料払込中無解約払戻金型)、無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約(特定難病用・保険料不要型)の給付金額は、削減されることはありません。
- \*3 保険料の払込方法<回数>が一時払の場合(「無配当一時払終身保険」)、保険料の払込の免除はありません。
- \*4 重大疾病保険金の支払額は削減されることはありません。
- \*5 死亡給付金額(特約死亡給付金額を含みます)は、戦争その他の変乱による場合でも削減されることはありません。
- \*6 特定疾病入院給付金額は削減されることはありません。
- \*7 保険金額・給付金額が削減される場合でも、削減して支払われる保険金額・給付金額は責任準備金額を下回ることはありません。
- \*8 「対象となる高度障がい状態」(227ページ)を参照ください。
- \*9 「対象となる不慮の事故」(226ページ)を参照ください。
- \*10 「対象となる身体障がい状態」(227ページ)を参照ください。
- \*11 年金額が削減される場合のほか、年金が支払われない場合があります。この場合、年金の支払に代えて責任準備金が一時に支払われます。
- \*12 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」(228ページ)を参照ください。
- \*13 「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」(230ページ)を参照ください。
- \*14 災害死亡保障特則の場合、削減後の保険金額が主契約(無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型))の死亡給付金額を下回るときは、災害死亡保険金の支払に代えて主契約の死亡給付金が支払われます。
- \*15 災害死亡保障特則(無解約払戻金型保険用)の場合、保険金額が削減されるときでも、削減して支払われる保険金額は責任準備金額を下回ることはありません。

## 7. 保険金・給付金などが支払われない場合

次の5つの場合に該当するとき、保険金・給付金などが支払われません

### 告知義務違反による解除

- **告知書および申込書（職業告知欄）\*1** または当社の担当の医師が口頭で質問する事項に、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、告知義務違反となります。
- 告知義務に違反した場合、**給付責任開始の日\*2** から2年以内であれば、**契約が解除される**ことがあります。**\*3**  
この場合、保険金・給付金などは支払われません。また保険料の払込は免除されません。  
すでに保険金・給付金などが支払われていたとき、当社はその返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込が免除されていたときでもその保険料の払込を求めることができます。

### 留意事項

- 告知義務違反があった場合でも、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などが支払われることや保険料の払込が免除されることがあります。
- 生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや不実の告知をすることを勧めた場合には、契約は告知義務違反として解除されません。**\*4**

**\*1** 当社所定の「情報端末」やインターネットを利用して申込・告知をする場合は、各入力画面となります。告知については「告知義務」（36ページ）を参照ください。

**\*2** 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

**\*3** 給付責任開始の日から2年をこえて継続していても、保険金・給付金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、契約が解除されることがあります。

**\*4** 生命保険募集人にこれらの行為がなかったとしても告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、契約が解除されることがあります。

### 重大事由による解除

- 次のような事由は重大事由であり、これらに該当する場合、**契約が解除される**ことがあります。

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき
- 契約者、被保険者または受取人が、**反社会的勢力\*5**に該当すると認められるとき、または**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*6**を有していると認められるとき
- 契約者、被保険者または受取人に対する当社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

- この場合、重大事由に該当した時以後に保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込の免除事由が生じてても、保険金・給付金などは支払われません。また、保険料の払込は免除されません。  
すでに保険金・給付金などが支払われていたとき、当社はその返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込が免除されていたときでもその保険料の払込を求めることができます。

### 留意事項

- 重大事由に該当した場合でも、複数の受取人のうちの一部の受取人だけが、反社会的勢力に該当すると認められ、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたことのみにより重大事由に該当した場合には、保険金・給付金などのうち、その受取人に支払われることとなっていた保険金・給付金などを除いた額が他の受取人に支払われます。

**\*5** 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

**\*6** 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうことなどをいいます。

また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消

- 契約者、被保険者または受取人の詐欺により、契約を締結または復活したものと認められる場合、**契約が取り消される**ことがあります。
- 契約が取り消された場合、すでに当社が支払った金額があったときには、当社はその金額の返還を請求することができます。

**!** ● **告知義務違反の内容が重大な場合\*7**、詐欺により契約が取り消されることがあります。  
 なお、詐欺による契約の取消は、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも適用となることがあります。

**\*7** たとえば「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知しなかった場合」などがあげられます。

不法取得目的による無効

- 契約締結の状況、契約成立後の保険金・給付金などの請求の状況などから判断して、契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的で契約を締結または復活したものと認められる場合、**契約は無効となります**。
- 契約が無効となった場合、すでに当社が支払った金額があったときには、当社はその金額の返還を請求することができます。

契約の失効

- 契約が失効した場合、保険金・給付金などの支払事由が発生しても保険金・給付金などは支払われません。

**!** ● 上記の5つの場合に該当するとき、保険料の返金と解約払戻金の支払は次のとおりとなります。

保険金・給付金などが支払われない場合	保険料の返金	解約払戻金の支払
告知義務違反による解除	×	○[解約払戻金がある場合に支払われます]
重大事由による解除	×	○[解約払戻金がある場合に支払われます]
詐欺による取消	×	×
不法取得目的による無効	×	×
契約の失効	×	△[解約払戻金があり、失効後に解約した場合に支払われます]

・「保険料の返金」欄では既払込保険料の全額の返金有無を表示しているため、「×」の場合でも未経過期間の保険料は返金される場合があります。

## 8. 支払に関する具体的事例

保険金・給付金などが「支払われる場合」と「支払われない場合」があります

- 次々ページ以降、下記の保険金・給付金などの「支払に関する具体的事例」について説明しています。<sup>\*1</sup>

[支払に関する具体的事例]

- ① 死亡保険金・死亡給付金・死亡年金（告知義務違反により解除される場合、されない場合）
- ② 高度障がい保険金・高度障がい年金（所定の高度障がい状態に該当する場合、しない場合）
- ③ 生活障がい保険金（所定の高度障がい状態・要介護状態に該当する場合、しない場合）
- ④ 災害高度障がい保険金（支払事由（不慮の事故による所定の高度障がい状態）に該当する場合、しない場合）
- ⑤ 重大疾病保険金（支払事由（悪性新生物）に該当する場合、しない場合）
- ⑥ 重大疾病治療給付金（支払事由（悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌）に該当する場合、しない場合）
- ⑦ 重大疾病保険金（支払事由（急性心筋梗塞、脳卒中）に該当する場合、しない場合）
- ⑧ 重大疾病治療給付金（支払事由（急性心筋梗塞、脳卒中）に該当する場合、しない場合）
- ⑨ 就業障がい保険金（支払事由（所定の就業障がい状態）に該当する場合、しない場合）
- ⑩ 就業障がい保険金（支払事由（1～3級の身体障がい者手帳の交付）に該当する場合、しない場合）
- ⑪ 入院給付金（給付責任開始の日より前の発病、以後の発病）
- ⑫ 手術給付金（支払事由（公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為）に該当する場合、しない場合）
- ⑬ 介護年金・介護保険金（支払事由（公的介護保険制度の要介護3以上または所定の要介護状態）に該当する場合、しない場合）
- ⑭ 介護給付金（支払事由（公的介護保険制度の要介護1以上または所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態））に該当する場合、しない場合）

<sup>\*1</sup> すべての主契約・特約について説明しているわけではなく、また、すべての事例が網羅されているわけではありません。

- 各主契約・特約ごとに○が付されている「支払に関する具体的事例」が、該当する項目となります。

主契約・特約名称	支払に関する具体的事例													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	○	○												
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	○	○												
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	○	○												
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	○		○											
● 無配当遡減定期保険	○	○												
● 無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）	○	○												
● 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）	○	○												
● 無配当終身保険*2	○	○												
● 養老保険	○	○												
● 無配当個人年金保険	○													
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）					○		○							
● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）					○		○							
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）									○	○				
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動型・解約払戻金抑制割合指定型）									○	○				
● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）											○	○		
● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	○	○											○	
● 無配当終身介護保障保険 （保険料払込中無解約払戻金型）													○	
● 無配当災害割増特約				○										
● 無配当重大疾病治療給付特約 （上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）						○		○						
● 無配当終身介護給付特約 （軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）														○
● 無配当総合医療特約											○	○		
● 無配当総合医療特約（無解約払戻金型）											○	○		

\*2 保険料の払込方法<回数>が一時払の場合（「無配当一時払終身保険」）も同様です。

## ①死亡保険金・死亡給付金・死亡年金

告知義務違反により解除される場合、されない場合



### 支払われる場合

- 「高血圧症」での通院（血圧降下剤服用中）について、告知書で正しく告知\*1せずに加入し、契約から1年後に「高血圧症」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合。



### 支払われない場合

- 「高血圧症」での通院（血圧降下剤服用中）について、告知書で正しく告知せずに加入し、契約から1年後に「高血圧症」を原因とする「脳出血」で死亡した場合。

## 解 説

- 契約に加入する際には、被保険者の健康状態について正確に告知する必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合には、告知義務違反\*1として、契約が解除されることがあります。告知義務違反により契約が解除された場合、保険金・給付金などは支払われません。
- ただし、告知義務違反の対象となった事実と、請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金・給付金などは支払われます。

\*1 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

## ②高度障がい保険金・高度障がい年金

所定の高度障がい状態に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

- 給付責任開始の日<sup>\*1</sup>以後に発病した「脳出血」によって、全身の機能が低下し、
  - ・食物の摂取
  - ・排泄やその後始末
  - ・衣服の着脱、起居、歩行、入浴
 のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。



### 支払われない場合

- 給付責任開始の日以後に発病した「脳梗塞」の後遺症として、左半身の麻ひが生じ、
  - ・入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも他人の介護を要する状態
 であるものの
  - ・右半身は動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行なえる
 場合。

### 解 説

- 高度障がい保険金・高度障がい年金は、所定の高度障がい状態<sup>\*2</sup>に該当したときに支払われます。
- 上記の例は、対象となる所定の高度障がい状態のうち「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの」に関する事例です。
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 「支払われない場合」の例では、「食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行なえる」ため、高度障がい保険金・高度障がい年金は支払われません。



- 「所定の高度障がい状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。
- 「身体障がい者福祉法などに定める障がい状態」の障がい等級1級には「心臓ペースメーカー（心臓機能障がい）」や「人工透析（じん臓機能障がい）」などがありますが、これらの障がい状態のみでは、約款所定の「常に介護を要するもの」には該当しません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227 ページ）を参照ください。

### ③生活障がい保険金

所定の高度障がい状態・要介護状態に該当する場合、しない場合



#### 支払われる場合

- **給付責任開始の日\*1**以後に発病した「脳出血」によって、全身の機能が低下し、
  - ・食物の摂取
  - ・排泄やその後始末
  - ・衣服の着脱、起居、歩行、入浴
 のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。
- 給付責任開始の日以後に発病した「アルツハイマー病」によって器質性認知症を発症し、かつ、意識障がいのない状態で時間、場所、人物のいずれかの認識ができない症状が生じ、その状態が180日以上継続、かつその回復の見込みがないと医師により診断確定された場合。



#### 支払われない場合

【高度障がい状態・要介護状態の「程度」による場合】

- 「脳梗塞」の後遺症として左半身に麻ひが残ったため自力での歩行ができず、発症以前と同様の生活行動は困難となったものの、衣服の着脱、入浴、食物の摂取、排泄については補装具などを使用すれば自力で行なえる場合。
- 給付責任開始の日以後に発病した「アルツハイマー病」によって器質性認知症と診断されたものの、意識障がいのない状態で時間、場所、人物のすべての認識ができる場合。

【高度障がい状態・要介護状態の「原因」による場合】

- 給付責任開始の日より前に軽度の「脳梗塞」を発症し、その後継続して治療を受けていたものが給付責任開始の日以後に再発し、その後遺症として全身の麻ひが残ったため、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。
- 長期にわたるアルコールの過剰摂取により、時間、場所、人物のいずれかの認識が出来ない症状が生じ、医師によりアルコール性認知症と診断された場合。

#### 解説

- 生活障がい保険金は、**所定の高度障がい状態\*2**または**所定の要介護状態\*3**に該当し、かつ回復の見込みがないときに支払われます。
- そのため、器質性認知症と診断されたのみでその他の要件を満たさない場合は、所定の要介護状態には該当せず、生活障がい保険金は支払われません。
- 要介護状態には、器質性認知症、かつ、意識障がいのない状態において見当識障がいがあると診断確定された場合を含みますが、この「器質性認知症」は「対象となる要介護状態」（228ページ）に記載の器質性認知症が対象となり、その他のアルコール性認知症などと診断された場合には生活障がい保険金は支払われません。



- 「所定の高度障がい状態」「所定の要介護状態」は、身体障がい者福祉法などに定める障がい状態や公的介護保険の要介護状態とは異なります。
- 「身体障がい者福祉法などに定める障がい状態」の障がい等級1級には「心臓ペースメーカー（心臓機能障がい）」や「人工透析（じん臓機能障がい）」などがありますが、これらの障がい状態のみでは、約款所定の「常に介護を要するもの」には該当しません。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる高度障がい状態」（227ページ）を参照ください。

\*3 「対象となる要介護状態」（228ページ）を参照ください。

#### ④災害高度障がい保険金

支払事由（不慮の事故による所定の高度障がい状態）に該当する場合、しない場合

##### ○ 支払われる場合

- 特約の給付責任開始の日\*<sup>1</sup>以後に「網膜はく離」によって左眼の視力を永久に失い、その後、不慮の事故\*<sup>2</sup>により両眼を損傷した結果、両眼の視力を永久に失った場合。

##### ✕ 支払されない場合

- 特約の給付責任開始の日以後に「網膜はく離」によって左眼の視力を永久に失い、その後、不慮の事故により右眼を損傷した結果、両眼の視力を永久に失った場合。

#### 解 説

- 災害高度障がい保険金は、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故によって所定の高度障がい状態に該当したときに支払われます。
- ただし、特約の給付責任開始の日以後の不慮の事故を原因とする場合であっても、特約の給付責任開始の日以後に発病した疾病などによる別の障がいと合わせて初めて所定の高度障がい状態となったと認められる場合には、災害高度障がい保険金は支払われません。
- 一方、特約の給付責任開始の日以後に発病した疾病等による別の障がいがあったとしても、不慮の事故を原因とする障がいだけで所定の高度障がい状態となったと認められる場合は、災害高度障がい保険金が支払われます。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる不慮の事故」（226 ページ）を参照ください。

⑤ 重大疾病保険金

支払事由（悪性新生物）に該当する場合、しない場合



支払われる場合

【対象となる悪性新生物に罹患した場合】

- **がんの給付責任開始の日\*1** 以後に、はじめて「胃癌」に罹患し、診断確定された場合。
- **がんの給付責任開始の日** 以後に、はじめて「肺癌」に罹患し、診断確定された場合。



支払われない場合

【対象となる悪性新生物に該当しない場合】

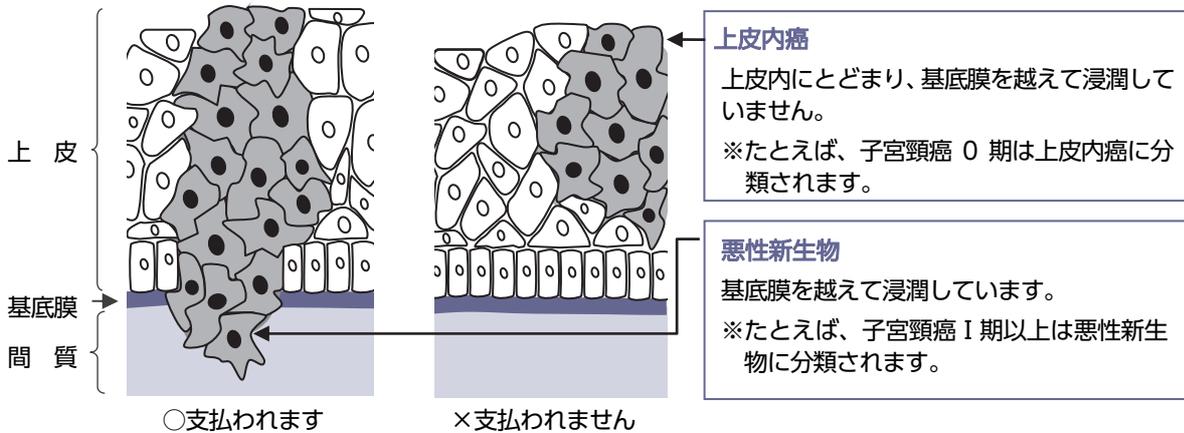
- **がんの給付責任開始の日** 以後に、はじめて「食道上皮内癌」に罹患し、診断確定された場合。
- **がんの給付責任開始の日** 以後に、はじめて「大腸（盲腸、結腸、直腸）粘膜内癌」（上皮内癌に分類されます。）に罹患し、診断確定された場合。

解説

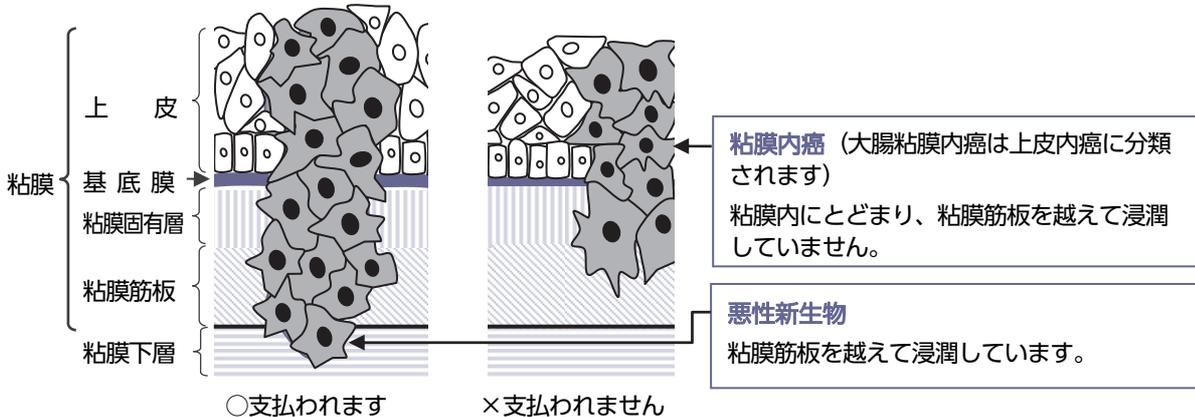
- 悪性新生物による重大疾病保険金は、**がんの給付責任開始の日** 以後の保険期間中に、はじめて**所定の悪性新生物\*2** に罹患し、診断確定された場合に支払われます。  
 上皮内癌（子宮頸癌 0 期、非浸潤性乳管癌など）、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、所定の悪性新生物に該当しませんので、**がんの給付責任開始の日** 以後の保険期間中にこれらに罹患したとしても重大疾病保険金は支払われません。（下図参照）

<悪性新生物と上皮内癌>

● 大腸以外



● 大腸(盲腸、結腸、直腸)



\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）」（234 ページ）を参照ください。

## ⑥ 重大疾病治療給付金

支払事由（悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌）に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

【対象となる悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌に罹患した場合】

- 特約のがんの給付責任開始の日\*1以後に、はじめて「胃癌」に罹患し、診断確定された場合。
- 特約のがんの給付責任開始の日以後に、はじめて「食道 上皮内癌」に罹患し、診断確定された場合。
- 特約のがんの給付責任開始の日以後に、はじめて「大腸（盲腸、結腸、直腸）粘膜内癌」（上皮内癌に分類されます。）に罹患し、診断確定された場合。



### 支払されない場合

【対象となる悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌に該当しない場合】

- 特約のがんの給付責任開始の日以後に、はじめて「良性新生物」（良性のポリープなど）に罹患し、診断確定された場合。

### 解 説

- 悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌による重大疾病治療給付金は、特約のがんの給付責任開始の日以後の特約の保険期間中に、はじめて所定の悪性新生物・上皮内癌・皮膚癌\*2に罹患し、診断確定された場合に支払われます。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）」（236 ページ）を参照ください。

⑦重大疾病保険金

支払事由（急性心筋梗塞・脳卒中）に該当する場合、しない場合



支払われる場合

【所定の状態の継続要件に該当する場合】

- がん以外の給付責任開始の日\*1以後に、脳梗塞を発病し、その後遺症として生じた左半身の麻痺が60日以上継続したと診断された場合。



支払われない場合

【所定の状態の継続要件に該当しない場合】

- がん以外の給付責任開始の日以後に、脳梗塞を発病したものの、後遺症が生じなかった場合。

【対象となる急性心筋梗塞に該当しない場合】

- 急性期に医師の診断を受けないまま経過し、後日医師の診断を受けた際には、急性心筋梗塞とは診断されなかった場合。

【対象となる脳卒中に該当しない場合】

- 外傷性脳内出血と診断された場合。

解説

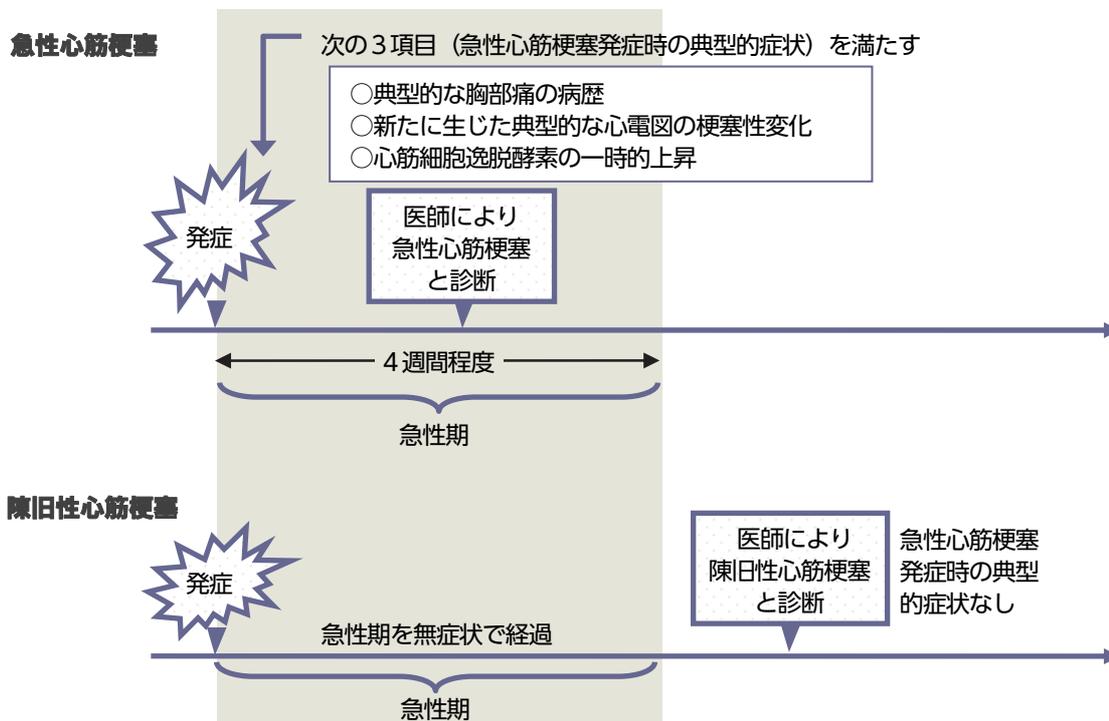
- 急性心筋梗塞（下図参照）による重大疾病保険金は、がん以外の給付責任開始の日以後の保険期間中に、所定の急性心筋梗塞\*2を発病し、労働の制限を必要とする状態が60日以上継続したと診断された場合に支払われます。  
そのため、急性心筋梗塞を発病していても、労働の制限を必要とする状態が60日以上継続したと診断されなかった場合は重大疾病保険金は支払われません。
- 脳卒中による重大疾病保険金は、がん以外の給付責任開始の日以後の保険期間中に、所定の脳卒中\*2を発病し、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続したと診断された場合に支払われます。  
そのため、脳卒中を発病していても、後遺症が生じなかった場合や、後遺症が60日以上継続したと診断されなかった場合は重大疾病保険金は支払われません。

※ 脳卒中は24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものが対象となります。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる重大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）」（234 ページ）を参照ください。

<急性心筋梗塞と陳旧性心筋梗塞>



## ⑧ 重大疾病治療給付金

支払事由（急性心筋梗塞・脳卒中）に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

【対象となる急性心筋梗塞に該当する場合】

- 特約の給付責任開始の日\*1 以後に、急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として入院した場合。

【対象となる脳卒中に該当する場合】

- 特約の給付責任開始の日以後に、脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院した場合。



### 支払されない場合

【対象となる急性心筋梗塞に該当しない場合】

- 急性期に医師の診断を受けないまま経過し、後日医師の診断を受けた際には、急性心筋梗塞とは診断されなかった場合。

【対象となる脳卒中に該当しない場合】

- 外傷性脳内出血と診断された場合。

## 解 説

- 急性心筋梗塞による重大疾病治療給付金は、特約の給付責任開始の日以後の特約の保険期間中に、**所定の急性心筋梗塞\*2**を発病し、その急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始した場合、または、労働の制限を必要とする状態が 60 日以上継続したと診断された場合に支払われます。
- 脳卒中による重大疾病治療給付金は、特約の給付責任開始の日以後の特約の保険期間中に、**所定の脳卒中\*2**を発病し、その脳卒中の治療を目的として入院を開始した場合、または、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が 60 日以上継続したと診断された場合に支払われます。

※ 脳卒中は 24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものが対象となります。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「対象となる重大疾病（悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中）」（236 ページ）を参照ください。

## ⑨就業障がい保険金

支払事由（所定の就業障がい状態）に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

- **給付責任開始の日\*1** 以後に発生した事故を原因として身体障がい者福祉法に定める4級の視覚障がいに該当し、その後、給付責任開始の日以後に発病した疾病を原因として身体障がい者福祉法に定める4級の心臓機能障がいに該当した結果、3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合。（下の[例]を参照ください。）



### 支払われない場合

- 給付責任開始の日より前に発生した事故を原因として身体障がい者福祉法に定める4級の視覚障がいに該当し、その後、給付責任開始の日以後に発病した疾病を原因として身体障がい者福祉法に定める4級の心臓機能障がいに該当した結果、3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合。（下の[例]を参照ください。）

### 解説

- 身体障がい者福祉法に定める2つ以上の障がいに該当した結果として1～3級の身体障がい状態となったときは「所定の就業障がい状態」に該当したものと取り扱います。
- ただし、その2つ以上の障がいの一部が、給付責任開始の日より前の傷病を原因とする障がい、**免責事由\*2**に該当する障がい、または「**特定障がいの不担保**」の**契約条件\*3**で不担保とされた障がいである場合、その障がいを除いた他の障がいが1～3級の身体障がい状態に該当しないときは、就業障がい保険金は支払われません。

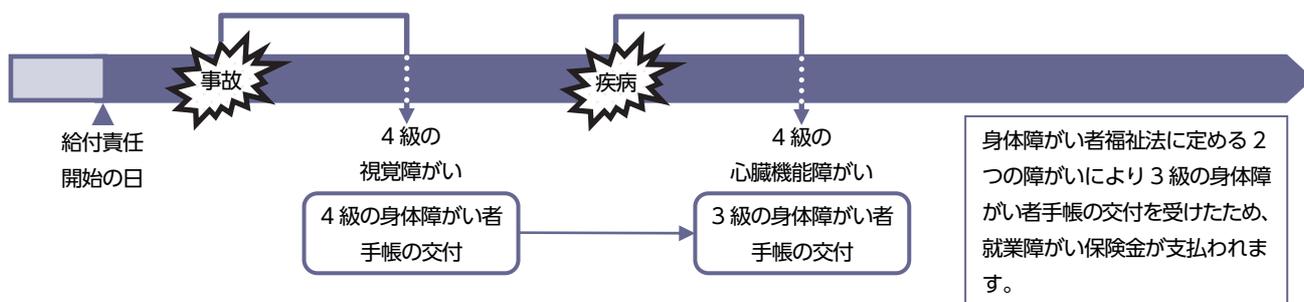
\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「支払事由に該当しても支払われない場合など（免責事由）」（135 ページ）を参照ください。

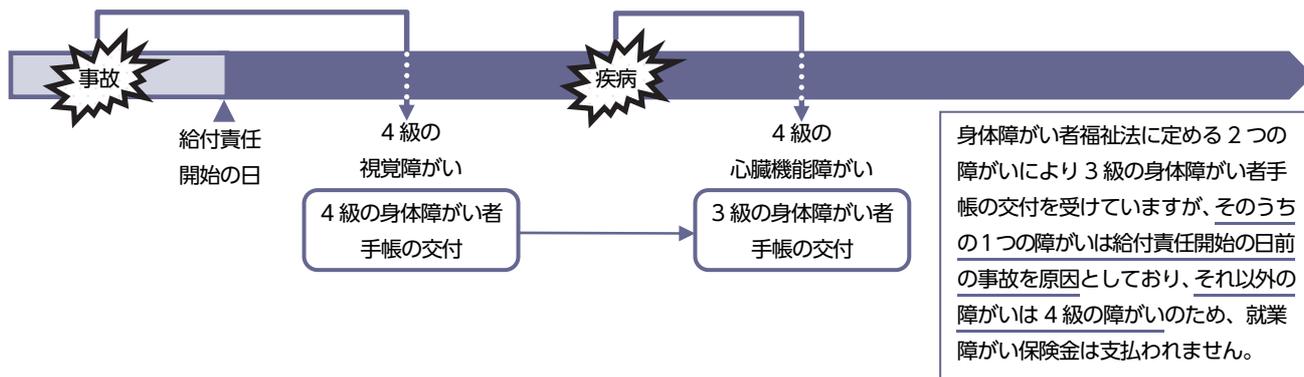
\*3 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

[例]

#### ○支払われる場合



#### ×支払われない場合



## ⑩就業障がい保険金

支払事由（1～3級の身体障がい者手帳の交付）に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

- 保険期間中に発生した事故を原因として身体障がい者福祉法に定める1級の心臓機能障がいに該当したと診断されたが、身体障がい者手帳が交付される前に死亡し、その後、保険期間中に身体障がい者手帳が交付された場合。
- 保険期間中に発生した事故を原因として身体障がい者福祉法に定める1級の心臓機能障がいに該当したと診断されたが、身体障がい者手帳の交付が保険期間満了後1年後であった場合。

（下の【例】を参照ください。）



### 支払われない場合

- 保険期間中に発生した事故を原因として身体障がい者福祉法に定める1級の心臓機能障がいに該当したと診断されたが、身体障がい者手帳の交付が保険期間満了後3年半後であった場合。

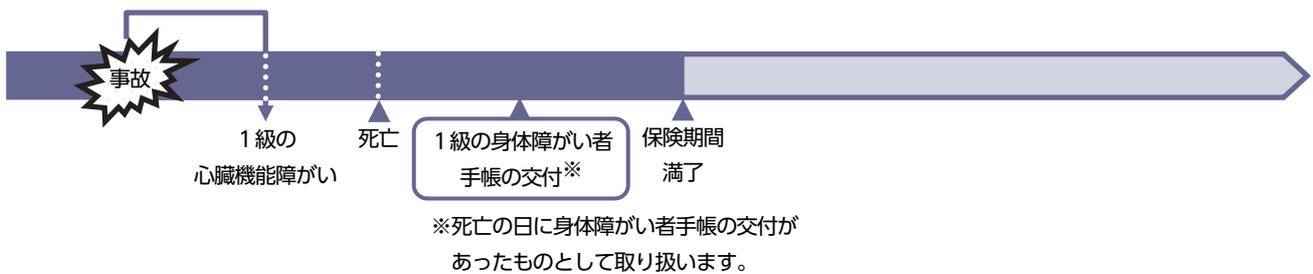
（下の【例】を参照ください。）

### 解説

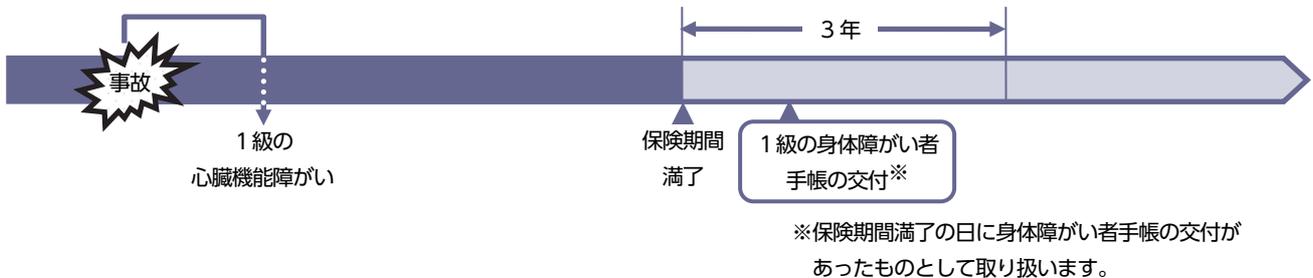
- 就業障がい保険金が支払われるためには、保険期間中に所定の就業障がい状態に該当するだけでなく、身体障がい者手帳の交付を受けることが必要です。
- ただし、身体障がい者手帳が交付される前に被保険者が死亡し、その後、保険期間中に身体障がい者手帳が交付されたときは、就業障がい保険金が支払われます。
- また、身体障がい者手帳が交付される前に保険期間が満了した場合であっても、保険期間中に所定の就業障がい状態に該当したと診断され、保険期間満了の日からその日を含めて3年以内にその身体障がい者手帳が交付されたときは、就業障がい保険金が支払われます。

【例】

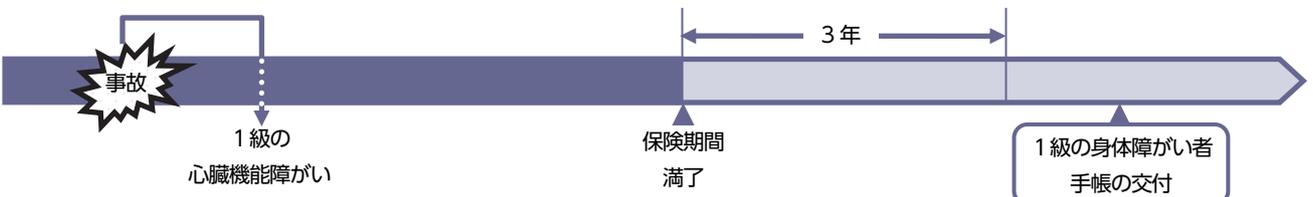
#### ○ 支払われる場合（保険期間中に死亡したが、保険期間中に身体障がい者手帳が交付された）



#### ○ 支払われる場合（身体障がい者手帳の交付が保険期間満了の日からその日を含めて3年以内）



#### × 支払われない場合（身体障がい者手帳の交付が保険期間満了の日からその日を含めて3年超）



## ⑪入院給付金

給付責任開始の日より前の発病、以後の発病



### 支払われる場合

- 給付責任開始の日<sup>\*1</sup>以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合。



### 支払われない場合

- 給付責任開始の日より前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約後に悪化し入院した場合。

## 解 説

- 入院給付金は、給付責任開始の日以後の疾病または不慮の事故による傷害を原因とする場合を支払対象と定めています。したがって、給付責任開始の日より前の疾病や事故を原因とする場合には、支払われません。
- なお、入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因または疾病が給付責任開始の日より前に発生・発病していたときでも、給付責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院が開始された場合には、給付責任開始の日以後に発生・発病したものと取り扱います。

<sup>\*1</sup> 無配当総合医療特約および無配当総合医療特約（無解約払戻金型）の場合、「特約の給付責任開始の日」となります。「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

## ⑫手術給付金

支払事由（公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為）に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

- 悪性腫瘍により「胃切除術」を受けた場合。
- 虫垂炎により「虫垂切除術」を受けた場合。
- 緑内障により「緑内障観血手術」を受けた場合。



### 支払されない場合

- 公的医療保険が適用されるが対象外としている手術  
 「創傷処理」  
 「デブリードマン」  
 「皮膚・皮下腫瘍の摘出術」  
 「抜歯手術」 など
- 公的医療保険が適用されるが手術料の算定対象ではない診療行為  
 「輸血」  
 「骨髄移植」  
 「臓器穿刺」  
 「組織採取」  
 「持続的胸腔ドレナージ」  
 「留置カテーテル設置」 など
- 公的医療保険が適用されない手術  
 「レーシック手術（レーザー屈折矯正手術）」 など
- 歯科診療報酬点数表にのみ記載されている手術  
 「口腔内消炎手術」  
 「歯周外科手術」  
 「口腔内軟組織異物（人工物）除去術」  
 「抜歯窩再搔爬手術」  
 「歯根嚢胞摘出手術」  
 「歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術」  
 「歯根端切除手術」  
 「歯肉歯槽粘膜形成手術」  
 「下顎隆起形成術」  
 「上顎洞口腔瘻閉鎖術」  
 「歯の再植術」  
 「広範囲顎骨支持型装置埋入手術」 など

## 解 説

- 手術給付金は、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為や先進医療に該当する診療行為が対象となりますが、上記のように対象外となる手術があります。くわしくは、「無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）」（92 ページ）および「無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）」（124 ページ）を参照ください。
- 上記の支払われる場合、支払されない場合の手術の例は、2020年9月現在の医科診療報酬点数表などに基づいており、今後変更される場合があります。
- 支払事由に該当する手術であっても、同日に2回以上受けた場合には、1回のみ支払対象となります。

### ⑬介護年金・介護保険金

支払事由（公的介護保険制度の要介護3以上または所定の要介護状態）に該当する場合、しない場合



#### 支払われる場合

【公的介護保険制度の要介護3以上に該当】

- 給付責任開始の日\*1 以後に発病した「脳出血」によって、全身の機能が低下した結果、食物の摂取、排泄やその後始末において一部他人の手助けを必要とし、衣服の着脱、起居・歩行、入浴で常に他人の介護を要するなど、中程度の介護を必要とする状態にあるとともに、理解能力の低下もみられるため、公的介護保険制度\*2 の「要介護3」\*2 に該当していると認定された場合。

【所定の要介護状態に該当】

- 給付責任開始の日以後に発病した「アルツハイマー病」によって器質性認知症を発症し、かつ、意識障がいのない状態で時間、場所、人物のいずれかの認識ができない症状が生じ、その状態が180日以上継続していると医師により診断確定された場合。



#### 支払われない場合

【公的介護保険制度の要介護3以上に非該当】

- 「脳梗塞」の後遺症として左半身に麻ひが残ったため自力での歩行ができず、発症以前と同様の生活行動は困難となったものの、衣服の着脱、入浴、食物の摂取、排泄については補装具などを使用すれば自力で行なえるため、公的介護保険制度の「要介護3」以上に該当していると認定されなかった場合。

【所定の要介護状態に非該当】

- 給付責任開始の日以後に発病した「アルツハイマー病」によって器質性認知症と診断されたものの、意識障がいのない状態で時間、場所、人物のすべての認識ができる場合。
- 長期にわたるアルコールの過剰摂取により、時間、場所、人物のいずれかの認識が出来ない症状が生じ、医師によりアルコール性認知症と診断された場合。

#### 解説

- 介護年金・介護保険金は、公的介護保険制度の要介護3以上に該当していると認定されたときまたは所定の要介護状態\*3が180日以上継続したと診断確定されたときに支払われます。
- 器質性認知症と診断されたのみでその他の要件を満たさない場合、所定の要介護状態には該当せず、介護年金・介護保険金は支払われません。
- また、「器質性認知症」は「対象となる要介護状態」（228 ページ）または「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」（230 ページ）に記載の器質性認知症が対象となり、その他のアルコール性認知症などと診断された場合には介護年金・介護保険金は支払われません。



- 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。

\*1 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38 ページ）、「契約の復活」（166 ページ）を参照ください。

\*2 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228 ページ）を参照ください。

\*3 「対象となる要介護状態」（228 ページ）、「対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態」（230 ページ）を参照ください。

## ⑭ 介護給付金

支払事由（公的介護保険制度の要介護1以上または所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態））に該当する場合、しない場合



### 支払われる場合

【公的介護保険制度の要介護1以上に該当】

- **特約の給付責任開始の日<sup>\*1</sup>**以後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身に麻ひが残ったため、歩行などの身体的な動作が不安定で、理解能力においても一部低下がみられる状態にあることから、**公的介護保険制度<sup>\*2</sup>**の「**要介護1**」<sup>\*2</sup>に該当していると認定された場合。

【所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）に該当】

- **特約の給付責任開始の日**以後に発病した「**アルツハイマー病**」によって**器質性認知症**を発症し、かつ、意識障がいのない状態で**時間、場所、人物のいずれかの認識ができない症状が生じ、その状態が180日以上継続している**と医師により診断確定された場合。



### 支払われない場合

【公的介護保険制度の要介護1以上に非該当】

- 高齢による衰弱のため、入浴など日常生活に一部介助が必要となる場合があるものの、食物の摂取や排泄はほとんど自力で行なえるため、**公的介護保険制度の「要介護1」以上に該当していると認定されなかった場合。**

【所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）に非該当】

- **特約の給付責任開始の日**以後に発病した「**アルツハイマー病**」によって**器質性認知症と診断されたものの、意識障がいのない状態で時間、場所、人物のすべての認識ができる場合。**
- 長期にわたるアルコールの過剰摂取により、**時間、場所、人物のいずれかの認識が出来ない症状が生じ、医師によりアルコール性認知症と診断された場合。**

## 解 説

- 介護給付金は、公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたときまたは**所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）<sup>\*3</sup>**が180日以上継続したと診断確定されたときに支払われます。
- 器質性認知症と診断されたのみでその他の要件を満たさない場合、所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）には該当せず、介護給付金は支払われません。
- また、「器質性認知症」は「対象となる軽度以上の要介護状態」（232ページ）に記載の器質性認知症が対象となり、その他のアルコール性認知症などと診断された場合には介護給付金は支払われません。



- 「所定の「軽度の状態を含む要介護状態」（軽度以上の要介護状態）」は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や、身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準などとは異なります。

<sup>\*1</sup> 「保障が開始される日（給付責任開始の日）」（38ページ）、「契約の復活」（166ページ）を参照ください。

<sup>\*2</sup> 「介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱」（228ページ）を参照ください。

<sup>\*3</sup> 「対象となる軽度以上の要介護状態」（232ページ）を参照ください。

# 契約後について

## 契約後における取扱内容（一覧）

ご契約後の取扱内容は保険種類によって異なることがあります

- 164 ページ以降、下記の取扱内容について説明しています。
- 各保険種類ごとに○が付されている取扱内容が、該当する項目となります。（付加できる特約などが該当する場合を含みます。）

主契約名称	取扱内容							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	保険料の 払込方法	保険料の 払込猶予 期間と契 約の失効	契約の 更新	契約者 配当金	保険期間・ 保険料払込 期間の短縮	年金の 種類の 変更	保険金額 などの 減額	払済保険 への変更
	164 ㊦	166 ㊦	168 ㊦	171 ㊦	172 ㊦	173 ㊦	174 ㊦	176 ㊦
● 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)	○	○	○		○		○	
● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	○	○			○		○	○
● 無配当歳満期定期保険 (低解約払戻金型)	○	○					○	○
● 無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)	○	○			○		○	○
● 無配当遡減定期保険	○	○	○				○	
● 無配当遡減定期保険 (保険料遡減・無解約払戻金型)	○	○					○	
● 無配当遡増定期保険 (初期低解約払戻金型)	○	○					○	○
● 無配当終身保険	○	○			○		○	○
● 無配当一時払終身保険		○					○	
● 無配当一時払遡増終身保険							○	
● 養老保険	○	○		○	○		○	○
● 無配当個人年金保険	○	○			○	○	○	○

取扱内容										
9	10	11	12			13	14	15	16	17
			保障内容の見直し							
契約者 貸付	契約の 解約	支払事由 の変更	契約 転換	契約 承継	契約 変換	保障内容 移行	他の 保険種類 への変更	契約者・ 受取人の 変更	住所などに 変更が あった場合	生命保険料 控除・保険 金などの 税務取扱
179 ㊦	181 ㊦	185 ㊦	186 ㊦			186 ㊦	188 ㊦	189 ㊦	190 ㊦	191 ㊦
	○	○	○		○		○	○	○	○
○	○	○			○	○		○	○	○
○	○	○	○			○		○	○	○
○	○		○					○	○	
	○	○	○					○	○	○
○	○		○					○	○	○
○	○	○	○					○	○	○
○	○		○					○	○	○
	○		○	○				○	○	○
○	○	○	○	○				○	○	○
○	○		○					○	○	○

主契約名称	取扱内容							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	保険料の 払込方法	保険料の 払込猶予 期間と契 約の失効	契約の 更新	契約者 配当金	保険期間・ 保険料払込 期間の短縮	年金の 種類の 変更	保険金額 などの 減額	払済保険 への変更
	164 号	166 号	168 号	171 号	172 号	173 号	174 号	176 号
● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)	○	○	○		○		○	
● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	○	○			○		○	○
● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 無解約払戻金型)	○	○	○				○	
● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・ 解約払戻金抑制割合指定型)	○	○			○		○	○
● 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	○	○	○		○		○	
● 無配当介護収入保障保険 (無解約払戻金型)	○	○			○		○	
● 無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)	○	○					○	

取扱内容										
9	10	11	12			13	14	15	16	17
契約者 貸付	契約の 解約	支払事由 の変更	保障内容の見直し			保障内容 移行	他の 保険種類 への変更	契約者・ 受取人の 変更	住所などに 変更が あった場合	生命保険料 控除・保険 金などの 税務取扱
			契約 転換	契約 承継	契約 変換					
179 ㊦	181 ㊦	185 ㊦	186 ㊦			186 ㊦	188 ㊦	189 ㊦	190 ㊦	191 ㊦
	○				○			○	○	○
	○				○			○	○	○
	○	○			○			○	○	○
	○	○			○			○	○	○
	○	○						○	○	○
	○	○	○					○	○	○
○	○	○						○	○	○

## 1. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は〈経路〉〈回数〉ともに複数の方法から選択いただけます

### 保険料の払込方法 〈経路〉

- 保険料は次のいずれかの「保険料の払込方法〈経路〉」により払い込んでください。<sup>\*1</sup>

保険料の払込方法〈経路〉	取扱内容
口座振替払込	当社が指定する金融機関などの契約者の口座から自動的に保険料を振り替える方法です。
団体・集団扱払込	所属する団体・集団（当社提携団体や勤務先など）を経由して保険料を払い込む方法です。
振替送金払込	当社が指定する口座への振込により保険料を払い込む方法です。 ※特に当社が認めた場合にのみ取り扱います。

### 「保険料の払込方法〈経路〉」の変更

- 「保険料の払込方法〈経路〉」の変更を希望する場合や、転居・退職などにより勤務先などの団体・集団から脱退などをされたときには、すぐに当社の担当者または本社まで申出ください。  
この場合、当社は所定の事務手続を経て、新しい「保険料の払込方法〈経路〉」に変更します。  
なお、新しい「保険料の払込方法〈経路〉」に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当社の指定した口座に払い込んでください。

### 「団体・集団扱払込」における留意事項

- 「団体・集団扱払込」の払込方法〈経路〉を利用できるのは、その団体・集団の所属員・会員の方に限ります。
- 保険料の払込方法〈経路〉が「団体・集団扱払込」の場合、各保険種類の普通保険約款の規定のほか、「団体扱特約」、「集団扱特約」、「専用集団扱特約」の規定が適用されます。  
また、保険料を口座振替により団体・集団に払い込む場合、「口座振替払込特約（団体・集団扱用）」の規定も適用されます。あわせて参照ください。



- 退会・転居・退職などにより所属する団体・集団から脱退などをされたときには、他の「保険料の払込方法〈経路〉」への変更が必要となる場合があります。<sup>\*2</sup>  
この場合、**以後の保険料<sup>\*3</sup>が上がる**ことがあります。また、**更新<sup>\*4</sup>のある契約の場合、更新の限度が短縮される**場合があります。

### 「口座振替払込」における留意事項

- 保険料の払込方法〈経路〉が「口座振替払込」の場合、各保険種類の普通保険約款の規定のほか、「保険料口座振替特則」の規定が適用されますので、あわせて参照ください。

### 「振替送金払込」における留意事項

- 保険料の払込方法〈経路〉が「振替送金払込」の場合、事前に払込案内を送りますので、**払込期月<sup>\*5</sup>内**に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社指定の銀行などで払い込んでください。  
その際の受領証は、保険料領収証の代わりになるため大切に保存してください。  
万一、払込期月内に払込案内が届かなかった場合などには、お手数でも当社の担当者または本社まで連絡ください。

<sup>\*1</sup> 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）の場合、契約締結時には、「団体・集団扱払込」のみ取り扱います。

<sup>\*2</sup> くわしくは「団体扱特約」、「集団扱特約」、「専用集団扱特約」の「第6条 特約の消滅および消滅後の取扱」を参照ください。

<sup>\*3</sup> 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）の場合「基本保険料および保険料」となります。

<sup>\*4</sup> 「契約の更新」（168 ページ）を参照ください。

<sup>\*5</sup> 「保険料の払込方法〈回数〉」（次ページ）を参照ください。

### 保険料の払込方法〈回数〉

- 保険料は、次のいずれかの「保険料の払込方法〈回数〉」により、それぞれの「払込期月」内に払い込んでください。
- 「保険料の払込方法〈回数〉」が月払・半年払・年払の場合の保険料は、それぞれ下記の「払込期月の基準日」に払い込まれ、「保険料が充当される期間」に充当されるものとして計算されます。

保険料の払込方法〈回数〉		払込期月	払込期月の基準日	保険料が充当される期間
	取扱内容			
月払	毎月の「払込期月」内に保険料を払い込む方法	「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日まで	契約日の毎月の応当日	「払込期月の基準日」から次の「払込期月の基準日」の前日まで
半年払	年2回の「払込期月」内に保険料を払い込む方法		契約日の半年ごとの応当日	
年払	年1回の「払込期月」内に保険料を払い込む方法		契約日の毎年の応当日	

### 「保険料の払込方法〈回数〉」の変更

- 「保険料の払込方法〈回数〉」は所定の方法で変更することができます。  
 なお、変更できる時期は次のとおりです。くわしくは、当社の担当者または本社におたずねください。

変更内容	変更時期
月払・半年払 ⇔ 年払	契約日の毎年の応当日
月払 ⇔ 半年払	契約日の半年ごとの応当日

### 留意事項

- 「払込期月の基準日」以後、保険料が払い込まれていない間に保険金・給付金などの支払事由が発生した場合、その分の保険料を保険金・給付金などから差し引きます。<sup>\*6</sup>  
 また、給付金額が未払込の保険料に不足する場合や、保険料の払込の免除事由が発生した場合は、その未払込の保険料を払い込む必要があります。
- 「保険料の払込方法〈回数〉」が半年払・年払の場合で、解約、減額や被保険者の死亡などにより契約の全部または一部が消滅したときなどには、払い込まれた保険料のうち未経過分（未経過保険料）を月単位で返金します。

<sup>\*6</sup> 167 ページの（例）の図も参照ください。

### 保険料の前納

- 次の保険種類において年払契約の場合には、保険料をまとめて払い込む前納の取扱があります。

- 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	- 養老保険
- 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	- 無配当個人年金保険
- 無配当逡減定期保険	- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型） <sup>*7</sup>
- 無配当逡増定期保険（初期低解約払戻金型）	- 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型） <sup>*8</sup>

- 前納した保険料（保険料前納金）はいったん当社が預かり、その預り金の中から、毎年保険料として充当します。
- 保険料は年払による合計額に比べて少額となります。
- 契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料前納金の残額があれば返金します。

<sup>\*7</sup> 保険期間および保険料払込期間が終身の場合、前納期間を終身とすることはできません。

<sup>\*8</sup> 前納期間を終身とすることはできません。

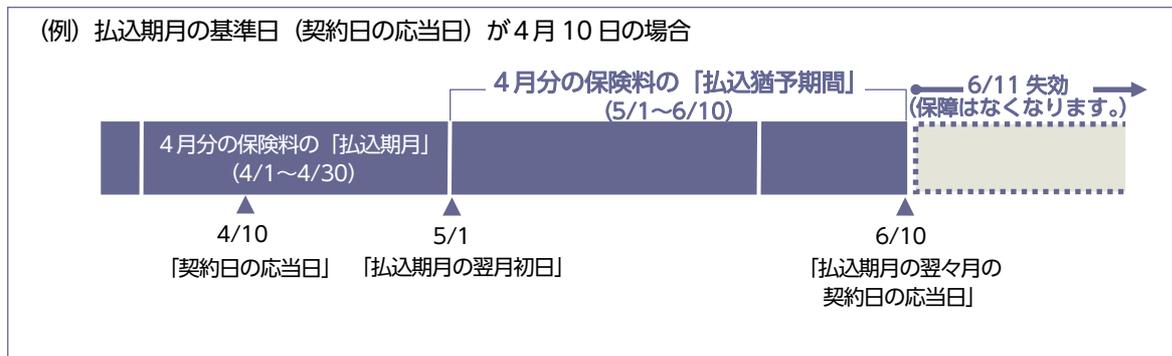
※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160 ページ）を参照ください。

## 2. 保険料の払込猶予期間と契約の失効

保険料の払込には払込猶予期間があり、期間内に払込できない場合、契約は失効します

### 保険料の払込猶予期間

- 「払込期月」中に保険料の払込ができなかった場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 契約は、保険料の払込猶予期間中は有効に継続します。
- 「保険料の払込猶予期間」は「払込期月の翌月初日」から「**払込期月の翌々月の契約日の応当日**」\*1までです。
- 保険料は払込猶予期間内に払い込んでください。



- \*1 契約日の応当日がない場合には、払込期月の翌々月の末日とします。  
また、払込期月の基準日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日とします。

### 契約の失効

- 保険料の払込がないまま払込猶予期間を過ぎると、払込猶予期間満了の日の翌日に契約は失効します。

- ⚠ ● 契約が失効すると、保険金・給付金などの支払事由が発生しても**保険金・給付金などは支払われません**。  
無解約払戻金型の保険種類や解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合、**解約払戻金もありません**。

### 契約の復活

- 契約が失効した場合でも、次に示す「所定の年数」以内であれば、契約の復活を請求することができます。

保険種類	所定の年数
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身保険*2</li> <li>● 養老保険</li> </ul>	失効した日から3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当個人年金保険</li> </ul>	失効した日から3年以内の年金開始日前
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の保険種類</li> </ul>	失効した日から1年

- この場合、あらためて告知\*3が必要です。また、当社が指定する医師の診断を受けていただく場合があります。

- ⚠ ● 被保険者の健康状態などによっては、**契約の復活ができない**ことがあります。

- 契約の復活を当社が承諾した場合には、**延滞した保険料\*4**を当社が指定した日までに払い込んでください。  
「延滞した保険料が払い込まれた日」と「告知日」のどちらか遅い日が「**給付責任開始の日**」\*5となります。
- **解約払戻金\*6**がある場合、契約の復活を希望しないときや失効した日から左記の「所定の年数」が経過したときには、解約払戻金の請求をしてください。

- ⚠ ● 解約払戻金の請求をした場合には、**復活の請求はできません**。

\*2 保険料の払込方法(回数)を一時払とする場合(「無配当一時払終身保険」)を含みます。

\*3 「告知義務」(36ページ)を参照ください。

\*4 復活した時まで(失効している期間を含みます。)の未払込の保険料をいいます。

\*5 無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)の場合、「がん以外の給付責任開始の日」となります。

\*6 「契約の解約」(181ページ)を参照ください。

重大疾病保障保険における留意事項

- 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合、「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日を経過した日の翌日です。
- 「がんの給付責任開始の日」より前に所定のがんに罹患し、診断確定された場合には、その診断確定された日から180日以内に契約者より申出いただくことで契約の復活を無効にすることができます。  
無効にした場合、契約の復活がなかったものとして、契約の復活の際および契約の復活以後に払い込まれた保険料を返金します。

健康体割引特約を付加した契約の復活

- 健康体割引特約\*7を付加した契約の場合、主契約とともにこの健康体割引特約の復活を請求することができます。
- ただし、復活時に「健康体」基準に該当しないため、この特約を復活せずに契約を復活する場合、保険料\*8は健康体割引特約を付加しない保険料率により計算した金額にあらためます。この場合、当社の定める方法によって計算した金額を精算します。

\*7 「健康体割引特約」（50ページ）を参照ください。

\*8 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）の場合、「基本保険料および保険料」となります。

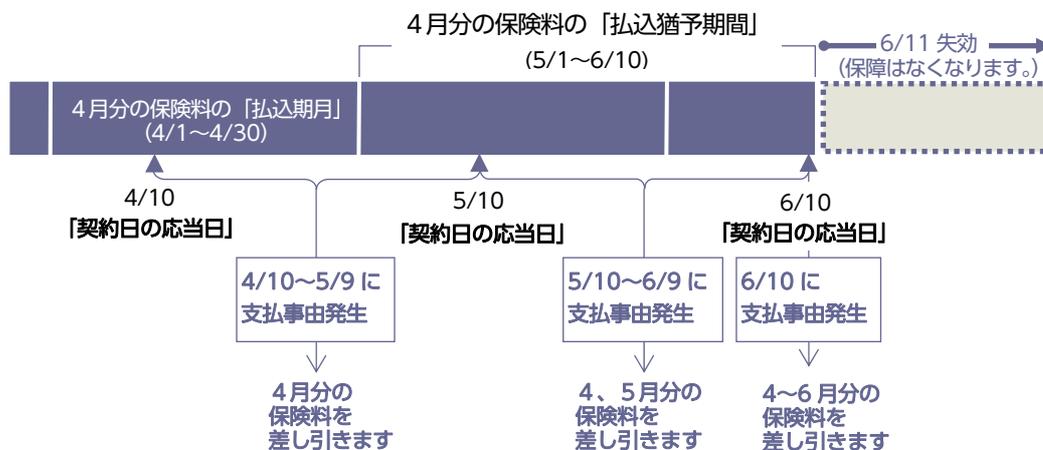
保険料が払い込まれていない間に保険金・給付金などの支払事由などが発生した場合

- 保険料が払い込まれていない間に保険金・給付金などの支払事由が発生した場合は、すでに「払込期月の基準日」が到来した未払込の保険料を保険金・給付金などから差し引きます。\*9
- また、給付金などが未払込の保険料に不足する場合や保険料の払込の免除事由が発生した場合はその未払込の保険料を払い込むことを要します。

\*9 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）、無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合、保険料の払込猶予期間中に死亡給付金の支払事由が発生した場合には、払い込まれた保険料の経過年月数に応じた解約払戻金相当額を支払い、未払込の保険料は差し引きません。

（例）「保険料の払込方法〈回数〉」が「月払」、「払込期月の基準日」（＝契約日の応当日）が「毎月10日」の場合

4月分以降の保険料が未払込のまま、保険料の払込猶予期間満了の日（6/10）までに保険金・給付金などの支払事由が発生した場合、支払事由の発生時期に応じ、次のとおり未払込の保険料を保険金・給付金などから差し引きます。



※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160ページ）を参照ください。

### 3. 契約の更新

更新のある契約は、保険期間満了時に、所定の範囲内で更新されます

- 契約者から契約を継続しない旨の申出がない限り、保険期間満了日の翌日に契約は更新されます。<sup>\*1</sup>
- 当社から「更新通知書」を送りますので、旧保険証券と共に大切に保管してください。

<sup>\*1</sup> 更新後の契約には、更新日（保険期間満了日の翌日）における約款が適用されます。

#### 更新の取扱条件

- 次のすべてを満たす場合に更新を取り扱います。
  - 保険期間が年満期で定められていること
  - 契約者から保険期間満了日の2週間前までに、契約を継続しない旨の申出がないこと
  - 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、下表で示す年齢以下であること

保険種類	団体扱特約、集団扱特約、専用集団扱特約	
	付加している場合	付加していない場合
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	80歳	80歳
● 無配当逓減定期保険	85歳	
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）		
● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）		
● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）		



- 所属する団体・集団から脱退などをされ、「団体・集団扱払込」<sup>\*2</sup> から他の「保険料の払込方法〈経路〉」への変更が必要となる場合、**以後の更新の限度が短縮される**ことがあります。
- 「保険料の変更」<sup>\*3</sup> または「特定障がいの不担保」<sup>\*3</sup> の契約条件が付加されている場合、**更新を取り扱いません**。

<sup>\*2</sup> 「保険料の払込方法」（164ページ）を参照ください。

<sup>\*3</sup> 「告知義務」（36ページ）を参照ください。

## 更新後の保険金額・給付金額

- 更新後の保険金額・給付金額は、更新前と比較して次のとおりとなります。

保険種類	基準となる保険金額・給付金額	更新後の金額
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	● 死亡保険金額	● 更新前と同額
● 無配当逡減定期保険	● 基本保険金額	● 更新前の70%の金額*4 ただし、更新前の逡減率がゼロの場合は更新前と同額
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	● 重大疾病保険金額	● 更新前と同額
● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）	● 就業障がい保険金額	● 更新前と同額
● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	● 単位入院給付金額	● 更新前と同額

-  ● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の支払限度は、更新前と更新後の支払を通算します。

\*4 契約時の逡減率は0.06（6%）です。なお、更新時に逡減率をゼロにすることも可能です。次ページの「無配当逡減定期保険の場合の留意事項」を参照ください。

## 更新後の保険料

- 更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算するため、更新後の保険料は**更新前に比べ通常高くなります**。また、保険料の上がり幅は、一般的に**年齢が高くなるほど大きくなります**。
- 無配当逡減定期保険については、次ページの「無配当逡減定期保険の場合の留意事項」もあわせて参照ください。

## 更新後の保険期間

- 更新前と同一とします。  
ただし、保険期間が年齢条件の限度をこえる場合は、その限度まで短縮します。

## 更新後の特約

- 主契約が更新される場合は、付加している給付特約も同時に更新されます。
- 無配当逡減定期保険については、次ページの「無配当逡減定期保険の場合の留意事項」もあわせて参照ください。

-  ● 支払限度のある災害・疾病関係の特約は、更新前と更新後の支払を通算します。

### 健康体割引特約を付加している場合の取扱

- 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、無配当逡減定期保険では健康体割引特約<sup>\*5</sup>を付加することができますが、健康体割引特約は、告知・診断を省略して更新する「自動更新」は原則として取り扱いません。  
主契約が更新する場合、更新後は健康体割引を行なわない保険料率を適用します。
- ただし、当社が指定した日までに申出があり、告知の内容や診断の結果など、健康体割引特約の付加要件を満たした場合には、新たにこの特約を付加することにより、健康体保険料率で契約を継続することができます。
- 主契約の保険期間が5年で、この特約の付加後最初に自動更新する場合に限り、この特約は主契約と同時に更新します。
- 無配当逡減定期保険については、下の「無配当逡減定期保険の場合の留意事項」もあわせて参照ください。

<sup>\*5</sup> 「健康体割引特約」（50 ページ）を参照ください。

### 無配当逡減定期保険の場合の留意事項

- 無配当逡減定期保険では、更新後の基本保険金額が更新前に比べて低くなります。  
それに伴い、次の点で他の保険種類とは異なる取扱となります。

#### 更新後の保険料

- 更新後の基本保険金額は更新前に比べ低くなりますが、更新日における被保険者の年齢および保険料率を用いて計算した結果、更新後の保険料が更新前に比べ高くなる場合があります。

#### 更新後の特約

- 更新後の基本保険金額が更新前に比べ低くなるため、更新後の基本保険金額に応じて、付加されている各種給付特約が付加限度を超え、その特約の保険金額などが自動的に減額されることがあります。

#### 健康体割引特約を付加している場合の取扱

- 更新後の主契約の平均死亡保険金額が当社の定める金額<sup>\*6</sup>に満たなくなった場合、健康体割引特約は更新されず、更新後に健康体割引特約を新たに付加することはできません。

#### 高額割引が適用されている場合の取扱

- 更新により、高額割引<sup>\*7</sup>の計算の対象となる保険金額が低くなった場合、適用される保険料率が高くなる場合があります。

#### 更新後の逡減率

- 更新後の逡減率は、更新前と同一とします。
- ただし、あらかじめ告知<sup>\*8</sup>したうえで、当社の承諾を得て、逡減率をゼロに変更することができます。<sup>\*9</sup>

- 保険料の払込が免除されている場合や告知の内容などによっては、逡減率をゼロに変更できないことがあります。
- 逡減率をゼロに変更する際に告知義務違反があった場合、更新時にさかのぼって更新前と同一の逡減率で更新されたものとして取り扱うことがあります。
- 逡減率をゼロに変更した後は、再び元の逡減率に変更することはできません。

- 更新後の基本保険金額が当社の定める金額<sup>\*10</sup>を下回る場合、更新時に自動的に逡減率をゼロに変更します（この場合、告知は不要です）。

<sup>\*6</sup> 「健康体割引特約の取扱」（202 ページ）を参照ください。

<sup>\*7</sup> 「高額割引制度」（52 ページ）を参照ください。

<sup>\*8</sup> 「告知義務」（36 ページ）を参照ください。

<sup>\*9</sup> 逡減率を変更する際には、更新日の2週間前までに当社の本社へお申出ください。

<sup>\*10</sup> 300万円÷(1-0.06×更新後の保険期間)です。  
更新後の保険期間が5年の場合、428.58万円となります。

※ 取扱内容は保険種類によって異なる場合があります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160 ページ）を参照ください。

## 4. 契約者配当金（養老保険）

養老保険の場合、契約者配当金が支払われます

- 契約者配当金は、毎年の養老保険から生じる利益から契約者に公平に分配され、契約後3年目から毎年支払われます。<sup>\*1</sup>



- 配当金額は変動（増減）し、運用実績によってはゼロとなる年度もあります。

<sup>\*1</sup> このほかに、契約日から長期間継続した契約に対して、「特別配当金」が当社の定める方法により支払われることがあります。

### 支払方法

- 契約者配当金は、次の方法で支払われます。<sup>\*2</sup>

#### 配当金の支払方法

<b>積立配当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の利率<sup>*3</sup>（配当積立利率）で積み立てておく方法です。契約者から支払請求があったときや契約が消滅したときに現金で支払われます。</li> </ul>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<sup>\*2</sup> 団体扱・集団扱の契約では、所定の時期に団体・集団を経由して現金で支払われることがあります。

<sup>\*3</sup> 「所定の利率」は、金利水準の変化などにより変更することがあります。最新の利率は当社ホームページを参照ください。  
（ホームページアドレス <https://www.daido-life.co.jp/>）

※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160ページ）を参照ください。

## 5. 保険期間・保険料払込期間の短縮

保険期間・保険料払込期間を短縮することができます

### 保険期間・保険料払込期間の短縮の取扱

- 当社の承諾を得て、保険期間・保険料払込期間を短縮することができます。
- 短縮後の保険期間・保険料払込期間は、当社の定める範囲で指定してください。
- 保険期間・保険料払込期間を短縮した場合、以後の保険料を短縮後の保険期間・保険料払込期間に応じてあらためます。また、当社所定の方法で計算した額を精算します。  
(当社への払込を要する場合には、契約者は、当社の指定した日までにその金額を払い込んでください。)



- 契約条件が付加されている場合など、契約の内容や状態により**保険期間・保険料払込期間を短縮できない**ことがあります。

### 対象保険種類（主契約）

主契約名称	保険期間の短縮	保険料払込期間の短縮	備考
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）			
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	○	○	
● 無配当遡減定期保険			
● 無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）			
● 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）			
● 無配当終身保険		○	
● 無配当一時払遡増終身保険			
● 養老保険	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当個人年金保険	○	○	
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）			
● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。 ● 保険期間が年満期から年満期、または歳満期から歳満期の契約の変更のみ取り扱います。
● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）	○	○	● 保険料払込期間のみの短縮はできません。
● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）			

### 無配当個人年金保険における年金開始日・保険料払込期間の変更

- 当社の承諾を得て、年金開始日・保険料払込期間を当社の定める範囲で変更することができます。変更後の年金開始日は、変更前の年金開始日より前となる変更に限ります。
- 年金開始日・保険料払込期間を変更した場合、基本年金年額は変更前の基本年金年額と同額とし、以後の保険料を変更後の年金開始日・保険料払込期間に応じてあらためます。また、当社所定の方法で計算した額を精算します。（当社への払込を要する場合には、契約者は、当社の指定した日までにその金額を払い込んでください。）



- **個人年金保険料税制適格特約<sup>\*1</sup>**を付加した契約は、保険料払込期間を10年未満とすることはできません。
- 契約条件が付加されている場合など、契約の内容や状態により**保険料払込期間を変更できない**ことがあります。

<sup>\*1</sup> 「生命保険料控除・保険金などの税務取扱」（191ページ）を参照ください。

## 6. 年金の種類の変更（無配当個人年金保険）

無配当個人年金保険の場合、年金の種類を変更することができます

- 年金開始日前であれば、当社の定める範囲内で、年金の種類を変更することができます。
- 年金の種類を変更した場合には、次のとおりとなります。
  - 保険料払込期間中で、保険料が払い込まれた年月数が保険料払込期間に達していない契約は、基本年金年額は変更前の基本年金年額と同額とし、以後の保険料をあらためます。また、当社所定の方法で計算した額を精算します。（当社への払込を要する場合には、契約者は、当社の指定した日までにその金額を払い込んでください。）
  - その他の契約は、基本年金年額を変更します。

※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160ページ）を参照ください。

## 7. 保険金額などの減額

主契約の保険金額などを減額することができます

### 保険金額などの減額の取扱

- 主契約の保険金額などを減額することができます。
- 減額後の保険金額などは**当社の定める金額\*1**以上となるよう、**当社の定める金額単位\*1**で指定してください。
- 減額部分は解約されたものとし、解約払戻金がある場合には、当社は解約払戻金を支払います。
- また、以後の**保険料\*2**は減額後の保険金額などに応じてあらためます。(保険料は通常**減額前より安くなります**。)



- 主契約の保険金額などを減額した場合、付加されている各種給付特約が付加限度を超え、その特約の保険金額などの減額を必要とする場合があります。

\*1 「減額後の最低金額・取扱単位」(196 ページ)を参照ください。

\*2 無配当通減定期保険(保険料通減・無解約払戻金型)の場合は「基本保険料および保険料」となります。この項目において以下同様とします。

### 健康体割引特約を付加している場合

- **健康体割引特約\*3**を付加している契約で、主契約の保険金額などが減額により**当社の定める金額\*4**に満たなくなった場合、健康体割引特約は消滅します。  
この場合、以後の保険料を健康体割引を行なわない保険料率により計算した保険料にあらためます。

### 高額割引が適用されている場合

- 保険料率に**高額割引\*5**が適用されている契約で、高額割引の計算の対象となる保険金額などが減額により低くなった場合、適用される保険料率が高くなる場合があります。

\*3 「健康体割引特約」(50 ページ)を参照ください。

\*4 「健康体割引特約の取扱」(200 ページ)を参照ください。

\*5 「高額割引制度」(52 ページ)を参照ください。

## 各保険種類における留意事項

### 無解約払戻金型の保険種類

- 減額しても解約払戻金はありません。

### 解約払戻金抑制割合指定型の保険種類

- 解約払戻金抑制割合を 0.1%～99.9%に指定した場合の解約払戻金は、指定した解約払戻金抑制割合<sup>\*6</sup>に応じて抑制されます。
- 解約払戻金抑制割合を 100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなります。

### 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）、無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）

- 低解約払戻金期間<sup>\*7</sup>中に保険金額を減額する場合、解約払戻金額は低解約払戻金の取扱がない場合の解約払戻金に低解約払戻金割合<sup>\*7</sup>を乗じた低い水準となります。

### 無配当個人年金保険

- 個人年金保険料税制適格特約<sup>\*8</sup>を付加した契約は、基本年金年額の減額に伴う解約払戻金を、その減額時には払い戻さず、年金開始日まで利息をつけて積み立てておき、年金開始日に一時払保険料に充当して基本年金年額を増額します。

### 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）

- 保険料払込期間中は、減額しても解約払戻金はありません。

### 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

- 保険料払込期間中は、減額しても解約払戻金はありません。
- 主契約の単位入院給付金額を 10,000 円未満に減額する場合、無配当特定疾病入院一時給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）を解約する必要があります。
- 保険期間が終身で保険料払込期間が保険期間より短い契約の場合、単位入院給付金額などを減額する際に、所定の請求書類のほか、被保険者の住民票または戸籍抄本の提出が必要となることがあります。

### 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）、 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）

- 災害死亡保障特則および災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）のみの減額はできません。  
主契約の就業障がい保険金額を減額する場合、災害死亡保障特則および災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）の災害死亡保険金額も同時に減額されたものとします。

<sup>\*6</sup> 解約払戻金を抑制する割合のことをいい、0～100%まで（保険期間が 91 歳～100 歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。  
<sup>\*7</sup> 「無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）」（58 ページ）、「無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）」（67 ページ）を参照ください。  
<sup>\*8</sup> 「生命保険料控除・保険金などの税務取扱」（191 ページ）を参照ください。

## 8. 払済保険への変更

保険料の払込を停止しても契約を継続できます

### 払済保険への変更

- 下記の保険種類につき、以後の保険料の払込を停止して払済保険に変更し、契約を継続することができます。  
(無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）、無配当個人年金保険については次ページ以降を参照ください。)

払済保険の種類	変更前の契約と同種類の保険	
	保険種類	払済保険の名称
	● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型） ● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	払済定期保険
	● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	払済生活障がい保障定期保険
	● 無配当終身保険*1	払済終身保険
	● 養老保険	払済養老保険
	● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	払済重大疾病保障保険
	● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）	払済就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動型）
保険期間	変更前の契約の保険期間の残存期間*2	
しくみ図		

- 変更後の保険金額は、変更前の契約の解約払戻金額（付加している給付特約の解約払戻金額を含みます。）と未経過保険料によって計算します。（保険金額は、通常、変更前より低くなります。）



- 解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合\*3を100%に指定した場合は、払済保険に変更できません。
- 払済保険に変更した場合、各種給付特約、健康体割引特約\*4は消滅します。\*5
- 払済保険への変更後は元の契約へ戻すことはできません。
- 「死亡保険金額の削減」の契約条件が付加され削減期間中の場合や、変更後の保険金額が当社の定める金額\*6に満たない場合など、契約内容により払済保険に変更できないことがあります。

\*1 保険料の払込方法<回数>が一時払の場合（「無配当一時払終身保険」）、払済終身保険への変更はありません。

\*2 無配当終身保険の場合、保険期間は終身です。

\*3 解約払戻金の計算に用いる抑制割合をいい、0～100%まで（保険期間が91歳～100歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。

\*4 「健康体割引特約」（50ページ）を参照ください。

\*5 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）を払済保険に変更した場合には、災害死亡保障特約は消滅しません。

\*6 「払済保険の最低保険金額など」（203ページ）を参照ください。

**解約払戻金抑制割合指定型の保険種類の留意事項**

- 解約払戻金を抑制した契約を払済保険に変更する場合、主契約部分の解約払戻金は、指定した解約払戻金抑制割合に応じて抑制されます。
- 払済保険に変更した後の解約払戻金は抑制されません。

**無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）の留意事項**

- **低解約払戻金期間<sup>\*7</sup>**中に払済定期保険に変更する場合、主契約部分の解約払戻金は、**低解約払戻金割合<sup>\*7</sup>**を100%とした場合の解約払戻金額に低解約払戻金割合（70%）を乗じた低い水準となります。
- 払済定期保険に変更した後の解約払戻金額は、低解約払戻金期間中であっても低解約払戻金割合を乗じない金額となります。

**\*7** 「無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）」（58 ページ）を参照ください。

**無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）の場合**

払済保険の種類	保険期間中の死亡保険金額が一定の定期保険（払済定期保険）
保険期間	変更前の契約の保険期間の残存期間
しくみ図	

- 変更後の死亡保険金額は、変更前の契約の解約払戻金額と未経過保険料によって計算します。ただし、変更後の死亡保険金額が変更前の死亡保険金額を上回る場合は、変更後の死亡保険金額を変更前の死亡保険金額と同額とし、契約者に解約払戻金の残額が支払われます。

- !**
- **低解約払戻金期間<sup>\*8</sup>**中に払済定期保険に変更する場合、解約払戻金額は低解約払戻金の取扱がない場合の解約払戻金額に**低解約払戻金割合<sup>\*8</sup>**を乗じた低い水準となります。
  - 払済定期保険への変更後は元の契約へ戻すことはできません。
  - 「死亡保険金額の削減」の契約条件が付加され削減期間中の場合や、変更後の死亡保険金額が**当社の定める金額<sup>\*9</sup>**に満たない場合など、契約内容により払済定期保険に変更できないことがあります。

**\*8** 「無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）」（67 ページ）を参照ください。

**\*9** 「払済保険の最低保険金額など」（203 ページ）を参照ください。

無配当個人年金保険の場合

払済保険の種類	変更前の契約と同種類の年金保険（払済年金保険）
年金開始日	変更前の契約と同一
しくみ図	<p>しくみ図は、時間軸に沿って契約の経過を示しています。左端は「契約」の開始点で、右向きに「保険料の払込」が行われます。途中の「払済」時点では、死亡給付金額が支払われます。その後、右向きに「年金開始日」を迎え、払済後の基本年金年額が支払われます。右側の括弧で「払済前の基本年金年額」と「払済後の基本年金年額」が比較されています。払済後の年金年額は、払済前の年金年額よりも低いことが示されています。</p>

- 変更後の基本年金年額は、変更前の契約の解約払戻金額と未経過保険料によって計算します。  
(基本年金年額は通常変更前より低くなります。)

- !**
- 変更後の基本年金年額が**当社の定める金額\*10**に満たない場合など、契約内容により払済年金保険に変更できないことがあります。
  - 払済年金保険への変更後は元の契約へ戻すことはできません。
  - **個人年金保険料税制適格特約\*11**を付加した契約は、契約日から10年間は払済年金保険への変更を取り扱いません。

\*10 「払済保険の最低保険金額など」(203 ページ) を参照ください。

\*11 「生命保険料控除・保険金などの税務取扱」(191 ページ) を参照ください。

## 9. 契約者に対する現金貸付（契約者貸付）

解約払戻金の一定範囲内で現金貸付を受けることができます

### 契約者貸付の概要

- 次に示す金額①と②のどちらか小さい額の範囲内、かつ当社の定める金額\*1以上で現金貸付を受けることができます。

保険種類	基準となる金額	
	①	②
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）</li> <li>● 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）</li> <li>● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）*2</li> </ul>	貸付時の解約払戻金の9割	貸付時の3年後の解約払戻金の8割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身保険</li> </ul>	貸付時の解約払戻金の9割*3	主契約の死亡保険金額の9割*3
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当一時払終身保険</li> </ul>	貸付時の解約払戻金の8割	主契約の死亡保険金額の8割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養老保険</li> </ul>	貸付時の解約払戻金の9割*3	満期保険金額の9割*3
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当個人年金保険</li> </ul>	貸付時の解約払戻金の9割*3	—



- 解約払戻金抑制割合指定型の保険種類で解約払戻金抑制割合\*4を100%に指定した場合、契約者貸付を取り扱いません。
- 失効中の契約など、契約の状態や内容により、契約者貸付を取り扱わないことがあります。

\*1 「契約者貸付の取扱」（203ページ）を参照ください。

\*2 保険料払込期間中は取り扱いません。

\*3 保険料払込済の場合は8割とします。

\*4 解約払戻金の計算に用いる抑制割合をいい、0～100%まで（保険期間が91歳～100歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。

### 利息

- 貸付金の利息は所定の利率\*5により複利で計算し、貸付応当日ごとに元金に繰り入れます。すでに貸付を受けている契約で、追加で現金貸付を受ける場合には、追加の貸付金をすでにある貸付元金に加え新たな貸付額とします。

\*5 「所定の利率」は、金利水準の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。最新の利率は当社ホームページを参照ください。  
（ホームページアドレス <https://www.daido-life.co.jp/>）

### 貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合の取扱

- 貸付金の元利合計額が、解約払戻金額を超えることとなった場合には、当社の指定した日までに、当社が案内する金額を払い込んでください。



- 期日までに払込みがなかった場合、貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえることとなった日にさかのぼって契約は失効\*6します。  
契約が失効すると、保険金・給付金などの支払事由が発生しても**保険金・給付金などは支払われません。**

\*6 「失効」および失効後の「復活」の取扱は、「保険料の払込猶予期間と契約の失効」（166ページ）を参照ください。

### 貸付金の返済

- 貸付金はいつでも返済することができます。なお、返済金額は**当社の定める金額<sup>\*7</sup>**以上である必要があります。
- 貸付金を早めに返済しないと、期間が経過するにつれて返済金額が多額となりますので、あらかじめ無理のない返済計画を立てることをおすすめします。
- 契約の消滅時などに貸付金があった場合は、その元利合計額を当社が支払うこととなった金額などから差し引きます。<sup>\*8</sup>



- 無配当個人年金保険の場合、年金開始日までに貸付金を返済しなかったときには、当社の定める方法によって基本年金年額を減額し、その解約払戻金を貸付金の元利合計額の返済にあてます。
- ただし、**個人年金保険料税制適格特約<sup>\*9</sup>**を付加した契約では、年金開始日までに貸付金を返済されなかった場合でも基本年金年額を減額せず、支払われる年金を貸付金の元利合計額の返済にあてます。

<sup>\*7</sup> 「契約者貸付の取扱」（203 ページ）を参照ください。

<sup>\*8</sup> 無配当個人年金保険で個人年金保険料税制適格特約を付加した契約では、特別な取扱をすることがあります。  
個人年金保険料税制適格特約「第2条 税制適格のための特別取扱」を参照ください。

<sup>\*9</sup> 「生命保険料控除・保険金などの税務取扱」（191 ページ）を参照ください。

## 10. 契約の解約

主契約や特約を解約することができます

### 契約の解約

- いつでも主契約や特約を解約することができます。**\*1・2・3**
- 主契約を解約した場合、主契約に付加された特約も同時に解約となります。
- 解約した主契約や特約は将来に向かって消滅し、以後保障はなくなります。
- 解約払戻金がある場合、当社は解約払戻金を契約者に支払います。
- 解約の申出時に、希望の日付を解約日としてご指定いただける「**日付指定の解約**」**\*4**ができます。このとき、解約指定日まで保障は継続します。

- \*1** 無配当個人年金保険の場合、解約は年金開始日前に限ります。また、無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合、解約は各年金の支払事由発生前に限ります。
- \*2** 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合、災害死亡保障特則・災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）のみの解約はできません。
- \*3** 無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）を解約した場合、無配当入院初期割増給付特約、無配当入院初期割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）も同時に解約となります。
- \*4** 解約申出日から1ヵ月以内の当社営業日を選択ください。

### 解約払戻金

- 払い込まれた保険料はそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご不幸にあわれた方々への保険金・給付金などの支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
- 解約払戻金のある保険種類では、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。そのため、解約払戻金は**多くの場合、払い込まれた保険料に比べて少ない金額となります**。特に、契約後短期間で解約すると、多くの場合、解約払戻金は**ゼロまたはごく少額になります**。
- 保険期間が年満期または歳満期の契約の場合、解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくとつれ減少し、**満了時にはゼロになります**（養老保険を除きます）。**\*5**
- 解約払戻金は、当社所定の割合で計算し、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などにより異なります。
- 解約払戻金の有無やしくみは保険種類ごとに異なります。

#### 無解約払戻金型の保険種類

- 解約または減額した場合でも**解約払戻金はありません**。**\*6・7**
- 次の場合にも払戻金はありませんのでご注意ください。

- 保険期間および保険料払込期間の短縮
- 告知義務違反または重大事由の発生による解除
- 契約の失効
- 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）の場合の**被保険者の死亡****\*8**
- 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）の場合の**被保険者の死亡****\*9**

- \*5** 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）で保険期間が終身かつ保険料払込期間が保険期間より短い場合、および無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）で保険料払込期間が終身払でない場合においても、保険期間の経過とともに、解約払戻金がゼロになる場合があります。
- \*6** 付加された特約を含みます。
- \*7** 責任準備金は積み立てられていますが、解約等した場合でも責任準備金の払戻はありません。責任準備金の払戻がない分、保険料を安くしています。なお、経過年数による責任準備金額の推移を例示しています。くわしくは「責任準備金額例表」（218 ページ）を参照ください。
- \*8** 所定の重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）で死亡した場合、重大疾病保険金が支払われることがあります。
- \*9** 亡くなられたときでも1～3級の身体障がい者手帳が交付された場合、就業障がい保険金が支払われることがあります。

解約払戻金抑制割合指定型の保険種類

- **解約払戻金抑制割合<sup>\*10</sup>** を 0.1%～99.9%に指定した場合の解約払戻金は、指定した解約払戻金抑制割合に応じて抑制されます。<sup>\*11</sup> また、解約払戻金抑制割合を 100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなります。<sup>\*11・12</sup>
- 減額、保険期間の短縮、払済定期保険への変更や他の契約への契約変換などをした場合でも、解約払戻金は同様に抑制されるか、ゼロとなります。

- <sup>\*10</sup> 解約払戻金の計算に用いる抑制割合をいい、0～100%まで（保険期間が 91 歳～100 歳の場合、0～30%まで）、自由に設定できます。
- <sup>\*11</sup> 解約払戻金を抑制した場合、保険料は抑制しない場合に比べて、割安となります。なお、解約払戻金を抑制した場合および抑制しない場合の解約払戻金額の推移を例示しています。くわしくは「解約払戻金額例表」（210 ページ）を参照ください。
- <sup>\*12</sup> 解約払戻金抑制割合を 100%に指定した場合、付加された特約を含め、解約払戻金はありません。

無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）

- **低解約払戻金期間<sup>\*13</sup>** 中の主契約部分の解約払戻金額は、低解約払戻金割合を 100%とした場合の解約払戻金額に、**低解約払戻金割合<sup>\*13</sup>**（70%）を乗じた金額となります。  
したがって、低解約払戻金期間中に契約を解約、減額、払済定期保険への変更や他の契約への契約転換などをした場合には、**解約払戻金額は低い水準となります。**<sup>\*14</sup>
- 低解約払戻金期間経過後でも、**低解約払戻金期間満了後、最初に到来する払込期月の保険料<sup>\*15</sup>** の払込がない場合の主契約部分の解約払戻金は、低解約払戻金割合を 100%とした場合の解約払戻金額に低解約払戻金割合（70%）を乗じた低い水準となります。

- <sup>\*13</sup> 「無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）」（58 ページ）を参照ください。
- <sup>\*14</sup> 低解約払戻金期間中の解約払戻金を低く定めることで、保険料を安くしています。なお、解約払戻金額の推移の例示は「解約払戻金額例表」（210 ページ）を参照ください。
- <sup>\*15</sup> 低解約払戻金期間と保険料払込期間が同一の場合、保険料払込期間中のすべての保険料とします。

無配当通減定期保険

- 解約払戻金は、**多くの場合、ゼロまたはごく少額となります。**

無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）

- **低解約払戻金期間<sup>\*16</sup>** 中の解約払戻金額は、低解約払戻金割合を 100%とした場合の解約払戻金額に、**低解約払戻金割合<sup>\*16</sup>** を乗じた金額となります。  
したがって、低解約払戻金期間中に契約を解約、減額、払済定期保険への変更や他の契約への契約転換などをした場合には、**解約払戻金額は低い水準となります。**<sup>\*17</sup>
- 保険年度が変わったときでも、前保険年度の保険料のうち払込がない金額がある場合、および当保険年度の保険料の払込がない場合には、前保険年度の低解約払戻金割合を適用します。
- 低解約払戻金期間中のすべての保険料の払込があった場合でも、低解約払戻金期間の最終保険年度の翌保険年度の保険料の払込がないときには、低解約払戻金期間は満了していないものとして取り扱い、低解約払戻金期間の最終保険年度の低解約払戻金割合を適用します。

- <sup>\*16</sup> 「無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）」（67 ページ）を参照ください。
- <sup>\*17</sup> 低解約払戻金期間中の解約払戻金を低く定めることで、保険料を安くしています。なお、解約払戻金額の推移の例示は「解約払戻金額例表」（210 ページ）を参照ください。

**無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)**

- 保険料払込期間中に解約または減額された場合、**解約払戻金はありません。** \*18-19
- また、次の場合にも払戻金はありませんのでご注意ください。

- 保険期間および保険料払込期間の短縮
- 告知義務違反または重大事由の発生による保険料払込期間中の解除
- 契約の失効
- 保険料払込期間中の被保険者の死亡

- 保険料払込期間経過後に解約、減額、解除または被保険者が死亡した場合には、解約払戻金が支払われますが、払い込まれた保険料に比べて少額となることがあります。  
また、解約払戻金の額は契約年齢、経過年数などにより異なります。
- 保険期間が終身の契約を除き、この契約では保険期間と保険料払込期間が同一となります。  
そのため、解約払戻金が発生するのは、保険期間が終身かつ保険料払込期間が保険期間より短い契約で、保険料払込期間経過後の場合のみとなります。 \*20

**!** ● 解約払戻金が支払われる場合、契約や特約を解約する際に、所定の請求書類のほか、被保険者の住民票または戸籍抄本の提出が必要となることがあります。

\*18 付加された特約を含みます。

\*19 責任準備金は積み立てられていますが、保険料払込期間中に解約等した場合でも責任準備金の払戻はありません。責任準備金の払戻がない分、保険料を安くしています。なお、経過年数による責任準備金額の推移を例示しています。くわしくは「責任準備金額例表」(218ページ)を参照ください。

\*20 ただし、保険料払込期間が経過した後でも、未払込の保険料がある場合には保険料払込期間中の契約とされますので、解約払戻金はありません。

**無配当終身介護保障保険 (保険料払込中無解約払戻金型)**

- 保険料払込期間中に解約または減額された場合、**解約払戻金はありません。** \*21-22
- また、次の場合にも払戻金はありませんのでご注意ください。

- 告知義務違反または重大事由の発生による保険料払込期間中の解除
- 契約の失効

- 保険料払込期間経過後に解約、減額、解除した場合には、解約払戻金が支払われますが、払い込まれた保険料に比べて少額となることがあります。  
また、解約払戻金の額は契約年齢、経過年数などにより異なります。
- 解約払戻金が発生するのは、保険料払込期間が終身払でない契約で、保険料払込期間経過後の場合のみとなります。 \*23

**!** ● 解約払戻金が支払われる場合、契約や特約を解約する際に、所定の請求書類のほか、被保険者の住民票または戸籍抄本の提出が必要となることがあります。

\*21 付加された特約を含みます。

\*22 責任準備金は積み立てられていますが、保険料払込期間中に解約等した場合でも責任準備金の払戻はありません。責任準備金の払戻がない分、保険料を安くしています。なお、経過年数による責任準備金額の推移を例示しています。くわしくは「責任準備金額例表」(218ページ)を参照ください。

\*23 ただし、保険料払込期間が経過した後でも、未払込の保険料がある場合には保険料払込期間中の契約とされますので、解約払戻金はありません。

**被保険者による契約者への解約請求**

- 保険法の定める次のような事由に該当する場合には、被保険者は契約者に解約を請求することができます。

- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があった場合
- 契約者と被保険者との親族関係の終了その他保険加入の前提となった事情が著しく変わった場合      など

- 被保険者から解約の請求を受けた契約者は、解約の手続きをしてください。  
(被保険者から直接当社に解約を請求することはできません。)

### 債権者などによる解約

- 債権者などによる解約は、解約の通知が当社へ届いてから1ヵ月後に効力を生じます。<sup>\*24</sup>
- ただし、次の両方を満たす**保険金・給付金などの受取人<sup>\*25</sup>**は、契約を存続させる権利があります。
  - 契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 契約者でないこと
- 保険金・給付金などの受取人が契約を存続させるためには、解約の通知の到達日から1ヵ月を経過するまでに次のすべての手続を行なう必要があります。
  - ① 契約者の同意を得ること
  - ② 解約の通知の到達日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに支払うこと
  - ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること
- 債権者などによる解約の通知の到達日から1ヵ月を経過するまでに、または、受取人が上記②における金額を債権者などに支払うことで解約の効力が生じなくなるまでに、保険金・給付金などの支払事由が生じて**保険金・給付金などを支払う場合<sup>\*26</sup>**には、上記②における金額を債権者などに支払い、その残額を受取人に支払います。<sup>\*27</sup>

<sup>\*24</sup> 無配当個人年金保険の場合、解約の通知が当社に届いた日から1ヵ月を経過した日が年金開始日以後となる場合は除きます。

<sup>\*25</sup> 解約の通知の到達日における保険金・給付金などの受取人をいいます。

<sup>\*26</sup> 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の場合、未支払の年金の現価の全部を一時に支払うこととします。

<sup>\*27</sup> 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）の場合を除きます。

## 11. 支払事由の変更

支払事由に関する規定を変更することがあります

- 次の主契約・特約では、法令などの改正や医療制度の変更などに伴い、対象となる保険金・給付金などの支払事由に関する規定などを、将来に向かって変更することがあります。**\*1・\*2**

主契約・特約	対象となる保険金・給付金など	支払事由に関する規定などを変更する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業障がい保険金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令などの改正が、保険金の支払事由に関する規定または「特定障がいの不担保」の対象の障がいに影響をおよぼすと当社が認めた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）</li> <li>● 無配当総合医療特約</li> <li>● 無配当総合医療特約（無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手術給付金</li> <li>● 放射線治療給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令などの改正または医療技術の変化が、各給付金の支払事由に関する規定に影響をおよぼすと当社が認めた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当特定手術割増給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定手術給付金</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当先進医療技術料給付特約（保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先進医療給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的医療保険制度の変更が行なわれる場合で当社が特に必要と認めた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロボットスーツ歩行運動処置給付金</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護年金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令などの改正が、保険金・給付金などの支払事由などに関する規定に影響をおよぼすと当社が認めた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険金</li> <li>● 保険料の払込の免除</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護給付金</li> </ul>	

**\*1** 主務官庁の認可を得て変更することとします。

**\*2** 支払事由に関する規定などを変更する場合、変更日の2ヵ月前までに契約者あてに連絡します。

## 12. 保障内容の見直し

- 現在の契約の保障内容を見直す方法として、「契約転換」、「契約承継」、「契約変換」などがあります。<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup> くわしくは、「契約転換」(42 ページ)、「契約承継」(44 ページ)、「契約変換」(45 ページ)を参照ください。

## 13. 保障内容移行

### 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）、無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）の場合

#### 保障内容移行の概要

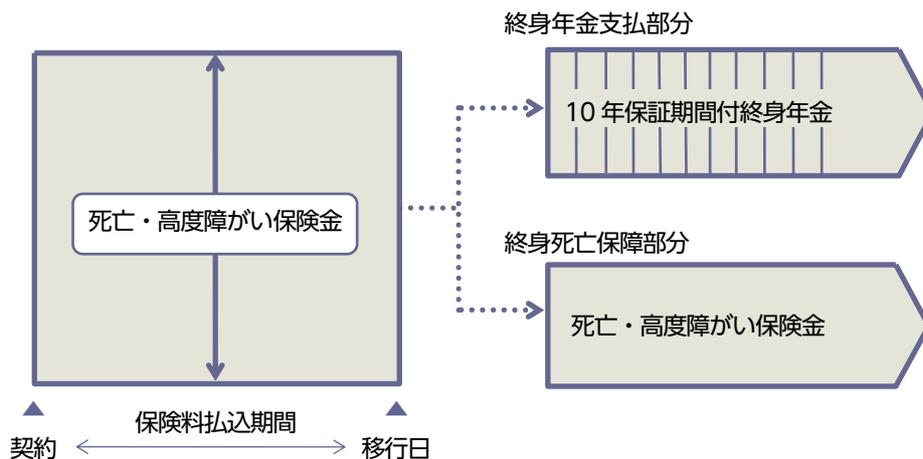
- 契約者は保険料払込期間経過後または払済定期保険への変更後、「保障内容移行特約（5年ごと利差配当付定期保険用）」を付加することで保障内容を次の取扱いに移行することができます。

- 確定年金支払の取扱い
- 終身年金支払の取扱い
- 夫婦年金支払の取扱い
- 終身死亡保障の取扱い
- 確定年金支払・終身年金支払・夫婦年金支払・終身死亡保障・定期死亡保障を組み合わせた取扱い

- 移行日は保険料払込期間経過後または払済定期保険への変更後、かつ、契約日から5年を経過した日以後のいずれかの契約応当日とします。
- 移行後の各取扱いの年金年額や保険金額は、移行時の責任準備金などをもとにして、移行時の年齢、基礎率（予定利率、予定死亡率など）により定めます。
- 現金貸付金などがある場合には、移行時に精算します。

#### 移行イメージ図

- 保険料払込期間満了日の翌日に「終身年金支払・終身死亡保障を組み合わせた取扱い」へ移行した場合（終身年金支払部分については、10年保証期間付終身年金を選択した場合）



### 保障内容移行の利用の条件

- 主契約の残存保険期間が2年以上あり、かつ契約日から5年以上経過していること。
- 今までに保障内容移行の取扱を受けていないこと。
- 移行後の基本確定年金年額・基本終身年金年額・基本夫婦年金年額・死亡保険金額が当社の定める金額以上であること。
- 移行日における**被保険者の年齢\*1**が当社の定める範囲内であること。

など

**\*1** 夫婦年金支払の取扱は、被保険者および配偶者の年齢とします。



- 取扱は今後変更となる場合があります。
- 保障内容移行の内容は、移行時の内容が適用されます。くわしくは、移行時にお渡しします専用の「ご契約のしおり」[約款]で確認ください。
- 移行後の各取扱の年金年額や保険金額の計算に使用する基礎率（予定利率、予定死亡率など）は、移行時に決まります。（移行後の各取扱の年金年額や保険金額はあらかじめ定まるものではありません。）
- 保障内容移行を希望する場合は、希望の移行日の2週間前までに手続きを完了する必要がありますので、お早目に当社の担当者または本社へお申出ください。

## 14. 他の保険種類への変更（無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)）

- 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）の保険期間満了時に、所定の条件を満たす場合、告知・診断を省略して無配当歳満期定期保険に保険種類を変更して、保険契約を継続することができます。<sup>\*1</sup>  
ただし、保険期間満了日までに払い込むべき保険料が払い込まれていることを要します。

**!** ● 「保険料の変更」または「特定障がいの不担保」の契約条件が付加されている場合は、無配当歳満期定期保険への変更はできません。

<sup>\*1</sup> 変更後は保険期間満了日翌日における無配当歳満期定期保険の普通保険約款を適用します。

### 変更の取扱時期

- 次の①または②の場合に変更が可能です。契約者は被保険者の同意を得て、保険期間満了日の2ヵ月前までに申し込みください。

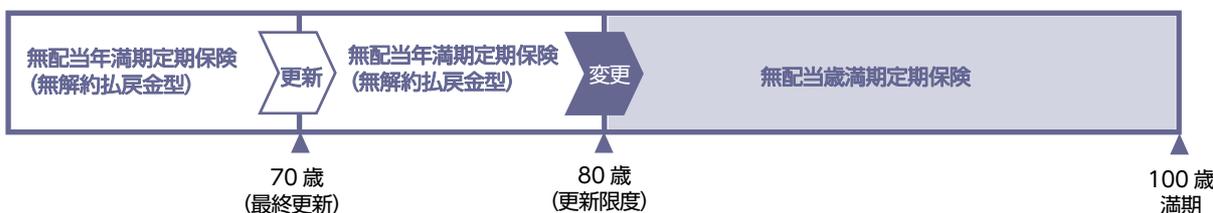
- ① 最終更新<sup>\*2</sup>時の変更
- ② 更新限度到達時の変更

(例) 最終更新時の年齢が70歳、保険期間10年の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）から100歳満期の無配当歳満期定期保険に変更

#### ① 最終更新時の変更



#### ② 更新限度到達時の変更



<sup>\*2</sup> 「契約の更新」(168ページ)を参照ください。

### 変更後の死亡保険金額

- 変更前の契約と同一とします。

### 変更後の保険期間

- 当社の定める範囲内とします。

### 変更後の保険料

- 保険期間満了日翌日における被保険者の年齢で計算します。

**!** ● 変更前の契約で保険料の払込が免除されていた場合であっても、変更後の契約の保険料は払込が免除されません。変更後の契約の保険料は払い込む必要があります。

### 変更後の特約

- 変更前の契約に災害・疾病関係の特約が付加されていた場合、変更後の契約にも同種の特約が付加されます。<sup>\*3・4</sup>

<sup>\*3</sup> 変更後の契約で同種の特約の付加を取り扱っていない場合を除きます。

また、変更前の特約が無解約払戻金型の特約の場合、当社の定める無解約払戻金型でない同種の特約が付加されるものとします。

<sup>\*4</sup> 支払限度のある災害・疾病関係の特約は、変更前と変更後の支払を通算します。

※ 他の保険種類への変更の取扱は今後変更となる場合があります。

## 15. 契約者・受取人の変更

### 契約者・受取人などの変更

- 次の変更を希望する場合には、すみやかに当社に連絡ください。

- 契約者の変更\*1
- 受取人の変更\*2
- 遺言による受取人の変更\*3
- 指定代理請求人の変更・指定撤回\*4

- 被保険者の同意や当社の承諾が必要な場合や、変更できる範囲が決まっている場合もあります。

- \*1 契約者を変更すると、契約についての一切の権利義務が新たな契約者に承継されます。
- \*2 死亡保険金受取人・死亡給付金受取人・死亡年金受取人・介護保険金受取人・介護給付金受取人を変更する際は、請求手続が円滑に進められるよう、被保険者の3親等以内の親族に変更くださいますようお願いいたします。
- \*3 遺言で受取人を変更する場合、その遺言は法律上有効な遺言であることが必要です。また、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に連絡ください。
- \*4 無配当一時払増終身保険では指定代理請求人を指定できません。

### 契約者を変更する場合の制限（Mタイプなど）

- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）では、契約者の属性に応じて、下記の入院保障関係の主契約・特約と通算して、同一の被保険者が加入できる単位入院給付金額に、次の上限を設けています。

- 法人・個人事業主：単位入院給付金額を通算して 40,000 円      - 個人：単位入院給付金額を通算して 20,000 円

（通算の対象となる主契約・特約）

	名称	
<b>主契約</b>	- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型） - 無配当医療保険（無解約払戻金型） - 5年ごと利差配当付新医療保険	- 新医療保険 - 医療保険
<b>特約</b>	- 無配当総合医療特約 - 無配当総合医療特約（無解約払戻金型） - 無配当災害入院保障特約 - 無配当新入院特約 - 無配当新入院特約（無解約払戻金型）	- 無配当新災害入院特約 - 災害入院特約[120日型] - 入院特約[120日型] *5 - 長期疾病保障付入院特約*5 - 長期入院特約[3年型] *5

- ⚠ ● 契約者が法人または個人事業主である契約の契約者を個人に変更する場合、上記の入院保障関係の主契約・特約について、同一被保険者の単位入院給付金額が通算して 20,000 円超となるとときには、20,000 円以下になるよう、すでに加入の主契約・特約を減額または解約していただきます。
- 単位入院給付金額を通算して 20,000 円以下にしていただけない場合には、契約者を個人に変更することはできません。

\*5 それぞれ、有配当保険用、5年ごと利差配当付保険用、無配当保険用があります。

### 受取人が死亡したときの留意事項

- 受取人が死亡したときは、すみやかに当社に連絡のうえ、受取人を変更してください。\*6
- 受取人を変更するまでの間は、受取人の法定相続人が新しい受取人となります。\*7

- \*6 受取人の変更に際して、当社は手続書類の提出を求めます。
- \*7 受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160ページ）を参照ください。

## 16. 住所などに変更があった場合

- **お客様の情報**<sup>\*1</sup>に変更があった場合は、次の事項を当社の担当者または本社の「コールセンター」まですみやかにお知らせください。

- 保険証券番号（同時に変更すべき他の契約もお知らせください。）
- 契約者名
- 変更された事項と変更後の内容 など

- 住所・連絡先の変更、改姓・改名のご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。



大同生命コールセンター

**0120-789-501** (通話料無料)

受付時間：9時～18時(土・日・祝日・年末年始を除く)



大同生命ホームページ

<https://www.daido-life.co.jp/>

インターネットサービスより受け付けています。



- 当社では、金融機関等がテロリズムに対する資金供給やマネー・ローンダリングに利用されることを防ぐため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、契約の締結などの際に、お客様の本人特定事項（個人の場合は氏名・住所・生年月日、法人の場合は名称・所在地）、職業または事業の内容などを確認しています。

**\*1** 個人の場合は氏名・住所・連絡先・職業など、法人の場合は名称・所在地・連絡先・事業の内容などです。

## 17. 生命保険料控除・保険金などの税務取扱

### 生命保険料控除

- 納税する人が保険料を支払い、かつ保険金・給付金などの受取人が納税する人ご自身や配偶者、その他の親族である契約の場合は、1年間の正味払込保険料のうち一定額が「所得税と地方税（住民税）の対象となる所得」から控除されます。
- 「一般生命保険料」\*1・「介護医療保険料」\*2・「個人年金保険料」\*3の3つの控除枠があり、主契約と特約の保険料について、それぞれの保障内容によって、各保険料控除額が適用されます。\*4

#### ① 所得税の生命保険料控除額（一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料それぞれにつき）

年間正味払込保険料	控除される金額※
20,000 円以下のとき	全 額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	(正味払込保険料×1/2) + 10,000 円
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	(正味払込保険料×1/4) + 20,000 円
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

※一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について控除される金額を合計し、12万円を上限とします。

#### ② 住民税の生命保険料控除額（一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料それぞれにつき）

年間正味払込保険料	控除される金額※
12,000 円以下のとき	全 額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	(正味払込保険料×1/2) + 6,000 円
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	(正味払込保険料×1/4) + 14,000 円
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

※一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について控除される金額を合計し、7万円を上限とします。

- \*1 生存または死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金などを支払うことを約する部分に係る保険料です。無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）に、災害死亡保障特則または災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）を適用している場合、その保険料は一般生命保険料の対象となります。また、無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）の保険料についても一般生命保険料の対象となります。なお、無配当一時払終身保険と無配当一時払増終身保険の一時払保険料は、その払い込まれた年のみが一般生命保険料の対象となります。
- \*2 入院などに伴う給付部分に係る保険料です。重大疾病を保障する保険種類（無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）など）や無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）などの保険料についても介護医療保険料の対象となります。
- \*3 「個人年金保険料税制適格特約」の付加された無配当個人年金保険の保険料が対象です。「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合、一般生命保険料の対象となります。192 ページの「無配当個人年金保険における個人年金保険料控除」を参照ください。
- \*4 身体の傷害のみに起因して保険金・給付金が支払われるものに係る保険料（無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当災害入院保障特約の保険料）は、生命保険料控除の対象外です。そのため、実際の支払保険料と「控除証明書」に記載されている金額は異なる場合があります。

**「無配当個人年金保険」における個人年金保険料控除**

- 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、「個人年金保険料」として「一般生命保険料控除」に代えて、別枠で「個人年金保険料控除」の対象となります。

**個人年金保険料控除を受けるための条件**

項目	条件
年金受取人	被保険者と同一で、かつ、契約者本人または契約者の配偶者
保険料払込期間	10年以上
年金の種類	保証期間付終身年金または確定年金*5のいずれかとします。

\*5 確定年金の場合、年金開始日における被保険者の年齢を60歳以上かつ年金支払期間を10年以上とする必要があります。

**個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の制限**

- 個人年金保険料税制適格特約を付加した契約では、次のような変更は取扱いません。
  - 保険料払込期間を10年未満にする変更
  - 契約日から10年以内の払済年金保険への変更
- 年金額の減額などの契約内容の変更に伴う払戻金および前納保険料の残額などは、これら契約内容の変更などの時には払い戻さず、年金開始日まで利息をつけて積み立てておき、年金開始日に一時払保険料に充当して基本年金年額を増額します。

**生命保険料控除の申告手続き**

- 生命保険料控除を受けるためには申告が必要です。  
当社から「生命保険料控除証明書」（以下「控除証明書」）をお届けしますので、大切に保管してください。

**給与所得者の方の場合**

- 毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に上記の「控除証明書」を添付して勤務先に提出し年末調整を受けてください。  
ただし、勤務先を団体・集団とする団体・集団扱の契約は、団体の担当者の確認印で証明されるため「控除証明書」は発行しません。

**申告納税者の方の場合**

- 事業所得者など申告納税者の方は確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付の上、税務署に提出し、控除を受けてください。

**死亡保険金・死亡給付金・死亡年金の受取時の税務取扱**

- 契約者・被保険者・受取人の関係により、死亡保険金などの受取時の税務取扱は次のとおり異なります。<sup>\*6</sup>

給付名称	契約形態	契約例			税の種類	
		契約者	被保険者	受取人		
死亡保険金 死亡給付金	契約者と被保険者が同一	夫	夫	妻	受取時	相続税
	契約者と受取人が同一	夫	妻	夫		所得税 (一時所得) <sup>*7</sup>
	契約者・被保険者・受取人が別人	夫	妻	子		贈与税
死亡年金	契約者と被保険者が同一	夫	夫	妻	支払事由発生時	相続税 <sup>*8</sup>
					毎年の受取時	所得税 (雑所得) <sup>*9</sup>
	契約者と受取人が同一	夫	妻	夫	毎年の受取時	所得税 (雑所得)
					契約者・被保険者・受取人が別人	夫
毎年の受取時	所得税 (雑所得) <sup>*9</sup>					

- 死亡保険金などの支払事由の発生前に**年金支払特約<sup>\*10</sup>**を付加し、死亡保険金などを年金で受け取る場合の死亡時の課税対象や、受け取っている年金を贈与する場合などの課税対象は、相続税法上の年金受給権評価額となる場合があります。くわしくは、当社の担当者または本社におたずねください。
- 契約者と被保険者が同一人で、受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金・死亡給付金 (契約が2件以上の場合は合計します。) は「**500万円×法定相続人の数**」を限度として非課税となります。

<sup>\*6</sup> 所得税には復興特別所得税が追加的に課税されます。以下同様とします。  
<sup>\*7</sup> 支払われる金額と払込保険料との差益に対して課税されます。  
<sup>\*8</sup> 相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。  
<sup>\*9</sup> 相続税等の課税対象となった部分については課税されません。  
<sup>\*10</sup> 「保険金・給付金の受取方法」(134ページ)を参照ください。

**満期保険金・健康祝金の受取時の税務取扱**

- 契約者・被保険者・受取人の関係により、満期保険金・健康祝金の受取時の税務取扱は次のとおり異なります。

給付名称	契約形態	契約例			税の種類	
		契約者	被保険者	受取人		
満期保険金	契約者と受取人が同一	夫	夫	夫	所得税 (一時所得) <sup>*11</sup>	
	受取人が契約者以外	夫	夫	妻	贈与税	
健康祝金	契約者と受取人が同一	夫	夫	夫	所得税 (一時所得) <sup>*11</sup>	

**養老保険の場合の留意事項**

- 保険料の大部分を**前納<sup>\*12</sup>**した契約で、保険期間が5年の場合には、満期時の差益 (満期保険金 + 配当金 - 払込保険料) に対し、**20%の源泉分離課税<sup>\*13</sup>**が適用されます。また、保険期間が5年を超える契約で、5年以内に減額、解約をされる場合についても、上記と同様の取扱になることがあります。

<sup>\*11</sup> 支払われる金額と払込保険料との差益に対して課税されます。  
<sup>\*12</sup> 「保険料の前納」(165ページ)を参照ください。  
<sup>\*13</sup> 復興特別所得税が追加的に課税されます。

「無配当個人年金保険」の年金の受取時の税務取扱

- 契約者・被保険者・受取人の関係により、年金受取時の税務取扱は次のとおり異なります。

契約形態	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一	夫	夫	夫	所得税（雑所得）
契約者・受取人が別人	夫	妻	妻	年金受給権取得時 ：贈与税（相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税） 毎年の年金受取時 ：所得税（雑所得） ただし、相続税等の課税対象となった部分については課税されません。

傷害や疾病を原因として支払われる保険金・給付金などの受取時の税務取扱

- 傷害や疾病を原因として支払われる保険金・給付金など\*14は、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にしたその他の親族の場合には非課税となります。

\*14 各保険種類の高度障がい保険金、高度障がい年金、重大疾病保険金、就業障がい保険金、介護年金、介護保険金、入院給付金などが対象です。

- 本項目記載の内容はすべて2020年9月現在の税制にもとづくものです。今後、税務取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

※ 取扱内容は保険種類によって異なることがあります。くわしくは「契約後における取扱内容（一覧）」（160ページ）を参照ください。

# MEMO

# 取扱基準



- この「取扱基準」は代表的な取扱を記載したものであり、契約内容などによって異なる取扱をすることや、その他の取扱基準により取り扱わないことがあります。くわしくは、当社の担当者または本社におたずねください。
- この「取扱基準」に記載している内容は、2020年9月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

## 1. 減額後の最低金額・取扱単位

### 主契約

主契約名称	基準となる保険金額 ・給付金額など	減額後の最低金額	取扱単位
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	死亡保険金額	300万円以上	10万円
● 無配当歳満期定期保険 （解約払戻金抑制割合指定型）			
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）			
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	死亡保険金額	1,000万円以上	10万円
● 無配当遡減定期保険	基本保険金額	1,000万円以上	10万円
● 無配当遡減定期保険 （保険料遡減・無解約払戻金型）	基本保険金額	保険期間（年数）×100万円	10万円
● 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）	基本保険金額	500万円以上	10万円
● 無配当終身保険	死亡保険金額	500万円以上	10万円
● 無配当一時払終身保険			
● 無配当一時払遡増終身保険	基本保険金額	500万円以上	10万円
● 養老保険	満期保険金額および 死亡保険金額	50万円以上	100円
● 無配当個人年金保険	基本年金年額	3万円以上 （保険料建ては1万円以上）	100円 （保険料建ては1万円）
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）	重大疾病保険金額	300万円以上	10万円
● 無配当重大疾病保障保険 （解約払戻金抑制割合指定型）			
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）	就業障がい保険金額	300万円以上	10万円
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制 割合指定型）			
● 無配当総合医療保険 （保険料払込中無解約払戻金型）	単位入院給付金額	1,000円以上	1,000円
● 無配当介護収入保障保険 （無解約払戻金型）	基準年金年額	80万円以上	1万円
● 無配当終身介護保障保険 （保険料払込中無解約払戻金型）	介護保険金	300万円以上	10万円

特約・特則

特約・特則名称	基準となる保険金額 ・ 給付金額	減額後の最低金額・取扱単位	
● 無配当災害割増特約	災害死亡保険金額	主契約が養老保険以外の場合	100万円以上 10万円単位
		主契約が養老保険の場合	50万円以上 10万円単位
● 無配当傷害特約	単位障がい給付金額	主契約が養老保険以外の場合	10万円以上 1万円単位
		主契約が養老保険の場合	5万円以上 1万円単位
● 無配当災害入院保障特約	単位入院給付金額	1,000円以上	1,000円単位
● 無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)	重大疾病治療給付金額	100万円以上	10万円単位
● 災害死亡保障特則 ● 災害死亡保障特則 (無解約払戻金型保険用)	災害死亡保険金額*1	300万円以上	10万円単位
● 無配当入院初期割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	単位入院給付金額*2	1,000円以上	1,000円単位
● 無配当特定疾病入院一時給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	特定疾病入院一時給付金額*3	30万円以上	3万円単位
● 無配当特定手術割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	単位手術給付金額*4	1,000円以上	1,000円単位
● 無配当先進医療技術料給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)	先進医療給付金額	減額不可	
● 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約 (特定難病用・保険料不要型)	ロボットスーツ歩行運動処置給付金額	減額不可	
● 無配当終身介護給付特約 (軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型)	介護給付金額	100万円以上	10万円単位
● 無配当総合医療特約 ● 無配当総合医療特約 (無解約払戻金型)	単位入院給付金額	1,000円以上	1,000円単位
● 無配当入院初期割増給付特約	単位入院給付金額*5		

- !**
- 主契約の死亡保険金額などを減額した場合、付加されている各種給付特約が付加限度を超え、その特約の保険金額などの減額を必要とする場合があります。
  - 契約転換・契約承継を利用した契約の場合、転換価格・承継価格が充当された部分の減額の取扱はせず、転換価格・承継価格が充当された部分を除いた金額について上記の基準が適用されます。
  - 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型) の単位入院給付金額を1万円未満に減額する場合、無配当特定疾病入院一時給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型) を解約する必要があります。

\*1 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)、無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型) の就業障がい保険金額と同額です。  
 \*2 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)、無配当総合医療特約 (無解約払戻金型) の単位入院給付金額と同額です。  
 \*3 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型) の単位入院給付金額の30倍と同額です。  
 \*4 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型) の単位入院給付金額と同額です。  
 \*5 無配当総合医療特約の単位入院給付金額と同額です。

## 2. 年金支払特約の取扱

### 付加できる保険種類

- 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）を除いた各主契約に付加できます。

### 特約の付加

- 契約者が法人の場合または契約者が個人事業主であって被保険者を従業員とする契約の場合、保険金などの支払事由発生前に限り、付加できます。**支払事由発生後は付加できません。**
- 契約者が個人の場合、保険金などの支払事由発生前・後ともに付加できます。
- 年金支払特約を付加する契約に契約者配当金がない場合でも、当社は、年金基金設定日以後の所定の契約に対して、契約者配当金の割当・支払を行いません。<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup> 配当金額は経済情勢などにより変動（増減）し、ゼロとなる年度もあります。

### 年金の支払期間

- 年金の支払期間は次のいずれかの年数から選択できます。

**「3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、36年」**

- !**
- 年金年額が**最低年金年額<sup>\*2</sup>**に満たない場合など取扱範囲外となる場合は、年金による支払を取り扱いません。
  - また、契約内容などにより、取り扱う支払期間が異なる場合や年金による支払を行わない場合があります。

- 年金の支払期間の指定・変更には、取扱可能な時期などに下表のとおり制限があります。

	契約者が「法人」または「個人事業主」 <sup>*3</sup> の場合	契約者が「個人」 <sup>*4</sup> の場合
支払期間の指定	● 特約付加時に必ず指定してください。	● 保険金などの支払事由発生までは指定しないこともできます。
支払期間の変更	● 保険金などの支払事由発生前に限り、変更できます。	● 保険金などの支払事由発生前・後ともに変更できます。 ● ただし、年金開始日以後は、変更できません。

<sup>\*2</sup> 次ページ「最低年金年額」を参照ください。

<sup>\*3</sup> 被保険者を従業員とする契約に限ります。

<sup>\*4</sup> 契約者および被保険者を個人事業主とする契約を含みます。

### 据置期間

- 据置期間とは、年金基金設定日から年金開始日までの期間です。
- 次のいずれかから選択できます。  
**「なし」または「1年」**
- 据置期間の指定・変更には、取扱可能な時期などに下表のとおり制限があります。

	契約者が「法人」または「個人事業主」の場合	契約者が「個人」の場合
据置期間の指定	● 特約付加時に必ず指定してください。	● 保険金などの支払事由発生までは指定しないこともできます。
据置期間の変更	● 保険金などの支払事由発生前に限り、変更できます。	● 保険金などの支払事由発生前に限り、変更できます。 ● なお、保険金などの支払事由発生前に据置期間の指定がなく、支払事由発生後に指定する場合、据置期間は「1年」のみ選択できます。

### 年金基金に充当される金額

- 年金基金に充当される金額は、保険金などのほか、保険料前納金の残額および未経過保険料等を含みます。

## 保険金などのうち年金基金に充当する割合

充当割合を「全部（100%）」と「一部（1～99%）」から選択できる場合

- 次の保険種類の場合はこちらをお読みください。
  - 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）
  - 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）
  - 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）
  - 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）
  - 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
  - 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）\*5
  - 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）
  - 無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）\*5
  - 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）\*5・6
- 保険金などのうち年金基金に充当する割合は「全部（100%）」または「一部（1～99%）」\*7から選択できます。
- 保険金などのうち年金基金に充当する割合の指定・変更には、取扱可能な時期などに下表のとおり制限があります。

	契約者が「法人」または「個人事業主」の場合	契約者が「個人」の場合
割合の指定	● 特約付加時に必ず指定してください。	● 保険金などの支払事由発生までは指定しないこともできます。
割合の変更	● 保険金などの支払事由発生前に限り、変更できます。	● 保険金などの支払事由発生前・後ともに変更できます。 ● ただし、年金開始日以後は、変更できません。

\*5 死亡給付金の指定は「全部（100%）」のみ取り扱います。

\*6 主契約に付加した無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）の特約死亡給付金は、「全部（100%）」のみ取り扱います。

\*7 1%単位で指定できます。

## 充当割合が「全部（100%）」のみの場合

- 次の保険種類の場合はこちらをお読みください。
  - 無配当遡減定期保険
  - 無配当遡減定期保険（保険料遡減・無解約払戻金型）
  - 無配当遡増定期保険（初期低解約払戻金型）
  - 無配当終身保険
  - 無配当一時払遡増終身保険
  - 養老保険
  - 無配当個人年金保険
- 保険金などのうち年金基金に充当する割合は「全部（100%）」です。  
ただし、契約者が個人の場合には、保険金などの支払事由発生前には「全部（100%）」のみ、支払事由発生後には「一部（1～99%）」の割合の指定（変更）ができます。
- 保険金などのうち年金基金に充当する割合の指定・変更には、取扱可能な時期などに下表のとおり制限があります。

	契約者が「法人」または「個人事業主」の場合	契約者が「個人」の場合
割合の指定	● 特約付加時に「全部（100%）」を指定してください。	● 保険金などの支払事由発生までは指定しないこともできます。
割合の変更	● 保険金などの支払事由発生前・後ともに変更できません。	● 保険金などの支払事由発生後に限り、変更できます。 ● ただし、年金開始日以後は、変更できません。

## 最低年金年額

- 最低年金年額（基本年金年額）は24万円です。



- 年金年額が最低年金年額に満たないなど取扱範囲外となる場合は、年金による支払を取り扱いません。

### 3. 健康体割引特約の取扱

#### 特約付加時の年齢・保険金額制限

保険種類	被保険者の年齢	保険金額
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	20 歳以上 75 歳以下*1	死亡保険金額 3,000 万円以上 (更新時に特約を付加する場合で更新前の契約に健康体割引特約が付加されていたときは 2,000 万円以上)
● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)	20 歳以上 80 歳以下	死亡保険金額 3,000 万円以上
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	20 歳以上 59 歳以下	
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	20 歳以上 80 歳以下	
● 無配当遡減定期保険	35 歳以上 75 歳以下*1	基本保険金額 3,500 万円以上 (遡減率がゼロの契約の場合は 3,000 万円以上)
● 無配当遡減定期保険(保険料遡減・無解約払戻金型)	25 歳以上 75 歳以下	基本保険金額 6,000 万円以上

\*1 更新時に特約を付加する場合は、最終更新時の年齢まで取扱できます。

#### 減額時に特約が消滅する保険金額

保険種類	保険金額	備考
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	死亡保険金額 2,000 万円未満	—
● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)		
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）		
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）		
● 無配当遡減定期保険	平均死亡保険金額 2,000 万円未満	更新時に特約が更新しない保険金額も同様に、 平均死亡保険金額 2,000 万円未満
● 無配当遡減定期保険(保険料遡減・無解約払戻金型)	基本保険金額 4,000 万円未満	—

#### 4. 保険金・給付金をすえ置いて受け取る場合の取扱

保険種類	取扱金額	すえ置期間
● 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）	50万円 以上	3年～10年（各年）かつ、元契約の保険期間（年数）以内
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）		
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）		
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）		
● 無配当通減定期保険		3年～5年（各年）かつ、元契約の保険期間（年数）以内
● 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）		3年～10年（各年）かつ、元契約の保険期間（年数）以内
● 無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）		
● 無配当終身保険*1		3年～10年（各年）
● 無配当一時払通増終身保険		3年～10年（各年）かつ、元契約の保険期間（年数）以内
● 養老保険		
● 無配当個人年金保険		3年～10年（各年）
● 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）		3年～10年（各年）かつ、元契約の保険期間（年数）以内
● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）		
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）		
● 無配当就業障がい保障保険 （身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）		
● 無配当終身介護保障保険 （保険料払込中無解約払戻金型）	3年～10年（各年）	

\*1 保険料の払込方法＜回数＞を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）を含みます。

## 5. 高額割引制度の取扱

### 主契約の保険料の割引

主契約名称	高 ← 保険料率 → 低									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当年満期定期保険 (無解約払戻金型)</li> <li>● 無配当通減定期保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金額 (無配当通減定期保険の場合は平均死亡保険金額)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>1,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> <td colspan="2">5,000万円以上</td> </tr> </table>					1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上
1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> <li>● 無配当歳満期定期保険 (低解約払戻金型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>1,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> <td>5,000万円以上</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table>					1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上
1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> <td>5,000万円以上</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table>					1,000万円以上		3,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上
1,000万円以上		3,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当通減定期保険 (保険料通減・無解約払戻金型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>2,000万円未満</td> <td>2,000万円以上</td> <td>4,000万円以上</td> <td>7,000万円以上</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table>					2,000万円未満	2,000万円以上	4,000万円以上	7,000万円以上	1億円以上
2,000万円未満	2,000万円以上	4,000万円以上	7,000万円以上	1億円以上						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当通増定期保険 (初期低解約払戻金型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平均保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">3,000万円未満</td> <td>3,000万円以上</td> <td colspan="2">5,000万円以上</td> </tr> </table>					3,000万円未満		3,000万円以上	5,000万円以上	
3,000万円未満		3,000万円以上	5,000万円以上							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当終身保険*1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td colspan="4">1,000万円以上</td> </tr> </table>					1,000万円未満	1,000万円以上			
1,000万円未満	1,000万円以上									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)</li> <li>● 無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大疾病保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>1,000万円以上</td> <td colspan="3">3,000万円以上</td> </tr> </table>					1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上		
1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上								
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)</li> <li>● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業障がい保険金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>1,000万円以上</td> <td colspan="3">3,000万円以上</td> </tr> </table>					1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上		
1,000万円未満	1,000万円以上	3,000万円以上								
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当総合医療保険 (保険料払込中無解約払戻金型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単位入院給付金額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">10,000円未満</td> <td colspan="2">10,000円以上</td> </tr> </table>					10,000円未満			10,000円以上	
10,000円未満			10,000円以上							

\*1 保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合 (〔無配当一時払終身保険〕)、高額割引制度は取り扱いません。

## 特約の保険料の割引

特約名称	高 ← 保険料率 → 低	
● 無配当総合医療特約	● 単位入院給付金額	
● 無配当総合医療特約 (無解約払戻金型)	10,000 円未満	10,000 円以上

## 6. 払済保険の最低保険金額など

保険種類	最低保険金額など
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	払済定期保険の最低死亡保険金額 10 万円
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）	
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）	払済生活障がい保障定期保険の最低死亡保険金額 10 万円
● 無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）	払済定期保険の最低死亡保険金額 10 万円
● 無配当終身保険*1	払済終身保険の最低死亡保険金額 500 万円
● 養老保険	払済養老保険の最低死亡保険金額 10 万円
● 無配当個人年金保険	払済年金保険の最低基本年金年額 3 万円
● 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）	払済重大疾病保障保険の最低重大疾病保険金額 300 万円
● 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)	払済就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）の 最低就業障がい保険金額 300 万円

\*1 保険料の払込方法＜回数＞を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）は取り扱いません。

## 7. 契約者貸付の取扱

保険種類	最低貸付金額	最低返済金額
● 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）	5,000 円以上 100 円単 位	1,000 円
● 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）		
● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）		
● 無配当通増定期保険（初期低解約払戻金型）		
● 無配当終身保険*1		
● 養老保険		
● 無配当個人年金保険		
● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）		

\*1 保険料の払込方法＜回数＞を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）を含みます。

# 個人情報の取扱・契約者保護

## 1. 個人情報の取扱

### 個人情報の利用目的

- 当社は、申込の契約により取得する個人情報を、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。  
なお、個人情報には申込書の他、申込の契約に関する付属書類から取得する個人情報を含みます。

- 各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金または給付金など（以下「保険金など」といいます。）の支払
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス\*1のご案内・提供、契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務\*2
- 保険業法その他の法令により認められるその他の業務  
（投資信託の取引において、既に取得している個人情報は、法令に基づき一定期間、保管します。）
- 保険取引に関する支払調書作成事務など

\*1 各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ（<https://www.daido-life.co.jp/>）でご覧いただけます。

\*2 保険契約の税務・経理処理に関する情報の提供などを含みます。当社は、保険契約の経理処理に関する各種情報を、契約者の顧問税理士に提供する場合があります（取扱者が契約者の顧問税理士事務所を母体とする代理店の場合）。

### 医療情報などの機微（センシティブ）情報の取扱

- 当社は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金などの支払、保険商品の開発などに利用するため、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定められる医療情報、本籍地などの機微情報\*3を取得・利用します。  
また、取得した機微情報は、業務上必要な範囲で、保険金などの受取人、指定代理請求人などおよび当社の募集担当者（代理店含む）に提供する場合があります。  
なお、機微情報はすでに取得しているものも含まれます。

\*3 機微情報については、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、当該利用目的以外では利用しません。

### 再保険会社への情報提供

- 当社は、再保険会社における保険契約の引受、継続・維持管理、保険金などの支払に利用するために、再保険\*4の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額などの契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など、当該業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

\*4 引受リスクの適切な分散を目的として、当社が他の保険会社と締結する保険契約を再保険といいます。（再保険会社が他の再保険会社と締結する再々保険を含みます。）

### 保有する個人情報の保持

- 当社は、申込の契約により取得する個人情報について、申込の契約が締結にいたらなかった場合や、解約、保険期間満了など、契約が消滅した後も、各種保険契約の引受、取引履歴の確認、各種照会などへの対応、その他保険に関連・付随する業務などのために保持します。  
なお、提出いただいた申込書などは申込の契約が締結されたかどうかにかかわらず返却しません。

### 他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などの支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度・契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の契約者・被保険者の個人情報や契約内容などの情報を特定の者と共同して利用しています。

## 2. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

### 制度の内容

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）の引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）の支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。
- 保険契約等の申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等を引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込があった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等の引受またはこれらの保険金等の支払の判断の参考とするために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびに引受および支払の判断の参考とする期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 当社は、この制度により知り得た内容を、保険契約等の引受およびこれらの保険金等の支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。また、当社は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

### 【登録事項】

- 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- 入院給付金の種類および日額
- 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 取扱会社名

上記登録事項において、保険契約者、被保険者、（災害）死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、（災害）死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社の担当者または本社の「コールセンター」にお問合せください。



大同生命コールセンター

**0120-789-501**（通話料無料）

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除く）

- ※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」を参照ください。

### 3. 支払査定時照会制度

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。
- 当社は、保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
- 相互照会される情報は下記のものに限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
- また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等による支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
- 照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。
- 当社は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

#### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし、ます。）
- 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社の担当者または本社の「コールセンター」にお問合せください。



大同生命コールセンター  
0120-789-503（通話料無料）

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除く）

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」を参照ください。

### 4. 保険金額・給付金額・年金年額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金額・給付金額・年金年額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額・給付金額・年金年額などが削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

## 5. 生命保険契約者保護機構

- 当社は生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は以下のとおりです。
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行なうなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、**運用実績連動型保険契約の特定特別勘定<sup>\*1</sup>**に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、**高予定利率契約<sup>\*2</sup>**を除き、**責任準備金など<sup>\*3</sup>**の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。<sup>\*4</sup>）。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度）が設けられる可能性もあります。

**\*1** 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

**\*2** 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

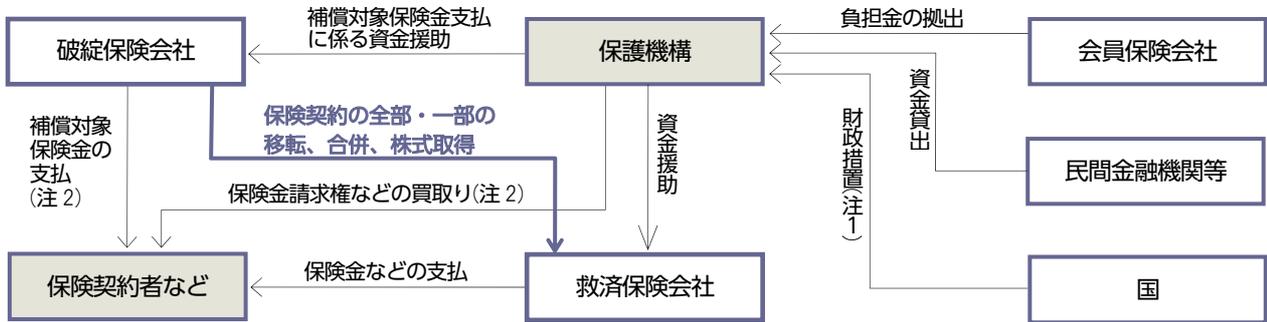
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

**\*3** 責任準備金などは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

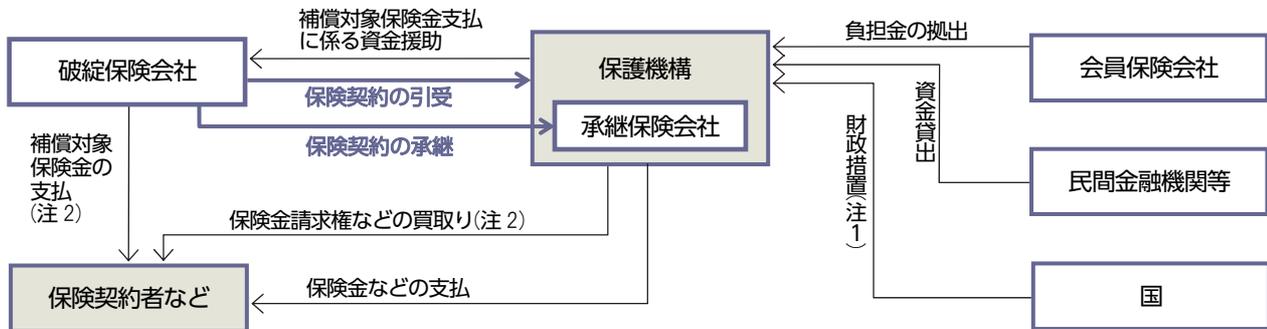
**\*4** 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページの\*2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

# MEMO

# 解約払戻金額例表

- この商品は、指定した解約払戻金抑制割合に応じて解約払戻金額を抑制することができます。解約払戻金を抑制した場合および抑制しない場合の解約払戻金額の推移は下表のとおりです。

## 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）【男性】

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：14,190円		団体月払保険料：9,903円		団体月払保険料：6,500円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	170,280円	84,000円	118,836円	42,000円	78,000円	0円
5年	851,400円	666,000円	594,180円	333,000円	390,000円	0円
10年	1,702,800円	1,404,000円	1,188,360円	702,000円	780,000円	0円
20年	3,405,600円	2,831,000円	2,376,720円	1,415,500円	1,560,000円	0円
30年	5,108,400円	4,219,000円	3,565,080円	2,109,500円	2,340,000円	0円
40年	6,811,200円	5,357,000円	4,753,440円	2,678,500円	3,120,000円	0円
50年	8,514,000円	5,590,000円	5,941,800円	2,795,000円	3,900,000円	0円
60年	10,216,800円	0円	7,130,160円	0円	4,680,000円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：17,780円		団体月払保険料：13,143円		団体月払保険料：9,660円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	213,360円	118,000円	157,716円	59,000円	115,920円	0円
5年	1,066,800円	833,000円	788,580円	416,500円	579,600円	0円
10年	2,133,600円	1,727,000円	1,577,160円	863,500円	1,159,200円	0円
20年	4,267,200円	3,416,000円	3,154,320円	1,708,000円	2,318,400円	0円
30年	6,400,800円	4,838,000円	4,731,480円	2,419,000円	3,477,600円	0円
40年	8,534,400円	5,320,000円	6,308,640円	2,660,000円	4,636,800円	0円
50年	10,668,000円	0円	7,885,800円	0円	5,796,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：23,440円		団体月払保険料：18,595円		団体月払保険料：15,150円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	281,280円	165,000円	223,140円	82,500円	181,800円	0円
5年	1,406,400円	1,060,000円	1,115,700円	530,000円	909,000円	0円
10年	2,812,800円	2,161,000円	2,231,400円	1,080,500円	1,818,000円	0円
20年	5,625,600円	4,028,000円	4,462,800円	2,014,000円	3,636,000円	0円
30年	8,438,400円	4,899,000円	6,694,200円	2,449,500円	5,454,000円	0円
40年	11,251,200円	0円	8,925,600円	0円	7,272,000円	0円



- この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）【女性】

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：9,860円		団体月払保険料：7,018円		団体月払保険料：4,750円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	118,320円	38,000円	84,216円	19,000円	57,000円	0円
5年	591,600円	432,000円	421,080円	216,000円	285,000円	0円
10年	1,183,200円	926,000円	842,160円	463,000円	570,000円	0円
20年	2,366,400円	1,857,000円	1,684,320円	928,500円	1,140,000円	0円
30年	3,549,600円	2,756,000円	2,526,480円	1,378,000円	1,710,000円	0円
40年	4,732,800円	3,525,000円	3,368,640円	1,762,500円	2,280,000円	0円
50年	5,916,000円	3,656,000円	4,210,800円	1,828,000円	2,850,000円	0円
60年	7,099,200円	0円	5,052,960円	0円	3,420,000円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：12,030円		団体月払保険料：8,985円		団体月払保険料：6,670円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	144,360円	57,000円	107,820円	28,500円	80,040円	0円
5年	721,800円	528,000円	539,100円	264,000円	400,200円	0円
10年	1,443,600円	1,111,000円	1,078,200円	555,500円	800,400円	0円
20年	2,887,200円	2,195,000円	2,156,400円	1,097,500円	1,600,800円	0円
30年	4,330,800円	3,152,000円	3,234,600円	1,576,000円	2,401,200円	0円
40年	5,774,400円	3,464,000円	4,312,800円	1,732,000円	3,201,600円	0円
50年	7,218,000円	0円	5,391,000円	0円	4,002,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：15,280円		団体月払保険料：12,110円		団体月払保険料：9,840円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	183,360円	83,000円	145,320円	41,500円	118,080円	0円
5年	916,800円	652,000円	726,600円	326,000円	590,400円	0円
10年	1,833,600円	1,360,000円	1,453,200円	680,000円	1,180,800円	0円
20年	3,667,200円	2,596,000円	2,906,400円	1,298,000円	2,361,600円	0円
30年	5,500,800円	3,178,000円	4,359,600円	1,589,000円	3,542,400円	0円
40年	7,334,400円	0円	5,812,800円	0円	4,723,200円	0円

⚠️ ● この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

## 解約払戻金額例表

- この商品は、指定した解約払戻金抑制割合に応じて解約払戻金額を抑制することができます。解約払戻金を抑制した場合および抑制しない場合の解約払戻金額の推移は下表のとおりです。

### 無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）【男性】

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：18,810円		団体月払保険料：14,213円		団体月払保険料：11,000円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	225,720円	137,000円	170,556円	68,500円	132,000円	0円
5年	1,128,600円	926,000円	852,780円	463,000円	660,000円	0円
10年	2,257,200円	1,903,000円	1,705,560円	951,500円	1,320,000円	0円
20年	4,514,400円	3,686,000円	3,411,120円	1,843,000円	2,640,000円	0円
30年	6,771,600円	5,171,000円	5,116,680円	2,585,500円	3,960,000円	0円
40年	9,028,800円	5,964,000円	6,822,240円	2,982,000円	5,280,000円	0円
50年	11,286,000円	5,122,000円	8,527,800円	2,561,000円	6,600,000円	0円
60年	13,543,200円	0円	10,233,360円	0円	7,920,000円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：24,680円		団体月払保険料：19,993円		団体月払保険料：16,830円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	296,160円	186,000円	239,916円	93,000円	201,960円	0円
5年	1,480,800円	1,135,000円	1,199,580円	567,500円	1,009,800円	0円
10年	2,961,600円	2,265,000円	2,399,160円	1,132,500円	2,019,600円	0円
20年	5,923,200円	4,174,000円	4,798,320円	2,087,000円	4,039,200円	0円
30年	8,884,800円	5,298,000円	7,197,480円	2,649,000円	6,058,800円	0円
40年	11,846,400円	4,703,000円	9,596,640円	2,351,500円	8,078,400円	0円
50年	14,808,000円	0円	11,995,800円	0円	10,098,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：34,070円		団体月払保険料：29,573円		団体月払保険料：26,600円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	408,840円	246,000円	354,876円	123,000円	319,200円	0円
5年	2,044,200円	1,366,000円	1,774,380円	683,000円	1,596,000円	0円
10年	4,088,400円	2,596,000円	3,548,760円	1,298,000円	3,192,000円	0円
20年	8,176,800円	4,243,000円	7,097,520円	2,121,500円	6,384,000円	0円
30年	12,265,200円	4,041,000円	10,646,280円	2,020,500円	9,576,000円	0円
40年	16,353,600円	0円	14,195,040円	0円	12,768,000円	0円



- この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）【女性】

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：16,530円		団体月払保険料：13,473円		団体月払保険料：11,430円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	198,360円	102,000円	161,676円	51,000円	137,160円	0円
5年	991,800円	719,000円	808,380円	359,500円	685,800円	0円
10年	1,983,600円	1,423,000円	1,616,760円	711,500円	1,371,600円	0円
20年	3,967,200円	2,547,000円	3,233,520円	1,273,500円	2,743,200円	0円
30年	5,950,800円	3,388,000円	4,850,280円	1,694,000円	4,114,800円	0円
40年	7,934,400円	3,805,000円	6,467,040円	1,902,500円	5,486,400円	0円
50年	9,918,000円	3,082,000円	8,083,800円	1,541,000円	6,858,000円	0円
60年	11,901,600円	0円	9,700,560円	0円	8,229,600円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：20,730円		団体月払保険料：17,950円		団体月払保険料：16,140円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	248,760円	115,000円	215,400円	57,500円	193,680円	0円
5年	1,243,800円	725,000円	1,077,000円	362,500円	968,400円	0円
10年	2,487,600円	1,421,000円	2,154,000円	710,500円	1,936,800円	0円
20年	4,975,200円	2,526,000円	4,308,000円	1,263,000円	3,873,600円	0円
30年	7,462,800円	3,198,000円	6,462,000円	1,599,000円	5,810,400円	0円
40年	9,950,400円	2,724,000円	8,616,000円	1,362,000円	7,747,200円	0円
50年	12,438,000円	0円	10,770,000円	0円	9,684,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：25,960円		団体月払保険料：23,468円		団体月払保険料：21,880円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	311,520円	130,000円	281,616円	65,000円	262,560円	0円
5年	1,557,600円	754,000円	1,408,080円	377,000円	1,312,800円	0円
10年	3,115,200円	1,458,000円	2,816,160円	729,000円	2,625,600円	0円
20年	6,230,400円	2,446,000円	5,632,320円	1,223,000円	5,251,200円	0円
30年	9,345,600円	2,280,000円	8,448,480円	1,140,000円	7,876,800円	0円
40年	12,460,800円	0円	11,264,640円	0円	10,502,400円	0円

● この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

## 解約払戻金額例表

- この商品は、指定した解約払戻金抑制割合に応じて解約払戻金額を抑制することができます。解約払戻金を抑制した場合および抑制しない場合の解約払戻金額の推移は下表のとおりです。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）【男性】

※災害死亡保障特則・災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）適用

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：11,550円		団体月払保険料：8,348円		団体月払保険料：5,720円	
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額
1年	138,600円	53,000円	100,176円	26,500円	68,640円	0円
5年	693,000円	505,000円	500,880円	252,500円	343,200円	0円
10年	1,386,000円	1,074,000円	1,001,760円	537,000円	686,400円	0円
20年	2,772,000円	2,145,000円	2,003,520円	1,072,500円	1,372,800円	0円
30年	4,158,000円	3,082,000円	3,005,280円	1,541,000円	2,059,200円	0円
40年	5,544,000円	3,793,000円	4,007,040円	1,896,500円	2,745,600円	0円
50年	6,930,000円	3,613,000円	5,008,800円	1,806,500円	3,432,000円	0円
60年	8,316,000円	0円	6,010,560円	0円	4,118,400円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：14,160円		団体月払保険料：10,693円		団体月払保険料：7,910円	
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額
1年	169,920円	76,000円	128,316円	38,000円	94,920円	0円
5年	849,600円	617,000円	641,580円	308,500円	474,600円	0円
10年	1,699,200円	1,290,000円	1,283,160円	645,000円	949,200円	0円
20年	3,398,400円	2,441,000円	2,566,320円	1,220,500円	1,898,400円	0円
30年	5,097,600円	3,365,000円	3,849,480円	1,682,500円	2,847,600円	0円
40年	6,796,800円	3,384,000円	5,132,640円	1,692,000円	3,796,800円	0円
50年	8,496,000円	0円	6,415,800円	0円	4,746,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：18,130円		団体月払保険料：14,495円		団体月払保険料：11,610円	
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額
1年	217,560円	105,000円	173,940円	52,500円	139,320円	0円
5年	1,087,800円	740,000円	869,700円	370,000円	696,600円	0円
10年	2,175,600円	1,475,000円	1,739,400円	737,500円	1,393,200円	0円
20年	4,351,200円	2,720,000円	3,478,800円	1,360,000円	2,786,400円	0円
30年	6,526,800円	3,039,000円	5,218,200円	1,519,500円	4,179,600円	0円
40年	8,702,400円	0円	6,957,600円	0円	5,572,800円	0円



- この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）【女性】  
 ※災害死亡保障特則・災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）適用

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：90歳、保険金額：1,000万円

経過年数	30歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：8,550円		団体月払保険料：6,440円		団体月払保険料：4,780円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	102,600円	19,000円	77,280円	9,500円	57,360円	0円
5年	513,000円	338,000円	386,400円	169,000円	286,800円	0円
10年	1,026,000円	743,000円	772,800円	371,500円	573,600円	0円
20年	2,052,000円	1,475,000円	1,545,600円	737,500円	1,147,200円	0円
30年	3,078,000円	2,129,000円	2,318,400円	1,064,500円	1,720,800円	0円
40年	4,104,000円	2,605,000円	3,091,200円	1,302,500円	2,294,400円	0円
50年	5,130,000円	2,478,000円	3,864,000円	1,239,000円	2,868,000円	0円
60年	6,156,000円	0円	4,636,800円	0円	3,441,600円	0円

経過年数	40歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：10,260円		団体月払保険料：8,033円		団体月払保険料：6,340円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	123,120円	35,000円	96,396円	17,500円	76,080円	0円
5年	615,600円	413,000円	481,980円	206,500円	380,400円	0円
10年	1,231,200円	875,000円	963,960円	437,500円	760,800円	0円
20年	2,462,400円	1,674,000円	1,927,920円	837,000円	1,521,600円	0円
30年	3,693,600円	2,296,000円	2,891,880円	1,148,000円	2,282,400円	0円
40年	4,924,800円	2,316,000円	3,855,840円	1,158,000円	3,043,200円	0円
50年	6,156,000円	0円	4,819,800円	0円	3,804,000円	0円

経過年数	50歳					
	解約払戻金抑制割合を0%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を50%に指定した場合		解約払戻金抑制割合を100%に指定した場合	
	団体月払保険料：12,770円		団体月払保険料：10,505円		団体月払保険料：8,830円	
	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額	払込保険料累計額	解約払戻金額
1年	153,240円	52,000円	126,060円	26,000円	105,960円	0円
5年	766,200円	490,000円	630,300円	245,000円	529,800円	0円
10年	1,532,400円	1,010,000円	1,260,600円	505,000円	1,059,600円	0円
20年	3,064,800円	1,847,000円	2,521,200円	923,500円	2,119,200円	0円
30年	4,597,200円	2,080,000円	3,781,800円	1,040,000円	3,178,800円	0円
40年	6,129,600円	0円	5,042,400円	0円	4,238,400円	0円

⚠️ ● この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 保険料は解約払戻金抑制割合のみによって定まるものではありません。このため、解約払戻金抑制割合を例えば50%に指定した場合でも、保険料は50%となりません。

## 解約払戻金額例表

- この商品は、低解約払戻金期間中の主契約部分の解約払戻金額を低くしています。解約払戻金額の推移は下表のとおりです。

### 無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：100歳、保険金額：1,000万円、低解約払戻金期間：70歳

- 団体月払保険料：（男性）14,390円、（女性）12,730円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *
1年	172,680円	74,900円	107,000円	152,760円	61,600円	88,000円
5年	863,400円	552,300円	789,000円	763,800円	484,400円	692,000円
10年	1,726,800円	1,171,100円	1,673,000円	1,527,600円	1,029,700円	1,471,000円
20年	3,453,600円	2,424,800円	3,464,000円	3,055,200円	2,136,400円	3,052,000円
30年	5,180,400円	3,740,800円	5,344,000円	4,582,800円	3,317,300円	4,739,000円
40年	6,907,200円	5,058,200円	7,226,000円	6,110,400円	4,563,300円	6,519,000円
50年	8,634,000円	8,371,000円	8,371,000円	7,638,000円	7,696,000円	7,696,000円
60年	10,360,800円	8,983,000円	8,983,000円	9,165,600円	8,241,000円	8,241,000円
70年	12,087,600円	0円	0円	10,693,200円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）18,980円、（女性）16,380円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *
1年	227,760円	105,700円	151,000円	196,560円	86,100円	123,000円
5年	1,138,800円	707,000円	1,010,000円	982,800円	606,900円	867,000円
10年	2,277,600円	1,477,700円	2,111,000円	1,965,600円	1,274,700円	1,821,000円
20年	4,555,200円	3,024,700円	4,321,000円	3,931,200円	2,634,100円	3,763,000円
30年	6,832,800円	4,562,600円	6,518,000円	5,896,800円	4,063,500円	5,805,000円
40年	9,110,400円	7,967,000円	7,967,000円	7,862,400円	7,271,000円	7,271,000円
50年	11,388,000円	8,783,000円	8,783,000円	9,828,000円	8,037,000円	8,037,000円
60年	13,665,600円	0円	0円	11,793,600円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）26,310円、（女性）21,940円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *	払込保険料 累計額	解約払戻金額	[参考] 解約払戻金額 (低くしない場合) *
1年	315,720円	149,800円	214,000円	263,280円	119,700円	171,000円
5年	1,578,600円	924,700円	1,321,000円	1,316,400円	775,600円	1,108,000円
10年	3,157,200円	1,908,200円	2,726,000円	2,632,800円	1,622,600円	2,318,000円
20年	6,314,400円	3,790,500円	5,415,000円	5,265,600円	3,323,600円	4,748,000円
30年	9,471,600円	7,336,000円	7,336,000円	7,898,400円	6,642,000円	6,642,000円
40年	12,628,800円	8,472,000円	8,472,000円	10,531,200円	7,735,000円	7,735,000円
50年	15,786,000円	0円	0円	13,164,000円	0円	0円



- この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 参考として、低解約払戻金期間中の主契約部分の解約払戻金額を低くしなかった場合の解約払戻金額も掲載しています。なお、解約した場合、この欄に表示の金額ではなく、「解約払戻金額」欄に記載の金額が支払われます。

- この商品は、低解約払戻金期間中の主契約部分の解約払戻金額を低くしています。解約払戻金額の推移は下表のとおりです。

無配当増定期保険（初期低解約払戻金型）

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：70歳、基本保険金額：1,000万円、前払期間：14年

- 団体月払保険料：（男性）40,270円、（女性）21,710円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*
1年	483,240円	179,900円	257,000円	260,520円	31,500円	45,000円
3年	1,449,720円	1,071,000円	1,190,000円	781,560円	492,300円	547,000円
5年	2,416,200円	2,142,000円	2,142,000円	1,302,600円	1,057,000円	1,057,000円
10年	4,832,400円	4,394,000円	4,394,000円	2,605,200円	2,162,000円	2,162,000円
15年	7,248,600円	6,684,000円	6,684,000円	3,907,800円	3,270,000円	3,270,000円
20年	9,664,800円	7,927,000円	7,927,000円	5,210,400円	3,726,000円	3,726,000円
30年	14,497,200円	7,755,000円	7,755,000円	7,815,600円	3,331,000円	3,331,000円
40年	19,329,600円	0円	0円	10,420,800円	0円	0円

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：70歳、基本保険金額：1,000万円、前払期間：14年

- 団体月払保険料：（男性）44,050円、（女性）22,490円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*
1年	528,600円	224,000円	320,000円	269,880円	53,200円	76,000円
3年	1,585,800円	1,186,200円	1,318,000円	809,640円	519,300円	577,000円
5年	2,643,000円	2,333,000円	2,333,000円	1,349,400円	1,085,000円	1,085,000円
10年	5,286,000円	4,773,000円	4,773,000円	2,698,800円	2,207,000円	2,207,000円
15年	7,929,000円	7,223,000円	7,223,000円	4,048,200円	3,297,000円	3,297,000円
20年	10,572,000円	7,355,000円	7,355,000円	5,397,600円	3,232,000円	3,232,000円
30年	15,858,000円	0円	0円	8,096,400円	0円	0円

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：72歳、基本保険金額：1,000万円、前払期間：14年

- 団体月払保険料：（男性）45,100円、（女性）21,990円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*	払込保険料 累計額	解約払戻金額	【参考】 解約払戻金額 (低くしない場合)*
1年	541,200円	250,600円	358,000円	263,880円	72,800円	104,000円
3年	1,623,600円	1,201,500円	1,335,000円	791,640円	512,100円	569,000円
5年	2,706,000円	2,325,000円	2,325,000円	1,319,400円	1,037,000円	1,037,000円
10年	5,412,000円	4,751,000円	4,751,000円	2,638,800円	2,109,000円	2,109,000円
15年	8,118,000円	7,115,000円	7,115,000円	3,958,200円	3,095,000円	3,095,000円
20年	10,824,000円	3,542,000円	3,542,000円	5,277,600円	1,460,000円	1,460,000円
22年	11,906,400円	0円	0円	5,805,360円	0円	0円

● この「解約払戻金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

\* 参考として、低解約払戻金期間中の主契約部分の解約払戻金額を低くしなかった場合の解約払戻金額も掲載しています。なお、解約した場合、この欄に表示の金額ではなく、「解約払戻金額」欄に記載の金額が支払われます。

# 責任準備金額列表

- この商品には解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額列表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

## 無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：10年、保険金額：1,000万円

- 団体月払保険料：（男性）2,110円、（女性）1,910円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	25,320円	0円	1,000円	22,920円	0円	2,000円
3年	75,960円	0円	4,000円	68,760円	0円	5,000円
5年	126,600円	0円	6,000円	114,600円	0円	6,000円
7年	177,240円	0円	6,000円	160,440円	0円	6,000円
10年	253,200円	0円	0円	229,200円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）3,010円、（女性）2,560円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	36,120円	0円	5,000円	30,720円	0円	3,000円
3年	108,360円	0円	13,000円	92,160円	0円	9,000円
5年	180,600円	0円	17,000円	153,600円	0円	13,000円
7年	252,840円	0円	17,000円	215,040円	0円	12,000円
10年	361,200円	0円	0円	307,200円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）5,280円、（女性）3,820円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	63,360円	0円	13,000円	45,840円	0円	6,000円
3年	190,080円	0円	32,000円	137,520円	0円	14,000円
5年	316,800円	0円	42,000円	229,200円	0円	17,000円
7年	443,520円	0円	39,000円	320,880円	0円	16,000円
10年	633,600円	0円	0円	458,400円	0円	0円



- この「責任準備金額列表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

- この商品には解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額列表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

## 無配当通減定期保険（保険料通減・無解約払戻金型）

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：(80-加入年齢)年、基本保険金額：5,000万円

- 団体月払基本保険料：(男性) 12,800円、(女性) 8,950円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	153,600円	0円	90,000円	107,400円	0円	60,000円
5年	737,280円	0円	450,000円	515,520円	0円	290,000円
10年	1,397,760円	0円	890,000円	977,340円	0円	540,000円
20年	2,488,320円	0円	1,600,000円	1,739,880円	0円	910,000円
30年	3,271,680円	0円	1,885,000円	2,287,620円	0円	990,000円
40年	3,747,840円	0円	1,260,000円	2,620,560円	0円	675,000円
50年	3,916,800円	0円	0円	2,738,700円	0円	0円

- 団体月払基本保険料：(男性) 18,950円、(女性) 12,250円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	227,400円	0円	125,000円	147,000円	0円	70,000円
5年	1,091,520円	0円	595,000円	705,600円	0円	325,000円
10年	2,069,340円	0円	1,110,000円	1,337,700円	0円	570,000円
20年	3,683,880円	0円	1,720,000円	2,381,400円	0円	810,000円
30年	4,843,620円	0円	1,220,000円	3,131,100円	0円	595,000円
40年	5,548,560円	0円	0円	3,586,800円	0円	0円

- 団体月払基本保険料：(男性) 34,750円、(女性) 20,400円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	417,000円	0円	205,000円	244,800円	0円	95,000円
5年	1,959,912円	0円	935,000円	1,150,560円	0円	425,000円
10年	3,607,080円	0円	1,605,000円	2,117,520円	0円	730,000円
20年	5,963,160円	0円	1,465,000円	3,500,640円	0円	715,000円
30年	7,068,240円	0円	0円	4,149,360円	0円	0円

- !**
- この「責任準備金額列表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

## 責任準備金額例表

- この商品には解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額例表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

### 無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：10年、保険金額：1,000万円

- 団体月払保険料：（男性）2,600円、（女性）4,780円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	31,200円	0円	7,000円	57,360円	0円	20,000円
3年	93,600円	0円	17,000円	172,080円	0円	45,000円
5年	156,000円	0円	24,000円	286,800円	0円	58,000円
7年	218,400円	0円	22,000円	401,520円	0円	53,000円
10年	312,000円	0円	0円	573,600円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）5,970円、（女性）9,770円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	71,640円	0円	25,000円	117,240円	0円	36,000円
3年	214,920円	0円	57,000円	351,720円	0円	65,000円
5年	358,200円	0円	71,000円	586,200円	0円	76,000円
7年	501,480円	0円	62,000円	820,680円	0円	66,000円
10年	716,400円	0円	0円	1,172,400円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）13,790円、（女性）15,070円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	165,480円	0円	64,000円	180,840円	0円	52,000円
3年	496,440円	0円	143,000円	542,520円	0円	86,000円
5年	827,400円	0円	186,000円	904,200円	0円	100,000円
7年	1,158,360円	0円	172,000円	1,265,880円	0円	87,000円
10年	1,654,800円	0円	0円	1,808,400円	0円	0円



- この「責任準備金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

- この商品には解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額例表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）  
※災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）適用

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：10年、保険金額：1,000万円

- 団体月払保険料：（男性）2,510円、（女性）2,330円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	30,120円	0円	2,000円	27,960円	0円	1,000円
3年	90,360円	0円	6,000円	83,880円	0円	2,000円
5年	150,600円	0円	8,000円	139,800円	0円	3,000円
7年	210,840円	0円	7,000円	195,720円	0円	3,000円
10年	301,200円	0円	0円	279,600円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）3,390円、（女性）2,960円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	40,680円	0円	5,000円	35,520円	0円	5,000円
3年	122,040円	0円	12,000円	106,560円	0円	11,000円
5年	203,400円	0円	15,000円	177,600円	0円	14,000円
7年	284,760円	0円	14,000円	248,640円	0円	12,000円
10年	406,800円	0円	0円	355,200円	0円	0円

- 団体月払保険料：（男性）6,130円、（女性）4,480円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	73,560円	0円	18,000円	53,760円	0円	8,000円
3年	220,680円	0円	45,000円	161,280円	0円	21,000円
5年	367,800円	0円	56,000円	268,800円	0円	27,000円
7年	514,920円	0円	49,000円	376,320円	0円	25,000円
10年	735,600円	0円	0円	537,600円	0円	0円

- !** ● この「責任準備金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

## 責任準備金額例表

- この商品には保険料払込期間中の解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額例表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

### 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型） [標準型]

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：終身、単位入院給付金額：1万円

- 団体月払保険料：(男性) 4,150円、(女性) 4,330円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	49,800円	0円	23,040円	51,960円	0円	17,960円
5年	249,000円	0円	120,750円	259,800円	0円	100,460円
10年	498,000円	0円	265,240円	519,600円	0円	236,040円
20年	996,000円	0円	619,720円	1,039,200円	0円	589,200円
30年	1,494,000円	0円	1,014,370円	1,558,800円	0円	1,007,310円
40年	1,992,000円	0円	1,263,020円	2,078,400円	0円	1,367,240円
50年	2,490,000円	0円	1,210,820円	2,598,000円	0円	1,486,410円

- 団体月払保険料：(男性) 5,410円、(女性) 5,390円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	64,920円	0円	34,770円	64,680円	0円	32,550円
5年	324,600円	0円	183,870円	323,400円	0円	174,600円
10年	649,200円	0円	386,800円	646,800円	0円	375,050円
20年	1,298,400円	0円	821,800円	1,293,600円	0円	822,310円
30年	1,947,600円	0円	1,118,070円	1,940,400円	0円	1,220,660円
40年	2,596,800円	0円	1,115,120円	2,587,200円	0円	1,385,840円

- 団体月払保険料：(男性) 7,520円、(女性) 7,250円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	90,240円	0円	49,650円	87,000円	0円	47,140円
5年	451,200円	0円	256,120円	435,000円	0円	243,830円
10年	902,400円	0円	502,020円	870,000円	0円	498,330円
20年	1,804,800円	0円	877,370円	1,740,000円	0円	963,950円
30年	2,707,200円	0円	956,200円	2,610,000円	0円	1,209,720円



- この「責任準備金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

- この商品には解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額列表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

## 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）

[ご契約例] 保険期間・保険料払込期間：90歳、年金年額：120万円

- 団体月払保険料：(男性) 16,968円、(女性) 13,260円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	203,616円	0円	106,320円	159,120円	0円	82,440円
5年	1,018,080円	0円	586,200円	795,600円	0円	432,720円
10年	2,036,160円	0円	1,278,240円	1,591,200円	0円	913,200円
20年	4,072,320円	0円	2,880,240円	3,182,400円	0円	2,023,680円
30年	6,108,480円	0円	4,555,800円	4,773,600円	0円	3,215,760円
40年	8,144,640円	0円	5,371,440円	6,364,800円	0円	4,055,760円
50年	10,180,800円	0円	4,026,360円	7,956,000円	0円	3,369,120円
60年	12,216,960円	0円	120,000円	9,547,200円	0円	120,000円

- 団体月払保険料：(男性) 23,232円、(女性) 17,436円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	278,784円	0円	158,640円	209,232円	0円	110,280円
5年	1,393,920円	0円	830,880円	1,046,160円	0円	579,720円
10年	2,787,840円	0円	1,739,760円	2,092,320円	0円	1,194,480円
20年	5,575,680円	0円	3,611,640円	4,184,640円	0円	2,510,640円
30年	8,363,520円	0円	4,677,600円	6,276,960円	0円	3,524,040円
40年	11,151,360円	0円	3,610,920円	8,369,280円	0円	3,052,320円
50年	13,939,200円	0円	120,000円	10,461,600円	0円	120,000円

- 団体月払保険料：(男性) 33,120円、(女性) 23,712円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	397,440円	0円	210,600円	284,544円	0円	140,280円
5年	1,987,200円	0円	1,073,880円	1,422,720円	0円	721,680円
10年	3,974,400円	0円	2,171,400円	2,845,440円	0円	1,494,840円
20年	7,948,800円	0円	3,619,080円	5,690,880円	0円	2,758,080円
30年	11,923,200円	0円	2,977,080円	8,536,320円	0円	2,595,960円
40年	15,897,600円	0円	120,000円	11,381,760円	0円	120,000円

- !**
- この「責任準備金額列表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

## 責任準備金額例表

- この商品には保険料払込期間中の解約払戻金がないため、参考として責任準備金額の推移を掲載しています。なお、この「責任準備金額例表」に記載の責任準備金額は、解約した場合でも払戻されません。

### 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）

【ご契約例】 保険期間・保険料払込期間：終身、介護保険金額：1,000万円

- 団体月払保険料：（男性）5,300円、（女性）6,300円

経過年数	30歳男性			30歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	63,600円	0円	23,000円	75,600円	0円	35,000円
5年	318,000円	0円	124,000円	378,000円	0円	190,000円
10年	636,000円	0円	275,000円	756,000円	0円	422,000円
20年	1,272,000円	0円	672,000円	1,512,000円	0円	1,044,000円
30年	1,908,000円	0円	1,216,000円	2,268,000円	0円	1,927,000円
40年	2,544,000円	0円	1,884,000円	3,024,000円	0円	3,065,000円
50年	3,180,000円	0円	2,514,000円	3,780,000円	0円	4,202,000円

- 団体月払保険料：（男性）6,680円、（女性）8,310円

経過年数	40歳男性			40歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	80,160円	0円	37,000円	99,720円	0円	56,000円
5年	400,800円	0円	197,000円	498,600円	0円	304,000円
10年	801,600円	0円	431,000円	997,200円	0円	671,000円
20年	1,603,200円	0円	1,021,000円	1,994,400円	0円	1,622,000円
30年	2,404,800円	0円	1,743,000円	2,991,600円	0円	2,845,000円
40年	3,206,400円	0円	2,428,000円	3,988,800円	0円	4,069,000円

- 団体月払保険料：（男性）9,160円、（女性）11,940円

経過年数	50歳男性			50歳女性		
	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額	払込保険料 累計額	解約払戻金額	責任準備金額
1年	109,920円	0円	59,000円	143,280円	0円	92,000円
5年	549,600円	0円	313,000円	716,400円	0円	494,000円
10年	1,099,200円	0円	672,000円	1,432,800円	0円	1,073,000円
20年	2,198,400円	0円	1,491,000円	2,865,600円	0円	2,447,000円
30年	3,297,600円	0円	2,274,000円	4,298,400円	0円	3,830,000円



- この「責任準備金額例表」に記載の内容は、2020年9月現在のものであり、今後変更される場合があります。また、記載の保険料は団体月払保険料です。所属する団体・集団から脱退などをされたときには、以後の保険料が上がる場合があります。

# 約款別表 (抜粋)

「約款」は、当社があらかじめ定めた保険契約の内容（とりきめ）を記載したものです。約款には「普通保険約款」と「特約」があります。

「約款別表 (抜粋)」は、約款の別表のうち、主なものを掲載しています。

文言の直後の(備-1)、(備-2)と記載されている箇所は、末尾に「備考」として詳細な内容や補足的な内容などの規定が設けられていることを示します。

# 約款別表（抜粋）

## 1. 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目のうち表2の分類項目(備-1)に該当するもの（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）とします。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(備-1)

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落・墮落 (W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49) (備-2)	・ 騒音への曝露 (W42) (備-2) ・ 振動への曝露 (W43) (備-2)
・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64) (備-2)	
・ 不慮の溺死及び溺水 (W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤えんく嚥く吸引く 胃内容物の誤えんく嚥く吸引く (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥く吸引く (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えんく嚥く吸引く (W80)
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露 (W85～W99) (備-2)	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露 (W94) (高山病等) (備-2)
・ 煙、火及び火炎への曝露 (X00～X09) (備-2)	
・ 熱及び高温物質との接触 (X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・ 自然の力への曝露 (X30～X39) (備-2)	・ 自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等) (備-2)
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 (X40～X49) (備-2)(備-3)(備-4)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態 (X50～X57)	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動 (X51) (乗り物酔い等) ・ 無重力環境への長期滞在 (X52)
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) (備-2)	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入及び戦争行為 (Y35～Y36)	・ 合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的及び外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤 (Y40～Y59) (備-4)によるもの	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

(備-1) 分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2013年版) 準拠」に記載のとおりとします。

(備-2) 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(備-3) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(備-4) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

## 2. 対象となる高度障がい状態

- ① 「高度障害状態」とは次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)  
 (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(備-2)  
 (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(備-3)  
 (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)  
 (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)  
 (6) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-4)  
 (7) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの(備-4)

- ② 高度障害状態について、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用もしくは下肢の用を全く失った状態または常に介護を要する状態が永久に継続するものとは認められなかった場合でも、その状態が、その状態となった日からその日を含めて1年以上継続したときには、継続期間が1年となった日に永久に継続する状態となったものとして取り扱います。
- ③ 身体部位の名称は、次の図のとおりとします。  
 (本「約款別表 (抜粋)」の末尾に掲載している「身体部位の説明図」をご覧ください。)

### 備考

#### (備-1) 眼の障害 (視力障害)

- ① 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
 ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
 ③ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### (備-2) 言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。  
 (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合  
 (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合  
 (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

② 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### (備-3) 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### (備-4) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節 (上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節) の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 3. 対象となる身体障がい状態

- ① 「身体障害状態」とは次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1 眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)  
 (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-2)  
 (3) 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-3)  
 (4) 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-3)  
 (5) 10 手指の用を全く永久に失ったもの(備-4)  
 (6) 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指 (母指) および第 2 指 (示指) を含んで 4 手指を失ったもの(備-4)  
 (7) 10 足指を失ったもの(備-5)  
 (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(備-6)

- ② 身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

(本「約款別表 (抜粋)」の末尾に掲載している「身体部位の説明図」をご覧ください。)

### 備考

#### (備-1) 眼の障害 (視力障害)

- ① 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
 ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
 ③ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### (備-2) 耳の障害 (聴力障害)

- ① 聴力の測定は、日本工業規格 (昭和 57 年 8 月 14 日改定) に準拠したオージオメータで行ないます。  
 ② 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、 $1/4 \cdot (a + 2b + c)$  の値が、90 デシベル以上 (耳介に接しても大声語を理解しえないもの) で、回復の見込のない場合をいいます。

#### (備-3) 上・下肢の障害

① 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節 (上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節) の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

② 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### (備-4) 手指の障害

- ① 「手指を失ったもの」とは、第 1 指 (母指) においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。  
 ② 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節 (第 1 指 (母指) においては指節間関節) の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### (備-5) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

#### (備-6) 脊柱の障害

- ① 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても、外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。  
 ② 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち、2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

## 4. 介護年金・介護保険金・介護給付金の支払事由に関する取扱

**!** ● 無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）は以下の①・②、無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）は以下の①・②・③、無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）は以下の①・④をお読みください。

- ① 公的介護保険制度  
「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）にもとづく介護保険制度をいいます。
- ② 要介護3以上  
「要介護3以上」とは、公的介護保険制度において、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- ③ 要介護1または要介護2  
「要介護1または要介護2」とは、公的介護保険制度において、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護1または要介護2の状態をいいます。
- ④ 要介護1以上  
「要介護1以上」とは、公的介護保険制度において、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定められた要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

## 5. 対象となる要介護状態

**!** ● 無配当歳満期定期保険（生活障がい保障型）、無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）はこちらをお読みください。

「要介護状態」とは、次の1. または2. のいずれかに該当したときをいいます。

1. 下表の(1)が全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、下表の(2)から(5)のうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

名 称	状 態
(1)歩行 立った状態から、歩幅・速度は問わず5m程度以上歩けるかどうか。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。) ②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分で行える。 ④自 立 ：自分で行える。
(2)衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分で行える。
(3)入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分で行える。
(4)食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。) ②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。(切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。) ③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分で行える。

<p>(5)排泄</p> <p>排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含まれません。</p>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。（排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。）</p> <p>②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。</p> <p>③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分でできる。（特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。）</p> <p>④自立 ：自分でできる。</p>
-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10（2013 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3) 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(4) 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ア) 時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(イ) 場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(ウ) 人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 6. 対象となる要介護状態および軽度以上の要介護状態

**!** ● 無配当終身介護保障保険（保険料払込中無解約払戻金型）はこちらをお読みください。

- ① 「要介護状態」とは、次の 1. または 2. のいずれかに該当したときをいいます。
1. 表 1 の(1)が全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、表 1 の(2)から(5)のうち 2 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
  2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表 2 のとおりとします。
- ② 「軽度以上の要介護状態」とは、次の 1. または 2. のいずれかに該当したときをいいます。
1. 表 1 の(1)から(5)のうち 1 項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
  2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表 2 のとおりとします。

表 1

名 称	状 態
<p>(1)歩行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     立った状態から、歩幅・速度は問わず 5m程度以上歩けるかどうか。                 </div>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。)</p> <p>②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。</p> <p>③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分で行える。</p> <p>④自 立 ：自分でできる。</p>
<p>(2)衣服の着脱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。                 </div>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。</p> <p>②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。</p> <p>③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。)</p> <p>④自 立 ：自分でできる。</p>
<p>(3)入浴</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。                 </div>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。</p> <p>②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。</p> <p>③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。)</p> <p>④自 立 ：自分でできる。</p>
<p>(4)食物の摂取</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。                 </div>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。)</p> <p>②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。(切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。)</p> <p>③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分で行える。(補装具等を使用している場合を含みます。)</p> <p>④自 立 ：自分でできる。</p>
<p>(5)排泄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。                 </div>	<p>①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。)</p> <p>②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。</p> <p>③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分で行える。(特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。)</p> <p>④自 立 ：自分でできる。</p>

表 2

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(7)、(4)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(7) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(4) 正常に成熟した脳が、(7)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(7) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013 年版 準拠)」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013 年版 準拠)」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(4) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3) 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

<p>通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているとありますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。</p> <p>意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。</p> <p>意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。</p> <p>意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(7) 時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(4) 場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(4) 人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 7. 対象となる軽度以上の要介護状態

**!** ● 無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付・保険料払込中無解約払戻金型）はこちらをお読みください。

「軽度以上の要介護状態」とは、次の1. または2. のいずれかに該当したときをいいます。

1. 表1の(1)から(5)のうち1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
2. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき。なお、「器質性認知症」、「意識障害」および「見当識障害」については表2のとおりとします。

表1

名 称	状 態
(1)歩行 立った状態から、歩幅・速度は問わず5m程度以上歩けるかどうか。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(何かに捕まっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。) ②一部介助 ：補装具等を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：補装具等を使用すれば自分でできる。 ④自 立 ：自分でできる。
(2)衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等を含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：衣服を工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：衣服を工夫すれば自分でできる。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分でできる。
(3)入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等を含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。 ②一部介助 ：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：浴槽などを工夫すれば自分でできる。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分でできる。
(4)食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等を含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(スプーンフィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。) ②一部介助 ：食器、食物等を工夫しても介助がなければ困難。(切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。) ③ほぼ自立 ：食器、食物等を工夫すれば自分でできる。(補装具等を使用している場合を含みます。) ④自 立 ：自分でできる。
(5)排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等を含みません。	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。) ②一部介助 ：特別の器具を使用しても介助がなければ困難。 ③ほぼ自立 ：特別の器具を使用すれば自分でできる。(特別の器具使用後の後始末のみの介助が必要な場合を含みます。) ④自 立 ：自分でできる。

表 2

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

(ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた次の分類項目中に定めるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

(3) 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(4) 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(ア) 時間の見当識障害	季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(イ) 場所の見当識障害	今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(ウ) 人物の見当識障害	日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 8. 対象となる重大疾病 (悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)

**!** ● 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型)、無配当重大疾病保障保険 (解約払戻金抑制割合指定型) はこちらをお読みください。

対象となる重大疾病 (悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中) とは、表 1 によって定義づけられる疾病で、かつ、表 2 に規定されるものとします。

表 1 対象となる重大疾病 (悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中) の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常 (脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる) により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表 2 対象となる重大疾病 (悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中) の基本分類コード

① 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。(備考-1)

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
骨髄線維症	D47.4	
慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20~I25)のうち、	
	(1)急性心筋梗塞 (2)再発性心筋梗塞	I21 I22
3. 脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち、	
	(1)くも膜下出血	I60
	(2)脳内出血	I61
	(3)脳梗塞	I63

- ② ①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3.2 版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision）に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものとし、(備-2) (備-3)ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。

第 5 桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 備考

- (備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表 2 の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。
- (備-2) 「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
- (備-3) 国際がん研究機関（IARC）より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3. 2 版」（International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision）において新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」において新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物として取り扱います。

## 9. 対象となる重大疾病 (悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中)

**!** ● 無配当重大疾病治療給付特約 (上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型) はこちらをお読みください。

対象となる重大疾病 (悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中) とは、表 1 によって定義づけられる疾病で、かつ、表 2 に規定されるものとします。

表 1 対象となる重大疾病 (悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中) の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病 (ただし、2. に定める疾病を除く)
2. 上皮内癌・皮膚癌	以下のいずれかの疾病 (1)上皮内癌 (2)皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
3. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の 3 項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
4. 脳卒中	脳血管の異常 (脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる) により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表 2 対象となる重大疾病 (悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中) の基本分類コード

① 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。(備・1)

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の悪性黒色腫 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43 C45~C49 C50 C51~C58 C60~C63 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
2. 上皮内癌・皮膚癌	(1)上皮内癌 悪性新生物 上皮内新生物 子宮頸 (部) の異形成 (N87) のうち、 中等度子宮頸 (部) 異形成 高度子宮頸 (部) の異形成、他に分類されないもの (2)皮膚癌 皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C00~C97 D00~D09 N87.1 N87.2 C44
3. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20~I25)のうち、 (1)急性心筋梗塞 (2)再発性心筋梗塞	I21 I22
4. 脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち、 (1)くも膜下出血 (2)脳内出血 (3)脳梗塞	I60 I61 I63

- ② ①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3.2 版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision) に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3)ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。

第 5 桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- ③ ①「2. 上皮内癌・皮膚癌」において「(1)上皮内癌」とは、国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3.2 版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision) に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3)ただし、「中等度子宮頸(部)異形成」および「高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの」は、この③の規定にかかわらず「(1)上皮内癌」に該当するものとして取り扱います。

第 5 桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内、非浸潤性、非侵襲性

- ④ ①「2. 上皮内癌・皮膚癌」において「(2)皮膚癌」とは、国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3.2 版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision) に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3)

第 5 桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 備考

- (備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表 2 の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。
- (備-2) 「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性または上皮内癌に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌に含めることがあります。
- (備-3) 国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第 3.2 版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition, Second Revision) において新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性および上皮内癌に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第 3 版」において新生物の性状を表す第 5 桁コードが悪性または上皮内癌に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌として取り扱います。

## 10. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

## 11. 対象となる特定疾病 (平成6年10月12日総務庁告示第75号準拠版)

- !** ● 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）、無配当総合医療特約、無配当総合医療特約（無解約払戻金型）はこちらをお読みください。

対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10（2003年版）準拠によるものとします。(備-1)

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D07、D09
	子宮頸(部)の異形成(N87)のうち、 中等度子宮頸(部)異形成 高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの	N87.1 N87.2
心疾患	心臓併発症を伴うリウマチ熱	I01
	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	高血圧性心疾患	I11
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

備考  
(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、別表に掲げる疾病以外に新たにがん、心疾患または脳血管疾患に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当社が特に認めるときに限り、その疾病を対象となるがん、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。

## 12. 対象となる特定疾病 (平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号準拠版)

- 無配当特定疾病入院一時給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型) はこちらをお読みください。

対象となる特定疾病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。(備-1)

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00~C14
	消化器の悪性新生物	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40~C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43~C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45~C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81~C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
上皮内新生物	D00~D07、D09	
子宮頸(部)の異形成(N87)のうち、 中等度子宮頸(部)異形成	N87.1	
高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの	N87.2	
心疾患 (備-2)	心臓併発症を伴うリウマチ熱	I01
	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09
	高血圧性心疾患	I11
	虚血性心疾患	I20~I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26~I28
	その他の型の心疾患	I30~I52
脳血管疾患	脳血管疾患	I60~I69

- 備考  
(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において診断確定日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、別表に掲げる疾病以外に新たにがん、心疾患または脳血管疾患に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となるがん、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。  
(備-2) 疾患の終末期の状態としての心不全・心停止等は含みません。

## 13. 対象となる感染症

対象となる感染症とは、次の 1. または 2. のいずれかをいいます。

1. 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のもの。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04

(ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り。)

2. 新型コロナウイルス感染症 (ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの) に限り。)

## 14. 障がい給付倍率表

身体障害状態および給付倍率は次のとおりとします。

等級	身体障害状態	単位障害給付金額に対する給付倍率
A 級	1. 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの(備-1) 2. 10 手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの(備-2) 3. 1 肢に第 B 級の 6 から 8 までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の 1 肢に第 B 級の 6 から 8 までまたは第 C 級の 14 から 18 までのいずれかの身体障害を生じたもの 4. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-3)	7 倍
B 級	5. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの(備-4) 6. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 7. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 8. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 4 手指を失ったもの(備-2) 9. 10 足指を失ったもの(備-5) 10. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(備-6)	5 倍
C 級	11. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの(備-4) 12. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの(備-7) 13. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの(備-8) 14. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 15. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの(備-1) 16. 1 下肢が永久に 5 センチ以上短縮したもの 17. 1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)のうち少くとも 1 手指を含んで 3 手指以上を失ったもの(備-2) 18. 1 手の 5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 3 手指以上の用を全く永久に失ったもの(備-2) 19. 10 足指の用を全く永久に失ったもの(備-5) 20. 1 足の 5 足指を失ったもの(備-5)	3 倍
D 級	21. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 22. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 23. 1 手の第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を失ったか、第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 3 手指を失ったもの(備-2) 24. 1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの(備-2) 25. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの(備-5) 26. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの(備-3) 27. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの(備-3) 28. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの(備-9) 29. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの(備-6)	1.5 倍

備考

- (備-1) 上・下肢の障害
- ① 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
  - ② 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
  - ③ 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込がない場合をいいます。
- (備-2) 手指の障害
- ① 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
  - ② 「手指を失ったもの」とは、第 1 指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
  - ③ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中指指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。
- (備-3) 耳の障害(聴力障害)
- ① 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年 8 月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
  - ② 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、 $1/4 \cdot (a + 2b + c)$  の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で、回復の見込のない場合をいいます。
  - ③ 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記②の  $1/4 \cdot (a + 2b + c)$  の値が 70 デシベル以上(40 cm を超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (備-4) 眼の障害(視力障害)
- ① 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - ③ 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、きょう正視力が 0.06 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - ④ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

## 約款別表 (抜粋)

等級	身体障害状態	単位障害給付金額に対する給付倍率
E 級	30. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 31. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備-1) 32. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 33. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの(備-2) 34. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの(備-2) 35. 1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの(備-5) 36. 1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの(備-5)	1 倍

## (備-5) 足指の障害

- ① 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- ② 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

## (備-6) 脊柱の障害

- ① 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても、外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- ② 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- ③ 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

## (備-7) 言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- ② 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

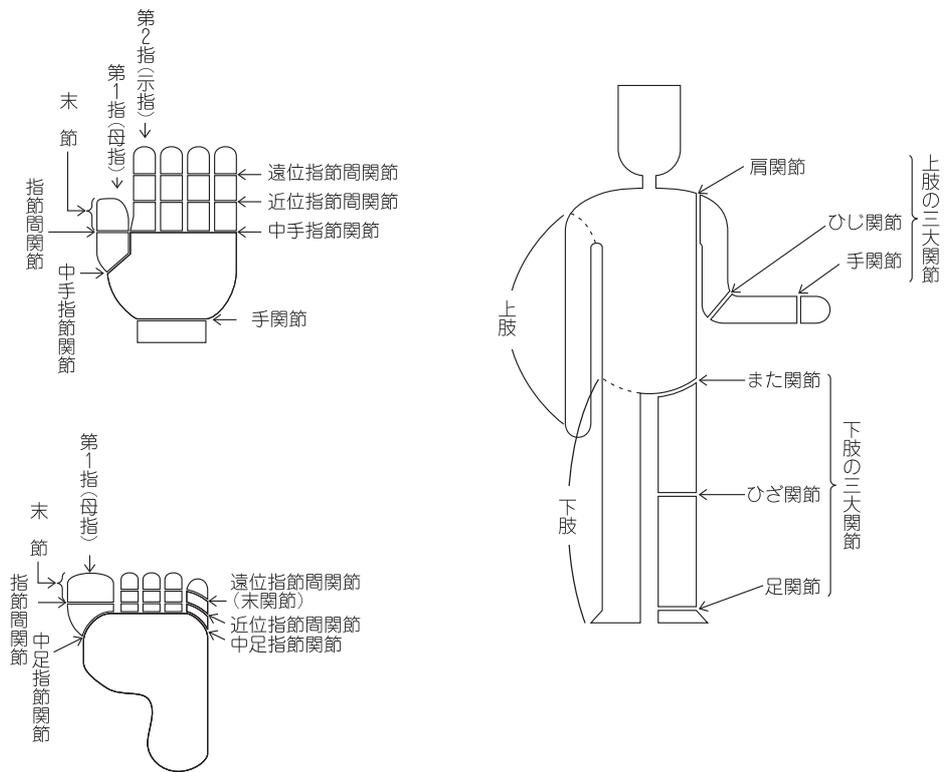
## (備-8) 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

## (備-9) 鼻の障害

- ① 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- ② 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、回復の見込のない場合をいいます。

## 15. 身体部位の説明図 (対象となる高度障がい状態・対象となる身体障がい状態)



## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項を記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みくださいますようお願いいたします。

### 特に

●クーリング・オフ(契約申込の撤回など)	P.35
●健康状態・職業などの告知義務	P.36
●保険会社の責任開始時期	P.38
●保険金などが支払われない場合	P.135~142
●保険料の払込方法(経路)	P.164
●保険料の払込猶予期間と契約の失効	P.166
●契約の復活	P.166
●契約の解約と解約払戻金	P.181

などは、契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問合せください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

## ご契約の生命保険のご照会・お手続きを コールセンターでおうかがいします。

大同生命コールセンター

**0120-789-501**(通話料無料)

受付時間：9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人、またはご家族登録制度のご登録者よりお願いいたします。

A

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
<https://www.daido-life.co.jp/>